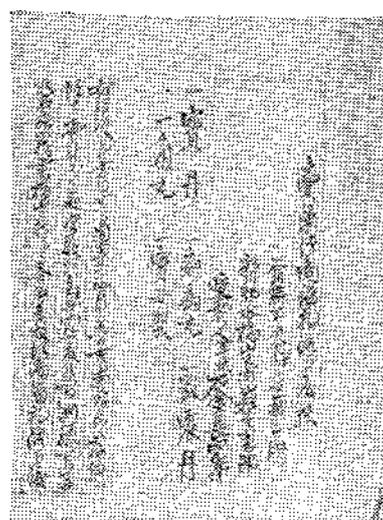
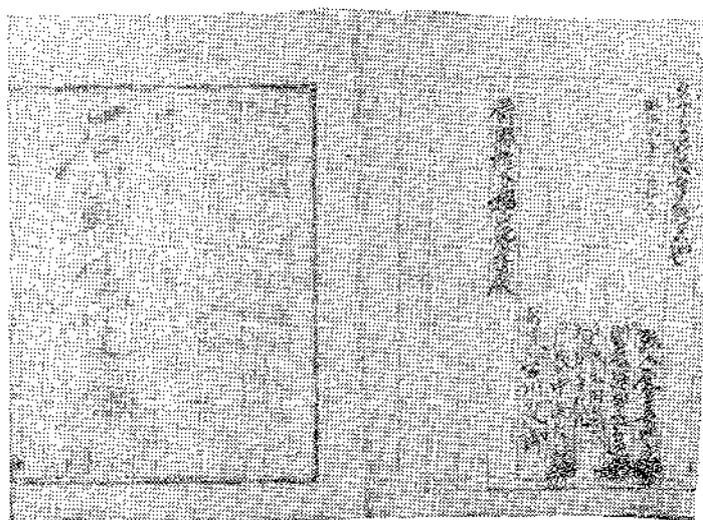


IV
流
通



明治11年3月 売業行商鑑札下付願（富山市役所蔵・財団法人 水橋郷土史料館保管）

本文712頁参照

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

一 懸 場

三六 明治元年七月 出金請合証文

三六 明治元年七月 出金請合証文

出金請合証文之事

出金請合証文之事

伊勢講四番目、同苗清助取当り、出金寄高都合儘ニ請取被申候、仍而後会懸金九拾九兩之為引当同人所持場所之内、

播州仲間永喜講十四番目取当り出金寄高儘ニ受取被申候、依而後会懸出金三拾四兩之為引当、同人所持場所播州之國

五歩美作之國渡川ノ東不残り懸高ノ六百五拾貫文、代銀九貫七百五拾目之売券、右之通入置被申候、然上者年定会之

四歩之内、市川ノ東不殘懸高ノ貳百五十貫文帳面壹冊、代銀四貫貳百五十日之売券壹通差出被申候、然上者年定会懸

出金三兩宛急度懸繼可被申候、万一人相滞候ハ、右引当ニ不拘、私ノ急度懸繼、御連中江少茂御難題相懸申間敷

出金貳兩宛急度懸繼可被申候、若相滞候ハ、右引当不拘、私ノ急度懸繼御連中へ御難題相懸申間敷候、此上ニも及其

候、此上ニも彼是申立候ハ、此証文之趣を以御断可被成候、為其出金請合証文如件

場彼是申立候ハ、此証文乃趣を以御断可被成、為其出金請合証文如件

明治二年巳二月

慶応四辰年七月

永喜講

御連中

清助

懸

伊勢講

連中

善次郎

印

(関野家文書・富山市立郷土博物館蔵)

三六 明治三年一月 富山売薬人、一人足につき国

札十五兩宛借用願

正銳心覚書

一 是迄御当所ニハ御国産無之御国柄ニ御座候処、往古元禄三年之頃ヨリ是迄年数百七拾余年相立チ元禄三年頃、始而松井屋源右衛門ト申者諸国江反魂丹売薬売弘メ、元祖之仁ニ御座候然ル処、追々真似致シ、数名旅出仕候様ニ相成、其節御役名前一人足ニ銀拾匁、連人ニ六匁上納被仰付置候処、文政六年ニ名前金一兩連人ニ金三歩被仰付二拾二ケ年之間、上納仕居申候、其後弘化二年ニ連人御役金一步御増方ニテ、是モ同様一兩ニ被仰付、及場所買求候モノヨリ一匁之御冥加金被仰付過分之御増方ニ候得共御産物、御恩之事故、一統御請仕、是迄上納仕來申候

一 嘉永七年寅六月、積金講頼母子貳拾組一統へ被為仰付御請仕、暫時之所懸金仕置候

一 文久元年酉三月、一ケ年御役金、御再借、上納被仰付

置候処、奉長上納仕候、右金之御利息ハ毎年春御下方ニ相成申候

一 売薬人往古仕入方ヨリ當時之仕入向等ニ比ブレバ、紙、

風薬、駄賃等ハ、已前之値段ニ五・六倍增ニ御座候、第

一、宿料近年迄、一夜百五十文ヨリ二百文迄之処、当時

一步一朱ヨリ三朱ト三四文迄ニ引揚申候

一 貳拾組之内、拾一、貳ケ国ニ中古御国札出来ニ相成申候

近頃打続金違之処、御座候ニ付、持参金過分不足仕候モノ数多御座候、猶未二歩金通用致候処御座候、何分断申候時ハ貸方ニ相成、無拠、持参仕候モノ御座候、此モノ差当リ難儀迷惑罷在申候

一 売薬人毎歳数多旅出仕候内、三四人斗ハ旅方ニ於キテ病死仕候、猶又盗賊ニ出合申モノ、或ハ博奕シ遊女買等致シ、畢竟欠落等仕候モノ都合十人余リ宛ハ、例年御座候此ケン先ニ当リ候者ハ其年之不運ト存居申候

一 売薬渡世之モノハ親妻子ニ離レ、遠国ニ参ル商売柄ニ御座候、当所ハ前々ヨリ売薬家業流行之処故、自然ト旅

出仕候、当時人数二千六、七百人斗モ御座候哉、一ヶ年

之内・八ヶ月旅方ニ罷居申候、其日数他国ニテ飯食致、

御領国市中、飯米之為筋ニモ可相成哉ト奉存候、此飯米

一人ニ五合ト見テ、日ニ拾三石、一ヶ月ニ三百九拾石、

七ヶ月ト見テ都合二千七百三十石斗ニ御座候

一 老人足分七・八ヶ月之宿料代メ六拾兩斗ニ相成、一人

足ニ乃至千貫文取揚仕候ハバ、五歩仕入ト見テ五拾兩、

兩様合百拾兩、旅先ニオキテ百貫文、拾兩持参ト致シメ

高百兩、差引拾兩之不足ニ相成申候、此外路金、留主居

雜用等ハ丸明ニ相成爲体ニ御座候

一 御国ニハ他ノ商売モ数多御座候得共、売薬場所帳面ハ

御産物取一之品ニ御座候、往古ヨリ近年迄所持人、得勝

手ヲ以テ讓渡度ト申モノ、一人ニ而モ御座候得バ、仲間

共ハ勿論、他之者承リ、時々期々ヲ争ヒ懇望之モノ出来

讓受中候故、是迄ハ加金石ニ思ヒ仕来申候、然ル処近年

打統、諸色高価之時節ニハ一切引合不申哉、望人無之、

当時引当ニ而融通致シ兼困窮罷合申候

一 老人足ニ御国札拾五兩宛御拝借、十ヶ年之御年賦被為

下候ハバ、乃至三万何千兩之一割宛十ヶ年ニ上納仕度奉

存候、左候得バ一ヶ年ニ三千何百兩ハ二拾組、当番年行

司ニオキテ、正金ニ而急度取立、全上納可仕候

右之通ケ條之儘御耳ニ御達候儀、御多用之御中不願誠ニ以

テ恐多奉存候得共、切迫故、不得止事

御難題之御儀、奉中上候間、何卒厚ク御憐愍ヲ以テ願之通、

被為仰付被下候様仕度奉願上候(下略)

午正月

越後組年行司

久次郎

司 富之助

同 宗兵衛

(『歴貫堂史』)

三六 明治三年一月 売薬場所帳面売券証文

売薬場所帳面売券証文事

一 阿州行志人

帳面名前 宮本屋文吉

高屋 清助

代銀 三百貫文 さり売 葉帳面式冊

和泉景 長右衛門 印

取揚高 一 二百貳拾貫文斗り 帳面名前 高松徳嶋屋

(内藤記念くすり博物館蔵)

安 兵 衛

代銀千貳百貫文 さり売 葉帳面式冊 鑑札付

三〇 明治五年二月 反魂丹売券証文

右之通り私持所之葉帳面、貴殿へ永代売渡シ申候処実正ニ

同 永代売渡申反魂丹売券証文之事

御座候、且ハ代銀不殘儘ニ請取申候、然上ハ右場所先江代

一 私所持場所之内、式厘、出羽之國最上新庄不殘、懸高

人たり共入込中間敷候、又ハ場所先ニ万一買懸り借用等御

ノ千三百七拾貳貫五百五拾文之帳面壹冊、同代銀拾五貫貳

座候得ハ御調理之上、元利共相添返済可仕候、仍而為後日

百日ニ一々引渡之極を以売渡、代銀唯今不殘受取中所実正

証文如件

ニ御座候、然上者是已後私者勿論別人たり共、右場所江私

明治三年 午正月

本人 善助 印

明治五年 申二月晦日 山屋善蔵 印

一門請 佐野屋 小右衛門 印

取次人 井林屋 嘉兵衛 印

富山藩 頼母子連中

羽広盛 久右衛門殿

右本文之通相違無之候ニ付奥書仕候、以上

右帳面相調理申処懸高相違無御座候、以上

売薬方吟味役

出羽組年行司 嘉助 印

室屋 武兵衛 印

右帳面ノ高見届申候、以上

同 大次郎 印

反魂丹方掛 澤本伊八郎
同 石黒治郎 印
右之通承届候也

坊 正 印

(「富山売薬業史史料集」)

三七 明治六年十月 懸場所帳面譲受一札

別段指上申一札之事

一 貴殿御所持備後場所、去申年取揚メ高千式百五拾貳貫文帳面、先達而私方へ代金三百八拾兩斗ニ買入可申儀ニ相極、手付金三拾兩御渡申候所、金方ニ手違有之破談ニ相成、既ニ手付相流し申可場ニ至り、申訳無御座次第ニ御座候、然ル所私并ニ請人等々達而御継り御頼申上候而、^(精カ)当年之所連人ニ御召使被下度、其見替りとして拔丹情相働申候而、持参金百拾兩急度上納可仕候義、中田久蔵殿・本郷屋多助殿等ヲ以御聞濟、手付金も御用捨被下、重々難有奉存候、仍而私所持之家屋敷売券迄通御預ケ申上置

候、尚更御差極金高メ余分ニ取揚候ハ、勿論余分ニ指上申度奉存候、万一ニ茂異約仕候ハ、家屋敷御取揚之上如何様之御取計ひ被下候共、毛頭彼是異議申上間敷候、為其後日指上申一札如件

明治六年十月

第九大区小四区南新町^(齋カ) 本 人 濟藤宗次郎 印
第十大区小二区寛中町 請合人 高森宗五郎 印
第十大区小三区千石町 見 聞 中田久蔵 印
第九大区小四区南新町 見 聞 梅本太平 印

阿部彌一郎殿

(「富山売薬業史史料集」)

三七 明治六年 懸場所帳面担保の借用証文

配薬敷金貸付置候金高書入証文之事

配薬高

一 金 五百七拾参円壹錢七厘

御鑑札壹枚

内 百七拾七円九拾錢五厘 参割引

正味金 参百九拾五円拾壹錢貳厘

明治五年貸付場所八歩七厘五毛、羽前、羽後式々内之内、

雄勝郡之内八西半村、大門村、熊淵村、飯田半村、吉野村、

湯の沢村、仙北郡之内、刺券半村、瀉半村、荒川尻村、国

館村、小館村、角館村、角館盛村、新田郡之内、浦大町半

村、片岡村、泉半村、小豆花村、直阪村、五十日村、一日

市村、ノ三郡式拾五ヶ村、配藥金高帳面之表、外久保田港

港町棒杭分

此分金百參拾円八拾六錢六厘六毛 明治六年右場所より売

揚金高

一金 五拾円六拾四錢五厘

右 取揚金高

右私配藥場所前誌之通、別冊右帳面之表、社中一漏調請申

所、実正明白也、然上者得勝手之趣に而、此証書を以て融

通仕候時者、古帳面并別紙証文相添最御官則之通、証券印

紙貼用致し、融通仕可申候、若又融通中、違約仕候はゞ、

古帳面等先方江相渡可申候、且当今開化商業広平之折柄に

付、売棄之儀者、他名にて郡村江入込申問敷定約仕、依而

為後日証之社中等奥書請申所如件

社頭取 島田六右衛門組

第五大区四小区水橋町

社中 竹山仁左衛門

右郡村貸付配藥帳面代金、私共立会を以て相調候処、前誌
之通相違無之候依而奥書仕候、以上

地名請人社中最寄組合

中田久平 印 小川小三郎 印 山田兵藏 印

岩木忠藏 印 森川清平 印 杉政源三郎 印

島田六左衛門 印 山谷弥四郎 印 田村久市郎 印

開發仁七郎 印 吉岡平七郎 印 佐伯治市郎 印

右郡村等帳面ノ高見届申候、以上

記録方 山田兵藏 印

吉岡平七郎 印

右記録方奥印等見届申処、相違無之、若し故障等致仕来候

時者私共急度取計い可申候、以上

社頭取 島田六左衛門 印

前書之趣見届候也 取締 高野次九郎 印

相岡泉吉 印

配藥商社旅名 中田善四郎

右金高相調候処相違無之候

三七三 明治十年七月 懸場所帳面売渡証書

〔朱書き〕
「第三千貳百九十番」

薬品置付懸場売渡申証書之事

一 〔印〕 私所持薬品置付懸場、羽前岡七步、帳面上ニ有之候薬

価見凶り高、千貳百拾貳貫四百七十文、匣者人脚相添、

〔印〕 此代価 貳百三拾貳円三拾六銭也、

右之通納得之上売渡し、代金受取申廻実正明白也、然上者

爾後前頭之懸場先江同商者勿論、紛敷商業等ニ茂堅ク立入

中間敷候、仍而証人遂添印、懸場帳面等相渡し申証書如件

第三大区壱小区東田町

明治十年七月十三日

讓人 高木弥兵衛 〔印〕

同区貳小区材木町

〔売切〕
越中国
富山
廣賣堂

証人 蓮澤久次郎 〔印〕

第三大区五小区舟橋新町

山田善七殿

出羽組周旋方 柳田傳藏 〔印〕

同 塚田嘉平 〔印〕

同 熊野大次郎 〔印〕

締 方 山中半次郎 〔印〕

右之通相違無之候也

〔売切〕 副 執 事 田中清次郎 〔印〕

右前書承認候也

執 事 郵澤盛哉 〔印〕

〔富山売薬業史史料集〕

三七四 明治十三年五月 懸場所帳面売渡手付証文

売渡し中薬品懸場手付証文之事

一 私所持懸場秋田岡久保田仙北阿沢日川迄卯年取揚高九

百七拾貫文斗帳面式冊薬有目置立決算之上五厘引之極合

を以但し百貫文ニ付拾七円ニ買ニ売渡し中所実正明白也

為手付金拾五円只今儘ニ受取中候残り金子算勘相立候節

為中金式割残り金当六月三日御帳入売切本証文与引替ニ
 荻原甚次郎殿
 受渡し可仕極合ニ御座候但し古帳面付但シ残荷物有合官
 前文之通見聞仕候所相違無御座候、已上
 札付右之通極合ヲ以売渡し中所相違無御座候依而手付証
 文書如件
 平澤藤次郎
 明治十三年辰五月五日
 石黒権三郎 印
 代り権七 印
 (内藤記念くすり博物館蔵)

三七五 明治十三〜十八年 懸場帳担保貸付

売葉懸場帳根抵当による当座預り金貸越契約締結先(富山第二百二十三国立銀行)

根抵当種類	利息割合	住	所	身分	姓名
売葉懸場帳	年一割	石川県上新川郡富山常盤町		平民	密田林蔵
地所、売葉懸場帳	"	"	東堤町	"	関野善次郎
売葉懸場帳	"	"	衣服町	"	岩田伊兵衛
"	"	"	東四十物町	"	中田清兵衛
"	"	"	中野新町	"	杉政源次郎
"	"	"	八人町	"	浅野清三郎
"	"	"		"	金子伝一郎
他に地所並に土蔵	五名、地所並に家屋	四名、地所	二名、金禄公債証書	一名	
以上合計	一九名	期末貸越残高	一八、〇九八円		

本店貸付金の抵当品種類別推移表（富山第一百二十三国立銀行および富山第十二国立銀行）

抵当品種類	明治一三・一四上期		一四下期		一五上期		一五下期		一六上期		一六下期		一七上期		一七下期		一八上期		一八下期	
	年下期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期	期
売棄懸場帳	一〇・〇%	一七・二%	四・七%	五・七%	三・八%	一・〇%	二・八%	〇・三%	〇・二%	〇・一%	〇・一%									
諸公債証書	三三・五	二二・四	一一・七	六・一	四・二	三・三	二二・六	一五・三	二六・三	八九	一六・八									
諸会社株券	〇・一	〇・八	一・七	〇・七	〇・六	〇・四	五・六	二・二	三・七	九・三	六・二									
地所並建物	二五・三	一四・六	三・一	三三・三	三・二	三〇・七	二二・六	一七・九	三・三	三三・三	一六・六									
信用貸	七〇	三三・二	四三・六	三六・三	四四・四	二六・五	四〇・〇	五九・一	三〇・二	二・八	三三・八									
預り金証書																				
貸付金証書																				
地金銀	〇・一	〇・五	二・二		三・三	四・三	二・五	三・九	一・五	〇・九	三・八									
生糸		〇・五																		
木綿				七・〇																
米預り証書																				
古金銀					〇・一															
珊瑚玉																				
銀塊									〇・一											
合計	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇
期末	二四〇口	一五〇口	一八四口	二六〇口	二五〇口	一八〇口	三七〇口	三三〇口	四三〇口	四六〇口	六二四口									
貸付金残高	六、八三三円	七、五三三円	九、九四四円	七、二六四円	一〇、三三六円	一〇、〇八四円	一三、八七四円	一七、〇〇〇円	二六、二四四円	四六、三三〇円	四三、二五五円									

(注) ①%は貸付金高に対する割合。

②明治一九年上期以降は抵当品種類別比率が考課状に掲載されていない。

③この間、大阪、伏木（一八八年に高岡支店と改称）、金沢の各支店が設置されたが、いずれも売棄懸場帳抵当の貸付は発生していない。

本店「座預り金貸越」の根抵当品種類別推移表（富山第百二十三国立銀行および富山第十二国立銀行）

抵当品種類	明治 三年下期		四年上期		四年下期		五年上期		五年下期		六年上期		六年下期		七年上期		七年下期		八年上期		八年下期	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
売薬應場帳	二四・〇%		三〇・四%		三三・一%		一三・七%		一八・六%		一九・四%		四九・九%		四〇・〇%		九・三%		九・七%		一三・〇%	
諸公債証券	一〇・〇		一五・五		一七・〇								一八・〇		一八		一六・六		四・七		六・七	
地所並建物	五・〇		四・七		四七・六		七九・九		四三・二		五七・四		一八・〇		五七・四		四三・四		五・三		四三・四	
諸会社株券			二・四		二〇・七		一九・四		一三・三		二・八		五・五		五・五		八・〇		八・〇		一七・二	
銀行株券																						
地所																						
預り金証券									三・〇		三・五		四・五		一三・三		一三・〇					
信用貸									〇・九		一・一		一四・五		二・九		一・一		二・五		〇・七	
合 計	100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0	
期末当座預り金貸越	一七名		一八名		三名		三名		二名		二名		三名		三名		三名		四名		三名	
残 高	一四、七九円		一六、〇六円		一八、七九円		一〇、〇八円		一六、三三六円		一四、八九円		二三、六四円		二六、三三三円		四、三三〇円		一七、一三二円		三三、六五五円	

(注) %は当座預り金貸越高に対する割合。

(北陸銀行「創業百年史」)

三七六 明治十四年八月 旅出売子人規則請合証

製菓貸付取立入替旅出売子人規則請合証之事

一 正太郎儀隨成者ニ付、私共諸事請合ニ相立申所相違無

御座候ニ付、大分県豊後国玖珠郡、此度製菓入替、売上代取立トシテ旅出売子に被相雇取極申候、然ル上者御帳面ニ前年貸付売上取揚高金四百参拾六円也、右之内百参拾六円雜用引、金貳百八拾円持参仕候、給料トシテ貳拾八円兩度ニ被下難有奉存候、出立より帰国迄取往返ヲ除

キ、掛場先百八拾日之外余日相懸り候ハ、其於突ヲ聞
糺、若不定理ニ日教費し候ハ、其日割ヲ以弁金為致候
事、約定請負急度為御渡中候所相違無御座候、

一 貴殿行商鑑札七枚並ニ帳面、出立之御ニ御預り申候、
歸国之上指上ケ申候、

一 從太政官被仰出売菜御規則、行商人定法急度為相守可
申候、

一 余商上杯之買物又ハ旅先不働キ御氣ニ入不申候時者、
何時ニ而も引戻し、代り人ヲ熟談之上差立、尤其節相懸
候雜用悉皆私共ノ弁金仕候、

一 正太郎儀、産神日枝神社氏子、宗引之儀者代々禪宗南
新町清源寺且那ニ紛無御座候、

一 正太郎義旅先ニ而不法不將・持逃・欠落等仕候歟、又
者金子紛失、且代呂物等暖昧致候歟、且亦請負金不足仕
候時者、私共急度相濟申候、其上別人相雇差上可申候、
旅先ニテ相煩候ハ、五六日ハ御用捨可被下候、且長病ニ
相成候歟、又者病死仕候ハ、其國之御定法之通、貴殿ニ
テ宜敷御取計ヘ可被成下候、其節相懸り候惣雜用之儀、

私共急度相濟可申候、依而別ニ定約書相添、諸事請合
ニ相立中所如件

明治十四年八月十日

上新川郡富山五番町五拾七番地

売子人 熊本正太郎 印

上新川郡富山千石町四十貳番地

請人 中嶋吉平 印

上新川郡富山古鍛冶町十七番地

証人 福山儀平 印

〔朱書〕
富山治安裁判所

勸鮮第四百二百三号

明治十六年十月十一日閱 印

須田伊平殿

〔富山売業業史史料集〕

三七七 明治十五年三月 精壽堂懸場書入証

副 薬品置付掛場書入証之事

通

一 精壽堂調製藥讓受、私所持、紀州若山町在、配藥帳面

同

同 榎野五四郎 ㊦

上ニ有之候藥価取揚高千三百貫文、

右承届候也、

同 此代価百八拾貳円也 同

同 榎野五四郎 ㊦

右之通書入申処実正明白也、然上ハ別紙金額違約仕候ハ、

同 中川雅由 同

右懸場帳面屹度相渡可申候、其節貴殿方ニテ藥価取集被成

同 堀田之泰 同

候共、聊異論申間敷、為后念之書入証如件

婦負郡四方町

三六 明治二十四年四月 壳藥懸場讓受証

明治十五年三月

嵯谷虎次郎 ㊦

資本講御中

壳藥懸場讓受証

右之通取揚高相調申候処、相違無之候也、

第千八拾五番、美作国帳簿高四拾貳円、改千八拾壹付属

同 周旋方 細井安五郎 ㊦

同 步五歩

同 池田仁平 ㊦

一 金四拾貳円 帳簿高

同 菊森喜平 ㊦

此代価四拾七円

同 近谷與三次郎 ㊦

右者廣貫堂調劑藥ヲ以テ、從來所持懸場配置販売スル処、

同 草島喜一郎 ㊦

今般双方熟談ノ上代価取極、讓受相整実正明白也、然ル上

同 酒井延昌 ㊦

ハ売人ニ於テ彼懸場へ余商業ニモ為入込申間敷、且買人ニ

同 縮方 蛭谷久四郎 ㊦

於テハ御規則ノ条款ヲ遵守シ、仲間協議上商業ニ深ク注意

同 池田清次郎 ㊦

可仕、依テ違署讓受証如件

廣貫堂社中

明治廿四年四月廿日

譲り人 澤本文二 ①

保証人 澤本兵七 ①

引受人 関野清太郎 ①

保証人 中川万二 ①

廣貫堂

御中

右帳簿取調代価譲り受相違無之候也

奥中国組総代

朝倉善蔵 ①

元帳記入取締

志波久次郎 ①

前書之趣承認候也

廣貫堂 ①

(関野家文書・富山市立郷土博物館蔵)

売薬懸場帳面売渡申手金証書之事

一 振替金付属拙者所有之売薬懸場美の国時多良之内輪之

内等ニテ配薬地総戸数千三百軒斗辰年巳年午三月マテ之

取集金高凡四百五拾円斗式つ割式百廿五円等相定メ無決

算ニテ金三百六十三円ニ売渡申処確實也唯今手金トシテ

金三拾円右之内拾五円正ニ請取残り拾五円等中金百円者

来ル三十日ニ請取約定満金来ル七月十五日振替金ニテ名

前切替売切証書等引替ニ受渡可中候付随品物ハ別紙通り

且又旅先ニ於テ宿之売掛り御座候ハム慥成証拠御持参之

上清算可致候事

一 前頭売渡し申懸場先へ同商業者勿論余商業ニモ入込申

問敷候事

一 雛形類日印厚袋判木其他有合相渡可申候事

右之約定ヲ以テ売渡申手金証書如件

明治廿七年六月十三日

富山県上新川郡西三郷太字二杉村
篠爪彦左衛門 ①

太田清助 殿

抜人 荒川清三郎 ①

三七九 明治二十七年六月 売薬懸場帳面売渡手金証書

立会 飯 倉 兵 藏

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

ニ買掛リ借用向等仕切算違ヒ等御座候トキハ急度弁償可致候事

右之通り極合ヲ以テ売渡申処相違無之候依テ為後念ノ手付

約定証書如件

明治廿九年六月十一日

澤本文二代理

澤 本 兵 七 ㊦

書

三六〇 明治二十九年六月 売薬懸場売渡手付約定証

売薬懸場売渡申手付約定証書之事

一 廣貫堂付属私所有売薬懸場撰津丹後二ヶ国老人脚廻リ

戸数配薬高等帳面三冊之表ニ記載之通り去ル明治廿八年度

取揚高貳百六拾円計リ無決算ニテ

此代価 金四百六拾円也

右ノ通り納得之上今度貴殿ニ売渡申処実正也依テ唯今手付

中金トシテ百五拾円正ニ受取申候テ帳面相渡シ置候残り金

参百拾円者来ル十三日廣貫堂ニ於テ名面切換之上売切証書

ト引換ニ受渡可致約定ニ御座候事

(行字カ)

一 付物之義ハ旅先残り品物有合柳合利丸薬箱大風呂敷古

帳面其他該地ニ有合之器物不残相添ニ可申候事

一 得意先水火難欠落懸等御座候トモ關係不致約定候併宿

前書ノ通り私シ共仲人ニ相立双方御納得之上売買仕処相違無御座候、以上

披人 梅 本 兵 藏 ㊦

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

三六一 明治三十七年一月 懸場売薬帳売渡証

懸場売薬帳売渡証

一 廣貫堂付属相模国并ニ武蔵国廻リ懸場帳面五冊分凡金

(行カ)

取揚ナリ并ニ付属品柳合李四ノ組式組丸薬式個風呂

(大カ)

敷老枚太平櫃五個厚袋板及ビ有合此価額金八百五拾円ト

シテ売渡申候処実正也右内手付金貳百円早日正ニ御受取

申候実正也残り金ノ内四百円ハ本月廿三日ニ請取ル事又

残式百五拾円ハ二月廿八日ニ請取申約定ニ相整ヒ候若シ

拙者ニ於テ此違約^(マ)ニ背キタルトキハ手付ノ倍増ニシテ相

渡可申候

尚廣貫堂名面書替ノ儀ハ御貴殿ノ御都合上何時タリトモ

書替可中候為其ノ売渡約定証一札入置キ中候処依而如件

明治参拾七年一月廿日

富山市千石町貳百拾七番地

日 水 與 七 殿

売渡人 本庄 豊 ㊦

(日水家所藏文書)

ニ売渡シ

此代金貳百七拾円也

右者拙者所有之処今度貴殿へ売渡シ申候実正也依テ只今手

付金拾円正ニ請取殘金ハ拾月二十日ニ廣貫堂ニ於テ名面切

換之上受渡シ可致候事

一 決算之際年秋廻リ半立定さし銀半立四厘以下ハ取消シ

五厘ヨリ決算ニ相立可申候事

一 古帳簿相添へ可申候事

一 得意先水火難欠落等受渡シ迄ハ拙者ニ於テ精算可仕候

且又宿々買掛リ仕切算違等有之トキハ証拠御持参之上

ハ弁償可仕候事

一 社入費ハ明治四拾四年下半季分折半ニシテ半額ヲ拙者

ニ負担可致候事

右之通り極合ヲ以テ売買仕候処相違無之依テ手付証一札如

件

明治四拾四年拾月廿四日

富山市釘指町

内山忠四郎 ㊦

場

一 廣貫堂付属売薬懸場越中因上新川中新川下新川郡ニ有

之半人脚廻リ戸数配薬高等帳簿二冊之表ニ記載之通り去

ル明治四十参年暮ヨリ同明治四拾四年夏迄兩度廻リ取揚

一 高金百五拾円斗リ在日置立決算ヲ以テ金拾円ニ付拾八円

懸

日 水 與 七 殿

前書之通り私仲人ニ相立双方合意之上極合仕候処相違無之候也

富山市南新町

扱人 志波吉太郎 ㊦

(日水家所藏文書)

三三 大正七年二月 売葉帳簿仲買組合取扱料値上

- 一 売葉帳簿土地建物金銭貸借
- 一 売買価格五百円以上貳厘五毛
- 一 同未満ハ三厘以上五厘迄
- 一 売葉帳簿引受ハ利益金壹割二歩
- 一 行商人周旋ハ給料ノ五厘
- 一 右双方ヨリ申受ケ候事

尚残シ金精算ノ立会ハ相当日当ヲ申受クコト

右二月一日ヨリ相定候事

売葉帳簿 仲買組合

(「富山日報」大正七年二月十八日)

三四 大正十一年十一月 売葉得意家所有権売渡証書

書

売葉得意家所有権売渡証書

- 一 滑川町日ノ本売葉株式会社付属第 一番売葉懸場 人脚
- 一 得意家ノ所在地 茨城県多賀郡東茨城郡
- 一 懸場帳首記ノ得意家ノ住所氏名及得意家ノ戸数 多賀郡日立村芝内江尻未之助外壹千三百戸計リ
- 一 配置薬品 仁光 外十二方
- 一 配置薬品ノ概算価格 貳千五百円計リ
- 一 最近壹ケ年 自大正十年十一月 至大正十一年五月ノ集金高 千五百貳拾八円六十一銭
- 一 但シ右各号ノ詳細ハ此証書添付ノ懸場帳簿九冊ニ記載ノ通り

前記売葉得意家ハ従来拙者所有之処今般該得意家ニ対スル營業権即チ得意家ニ配置ノ薬品並ニ其付属品及薬品代金請求ノ權利全部ヲ前記最近壹ケ年ノ集金高ヲ標準トシテ此代金貳千參百參拾壹個十三銭ト協定シ尚ホ左記約款ヲ付シテ

貴殿ニ売渡シ其代金正ニ領収致候

第一項前記權利ヲ悉皆貴殿ニ売渡シタルニ付從來此ノ營業

ニ從事セシ拙者及其他ノ關係者共向後式十年間ハ同營業

ニ関シ該得意先地域内ハ一切立入問敷事若シ之ニ違背シ

タルトキハ予定賠償金トシテ前記売渡代金式倍ノ金額ヲ

直ニ賠償スヘキコトヲ確約ス

第二項本証書添付ノ懸場帳簿面ニ誤記若クハ違算アルコト

ヲ発見セラルムカ又ハ其他ノ故障生シタルトキハ之レカ

賠償ヲ為スヘキハ勿論尚ホ貴殿ノ要求ニヨリテハ本契約

ヲ解除セラルムモ異護無之且ツ右解除ノ場合ニ於テハ前

記売渡代金ニ拙者受取ノ月ヨリ一ヶ月金壹円ニ付金 錢

厘ノ利息ヲ加算シ貴殿ニ返還スヘキコトヲ確約ス

但シ本項ハ向式ケ年間其効ヲ有ス

第三項保証人ハ売渡人ト連帯シテ本契約一切ノ義務ヲ履行

スヘシ

右之通り相違無之依テ其確實ヲ証スル為メ保証人ト共ニ記

名捺印候也

一

懸 富山県中新川郡滑川町字吾妻町 番地

大正拾壹年拾壹月四日 売渡人 松沢安次郎 ㊦

富山県同郡市同町大字田中町 番地

保証人 平野弥四郎 ㊦

水橋町

濱田康太郎殿

前記之通り相違無之事ヲ証明候也

大正 年 月 日

(富山市役所蔵・財団法人 水橋郷土史料館保管)

三三 大正十四年七月 産業組合の懸場帳運用禁止

産業組合が売渡懸場帳を担保にして組合員に資金の融通を
為す事は多くの信用組合で実行して居るから売渡業者の為
め多大の利便であるが更に一歩進んで懸場帳を組合の利用
設備として組合が懸場帳を所有して之を組合員に貸付けて
利用せしむる様に致したいとの意旨ある組合があったに付
き県が本省へ打合したところ本省では参事官會議迄開いて
研究の結果懸場帳は使用する度毎に価格に異動を生ずるも

の故利用後懸場帳の価額の増減を決定するは困難であるから懸場帳は組合の利用設備として不適當なるものであるとの旨其筋から通牒があった

〔「富山日報」大正十四年七月十六日〕

候也

又坂戸町宿元ニ預ケアル藥品ハ精算ノ上勘定受入ルベキ約定ニ御座候也

昭和参年拾壹月 日

富山守西中洲町三十番地

荒川元吉



日水與七殿

（日水家所蔵文書）

三六 昭和二年十一月 売薬懸場売買契約証書

売薬懸場売買契約証書

一 株式会社師天堂付属左ノ売薬懸場ヲ日水與七殿へ売讓リ契約左ノ如シ

一 場所武蔵国入間郡外三郡内ニ師天堂売薬ヲ配置シタル得意戸数一千戸、昭和二年度一度廻リ、取揚ケ金九百九十六円十七銭、此ノ価格金二千九百九十円也ニ売渡シ申候処実正也、然ル上ハ昭和三年度ニ廻リシ得意家ニ於テ天災地變ノ外間違ヒ等アル場合ニハ必ズ御弁償可仕候、仍為後日如件
但シ付属品トシテ八王寺熊谷等ノ宿元ニ預ケアル物品、及ビ負行李四ツ組一個、丸薬箱一個、風呂敷一枚付添

三七 昭和六年一月 法的財産としての懸場帳検討

本県売薬の懸け場帳は現在には法律上に於いても財産として認められてゐず、金融上に於いては銀行の担保として提供し得ず稀には信用組合に於いてこれを担保とされてゐるに過ぎないので本県売薬界に於ける多年の懸案としてこれを公然と財産と認めしめることに考慮されて来たのであるが、県売薬組合内の濫売矯正調査会ではこれが実現のため今後の仕事のひとつとして尽力することになった

これが実現の上は本県の懸け場帳は左の如き新利益を得

ることとなると見られてゐる

一 金融上の融通機関となること

一 売薬業者以外の者もこれに投資し得ること

一 売薬の声価を高めること

〔富山日報〕昭和六年一月二十七日

一 株式会社廣貫堂株式参株券第貳号八号此株数参株

一 評価格金四千四百拾六円

右ハ借用金壹千参百円也ニ關スル債務ノ担保トシテ債権者
有
限
責任
富山売薬信用組合へ株式会社廣貫堂株式参株ト共ニ質
入致候間貴社懸場台帳へ登記相成度此段、請求候也

昭和九年七月貳拾五日

懸場帳所有者 石井健三郎 印

仙台組総代立会人 廣田松太郎 印

株式会社廣貫堂御中

三六 昭和九年七月 質権証明請求書

証明請求書

株式会社廣貫堂付屬売薬懸場仙台組第貳五卷四番壹人脚

一 売薬懸場々所 宮城
岩手 県陸前国 遠田郡登米郡栗原郡本吉
郡気仙郡

一 得 意 家岩手県陸前国 気仙郡赤崎村中赤崎
舞良八重作外千六百六拾
五戸

一 配 置 業 品 ト ン プ ク 外 参 拾 方

一 配置薬価格概算金六千百円

一 最近志々年売得金貳千参拾六円八拾五銭

懸

志々年売得廻リ

一 前記各項ノ詳細ハ懸場帳簿七冊ニ記載通り

前記ノ通り当社懸場台帳ニ登記候也

昭和九年七月廿五日

株式会社廣 貫 堂 印

取締役 長澤米太郎 印

(石井家所蔵文書)

三九 昭和九年七月 金錢貸借契約証書付帯約定書

金錢貸借契約証書付帯ノ約定書

一 昭和九年七月貳拾六日堀井公証役場金錢貸借契約公正

通 証書第五七〇九号ニヨリ貴組合ヨリ借入タル金壹千參百 当座貯金預ケ約定書

IV 流

円ノ利息ハ日歩式錢七厘ノ定メヲ以テ契約致置候得共金融ノ都合ニヨリ該利息ヲ高低セラルムハ貴組合ノ随意ニシテ拙者共ニ於テ貴組合ヨリノ利息高低ノ通知ニ服從シ債務履行可仕候依而追加約定書如件

迫而貸借契約當時ノ利率ハ百円ニ付日歩金 トナス

コトヲ承諾致シ候

昭和九年七月廿六日

富山県富山市稲荷町百八拾壹

債務者 石井健三郎 印

富山県上新川郡新庄町田中一七五

保証人 川村文治 印

有限責任富山売薬信用組合

理事 阿部為太郎殿

(石井家所蔵文書)

今般貴組合へ当座貯金預ケヲ為スニ付左ノ各項ヲ約定ス

一 当座貯金預ケノ仕払ヲ求メントスルトキハ貴組合ヨリ

交付ノ小切手ヲ以テ引出可申候事

一 当座貯金預ケヲ出入スル順序並ニ小切手ノ振出方ハ貴

組合所定ノ当座貯金預ケ規定並ニ小切手用法ニ從ヒ可

申候事

一 貴組合へ予メ印鑑差出置候ニ付小切手ノ押印ト御照会

ノ上相違ナキヲ御認メノ上御取引相成度候事

一 前各項ニヨリ御取引相成タル上ハ拙者過怠ノ有無ニ拘

ラズ如何ナル場合ト雖モ因テ生ズル損害ハ總テ拙者ニ

於テ負担可致候事

一 当座貯金預ケノ利息ハ預ケタル翌日ヨリ支払ハレタル

前日マデ毎日最高額(拾円位未満算入セズ)ニ對シ本

項但書ノ割合ニヨリ計算シ毎年式月五月八月拾壹月ノ

末日ニ於テ精算可相成候事

但シ預ケ高金壹千參百円マデハ金百円ニ付它日金貳

錢四厘宛トシ其以上ノ預ケ金ハ八厘宛ノ割合トス尤

三三〇 昭和九年七月 当座貯金預ケ約定書

モ金融ノ都合ニヨリ高低セラルムハ貴組合ノ随意ト

ス

- 一 貴組合ト拙者ノ間ニ於テ生ズル取引上貴組合ヘ仕払フベキ債務又ハ利息等遅滞ヲナス場合ハ貴組合ノ都合ニヨリ拙者当座貯金預ケヨリ随意ニ引出シ計算相成候トモ不苦候事

- 一 貴組合ノ都合ニ依リ此約定ヲ解除セラルム場合ニ於テ

ハ拾日以前ニ予告可相成候事

右約定書依テ如件

住 所 富山市稲荷町一八一

石井健三郎 函

昭和九年七月二十六日

有限責任富山売業信用組合御中

(石井家所蔵文書)

金銭貸借契約公正証書正本

第壹条 債権者ハ債務者ニ対シ本日金壹千參百円ヲ貸渡シ

債務者ハ次条以下各条ニ依リ保証人ト共ニ債務ノ履行ヲ

為スコトヲ約シテ之ヲ受取り借用シタリ

第貳条 債務者ハ元金百円ニ付日歩金貳錢七厘宛ノ利息ヲ

毎年貳月五月八月拾壹月ノ各末日毎ニ債権者方ヘ持參支

払フヘシ

第參条 債務者ハ利息ノ支払期日ヲ怠リタルトキハ其延滞

シタル利息金ニ対シ約定利息ト同一割合ノ延滞日歩ヲ支

払フヘシ

第四条 債務者ハ左ノ財産權ヲ此債務ノ担保ニ供シ質權ヲ

設定ス

一 債務者ハ株式会社廣貫堂株參株ノ權利ニ付質權ヲ設定

シ其參株券(第貳卷八号)壹通ハ已ニ債権者ノ占有ニ移

付シタリ

一 売業ヲ得意家ニ配置シ因リテ造成シタル売業懸場但其

懸場得意家ニ配置シタル売業代金請求ノ權利及若シ今後

ノ行商ニ因リ其權利ニ変更ヲ生シタル場合ニ於テモ其現

場

懸

一 第五万七千九拾壹号

三九二 昭和九年七月 金銭貸借契約公正証書

存ノ權利即チ新陳代謝ノ配置ニ因リテ發生スル売棄代金
請求ノ權利並ニ配置棄殘品ニ対スル一切ノ權利共總テ質
權ノ目的ニ包含ス

此財産權ノ評価格合計金四千百四十六円但廣田松太郎ノ
評価ニ依リタルモノトス

右財産權ノ要素タル現在ノ内容左ノ如シ

株式会社廣貫堂付屬売棄懸場仙台組第貳五巻日番窓人脚

一 場所 宮城県遠田郡登米郡栗原郡本吉郡巖手県氣仙郡

一 得意家 巖手県氣仙郡赤崎村中赤崎舞良八重作外千六
百六拾五戸

一 配置売棄 トンプク外參拾方

一 配置棄価格概算金 六千百円

一 最近壹箇年ノ取揚高 金貳千參拾六円八拾五錢
但壹箇年壹度行商ノ取揚高計算金額也

一 前記各号ノ詳細ハ此財産權ヲ表明スヘキ懸場帳簿七冊
及其帳簿ト共ニ本日債權者ノ占有ニ移付シタル売棄營業
者ノ証明書記載ノ通りトス

債務者ハ今後懸場帳簿ヲ謄製スルトキハ總テ之ヲ債權

者ニ差入レ其占有ニ移付スヘシ

第五條 債務者ハ前條質權設定ニ関シ債權者ニ左ノ事項ヲ

委任シタルコトヲ証スル為メ其委任状ヲ交付シ債權者ニ

於テ随意ニ之ヲ行使シ得ヘキコトヲ承認シタリ

一 質權設定ヲ第三債務者ニ通知スルコト

二 質權ノ目的タル財産權全部ヲ付屬懸場帳簿ト共ニ売

却スルコト

第六條 債務者ハ止ムコトヲ得サル事由アルニアラサレハ

前條ノ委任ヲ解除セサルヘシ若シ之ニ違フトキハ予定損

害賠償トシテ本件借用元金及第貳條ニ記載シタル割合ノ

利息壹ケ年分ト同一ノ金額ヲ直チニ債權者ニ支払フヘキ

コトヲ約シタリ

第七條 債務者ハ此質權ノ目的タル売棄懸場及其懸場帳簿

ヲ他ヘ讓渡シ又ハ他ノ債務ノ担保ニ供セサルヘシ但特ニ

債權者ノ承諾ヲ得タル場合ハ此限ニ在ラス

第八條 債務者ハ債權者ノ請求ニ依リ何時ニテモ借用元

利ヲ債權者方ヘ持參弁済スヘシ

第九條 質權ノ目的ノ価格減少シ債務ノ担保ニ不足ヲ生シ

タリト債権者ニ於テ認メタルトキハ債務者ハ其要求ニ從
ヒ債権者ノ指定期間内ニ相当ノ増担保ヲ供スヘシ

第拾條 債務者ハ売藥專業ニ使用スル為メ第壹條ノ金額ヲ

借受ケタルモノナルニ付其目的以外ニハ一切之ヲ使用セ

サルヘシ

第拾壹條 債務者ハ此債務ニ付質權ノ目的ニ拘ハラス他ノ

財産ニ対シ先ツ直ニ強制執行ヲ受クルモ異議ナシ

第拾貳條 債権者ハ保証人ノ同意ヲ要セスシテ債務者トノ

間ニ質權ノ變更ヲ為シ又ハ質權ノ解除ヲ為スコトヲ得ル

モノトス

第拾參條 債権者カ第五條ノ委任ニ基キ又ハ法定ノ手續ニ

依リ質權ノ目的タル財産權ヲ処分シタル場合ニ於テ若シ

不足ヲ生シタルトキハ債務者ハ即時ニ其不足額ヲ債権者

ニ弁済スヘシ

第拾四條 債務者ハ債務ノ履行ヲ怠リタルトキハ債権ノ行

使ニ要スル費用ノ全部ヲ負担シテ支払フヘシ

第拾五條 保証人ハ特ニ債務者ト連帯シテ此債務全部弁済

ノ責ニ任スヘシ

第拾六條 債務者及保証人ハ此証書ノ債務ニ付直ニ強制執

行ヲ受クヘキ旨ヲ認諾ス

右法律行為ハ左ノ囑託人中ノ列席者及囑託人ノ代理人タル

列席者一同ヨリ聴取シタル陳述ヲ録取シタルモノナリ

富山県富山市鍛冶町拾六番地

債権者 有限責任富山売藥信用組合

同県同市五番町貳十九番地売藥商

右法定代理人理事 阿部為太郎

文久參年拾貳月拾日生

右者法定代理人タル權限ヲ証スヘキ適法ノ証書ヲ提出シテ

其權限ヲ証明シタリ

右者本職其氏名ヲ知り且面識アリ

住所

債務者 氏名

生年月日

右者本職其氏名ヲ知ラス且面識ナキヲ以テ適法ノ印鑑証明

書ヲ提出シテ人違ナキコトヲ証明シタリ

住所

保証人 氏名

生年月日

公証人 堀井治一郎 ㊦

右の元利共正ニ領収候也

昭和拾九年參月廿七日

富山信用組合 ㊦

右者本職其氏名ヲ知り且面識アリ

此証書ハ当事者ノ囑託ニ因リ昭和九年七月式拾六日富山県

富山市八人町拾七番地公証人堀井治一郎役場ニ於テ作成ス

右列席者ニ誂聞セタル処囑託人及囑託人ノ代理人一同之ヲ

承認シタリ依テ公証人及列席者各自左ニ署名捺印ス

富山地方裁判所所屬

富山県富山市八人町拾七番地

公証人 堀井治一郎 ㊦

阿部為太郎 ㊦

石井健三郎 ㊦

川村文治 ㊦

此正本ハ有限責任富山売薬信用組合ノ請求ニ依リ昭和九年

七月式拾六日富山県富山市八人町拾七番地公証人堀井治一

郎役場ニ於テ作成ス

富山地方裁判所所屬

富山県富山市八人町十七番地

委任状

一 拙者儀

ヲ以テ代理人ト定メ左ノ権限ヲ委任ス

一 富山地方裁判所所屬公証人堀井治一郎役場第五万七千

九拾壹号金錢貸借契約公正証書ニ基ク債務ノ担保タル

売薬懸場ヲ付屬懸場帳簿ト共ニ売却スヘキニ付キ買受

人ヲ索メ売買代金其他売買ニ関スル一切ノ要件ヲ取定

メ公正証書又ハ私署証書ヲ以テ売買契約ヲ締結シ売買

ノ受渡書実行シ其代金ヲ以テ右公正証書ニ基ク債務ノ

内へ弁済ヲ為シ帳主名義ノ切換手續ヲ履行スル等本件

終局マテノ全權但シ代理人ハ復代理人ヲ選任スルコト

ヲ得

一 本件ノ委任ハ本日ヨリ向フ満ケ年ニテ終了ス

右委任状依テ如件

富山県富山市稲荷町百八拾壹番地

駒場元柏社蔵外千四百戸 大略

昭和九年七月廿六日



四 配置薬品及其方数、感応丸外三十方劑

認証第九百拾貳号

五 最近壹ケ年之集金高、金九百參拾円也 大略

右証書ノ署名者ハ本職ノ面前ニ於テ自ラ署名捺印ヲ為シタ
リ依テ之ヲ認証ス

右者本職其氏名ヲ知り且面識アリ

前記各項ノ詳細ハ此權利ヲ表明スベキ懸場帳簿八冊ニ
記載ノ通り也

昭和九年七月貳拾六日本職役場ニ於テ

六 売買価額金、金千七百六拾七円也 (大略)

富山地方裁判所所屬

但シ集金拾円ニ付金拾九円也之割合ヲ以テ算定セシモ
ノナリ

富山県富山市八人町拾七番地

公証人 堀井治一郎 印

七 手付金、本契約手付金トシテ金參百七拾円也ヲ本日買
主ヨリ売主ハ領収セリ

(石井家所蔵文書)

三三 昭和十年六月 売棄懸場売買手付金契約書

八 決算及名儀切替期日、決算期日ヲ昭和十年六月十九日
ト定メ帳主名儀切替ヲ同年六月十九日ト相定ム

売棄懸場売買手付金契約書

九 決算方法、前記第五項ノ集金額ヲ立算スルモノニシテ
年抜ケハ半立トシ月延ベハ見通シ有味置立決算トス

場

壹 所屬製薬所、富山市株式会社廣賣堂付屬一人脚

貳 懸場地域、宮城県栗原郡、岩手県東磐井郡、西磐井郡、
(磐力) (磐力)

拾 残シ金及後決算、総代金ノ内五厘ヲ一回行商調査済マ
デ残シ金借用証書ニテ受取置キ昭和十一年五月末日精

懸

膽澤郡、江刺郡内

一 參 得意家之住所氏名及ビ戸数、岩手県東岩盤井郡千厩字
(マ)

算ノ事

十一 天災事変死絶破産引越不明等ノ欠落ハ契約日ヲ限界

トシ契約期日マデニ係ル分ハ売主ノ損害トシ其レ以後

ト認ムルモノハ買主ノ損害トス

十二 代金受渡シハ決算終了ト同時ニ仲金トシテ全額ノ内

金 也ヲ受渡シ名儀切替ト同時ニ手付金及残シ金

ヲ控除シタル残額ヲ受渡スルモノトス

十三 本契約違約ノ場合ニシテ買人ヨリ違約申出ノトキハ

本日売主ニ対シ相渡シタル手付金ハ無効トシテ返戻セ

ズ亦売主ヨリ違約ノ場合ハ本日領収シタル手付金ノ式

倍ヲ買主ニ返還スル者トス

十四 懸場得意地先ニ於ケル宿泊料金其他ノ買借リ代金等

ノアリタルトキ相当証拠物持参ノ上ハ売主ノ負担タル

可キ事

十五 付物品慶賞堂株券参株並ニ行李、布呂敷、丸薬箱、

及預袋、刺袋残葉代トシテ原価ニテ金拾円斗リ前記之

通り売買契約ヲ本日正ニ締結セリ仍テ本書式通ヲ作製

シ各自志通宛保有スル者也

昭和十年六月十二日

富山県富山市泉町十二番地

売主 舟橋善次郎 ㊦

同 県 同 市 稲荷村一八一番地

買主 石井健三郎 ㊦

撮人 杉山喜三二 ㊦

松井勝太郎 ㊦

追書 新製残葉ハ原価ノ七掛ヲ以テ買主ニ於テ買取ルベキ

約定之事 ㊦

(石井家所蔵文書)

三九三 昭和十年七月 売葉懸場権利移転登記請求書

売葉懸場ニ関スル権利移転登記請求書

株式会社慶賞堂付 売葉懸場 仙台組第式五参五番老人脚

一 売葉懸場々所岩手県陸中国 東盤井郡 膽沢郡 宮城県栗原

一 得 意 家 同県同国東盤井郡 千厩町 字駒場元柏丑

一 配置薬品 万病感応丸外三十方

一 最近一ヶ年売得金五百五拾円迄ヶ年売度廻リ

取締役 長澤米太郎 函

前記各項ノ詳細ハ懸場帳簿八冊ニ記載通り

(石井家所蔵文書)

一 代 価 金七百円

一 株式会社廣貫堂株式参株券第七四号此株数参株

一 舟橋善次郎所有ノ売薬懸場並ニ株式会社廣貫堂株式ト

共ニ今般都合ニヨリ石井健三郎殿へ売却候ニ付名儀書

三九四 昭和十六年十月 売薬得意家所有権売渡証書

売薬得意家所有権売渡証書

換登記相成度株式名儀変更登録請求書相添へ此段請求

一 富山市五番町阿部仙寿堂付属第 番売薬懸場人宅脚

候也

一 得意家ノ所在地福岡県京都郡豊津方面

住所 富山県富山市泉村十二番地

一 懸場帳首記ノ得意家ノ住所氏名及得意家ノ戸数福岡県

昭和拾年七月拾参日

渡人 舟橋善次郎 ㊦

京都郡外宅千戸

明治三十三年十一月八日生

一 配置薬品チノール外三拾方

住所 富山県富山郡稻荷村一八号番地

一 配置薬品ノ概算価格式千五百円斗リ

受人 石井健三郎 匣

一 最近迄ヶ年 自昭和十六年迄月ノ集金高者千壹百六拾円

明治三十六年九月三十日生

八拾三錢也

場

仙台組総代立会人 廣田松太郎 函

但シ右各号ノ詳細ハ此証書添付ノ懸場帳簿 冊ニ記載

株式会社廣貫堂御中

ノ通り

懸

前記所有権移転登記候也

前記売薬得意家ハ從來拙者所有之処今般該得意家ニ対スル

一 昭和拾年七月拾参日 株式会社 廣貫堂

営業権即チ得意家ニ配置ノ薬品並ニ其付属品及薬品代金請

通 求ノ權利全部ヲ前記最近迄ケ年ノ集金高ヲ標準トシテ此代

金壹千七百九拾九円廿九錢ト協定シ尚ホ左記約款ヲ付シテ

貴殿ニ売渡シ其代金正ニ領収致候

IV 流

第一項 前記權利ヲ悉皆貴殿ニ売渡シタルニ付從來此ノ營

業ニ從事セシ拙者及其他ノ關係者共向後拾年間ハ同營業

ニ関シ該得意先地域内ハ一切立入間敷事若シ之ニ違背シ

タルトキハ予定賠償金トシテ前記売渡代金貳倍ノ金額ヲ

直チニ賠償スヘキコトヲ確約ス

第二項 本証書添付ノ懸場帳簿面ニ誤記若クハ違算アルコ

トヲ発見セラルムカ又ハ其他ノ故障生シタルトキハ之レ

カ賠償ヲ為スヘキハ勿論尚ホ貴殿ノ要求ニヨリテハ本契

約ヲ解除セラル、モ異議無之且ツ右解除ノ場合ニ於テハ

前記売渡代金ニ拙者受取ノ月ヨリ一ヶ月金壹円ニ付金壹

錢〇厘ノ利息ヲ加算シ貴殿ニ返還スヘキコトヲ確約ス

但シ本項ハ尚茨ケ年間其効ヲ有ス

第三項 保証人ハ売渡人ト連帯シテ本契約一切ノ義務ヲ履

行スヘシ

右之通り相違無之依テ其確實ヲ証スル為メ保証人ト共ニ記

名捺印候也

富山県富山市五番町

昭和拾六年拾月貳拾貳日

売渡人 阿部初太郎

富山県富山市南田町

保証人 高島義房

扱人 立野喜文

石井健二郎殿

前記之通り相違無之事ヲ証明候也

昭和 年 月 日

(石井家所藏文書)

三五五 昭和十九年一月 県配置売業商業組合、一戸

一袋の懸場整理要項

全国配置売業統制協議会の決定に基き富山県配置売業商業組合では一戸一袋の懸場整理を行ふべく、担当地区研究委員会を組織し整理方法について旧臘来具体案を研究中であったが、このほど成案を得たので十日の理事会でこれを正

式に決定した、これによつて本県配置売案は各府県部会ごと
に整理委員会を組織し、左の配置担当区域決定要項に基
いて本年一ぱい一戸一袋の整備を終り、売案報国に邁進す
ることになつた

各帳主 配置担当区域 決定要項

△ブロック内県別実績の過不足はブロック内において平均
公平を期するやう立案すべきものとす

△ブロック別実績において著しき過不足ある場合において
は均衡を保たしむるやう考慮立案するものとす

△部会においては左記により所属帳主の希望等調査をなす
ものとす

イ 転廃業希望の有無（完全転廃）

ロ 懸場帳或は懸場権利譲渡意志の有無（都会関係懸場）

ハ 希望区域（郡市町村）第一、第二、第三

△委員会において部会所属帳主に割当すべき担当区域、左
記の点考慮し予め、分割設定するものとす

イ 国勢調査による人口戸数

一 ロ 地勢、交通便利、経済状態

ハ 町村別

ニ 割当を受けべき帳主数および実績

△区域割当を受くる資格

イ 部会所属帳主数およびブロック過不足の関係により認
められたる帳主

ロ 予め設定されたる区域の実績価値を勘考し資格実績を
定めたる場合 例（部会の事情により三万貫程度一人脚
とす、村単位五百戸程度）

ハ 資格実績を定むる場合暫定措置として帳主共同して資
格者なることを得

△部会所属懸場帳調査表の作成（帳主別）懸場総実績町村
別実績（取揚金戸数）懸場先の状態その他区域割当上参
考に資すべき点調査

△整理上取扱はるべき取揚金実績は原則として昭和十六年
度申告高とす、但し他県組合の実績取扱方につきては委
員会の協議によるものとす

△共助補償

イ 完全転廃業者に対し

通 口 懸場取得権利の放棄者に対し取揚金実績の○割程度

ハ 応召徴用帳主に対しては特に考慮を払ふこと

△区域割当方法

(一) 合議決定方法

イ 委員会において協議の上割当すべき区域を予め設定す

ロ 懸場帳調査表により実績地勢その他の事情において略
似通ひたる区域を合議の上割当を決す

ハ 合議の上決定し難き区域ありたる場合は抽籤方法等に
より決す

(二) 抽籤方法

イ 予め抽籤区域を設定

ロ 抽籤区域の懸場実績地勢交通関係その他の事情に略似
通ひたる懸場所所有の帳主相寄り抽籤により割当をなす

ハ 抽籤地区の設定抽籤帳主の調査類別など委員会におい
て定むるものとす

(三) 入札方法

イ 入札区域を設定し区域毎に戸数取揚金実績最底入札価
格を付し○日前に予告するものとす、但し最底入札価格

は戸数取揚金実績並に従来の実情など考慮し委員会にお
いて定むるものとす

ロ 入札し得る資格限度は原則として入札帳主所有懸場の
取揚金実績程度とす

ハ 入札未了になりたる区域の処置および落札代金の支払
方法は委員会において定む

△抽籤方法または合議決定方法により割当をうけたる区域
においてもし従来所有の懸場と同一なる場合は該区域内
における従来実績の○割を相扶金として部会へ納むべき
義務あるものとす

△区域割当の結果従来取揚金実績に対する過不足につい
ては委員会において協議の上補償金(過不足実績の○割)
を以て精算することを得

△虚偽の実績申告により不当の区域を獲得せること発見し
たるときは担当の責任を負はしむるものとす

△割当をうくべき限度以上に区域を希望するものあるとき
は委員会において協議の上諾否を決す

△都市における区域については委員会において協議の上都

市の事情により共同の担当地区を定めることを得（二戸

一袋原則）

△左記の諸件取扱については別に定む

イ 懸場帳或は懸場権利の譲渡

ロ 請負期間中懸場

ハ 担保懸場帳

ニ 薬代賃金の取立

ホ 共助補償

△非担当区域の配置乗引上げおよび担当区域内へ新配置乗
完了の際は直ちに委員会へ報告すべきものとす

（「北日本新聞」昭和十九年一月十二日）

三九六 昭和二十五年二月 懸場帳担保の融資額

場

懸場帳担保による融資策は着々と成果をあげ、去る一月

二十七日で計九七〇八百三万円が県下配置員に融資された

懸

が、その後二月三日「第五回薬業金融審議委員会」に於いて、中込者中より慎重審議の結果更に二三口百九十七万円

がパスし、過去五回にわたる審議委員会で計一千万円が完

全消化されたが、尚引続き融資見込みある状況にあるので

更に申込を受理中、二月十日「第六回委員会」を開催、審

議の結果更に、一四口の百二十八万円を査定した。

これで新春より六回の委員会審査の結果一三一口の一千
百二十八万円に達した訳である。

（「薬日新聞」昭和二十五年二月十五日）

三九七 昭和二十五年 懸場帳担保の金融状況

本県約一万人の配置員に対する懸場帳を担保とせる融資は
昭和二十五年一月四日第一回借入金請求者に対する「金融
審議委員会」が開催されてより一カ年を経過その利用者も、
のべ四五〇名三千八百万円の利用（融資のワケは三、五〇
〇万円）という状態にて今後益々利用者も増加の傾向にあ
る、とまれ昨年一月信用保証協会を通じて融資の道が開け
たとの朗報は当時融資を受ける方法のなかつた部配置業者
にとつてはまさに乾天の慈雨の如き感があり本県薬業界に

通

IV 流

及ぼした功績は大きなものであつた。一カ年を経過した現在、今後よりよき運営をなすための資料として最近業務課にて「家庭薬配置員に対する金融状況」調査中であつたがこの程その調査がまとまつた。

◇貴殿は薬業金融審議会を経てどの銀行より幾ら融資を受けられましたか

この間に対して北陸銀行で二七九件、富士銀行富山支店が六件、計二八五件である、融資金額の種類は

十万円	一六〇件	五六・一%
九万円	四	一・四%
八万五千円	一	〇・三%
八万円	三〇	一〇・五%
七万五千円	一	〇・三%
七万円	一四	四・九%
六万五千円	二	〇・七%
六万円	一二	四・二%
五万五千円	三	一・〇%
五万円	三六	一二・六%

四万五千円 一 〇・三%

四万円 一〇 四・〇%

三万円 五 一・七%

二万五千円 二 〇・七%

二万円 三 一・〇%

一万円 一 〇・三%

◇前記金額どこへ支払されましたか

製薬会社 八四・四%

その他に使用せし分 一五・六%

◇融資金額の返済期日に返済されましたか

1 返済期日に全額返済した者 四五% (融資金額に対する%)

2 融資金額の一部を返済した者 一六%

3 返済期日に再度書換融資を受けました

イ 一部返済し再度書換せし者 二・五%

ロ 返済期日前に一部返済し残額返済せしか不明なる者

ハ 全額返済し新たに再度交付をうけた者 一四%

四〇件二、九八五、〇〇〇

◇貴殿の配置販売について左記にお答え下さい

1 配置販売が本業なのか或は副業ですか

本業なもの 九二・九%

副業なるもの 七・一%

2 配置販売が副業でしたら何が本業ですか

農業八〇%、工業四%、商業一二%、会社員四%

3 事業の内容を書いて下さい

イ 配置販売懸場戸数

配置戸数

人員

一 懸 場

九〇〇	七	二、七〇〇	一
八〇〇	一三	二、六〇〇	一
七〇〇	一一	二、五〇〇	六
六〇〇	五	二、四〇〇	二
五〇〇	三	二、三〇〇	三
四〇〇	六	二、二〇〇	一
三〇〇	二	二、一〇〇	三
二〇〇	一	二、〇〇〇	二七
		一、九〇〇	一
		一、八〇〇	八
		一、七〇〇	二
		一、六〇〇	五
		一、五〇〇	四二
		一、四〇〇	四
		一、三〇〇	一三
		一、二〇〇	一六
		一、一〇〇	七
		一、〇〇〇	三五

- 一、八〇〇 一
 - 二、九〇〇 一
 - 三、〇〇〇 一九
 - 三、一〇〇 一
 - 三、五〇〇 七
- 備考 調査対照者二八五名の全配置員数は三七八、八〇〇
戸で一人の平均配置戸数は一、三三〇戸弱
- ◇薬業金融審議会以外に個人で他の金融機関より融資をうけていますか
- 1 うけている 一〇九名 二八・三%
 - 2 うけていない 一七五名 六一・七%
- ◇懸場帳を担保とする金融に対する貴殿の希望
- 1 回答なき者 八六名 二二% (調査数 三九〇名)
 - 2 返済期間の延長を望むもの 八二名 二一%
 - 3 融資金額の増額を望むもの 五五名 一四・一%
 - 4 利息の引下げを望むもの 四三名 一一・〇%
 - 5 手続の簡素化を望むもの 三七名 九・四%
 - 6 現在のままでよい 三一名 七・九%

- 7 書換の延長を望むもの 二二名 五・六%
 - 8 積立金制度の廃止を望むもの 二二名 五・四%
 - 9 金融機関のサービスの改善を望む 五名 一・八%
 - 10 懸場帳の担保をやめて欲しいと望むもの 三名 〇・八%
 - 11 積立金に返済を望むもの 一名 〇・二%
 - 12 保証人を一人にして欲しい 一名 〇・二%
 - 13 事務当局と金融機関との連絡を密にして欲しい 一名 〇・二%
 - 14 ただ悪いというもの 一名 〇・二%
 - 15 情実主義をやめて欲しいと望むもの 一名 〇・二%
- 〔薬日新聞〕昭和二十六年二月十七日
- 三九六 昭和二十八年年度 製薬業者への融資状況
- 富山県では県下製薬業者の融資状況を調査していたがこのほどその集計が纏まった。この昭和二八年年度末年間累計は一八九製薬業者中八二件の回答で、このうち融資を受けていないものが三三件含まれている。

一 懸 場

金融機関名	設備資金		運転資金		計
	件数	金額	件数	金額	
北陸銀行	10	9,000,000	10	7,000,000	17,000,000
富山相互銀行			1	100,000	100,000
協和銀行			1	300,000	300,000
岐阜相互			1	500,000	500,000
富士銀行			1	2,010,000	2,010,000
住友			1	1,000,000	1,000,000
富山産業			1	300,000	300,000
北国			1	1,000,000	1,000,000
日本興業	1	1,000,000	1	1,000,000	2,000,000
四方信用金庫	1	3,000,000	1	1,000,000	4,000,000
富山市			1	1,000,000	1,000,000
上市			1	1,100,000	1,100,000
滑川			1	3,000,000	3,000,000
中加積	1	1,000,000	1	200,000	1,200,000
高岡			1	6,000,000	6,000,000
射水			1	3,100,000	3,100,000
水橋			1	100,000	100,000
国民金融公庫			1	3,110,000	3,110,000
商工中金			1	6,000,000	6,000,000
中小企業			1	2,000,000	2,000,000
日本長期信用銀行	1	3,000,000	1	100,000	3,100,000
大広田農業協同組合			1	100,000	100,000
堀岡			1	1,000,000	1,000,000

通	水戸田〃						
個	人	一					
計		七	六、一〇、〇〇〇	三	九、〇〇、〇〇〇	一	一、九〇、〇〇〇
				二	一、〇〇、〇〇〇	三	九〇、〇〇〇
						二	一、〇〇、〇〇〇

(「薬日新聞」昭和二十九年七月三日)

三九 昭和二十九年十月 県製薬企業金融審議会結
成

富山県製薬企業金融審議会規約

第一章 総則

第一条 本会は富山県製薬企業金融審議会と称する。
第二条 本会は県内の製薬企業金融の円滑化を図ることを目的とする。

第三条 本会の事務所は富山県庁内に置く。

第二章 事業

第四条 本会は第二条の目的を達成するため次に掲げる事業を行う。

①中小企業に関する金融関係事項の調査及び研究に關す

る事

②製薬企業の合理化資金の斡旋に関する事
③金融機関との連絡会の開催に關すること

第三章 組織

第五条 本会は会長及び委員若干名をもって組織する。
第六条 会長は富山県衛生部長をもって充てる。会長は会務を総理し本会を代表する。会長に事故あるときは会長のあらかじめ指名した委員がその職務を代理する。
第七条 委員は次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

一 県の関係職員

二 企業経営について学識経験を有する者

委員の任期は一年とする（金融機関より委員若干名入る事に決議される）

第八条 本会に幹事若干人を置く。幹事は会長の命をうけ
 本会の事務を処理する。幹事は県の関係職員その他適当
 と認める者のうちから会長が委嘱する。

第四章 会議

第九条 会議は会長必要に応じて招集する。

第五章 付則

第十条 本規約の施行について必要な規定は会長これを定
 める。

第十一条 本規約は昭和二十九年十月七日から実施する。

△薬日新聞「昭和二十九年十月十六日」

四〇〇 昭和三十一年度 県薬業連合会取扱融資状況

場 富山薬業連合会の金融委員会が取扱いたし昨年度の融資状
 況は総額四千三十六万円で、国民金融公庫分は三千七百七

十七万円、信用保証協会分は二百五十九万円であるが、そ

一 懸 の月別件数を示すと次の通りとなる。

月別	公庫	協会	計
四月	一件	二件	三件
五月	二〇〃	〇〃	二〇〃
六月	一九〃	三〃	二二〃
七月	三三〃	五〃	三八〃
八月	二一〃	二〃	二三〃
九月	一七〃	二〃	一九〃
十月	一八〃	二〃	二〇〃
十一月	一四〃	一〃	一五〃
十二月	一一〃	二〃	一三〃
一月	一九〃	二〃	二一〃
二月	一三〃	一〃	一四〃
三月	一〇〃	〇〃	一〇〃
計	二〇六〃	二一〇〃	四一六〃

○「家庭薬新聞」昭和三十三年五月二十一日

四〇一 昭和三十三年四月 共栄製薬帳主会「北友会」

共栄製薬KK帳主会では中田地区帳主育成のため、金融の円

IV 流 通

滑をはかり、薬業振興のため、北陸銀行中田町支店と提携し、昭和三十年六月十日に北銀中田町支店において七七名が参加し、北友会を結成し、爾来会員は一名の脱落者もなく、年二回（一回一万五千元）の掛金により、三年間に十万元の積立を行い、計七七〇万円の積立をなし、満会することになり、四月十日午後二時より北陸銀行中田町支店において従来の七七名に新たに二九名の一〇六名が参加し、五五〇万円の三年定期預金、第一回掛金一五九万円、計七〇九万円を貯金して満会ならびに第二回北友会の発会総会を開催した。まず坂上会長の挨拶について議長となり経過報告をなし、今村耕二副会長より諸雑費を引いた二六八、二一九円の純益金を報告、これが純益を原案通り処分することを決定、満期報告があって、第二回北友会の発会経過報告、左の規約を満場一致で決定、続いて次の役員を選出、坂上会長より再就任の挨拶があって、融資希望会員の申込みをうけ、九二六万円の融資を決定し書類手続を終り、それぞれ融資希望会員に融資額が手渡され、本社竹内取締役の祝いの言葉があって総会を終り、引続き別席において懇

親会を催し九時すぎ盛況裡に終了した。因みに北友会規約ならびに役員諸氏は左の通り。

◇北友会規約

第一条 本会の名称は北友会と称す。

第二条 本会の事務所は富山県中田町北陸銀行中田支店に置く。

第三条 本会は会員の福利増進と貯蓄心の高揚、金融の円滑を図り薬業の発展に資するを目的とす。

第四条 本会は前項の目的達成のため左の事業を行う。

1 会員の仕入金、懸場帳の斡旋協力。

2 会員相互の繁栄に資するため年二回（一回一万五千元掛）の積金をなす。

3 積金は北陸銀行中田支店に定期預金とし二カ年とす。

4 会員相互に関する金融斡旋をなし融資は別に定むる規定によるものとする。

5 旧会員の定期預金（十万元）は年（一分）の割合をもつて本会より補助するものとする。

6 その他前各号に付帯する一切の事業。

第五条 本会は毎年四月十二日、十月十二日二回積立するものとす。

第六条 本会は毎年四月に決算総会を開き、会計報告をなすものとす。

第七条 本会に左の役員を置く。

理事十五名、監事二名、理事の内より会長一名、副会長三名を互選する。

第八条 本会に相談役顧問を置く。

第九条 会長は本会を代表し会務を統轄する副会長は会長を補佐し会長事故ある時はこれを代行す。理事は地区内の会員を掌握し会務の遂行を円滑ならしむるものとす。

監事は帳簿を監査す。

第十条 役員の任期は一カ年とし、再選を妨げず。

第十一条 役員は会員中より互選するものとす。

第十二条 本会の目的遂行の為必要な事項は役員に於て別に定むるものとす。

第十三条 本会の相談役は北陸銀行中田支店長とし顧問は

一 役員会において推薦す。

第十四条 業業の廃業特殊事情により退会せんとする時は

役員会の承認を得て退会し、又新に入会せんとする時も同じとす。

◇融資規約

一 融資は新旧の二種に區別す。

二 ①新加入者は一口五万円以内とし最高二口とする。

②旧加入者は一口十万円以内とし最高二口とする。

一 借入者は新旧共に約束手形を納入するものとす。

一 保証人は新旧共に二名とし一人の保証する限度は本人

借入金含む（新は三十万円、旧は六十万円までとす）

一 借入利子は借入金と同時に差引くものとす。

一 借入債務については手形法により借入者又は保証人を

以て当日午前中に必ず返済するものとす。貸付は原則と

して定例日より定例日迄とす。早期返済に対しては利子

は払戻すものとす。

一 借入金の返済は現金にて返済し手形の書替は認めない。

一 若し借入金に対し返済せざる場合は法規に基づき処分

をなすものとす。

通 ◇特別融資

一 特別融資を受けんとするものは役員会に図り最高二十万円とす。

一 融資を受けんとするものは保証人二名以上並に懸場帳、右価証券を担保として差入れるものとす。

一 懸場帳担保の場合は左の通りとす。

イ 年一回廻り集金高は借入金額の倍額以上。

ロ 年二回廻り集金高は借入金額の二倍半以上。

ハ 年三回廻り集金高は借入金額の二倍以上。

一 有価証券の場合は左の通りとす。

イ 有価証券は市場価格の六割とす。

一 右の貸付は担保差入書を以て貸付するものとす。

▽会長 坂上信一

▽副会長 山下善一、福田義雄、今村耕二

(薬日新聞一昭和三十三年四月十九日)

四〇三 昭和二十三年九月 県立薬懸場取引業組合発

足

富山県内の懸場帳売買斡旋業者らがお互の業権確保と会員の親睦をはかるを目的としてこのほど「富山県売薬懸場取引業組合」を結成した。これが結成式は去る一日富山市丸の内樹常に組合員二十余名出席して閉き取引業組合規約を作成し全会一致で次の役員を選出した。なお現在これら懸場取引業者は戦前につくられた「周旋営業取締規則」の富山県令第五二号に基き土地建物の仲買鑑札をもって営業しているもので、この戦前の取締規則中の第八項目にはっきり売薬懸場帳による仲買という点が、うたわれているが、戦後職安法の制定と共にこの規則が自然消滅の形となったのでこのような姿では大富山薬業の懸場の将来に危機を招くものであるとして今回誕生を見た組合をもって自主的に薬運を通じ県へ働きかけ戦前の規則に代る県条令を設けてもらい業権の確保とモグリ業者の撲滅を図り健全な懸場取引によって県産業に貢献し懸場の保全をはかろうというものである。因みに当日決定を見た役員次の通り。

▽組合長 荆部茂次郎

▽副組合長 万治又次郎、浦出広仲

〔素日新聞〕昭和三十三年九月十三日

四三 昭和三十四年一月 医薬品製造業に対する法

適用存続要望

広瀬、石黒、今村、車谷正副会長、常田専務はこのほど上京し、厚生省高田稜務局長、中村企業課長らを歴訪し、中小企業の設備近代化における医薬品に対する融資が除外されるような話があるので融資の枠外にならないよう次の陳情書を手交した。

医薬品製造業に対する法適用存続方要望の件

中小企業振興資金助成法による融資は絶えず資金の涸渇と高金利に悩む中小企業者にとり、最も便利かつ有利な金融措置として歓迎されて来た処であります。が当局におかれては近く医薬品業界に対する適用を廃止される意向のあるやに閃聞致しますことは業者として重大な関心を持つものであります。

一 富山県の医薬品製造業者の殆んどは中小企業者であり各

般の実状からは非本法の適用を当分延期下さいますよう格別の御配慮賜りたく茲に理由を具し陳情致します。

理 由

医薬品が国民の保健衛生に直接かつ最も寄与すべき使命の重要さについては既に御高承の通りであります。近時医薬品の驚異的発達に伴う薬剤の研究、設備の改善は予期以上の資金を必要とし、医薬品製造業者、特に資金の不足に悩む我々家庭薬製造業者にとって重大な課題となつております。

富山県の家庭薬業は古くから国民大衆に親しまれ保健衛生に重要な役割を果して来ておりますがその企業規模は比較的零細多数業者によって成立っており所謂中小企業者としての振興助成が最も適用されるべき諸条件下にあるものと思考されます。今般医薬品業者に対する本助成法の適用を除外される意図は種々の根拠に基づくものとは存ぜられますが中小企業者としての医薬品製造業者を特に除外される理由はその基本において解しかねるのであり富山県家庭薬業にとって甚だ苦痛とする処であります。

特に前述の如く日進月歩する医薬品の実状に鑑み既往来
 主管官庁より製造業者の設備改善充実が強く要望され業
 界として極力この趣旨に副うべく努めつゝある現状下に
 おいて希くは今暫時の本法適用を存続されるよう望むこ
 と今日程切なるものはないのであります。

富山県業連合会

会長 広瀬重造

〔薬日新聞一昭和三十四年一月二十四日〕

四〇四 昭和三十四年十一月 伊勢湾台風被災帳主の 特別融資措置陳情

伊勢湾台風による被災帳主に対し金融の特別融資措置をこ
 うじてもらうため富山、奈良、滋賀三県の業界代表者は九
 日、小山中企業庁長官、佐藤大蔵大臣、高田業務局長に
 次の如き要旨の陳情書を全国家庭薬配置協議会の名で提出
 した。

◇陳情書

家庭薬の配置販売業者は年間の大部分を他府県外で過し、
 その営業地に種々の災害が発生した場合は罹災地民に準
 ずる損害を蒙るのであります。特に今次伊勢湾台風の如
 き風水害においてはその損害は甚大かつ長期にわたるこ
 ととなり、再起不能を憂慮される業者も尠くなく業界の
 維持に重大な支障を来すことも考えられ、かかる事情に
 おいて罹災地家庭に一日も早く医薬品の再配置をなし罹
 災民の保健衛生に寄与すると共に業者の復興を図るには
 是非低利且長期の融資を必要とされるのであります。他
 の類例のない特異業態と災害実状に格別の御高察を賜り
 政府資金貸付の最惠条件の適用をなし下さいますようこ
 こに事情を具し陳情申し上げます。

◇陳述書

一 業態の特異性

家庭薬の配置販売業は配置販売先都道府県知事に登録営
 業をなす業種であることから、専業資産並に事業所は営
 業地に在るもので、このことは薬事法上も明確な処であ
 ります。亭災、火災、水災その他天災による事由のため

医薬品、容器共喪失した場合の損害はことごとく配置業者が蒙る結果となり、うち使用済のものがあっても代金回収は全く不能となり、更に廻商のための常備宿舍や生活備品、在庫品、旅宿の委託薬品も大量に喪失するのであります。その事業所は配置先都道府県にあるものと解され、災害における施策は事業に関する限り現地と同様の適用をされる事が望ましい。

二 伊勢湾台風の被害

斯業は需要家庭との永年の取引による信用を元とし深い人情的つながりを有し、災害の場合既往の売掛金等の督促を控えるのみならず、その生活力の回復まで再配置をなした家庭薬の使用代金をも強く請求出来ないもので、その実質損害は計り知れぬ甚大なものとなるのであります。かくの如き実状において損失を受けた富山、奈良、滋賀の各県業者を主体とし約三千名に上るものと思惟され、その額は数億円に達するものと推定されるのであります。この際再起に必要な資金を調達し、再配置に着手しなければ当面の損害のみでなく永年培って優位なる基盤を築

き上げた無形の資本もこれを機として完全に喪失する危機に直面しているのであります。

〔薬日新聞〕昭和三十四年十一月十四日

四〇五 昭和三十五年二月 県薬業振興資金貸付金取

扱要綱

◇富山県薬業振興資金貸付金取扱要綱

一 貸付の目的

薬業の振興に必要な資金として貸付金を信用金庫を通じて薬業関係者に貸付し、もって本県特殊産業である薬業の発展を期することを目的とする。

二 信用金庫に対する貸付金の額、条件及び期間等

①貸付金額、毎年度予算の範囲内で定める。

②貸付条件、貸付金を受け入れた信用金庫は、この貸付金を薬業振興資金として自己の責任において薬業関係者に第三項の条件をもって貸付けることを条件とする。

③貸付金利、信用金庫に対する金利は年六分とする。た

とし貸付期間中において当該利率の変更が行われるときは、その変更日以後は変更後の利率によるものとする。

④ 貸付期間、その年の四月一日から翌年三月三十一日までとする。ただし都合により三十日の予告期間をもって貸付金の全部又は一部の繰上げ返還を命ずることがある。

二 貸付

① 貸付金額、貸付金の範囲内とする。

② 貸付の対象

イ 知事の発行する身分証票を所持する県内居住の家庭薬配置員（帳主）

ロ 県内所在の医薬品製造業者

③ 貸付決定条件、信用金庫は富山県薬業振興資金貸付金審査会の意見を出して貸付者を決定するものとする。

④ 貸付順位及び限度

第一順位、配置員、二十万円以内

第二順位、製造業者、五百万円以内

⑤ 貸付利率、日歩二銭五厘以内

⑥ 貸付期間、十二ヶ月以内

⑦ 担保物件、配置員は懸場帳その他の動産不動産製造業者は不動産等

⑧ 保証人、二人

四 信用金庫に対する貸付金の交付手続

信用金庫は貸付金の交付を受けようとするときは次の各号に定める事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

① 交付を受けようとする貸付金の額

② 貸付金の用途

③ 利率

④ 貸付期間

五 請書の提出

貸付金の交付を受けた信用金庫は貸付金の交付指令を遵守することを記載した請書を知事に提出しなければならない。

六 貸付金の返納手続

信用金庫は貸付期間の満了日に元利金の全額を知事の発行する納入告示書により富山県金庫へ払込むものとする。

たゞし、納金期日に元利金の全部又は一部について支払をしなかった場合においては延滞元利金に対し納金期日の翌日から支払当日まで日歩三銭の割合によって違約金を支払わねばならない。

七 貸付金の運営状況報告書の提出

信用金庫は貸付金の運営状況について翌月十日までに別紙様式により知事に報告しなければならない。

八 返還命令

知事は貸付金の交付を受けた信用金庫に対し、次の各号の一に該当するときは交付した貸付金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- ①信用金庫がこの要綱及び貸付金交付指令に違反したとき。
- ②信用金庫の貸付金の運営が適切でないとき。
- ③この事業の目的が達せられ、その必要がないとき。

場 懸 付 則

この要綱は昭和三十五年度貸付金から適用する。

様式

融資先名、住所、業種、資金の用途、融資利率（日歩）
融資額、融資期間
記入上の注意

手形の書換による継続貸出は書換ごとに新規貸出として取扱うこと。

◇富山県農業振興資金貸付審査会規程

（設置）

第一 富山県農業振興資金貸付金取扱要綱に基く資金の貸付を適正にするため、富山県農業振興資金貸付審査会（以下「審査会」という）を置く。

（所掌事務）

第二 審査会は次に掲げる事項について審査するものとする。

- 一 貸付を受けようとする者及び担保物件の内容審査
- 二 貸付金額及び利率期間等
- 三 その他貸付に必要な事項

（組織）

通 第三 審査会は委員〇〇人以内で組織する。

(委員)

IV 流 第四 委員は次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する。

一 信用金庫関係者〇〇人

二 兼業関係者〇〇人

2 委員の任期は一年とする。但し補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五 審査会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員が互選する。

3 会長は会務を総理し、審査会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代理する。

5 会長及び副会長ともに事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六 審査会は会長が招集する。

付 則

この規程は昭和三十五年四月一日から施行する。

(案日新聞) 昭和三十五年三月五日)

四〇六 昭和三十六年十月 売薬懸場取引業の県条例

制定請願

懸場帳の正常取引と業界安定のためさきに懸場取引業の県条例制定方について、関係業者が請願書を提出したが、その請願文の全文および制定発起人は次の通り。

石倉三郎、伊藤正清、和泉清次郎、今井猛、今村耕二、八幡清一郎、西田保弘、細川房子、東野保、河上宗八、良峰豊次郎、高見善兵衛、高林清吾、浦田広仲、植野藤雄、上田梶之、野村宗久、朽木藤造、山本誠、山田栄次、万治又次郎、福田基太郎、郷倉与七、斉藤敏子、刑部茂次郎、水橋藤喜雄、三枝良知、水野松之助、新鞍作造

富山県売薬懸場取引業県条例制定の請願書

富山県の配置家庭薬は電気、米と並んで三大産業の一つと

して古い時代から県民の代表産業であり且つ又國民から親しまれて参つております。今般厚生省において薬事法を改正され、配置家業の生産設備の改善、配置品目の指定、配置従事者の届け出等を法的に定められて、國民の保健衛生上重要なものとして、権利と義務を明らかにされたのであります。永い歴史を有する配置家庭薬業者は勿論のこと原料、包装、印刷、その他の副資材業者と共に懸場帳の斡旋業者も薬事法改正によつて責任の重大さを痛感している次第であります。特に富山県配置薬の懸場の権利は、財産権を認められ金融機関に担保物件として融資を受けている事はご高承の通りであります。この懸場財産の正常な在り方の如何はこれら法改正に対する本県業者態勢の整備のうち重大な一翼を担っているのであります。現在全国に配置懸場戸数一千万戸と推定され、この懸場権利と財産権の所有者は富山県に約七千人と推称されており年間その懸場帳の相当数にのぼるものが売買取引されている実状であります。ですのでこの重要な懸場権利譲渡の正しい斡旋こそ懸場権利保全と取引の秩序及び適正にして公正なる価格の安定を保

ち得るものと確信致すのであります。この目的のため戦前は富山県条例に基き警察行政監督下許可証をうけた人のみが取引仲介業者として認められて参つたのであります。戦後この県条例が廃止されよるべき法規がなくなつたので種々と弊害が続出し帳主に不安の念を抱かしている事は甚だ遺憾にたえないのであります。政府は一昨年宅地建物取引業法を制定されました。秩序ある公正な取引を行われていますが、富山県の特産産業である配置家庭薬業の懸場帳を護り正しく、明るく安定させるために、この際宅地法に準じて懸場取引業法を県条例をもつて制定なされ、業界の安定と公正な取引の斡旋が絶対必要と存ぜられます。もしこの取引に対する県条例がなければ不良行為が横行して従来この帳主は勿論のこと、ひいては善良なる農村の二三男の子弟に不安を与え、配置薬懸場従事者を希望せぬようになることは火を見るより明らかであり、富山県の懸場財産権の確保を望まないことにもなると思われまします。速かに御検討の上県条例の御制定を願ひ懸場の保全に格別の御高配を願ひ請願の要旨達成を懇願申し上げる次第であります。

富山県売薬懸場取引業県条例制定発起人会

〔家庭薬新聞〕昭和三十六年十月十二日

四〇七 昭和三十六年十月 懸場財産保護育成の県条

例制定のため事例提出

配置懸場帳の正常取引をはかり業界の安定を期し懸場財産の保護育成のため富山県医薬品配置懸場取引業組合（方治又次郎組合長）ではさきに懸場取引業の県条例制定について富山県知事始め関係要路へ陳情書を提出したことは既報の通りであるが、さらにこのほど県条例制定にあたり発起人一同は懸場権利等売買に基づく事例を重ねて関係方面へ提出した。

以下その事例の全文

事 例

◇医薬品配置懸場権利等売買に基づく事例

第一項 価値及算定につき

本懸場帳簿上の権利譲渡売買は百数十年前より事実行われ富山県売薬としての名譽と信用、又は財産価値を自他共に認めている。

▽売買契約、基準価格算定の場合

イ 目的たる懸場帳簿の権利譲渡売買はまず帳簿の記載事実に基づき医薬品配置数と年間の売上高、集金高を根本として評価の基準を定める。

ロ 標準の基準算定方法は預け箱、袋等、年数、会社名を確め配置医薬品の概算価格及び最近一カ年間の取揚金を標準とする。

ハ 貸金のメ取金、年抜き月延廻りの取揚金の決算即ち評価基準算定の方法は双方協議の上決算確定する。

ニ 帳簿面に誤記、若しくは違算あるか、又その他の故障即ち売買契約成立の日を境としてそれ以前に得意家が引越し、死絶え、破算又は行先不明、天災地変による焼失、流失等の損害あるときは売主の損失とする等のため一般通例一割程度の金員を売買代金中より残し金証書で買主が預り置く。

ホ 前記残し金は正当なる予定賠償制度として双方承諾して契約する。

ヘ 売買譲渡に不安を除くため保証人と共に連帯して契約の義務を履行する。

以上は売買譲渡の概要と大切な基準及び価格算定上に必要と思われる事例です。

第二項 売主の場合

▽売買譲渡を目的とした不正行為

イ 医薬品の配置個数の不正記載

ロ 年間の売上高、集金額を標準とするため徒らにその金額を事実と相違せる不実の金額記載の即ち二重帳簿の売却

却

ハ 廻商年月日の不正記入

ニ 配置せる医薬品の製造年月日に甚しく年月を経過せる

もの又は不良医薬品の有無

ホ 住所氏名の判明せぬ得意家の記載事実等

ヘ 懸場帳簿等一切の権利を譲渡しながら従来この営業

に従事せる者、或いは近親者によって再度新置する者

ト 金融機関等にて担保とせるも返済せずそのまま事実を無視して売却する者

チ 旅先で宿泊料その他買掛けや借入金返済を遅滞し、或いは不払で懸場帳簿を売却する者等

第三項 買主の場合

イ 買主の信用と帳簿面の誤記違算等あるとも残し金をもって精算する条項を幸として事実以上に針小棒大式に証拠物件を提示せず不払乃至は過分に減額の申出、又は策謀して無理な要求をする場合

ロ 徒らに残し金精算を遅延せしめる者

ハ 一割程度の残し金では精算金に不足する位の事実発見の場合

売主の証拠物件に基く配置医薬品の減少数、違算数額、

配置医薬品の価値評価基準をなす年間の売上金額、取揚金額の金高の不正事実記載の帳簿、それを実証するに必要な証拠書類の提出義務等

要な証拠書類の提出義務等

ニ その他必要なる証拠書類（残し金精算につき必要事項書類等）

第四項 取引業者として心得べき必要事項

イ 業者団体をもって富山県の医薬品配置販売業者の業権擁護と財産権の確認

売買取渡価値の高揚を目的とし、業者間の連絡を密にし、親睦を図り、双方よりの信頼感、信用を必要とする。

ロ 売主買主の人物信用と配置懸場の事実調査

ハ 懸場帳簿上の記載事項全般の調査、研究

ニ 価格基準算定上の知識と公平なる精神

ホ 法的に裁判事項となる程度の問題も責任をもって解決し得る人望と信用の養成

ヘ 売主或は買主に一方的に利便を図るが如き行為をなさぬこと。

ト 業者としての申合せ或は認可の基準以上の手数料や謝礼金を要求せざること。

チ 公平なる残し金制度の活用と共に契約に基づく精算の義務を果すこと。

リ 担保の有無調査及び処理、負債整理に必要な事項の処置等に関する事等

ヌ その他薬事法規の遵守事項の認識等

〔薬日新聞〕昭和三十六年十月十四日

四八 昭和三十六年十一月 県薬業連合会、家庭薬

新表示記載の資金融資陳情

新薬事法の示すところにより現在配置されてある（旧薬事法によるもの）家庭薬全部を三十八年一月末日迄に全部新表示記載のものと取換えなくてはならないがこのために県下二百余のメーカーが要する包装資材費は実に七億五千万円に及ぶといわれている。（県薬務課調査と薬連調査ではかなりのくい違いがあるが）これら手持の包装資材の廃棄と新表示のために要する印刷諸経費が多額に必要なため薬連では県知事、県議会ほか関係要路に対しこの程陳情書を提出すると共に当めんの資金として五千万円の融資方を陳情した。これに対し所管薬務課長は「三十六年度の追加予算として要求は出してあり十二日の知事査定を待つまでは県財源の見通しからいってもなんともいえない」とその見

通しについて諾否の意志表示をさせているが、知事が本県産業の重要性から眺め五千万円の融資は必要との承認が得られれば来る十九日から始まる十二月定例県議会で一挙に解決を見るものと見られている。

薬連が出した陳情書の全文次の通り。

陳情書

改正薬事法による本県配剤家庭薬の経済的影響並に資金需要の実状についてはさきに陳情書をもって説明すると共に県費融資方を懇請中上げた処であります。県御当局におかれてはその実状を了とされ直ちに処置方御配慮賜りますことは感謝に堪えません。

さて先きのべました如く今後予測されます業界の需要資金は各般にわたり頗る多額に上りますが、この中配置薬品の表示記載の様式が新法において変更されたことによる製造業者の手持包装資材の廃棄と薬品の配置がえに要する新包装資材の印刷並にその製造経費は最も大きなものと推定されます。

懸場

一 製造業者においては既に新表示薬品の製造に着手しこれ

に要する資金の調達に懸命の努力を払っておりますが約一ヶ年の生産額に該当すると推計されます。新表示がえのための補充配置薬を生産することは資金力においても稼働力においても容易ではありません。

製造業者としては配置業者の実態と要望に応ずると共に他県産業との競争に遅れをとらぬよう昭和三十八年一月末迄に新表示品に配置がえ完了のための生産増強対策を固めつゝありますが、県御当局におかれては業界の実状に格別の御高察を賜り本県製薬業者の自力調達不能の資金について県費融資を御配慮なし下され当面金五千万円の融資方を御処置賜りたく茲に資金需要の詳細を具し改めて陳情中上げます。

昭和卅六年十一月廿九日

富山県製薬連合会

会長 塩井幸次郎

(「薬日新聞」昭和三十六年十二月九日)

四〇九 昭和三十六年十二月 県、設備改善資金一千

万円預託

富山県薬業連合会では、新薬専法に伴なり製薬業者の設備改善あるいは表示替えに要する費用が多額であるため、かねてより県当局に対して助成措置として県費融資を行なうよう要請していたが、県ではとりあえず設備改善資金として一千万円を預託、業者に融資することに内定した。

この一千万円の県費預託による融資は従来より長期の貸付けとなっており、七ヵ月据置き、二十ヵ月償還となつていゝるが、県ではこれを十二月の県議会にはかり可決決定すれば実施に移す計画である。

これについては、十四日の薬連役員会でも報告があつたが、薬連では少くとも五千万円は融資して欲しいと要望していただのでこの結果には痛く失望している。

また一方、本年度県より薬業振興資金として三千五百万円融資の方途が講ぜられているが、このうち三千万円は配置業者優先となつておつて、設備資金は五百万円に過ぎず、

しかも一口二十万円以内となつてゐるから、メーカーの希望を満すにはほど遠いものがある。従つて薬連では、メーカーには三千万円分のうち、配置業者への融資残り分と五百万円との組み合せで一応融資する案を検討中であるが、やはり相当多額の長期資金融資を仰がねばならぬとして来年二月の県議会に提出される県の三十七年度予算に大きな期待をかけ、陳情などを行なうことにしている。

(家庭薬新聞一昭和三十六年十二月二十一日)

四一〇 昭和三十七年度 薬業振興資金融資

富山県内家庭薬配置販売業者および家庭薬製造業者の資金の円滑化をはかり、本県の特殊産業である薬業の発展を期するため、県費を県内各信用金庫を通じて薬業者に貸し付けてゐる。貸し付け状況は次の通りである。

一 運転資金	
預託金額	三〇、〇〇〇、〇〇〇円
延貸付金額	五八、二〇〇、〇〇〇円

二 設備資金

預託額 一五、〇〇〇、〇〇〇円

延貸付額 一〇、〇〇〇、〇〇〇円

(富山県業務課資料)

四二 昭和三十八年七月 通産省、配置家庭薬製造

業の中小企業設備近代化資金対象業種指定

全国配置家庭薬協議会では機会あるごとに厚生省ならびに通産省へ「中小企業振興資金助成法における対象業種として指定し、従業員三〇人以上の企業に対し設備近代化のため資金を貸付けられたい」と陳情を行っていたが、厚生

省でもこれにこたえ、配置家庭薬製造業を指定業種に入れるべく配置業界からも資料をもとめ通産省へ折衝していた

場

が、二十四日通産省は本年度の中小企業設備近代化資金の貸し付け予定総額を百十四億一千万円(国の補助金四十一

懸

億円、都道府県費四十一億円、同償還金三十二億一千百万円)と決め、配置家庭医薬品製造業を対象業種に指定した。

この対象業種は機械金属工業など三十三業種で、本年度はくぎ、電気溶接機など九業種を削除し、新たに自動車分解整備、金属製がんぐ、造花、人造真珠、カバン、猟用資材、配置家庭医薬品、フェルト、デンプン乾メン、しょうちゅう乙種の十一業種を追加指定した。このほか臨時にばい煙発生施設の処理設備、用水源転換用設備も対象にする。貸し付け率は所要額の半額貸し付け限度は十万円〜三百万円、貸付期間は五年、貸付利率無利子、償還期限は一年据え置き、四年間の均等、年賦払い(ばい煙、汚れ処理設備は七年)で各都道府県では八月中旬から申し込みを受けつけることになっている。

なお配置家庭薬製造業の対象設備は次のようなものが予想される。(単価は平均単価)

▽錠剤機Ⅱ ストロングギヤー回転力五〇rpm以上のものに
限る 五六万円

▽顆粒機Ⅱ 複式オツシレータ方式ローラー二七×三五、二本ローラー回転数四〇〜一七五rpm、製粒能力毎時四

〇kg以上のものに限る 六万円

通

IV 流

▽乾燥機Ⅱ熱送風式のもので低温乾燥用、三〇度〜八〇度、

八時間で二〇kg以上の性能のあるものに限る 一七万円

▽糖衣機Ⅱ一回の仕込み量二〇万粒以上の能力のあるもの

に限る 三〇万円

▽軟膏充てん機Ⅱチューブ用、毎分三〇本以上 三八万円、

軟膏用、毎分二五個以上の能力のあるものに限る 二〇万円

▽自動包装機Ⅱ毎分五〇袋以上の能力のあるものに限る

四五万円

▽自動分包機Ⅱ毎分四〇包以上の能力のあるものに限る

一二〇万円

▽アンブル充てん機Ⅱ充てん管、五本立以上のものに限る

四〇万円

▽丸剤機Ⅱ毎時一kg以上の能力のあるものに限る 二八万

円

▽ジャイロフタ（ふるい機）Ⅱ毎時一〇kg以上の能力のあるものに限る 四十万円

▽スタンプミール（ふんさい機）Ⅱ五本立以上のものに限る

一五万円

この機会に近代化促進

なお四月に上京し、この問題で厚生省、中小企業庁、配置
県選出国會議員らを訪れ、陳情要望した石黒榮連副会長は
業種指定の報に次のように述べている。

富山の配置家庭業の近代化が県薬事審議会で検討中であるが、中小企業近代化設備資金の対象業種として指定されたことを機会として近代化が促進されることを期待し喜びにたえない次第である。厚生省、中小企業庁の担当係官の深い理解に感謝申し上げたい。

〔薬日新聞〕昭和三十八年七月二十七日

四三 昭和三十八年度 薬業振興資金融資状況

○薬業振興資金の融資

県内家庭薬配置販売業者および家庭薬製造業者の資金の円滑化をはかり、薬業の発展を期するため、県費を県内各

信用金庫を通じて次のとおり貸し付けている。

ア 運転資金

(イ) 預託金額 三〇、〇〇〇、〇〇〇円

(ロ) 延貸付金額 二九、七二〇、〇〇〇円

イ 設備資金

(イ) 預託金額 一五、〇〇〇、〇〇〇円

(ロ) 延貸付金額 〇円

(富山県薬務課「薬事行政概要」)

四三 昭和二十九年四月 県薬業振興資金貸付要綱

富山県では薬業振興に寄与するため、富山信用金庫を通じ、販売業者ならびに製造業者に資金の斡旋を行なっているが、このほど貸付要綱を決定した。運転資金は従来通りであるが設備資金については新しく設備機械が設定され、償還方法は内規としては二年間、均等の月賦償還とすることに予定されている。

一 富山県薬業振興資金貸付要綱

第一条 この要綱は、本県の特殊産業である薬業振興に寄与するため、県が富山信用金庫に貸し付けた資金（以下

「薬業振興資金」という）を同金庫をして本県内における医薬品配置販売業者（以下「販売業者」という）及び医薬品製造業者（以下「製造業者」という）に貸し付けることに関し必要な事項を定めるものとする。

第二条 前条の規定による薬業振興資金の運用を適正にするため、富山県薬業振興資金貸付審査会（以下「審査会」という。）を富山県信用金庫協会内に置く。

第三条 審査会は、次の各号に掲げる事項について審査をするものとする。

(一) 貸付けを受けようとする者の資格の有無並びに懸場帳の内容審査

(二) 貸付金額及び貸付期間

(三) その他貸付けに必要な事項

第四条 審査会は、委員一八人以内で組織する。

二 委員は、次の各号に掲げる者のうちから富山県信用金庫協会会長が委嘱する。

通 △信用金庫関係者 八人

△薬業関係者 八人

△県関係者 二人

三 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

四 審査会に書記一名を置く。

第五条 審査会に、会長及び副会長を置き、委員が互選する。

二 会長は、会務を掌理し審査会を代表する。

三 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

四 会長及び副会長とともに、事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

第六条 審査会は、会長が招集する。

貸付けの条件

第七条 販売業者及び製造業者に対する薬業振興資金の貸付けの条件は、次の各号に定めるとおりとする。

(一) 運転資金

ア 貸付順位及び貸付限度

・第一順位 販売業者に対し、最高五〇万円までとする。

・第二順位 製造業者に対し、最高二〇〇万円までとする。

イ 貸付利率

日歩二銭四厘以内とする。

ウ 担保物件

販売業者は、懸場帳を担保することができる。

エ 償還期間及び償還方法

・償還期間は、二〇箇月以内とする。

・償還方法は原則として元金均等月賦支払の方法によるものとする。

オ 貸付金の申請

運転資金の貸付けを受けようとする者は、申請書（様式第二号）に必要書類を添え、会長に申請しなければならない。

(二) 製薬機械等設備資金

ア 貸付けの対象及び対象機械等

資金の貸付けを受けることのできる対象機械は、別に定めるものとし、この資金の借入れの申請をしようとする日及

び同日以後三箇月以内に、購入する計画のあるものを対象とする。

イ 貸付限度

製菓業者に対し、前項の対象機械等の設備に要する経費の二分の一の額を限度とし、二〇〇万円の範囲内で貸し付けるものとする。

ウ 貸付利率

日歩二銭四厘以内とする。

エ 償還期間及び償還方法

信用金庫の所定の方法による。

オ 貸付金の申請

・製菓機械等設備資金の貸付けを受けようとする者は申請書（様式第二号）に必要書類を添え、貸付けを受けようとする県内の信用金庫へ二部提出しなければならない。

・県内の信用金庫は、前項の書類を受理したときは、二部を知事を経由して会長に提出しなければならない。

懸 場 カ 対象機械等の審査

一 知事は、前項の書類を受理したときは、対象機械等の調査

を行ない、適否を会長に通知するものとする。

キ 貸付金の決定

会長は、前項の知事からの適当である旨の通知のあったものについて審査し、貸付けの適否を定め、この旨を申請者に通知するものとする。

ク 完了報告書

借主は、貸付け対象機械等の設置が完了したときは、一〇日以内に完了報告書（様式第三号）を知事に提出するとともに、知事の確認した支払請求書（様式第四号）を支払を受けようとする県内の信用金庫に提出しなければならない。

ケ 貸付金の支払

県内の信用金庫は、前項の支払請求書を受理したときに貸付金を支払うものとする。

第八条 この要綱に定めるものを除くほか、貸付けの手續に關しては信用金庫の例による。

付 則

一 この要綱は、昭和三十九年四月一日から適用する。

二 この要綱適用の際、現に従前の貸付要綱により、貸付

通 けを受けているものについては、なお従前の例による。

貸付けの対象機械等は、次のとおりとする。

IV 流 医薬品を製造するに必要な機械設備（一物件一〇万円以上のものに限り）又は原料、製品の試験検査器具（一基三万円以上のものに限り）とする。ただし、中小企業設備近代

化資金又は、金融機関の貸付けの対象となったものは除く。

〔薬日新聞〕昭和三十九年四月四日

四四 昭和三十九年六月 薬業振興資金融資対象枠

拡大

富山県薬務課は製薬業者、配置業者のために従来より富山信用金庫を通じて薬業振興資金の融資を行って来たが、最近では借り入れの希望者が少く、四月末現在で運転資金二千五百八十二万円、設備資金で三十二万円が融資されているにすぎず、また本年度から貸付総額も信用金庫の分を入れて六千万円に増額されると共に、製薬業者に対しては対象の枠も拡大されたので、どしどし利用されるよう要望し

ている。

なお四月一日より貸付要綱が改訂（本紙既報）され製薬業者にあっては、昨年までは薬事法にともなり構造設備規則（試験室の設置等）に合わせるため一千五百万円を融資したが本年度からは設備近代化に必要な機械、器具の購入経費を対象とするよう改訂された。勿論試験室に備える器具の購入も対象となる。一方通産省の中小企業設備近代化資金については、従業員三十人以下は適用されず、また色々な制限の枠があるため希望者があっても借入れ出来ない場合もあり、この点県の貸付にはそのような条件がないため有利である。

ちなみに貸付要綱のあらましは次の通り。

▽運転資金

- ・ 配置販売業者に対しては最高五十万円まで
- ・ 製造業者に対しては最高二百万円まで
- ・ 貸付利率 日歩二銭四厘以内
- ・ 担保物件 配置業者は懸場帳又は不動産
- ・ 償還 償還期間は二十カ月以内で、原則として元金均等

月賦支払による

▽製薬機械等の設備資金

- ・貸付限度 対象機械等の設備に要する経費の二分の一額を限度とし、二百万円を範囲内で貸付
 - ・貸付利率 日歩二銭四厘以内
 - ・償還期間及び方法は信用金庫の所定の方法による
 - ・貸付けの対象機械等
- 医薬品製造に必要な機械設備等（一物件十万円以上のもの）又は原料、製品の試験検査器具（一基二万円以上のもの）で、中小企業設備近代化資金又は金融機関の貸付けの対象となつたものは除く。

〔薬日新聞〕昭和三十九年六月六日

二 行商一般

四五 昭和三十九年度 中小企業設備近代化資金貸

付状況

富山県における中小企業設備近代化の貸付状況を眺めると三十九年度の中請は八件中二件が審査をパスし、残り六件

は目下中小企業課で審査中である。

なお三十六年度は一件（福寿製薬）三十七年度は該当なく、三十八年度は四件（石黒製薬、東亜製薬、新々薬品、中新薬業）で融資額は三〇二万円であった。

なお融資額の最高は二〇〇万円で五年間貸付、一年据置の四年均等償還無利息となっており、富山県全企業関係で二億三千万円である。本年度審査決定は大同製薬広昌堂の二件、審査中は三田製薬、池田義恵商店、明治製薬、朝日製薬、新々薬品、東亜製薬の六件である。

〔薬日新聞〕昭和三十九年十月十七日

四六 明治元年四月 薬種荷船積送り状

越中放生津牧野屋清六殿船江送り状之事

糸印延包薬種巻筒

江州高宮松仙出

通

一 三拾四匁五分

塩津より為替取替

一 七匁

正田より右同断

一 廿九匁四分壹厘

東岩瀬迄運賃諸懸り物取かへ

ノ 七拾匁九分壹厘

此金老両壹朱ト丁④四百三拾七文御渡可被下候

右之通於当地髓ニ積入申候条、御地着岸之砌御改受取可被

成候、尤運賃之儀ハ荷物引替ニ無相違御渡可被下候、万々

一海上之義ハ可為御法候、依之送り状如件

慶応四年辰四月六日

越中屋宗右衛門 ⑤

越中東岩瀬 上野屋津右衛門殿上ケ

同富山御城下 石動屋幸次郎殿行

(内藤記念くすり博物館蔵)

四七 明治元年九月 伊予今治売薬改役所発行売薬

鑑札

免許

嶋方

一 売薬卸通上銀 五拾八匁四分五厘

越中

近岡屋又治郎

右之通相改、当年切売薬鑑札相渡置候者也

慶応四

戊辰十二日限

売薬改所 匣

外屋伊左衛門 匣

(裏書)

一表書之通限月過此免許引替之儀可願出候、鑑札改印等

無之売薬取扱候者有之候ハ、荷物押置、其所之役場江可

申出候、若心得違之者於有之者、急度各方可申付候者也

辰 九月

予原今治

売薬改役所 匣

青野徳蔵 ⑥

富田宅治 ⑦

(善興寺所蔵文書)

四八 明治元年十月 差止解除依頼状

十月十四日御勘定所御奉行様々京都御留守居高澤覚馬様・

古谷直記様へ御頼之御状、白木状箱入之分写し御見せ被下

候ニ付写取、白半切認、白木状箱入、

一筆致啓上候、寒冷之禰御座候所御弥安康被成御勤珍重之

御儀奉存候、然者

豊前小倉御領へ立入

藥種屋權七

石州銀山御領へ立入

松井屋東藏

立入売業仕来格別之御取扱ニ相成居候所、去ル寅年彼御領
變動ニ寄、長州侯御取縮ニ相成、配業御指留商業取失ひ不
一形迷惑罷在候旨種々歎願ニおよひ候、右者御国産最第一
之品柄之儀者兼而御承知之通ニ御座候、依之今度權七等之
代人之者、其御地へ罷越願出可申義も可有之、何卒古来之
通右両御領江立入商業いたし候様、其御地御詰長州侯御役
方へ御頼可然御周旋被成造候様致度御座候、何分宜敷御取
扱之程厚御頼申候、右得御意度如斯御座候、以上

十月

佐々木弥織

安井八郎

山本五兵衛

高澤覺馬様

古谷直記様

〔富山売業業史史料集〕

四九 明治元年十二月 飛驒地方売業建議

先般被仰聞候売業之儀乍畏愚案勘弁仕候趣意者他国々之合
薬売人越中国より第一立入候義に付一時に差止相成候而者
隣国之事故人氣にも拘り可中尤越中国之義其藩之運上過當
之義に付当国にて運上多分に取立候而者其藩運上に相響き
完業商人共難法にも相成可申哉に被存候依之来る巳年早春
が当国にて製合薬を拵へ村々家別に売弘め候はゞ一ケ年に
他国合薬売方相減じ商人立入不申様可相成見込に御座候に
付愚考左に奉申上候。

一 熊膽丸 一服 代銀凡一匁

一 一角丸 同 代銀凡一匁

一 むし薬 同 同 五分

一 萬金丹 同 同 五分

一 金清丹 同 同 五分

一 消積圓 同 同 三分

IV 流 通

一	養立湯	一服	代銀	三分
一	風藥	同	同	三分
一	霍亂藥	同	同	五分
一	血の藥	同	同	八分
一	仙氣の藥	同	同	一匁
一	黒丸子	同	同	五分
一	あゐす	同	同	五分
一	たん切煉藥	同	同	八分
一	目藥	一具	同	五分

メ 合藥數十五品

此売上代銀九匁也

此元商段凡銀三匁也

但元藥紙板形製手問賃共

右捌

家一軒に付藥數三通或は四通程づゝ入置全売揚一ヶ年一通り売る見積り

國中四百十三ヶ村、家數凡一万六千五百軒余と見、一軒藥數三通置、家數凡一万六千五百戸完代

銀四百四十五貫五百匁

此為金七千四百二十五兩

内訳

凡金二千四百七十五兩

一ヶ年売上高 一軒分銀九匁

但仕入取代金に当る

凡金四千九百五十兩 一ヶ年売残り藥代

但徳分に当る

右來已年商法局にて製藥致高山町始め在々迄売藥渡世の者を以て國中四百十余ヶ村、軒別に藥入置難渡之者へは施藥致一ヶ年春秋二度づゝ村々為相廻御趣意を諭し藥種掘採り植付等の教示致し候はゞ速に他國より入込の商人相止り候者勿論村々愚昧遊惰の者も御趣意之有かたきを必奉感佩遊惰之者無之様可相成と乍長奉愚案候。

辰十二月八日

江馬彌平

㊦

(柴田袖水「記録の中より」『飛騨史壇』)

四三〇 明治三年八月 合葉商売の往来切手下付願

覚

一 還城講内私義年來合葉商売仕来申候処、此度為得意廻り阿州廻りと兵衛・助七・虎吉ノ三人罷下り申度、依之御切手御願申上候、尤御国御製禁堅相守可中候、右得意廻り之外諸願事者不及申差合候義一切無御座候并々

讚州三野郡仁尾樋口町

明治三年午八月

小西屋安兵衛

㊦

御締方

佐生貞治郎殿

代判綿屋

宇兵衛殿

御行司

綿屋

卯右衛門殿

(善興寺所蔵文書)

四三一 明治三年 生薬値段覚

(生方) 正薬直段覚

㊦一 金二歩

巳年指引残り

右之通受取申候、已上、二月二日

三月九日

㊦一 金三拾三兩三歩式朱ト永壹匁五厘 身麝香、式拾匁

式分

㊦一 同六兩式歩ト永式匁五分 才角、三十四匁八分

㊦一 同五兩壹歩三朱ト永三匁三分式厘 唐牛黄、拾七匁

五分

㊦一 同九兩式歩三朱ト

(符方)

真牛黄、式拾匁

㊦一 金五拾五兩式歩・永六匁八分七厘

右之内 式拾壹兩 棧ニ受取申候、已上

五月四日

印紙三貫目圓棧ニ受取申候、已上

此金拾九兩式歩壹朱・永三匁五分ニ也、

五月二日

一 六百文

(密方) 密棒、式本

指引ノ拾五兩ト式匁壹分式厘

右之通受取申候、已上 八月廿六日

(付紙)

覚

一 拾五兩・貳百五十四文 ム高
 (カ) 右代 官札拾五兩・印紙三拾匁、目違
 指引 廿七匁 過上ル

閏月二日

① 百廿文

セメンエン、五匁

三日

② 百貳十文

同、五匁

③ 百四十文

圓龍丹、十匁

廿一日

④ 壹朱

出物解毒劑代、四十六匁五分

十一月晦日

⑤ 五百文

赤龍丹代

⑥ 五百文

⑦ 八百

安神丸代

⑧ 七百文

⑨ 八百

別業、八品メ

⑩ ム金壹朱ト貳メ八十文

(ヒカ) 懐ニ受取

(『富山売薬業史史料集』)

四三 明治四年三月 行商残り品等預り証文

残品物等預り証文之事

一	延反上	百九十枚	目上	六十枚
一	安上	三百枚	上万	三百三十枚
一	神功上	五十枚	黒上	六十枚
一	角上	三百四十枚	むしおさへ	上百三十枚
一	きなく	上六十枚	錦上	廿枚
一	温上	五十五枚	肝臟上	百五十枚
一	実付能	三十五枚	粒甲上	五十五枚
一	熊上	貳百五十枚	かんのう丸上	大廿枚・小十枚
一	ひいぬき	六十枚	薄荷上	廿五枚
一	五香上	四十枚	てり上	七十枚
一	しらみ袋	六十枚	き香袋	百枚
一	貳色袋	百枚	正味入目洗	四十ふく
一	正味入	一角香上七十枚	薄荷こて	百五十
一	四ツ切	百廿枚	六切袋	七十枚
一	三ツ切	廿枚	実袋	十五枚
一	延反	正味廿五匁	安神	六十匁
一	神功	五十五匁	熊	四十五匁
一	黒	六十五匁	しらみ	葉十九匁五分

一 上万三百匁 実四百五十匁

一 五香四百廿匁 ひいぬき式百廿匁

一 むしおろし式百匁 しらみ五十匁

一 日本一式百五十匁 温八十匁

一 柳籠五ツ巻組 又花色六幅風る敷

右之通清二郎廻り残物籠入、丸薬拵類迄人前、夏目三ツ籠

三ツ預ケ置候分、下永井小出宿和泉屋元助殿ニ預ケ置、外

ニ箱迄ツ色々入置、土藏へ入置、米澤城下遠藤寛左衛門殿

土藏ニ籠迄ツ頂ケ置、

一角能百枚 熊能百五十 きナノ百枚

はら廿枚 温百枚 万式百三十

振出七十枚 五香三百 式色香三百枚

大ふ三百枚 せんき八十 ち百枚

しらみ式百枚 気香百枚 白中式百枚

ひいぬき八十 四ツ切袋三百

正味類

延反三十匁 黒甘匁 万三百八十匁

安三百五十匁 五香六百五十匁 日本一式百五十匁

ふりち式百匁 温五十匁 ひいぬき三百五十匁

龍神巻メ三百匁 せんき三百匁 大補五百目

右吉兵衛廻り小出野西町和泉屋元助殿迄籠預ケ置、

又城下遠藤寛左衛門殿ニ柳籠迄組、さじ拵類品々、四尺

風る敷^(カ)ツ、式籠、紙類・風薬類式籠ニ入置申候、外ニ

花色六幅風る敷迄

右之品々私御場所引請御世話申上候内御預り申候、後年至

り帳面差上申候節右之品取揃指上可申候、為其後日一札

如件

明治四年未三月

吉兵衛 印

請人 栗山屋宗四郎 印

同 宗平 印

阿部弥一郎殿

(富山元薬業史史料集)

四三 明治四年五月 富山藩民政掛発行の売薬免状

売薬人

越中富山 関野清平 手代小平

播州廻り
作州廻り

右者

大学東校の宛棄免状御渡迄為証此一書為持置候条無異儀
御見通有之度候也

明治四年

富山藩民政掛

辛未五月

(関野三郎家所蔵文書)

四三四 明治四年六月 富製丸難船一件

乍恐口上書を以奉願上候

私共運送荷物都合五拾五箇、東岩瀬駄日方江屋吉左衛門方
へ相送り候之処、加州湊浦橋寛次郎所持之富丸積入五月十
四日出帆仕候所、同十九日之大風ニ黒嶋浦ニ而難船仕候由、
当月三日之夕景能州福浦へ入船仕候旨、同五日認之書状福
浦之間屋より并船頭よりも相送候由、吉左衛門方より案内
旁右式連之手紙相送申候ニ付、情勘考仕候得者難船之日よ
り福浦入船迄、日数十五日之間徒ニ過し、殊ニ福浦問屋よ

り之浦切手或所持不仕候得者、一統何分ニ茂不分明ニ奉存
候ニ付、吉左衛門手代ニ私共之内一人同伴仕、福浦へ罷越
候而聞合候得者、御定米六十石沖にて打込ミ四百石者濡米
ニ相成候得共、船者不損道具茂不失候由ニ付畢竟之処、御
米ハ代金ニ而上納可仕旨
御裁許ニ相成候様子ニ御座候、猶亦大風後東岩瀬四十物屋
仙右衛門所持之船壳薬荷物、海上ニ而拾ひ取入湊致候由之
噂承り候故、岡田屋清五郎を以東岩瀬聞合仕候処⑤印白木
屋甚七荷札付之荷物一箇拾ひ取来候由ニ而、同船之もの共
分取致候儀者睦与相違無御座候、但打荷ならハ紙杯者湿気
ニ而当座問ニ合不可申答之所、紙迄各配分致候様子ニ御座
候得者、実ニ打荷とハ不被存候ニ付、何卒右紙成共其手印
之為ニ手ニ入候而、吉左衛門方へ引合仕度与存候ニ付、同
処川端屋市三郎方へ右荷物之内紙類等分取致候もの共、取
調理之上為知呉候様相頼置候処、市三郎、仙右衛門方へ參
り聞合候得者不知之由、亦船頭方へ問合候得共、之も右同
断之返答致居候之趣申越し候、右等之訳ニ付得与熟慮仕候
へハ、全偽与推察仕候得共、空手ニ而吉左衛門方へ引合仕候

とも、決而相分り不申候様奉存候而迷惑罷在候、依之御
 繁用之御中誠ニ奉恐入儀ニ候得共此条、御僉議被為成下候ハ
 一統難有仕合奉存候、此段幾重ニ茂伏而奉歎願候、以上

辛未六月

白木屋 善平 印	宗屋 与平 印	笹屋 宗次郎 印	京屋 清七 印	奥田屋 理八 印	室屋 太三郎 印	室屋 金兵衛 印	室屋 徳兵衛 印	根塚屋 平蔵 印	中島屋 久右郎門 印	川口屋 甚左衛門 印	山屋 文三郎 印	室屋 三郎平 印	高木屋 文三郎 印	山室屋 清太郎 印	関屋
和	全	全	禰	禰	可	金	毛	今	不	可	荷印箇数之覚				
三箇	式箇	式箇	壹箇	壹箇	壹箇	式箇	式箇	五箇 △壹箇有	式箇	八箇	平十郎殿				
奥田屋利八	室屋太三郎	室屋金兵衛	根塚屋徳平	中島屋平蔵	金屋久兵衛	山屋甚左衛門	室屋文三郎	高木屋三郎平	山室屋文三郎	関屋清太郎	治郎殿				
			但シ根塚理八	但シ安部与左衛門	但シ川口屋久右衛門事						茶屋久平 印				
											金屋清次郎 印				
											白木屋善次郎 印				

通

① 三箇 京田屋清七

② 式箇 笹屋宗次郎

③ 三箇 室屋与平

④ 五箇 白木屋善平

⑤ 五箇 白木屋善次郎

⑥ 式箇 駒見屋清次郎

⑦ 四箇 金屋文藏

⑧ 式箇 茶屋久平

⑨ 五十五箇

(株式会社 廣貨堂藏)

四三五 明治四年八月 富山藩発行の往来切手

〔い〕 越中国新川郡富山西堤町

売薬渡世

米屋甚平

豊前廻り 五十八歳

辛未八月十日発足

〔ろ〕 越中国新川郡富山泉町、売薬渡世、飯野屋兼治、

式十四歳、筑前廻り、辛未八月十日発足

〔は〕 越中国新川郡富山泉町、売薬渡世、與八郎悻、能

登屋與三郎、二十歳、豊前廻り、辛未八月十日発足

〔に〕 越中国新川郡大泉村、売薬渡世、與三兵衛悻、本

江屋八十吉、十七歳、石見廻り、辛未八月廿日発足

〔ほ〕 越中国新川郡富山東南田町、売薬渡世、古川屋平

七、四十歳、石見廻り、辛未八月廿日発足

〔へ〕 越中国新川郡富山五番町、売薬渡世、榮藏悻、美

濃屋嘉七、二十一歳、石見廻り、辛未八月廿日発足

〔と〕 越中国新川郡富山先立町、売薬渡世、藤平悻、

西田屋佐平、二十九歳、出雲廻り、辛未八月廿日発足

(富山売薬業史史料集)

四三六 明治四年八月 製剤免許

感応丸薬品

熊胆(和産極品) 一銭

一銭に付当時原価凡銀二百雙外薬品へ摺交合す則一匁原

價凡二百目

一人參（漢産極品）二錢

掛目四匁に付當時原価凡銀四匁細末にして二割目方を減

す則二匁原価凡銀二匁四分八厘

沈香（交趾産極上品）二錢

掛目四匁に付當時原価凡銀八匁細末にして二割目方を減

す則二匁原価凡銀四匁九分六厘

犀角（阿蘭陀産極上）一錢五分

掛目四匁に付當時原価凡銀百五丁日鮫皮にて摺卸一割目

方を減す則一匁五分凡銀六十二匁四分三厘七五

牛黄（漢産極品）二錢

掛目四匁に付當時原価凡銀二百十匁外藥品へ摺交合す則

二匁原価凡銀百五匁

麝香（本極品）七分

一 錢目に付當時原価凡銀二百四十雙外藥品へ摺交合す則

七分原価凡銀百五十四匁

全蝎（漢産極品）八分

掛目四匁に付當時原価凡銀四匁細末にして半目方を減す則

八分原価凡銀一匁六分

実晒米粉（極上）一錢

百目に付當時原価凡銀七匁寒水にて糊丸す則一匁原価凡

銀七厘

金箔（色好三寸）十五枚

丸レ上げ衣に掛る則十五枚當時原価凡銀九匁目方メ十一

錢此分五十五粒に製丸す原価メ五百三十九匁五分四厘七

毛五糸

但一粒の目方二分此原価銀九匁八分一厘

一 能紙鳥の子紙百枚に付當時原価凡銀二十四匁

但一枚四つ切にて数四百枚一枚に付原価凡六厘

一 中包紙薬袋紙一帳に付二十四枚當時原価凡銀五匁

但一枚十二切にて数二百八十八枚一枚に付凡銀一厘七毛

三糸

一 一粒原価凡銀九匁八分一厘

一 能紙一枚原価凡銀六厘

一 中包紙一枚原価凡銀一厘七毛三糸

原価合銀メ九匁八分八厘七毛三糸

一般商行

通

一 一粒入一貼正薬目方二分価金一步売

一 国々在々卸価一貼に付原価凡十二匁

総差引して凡銀二匁一分一厘二毛七糸

効能

氣つけ、めまい、立くらみ、小兒五かん、驚風、ほうさ
う、はしか、諸ねつ、むしはら、しよくしやうに用いて
よし

大人小兒魚鳥の喰合せ一切食毒にてこゝろあしき時は急
に用いて妙なり、おこりには其ふるい日の朝、水にて用
いてよし、難産の時白湯にて用ゆれば安産なり

万当時薬品仕入値段に因て価を定め候、尚諸国売弘めの
節は道路遠近金目の甲乙に拠り少々不同に御座候

今般大学東校より当県管轄売薬免許に相成候問従来の如く
可売弘候也

明治辛未八月

富山県

焼印

(関野三郎家所蔵文書)

四三 明治初期 売薬為替取組

覚

合金拾五兩也

右者越中富山塩屋喜右衛門殿為替金愷ニ受取申候、以上

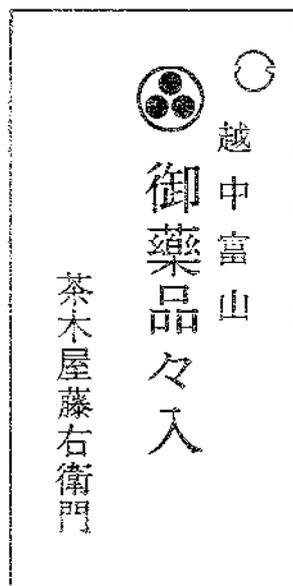
寅九月廿五日

池田屋宇右衛門 印

高田文蔵殿

(早川家所蔵文書)

四六 明治初期 預け袋と背負箱



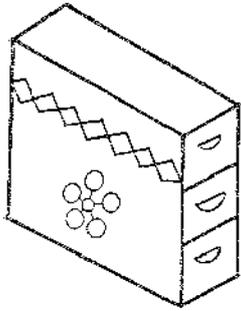
預け袋

「但袋ノ裏書ニ云」……………近年他所より紛敷類薬多弘申候

ニ付此度目印相改申候問得等御調理御求被下度奉希候

越中富山 薬屋中

……………

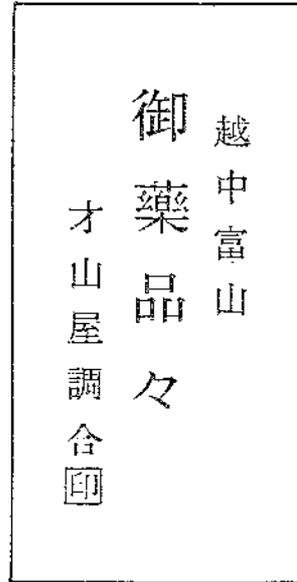


(背負箱)

〔こまざらへ〕

右者大分県管下、豊後国国東郡田深村、福村權一郎方江為

年二十五



預け袋

〔ろ号〕 寄留証

〔四〕

新川県第九大区小三区

越中国新川郡富山泉町居住

飯野兼二

右者小倉県管下、豊前国企救郡小倉寶町、松屋喜右衛門方

江為壳薬商業罷越、寄留仕度段願出候ニ付承届候也、

明治五年申歳八月

戸長 吉川辰次 印

副 阿部彌一郎 印

年二十二

但主薬ハ神明湯。山田五香湯。肉桂一貼湯。解毒丸。日本丸トス

家	佐	本
佐藤與兵衛	御薬調合所	加賀領岩瀬

預け袋

〔四〕

〔い号〕 寄留証

新川県第九大区小五区

越中国新川郡富山五香町居住

阿部彌一郎、三男

阿部善次郎

四元 明治五年八月 小倉県等壳薬行商寄留証

通 売薬商業罷越、寄留仕度段願出候ニ付承届候也、

売薬御免許願

明治五三年八月 戸長 吉川辰次 ㊦

副 山崎傳四郎 ㊦

IV 流

〔は号〕 寄留証

新川県第九大区小五区

㊦ 越中国新川郡富山辰巳町居住

水口與八郎、男

水口與三郎

年二十一

右者福岡県管下、筑前国夜須郡秋月中町、奥膳善四郎方江
為売薬商業罷越、寄留仕度段願出候ニ付承届候也、

明治五三年八月 戸長 吉川辰次 ㊦

副 阿部彌一郎 ㊦

〔富山売薬業史史料集〕

四三〇 明治五年 売薬免許願

先般文部省が売薬法制定価等書上候様御達ニ付、則相認罷

在候処、今度庚午年大学東校ニおゐて御免許之七品御廢止

ニ付、自今新規御免許願等之分、於当御県御検査之上、御

鑑札御渡シ之旨被 仰渡、奉畏候、右ニ付文部省が予而御

達之御規則ニ基キ、売薬法剂等詳細相認候帳面、并薬品能

書等相添奉指上候間、何卒御検査之上御免許被 仰付被下

候様仕度、此段奉願上候、尤從來於売薬方ニ仲間示談定法

相立罷在候得共、猶更御規則等之儀者、被仰渡通可奉畏候

間、右願之通被 仰付被下度、俯而奉懇願候、以上

式拾壹組惣代

関 東 組 年行司名

五畿内組 同

美濃組 同

信州組 同

〔富山売薬業史史料集〕

四三一 明治五年 都城県と薩摩藩の売薬差止

売薬の差止

明治五年の秋、九州都之城県（今の宮崎県）に於て突然同地方最寄業者に取つて驚愕すべき一大事件が勃発した。

それは他国売薬の行商停止である。この差止事件は敢て前代未聞の榛事と云ふわけではない。薩摩、小倉を始めとして其の他の各組最寄業者が既にこの差止に關しては苦しい經驗を蓄めさせられ、藩政時代に於ける幾多の抑圧障碍中呪詛的存在として最も脅威を感じ來つた所のものでもある。其の昔より幾度となく繰返へされて來た抑圧に倦むことなぐ、厭くことなく生命と財産とを賭して戦ひ來つた努力に酬ひられて安政三年日向に於ける差止を最終として茲に更生の明治新政を迎へ所謂封建的風潮の一掃と共に維れ新たな經濟自由の喜悅に浸り永代商道に安すんぜんとした瞬間、再び売薬差止の悲運に逢着した彼等は全く驚愕そのものであつたに相違ない、そこで彼等は定石の如く差止解禁の請願に一路邁進することに衆議一決、之が運動に着手したのではあるが容易に允許せらるべき模様すらなかつた。苦悶、

焦慮の幾日かは過ぎた頃、石川県権令が薩摩の産と聞き込み之を契機に石川県権令内田政風長官に面謁委細陳情するの機會を得たのは全く偶然のことゝは云へ彼等に取つては望外の収穫と云はなければならぬ。と云ふのは金盛五兵衛（現金盛長蔵氏祖父）及び芳尾禎三郎等の最寄業者が都城に於て売薬差止に逢ひ同志と共に種々解禁運動に奔走したが遂に許されず、茲に小なる業者の力を以てしては如何とも為し能はざるを悟り、空しく帰国の途に就いたのではあるが其の途次五兵衛は祖先以來縁故只ならざる薩藩が今や旭日昇天の如く其の權勢比類なきに思を致し、之が威力を藉つて万事解決すべしと同志と語らへ小松駅に到るや偶然石川県権令が薩藩出身と聞き、茲に急救の一策として彼等は帰国の途次にも拘はらず、長官訪問の挙に出で将来差止解禁に對し重要な役割を演ずるに至るであらう交渉の一端を聞きたることは全く予期せざる収穫であつたに違ひなく、時正に十二月の末つ方のことであつた、斯くて解禁運動の有力なる端緒を得た業者は此処に熾烈なる請願運動を開始したのである。即ち翌六年一月末、石川県庁が金沢

に移されるや二月上旬最寄業者一同は協議の結果、陳情繪代として高桑藤次郎、杉井伊平、芳尾頼三郎、金盛五兵衛の四氏を挙げ之に補佐役として密田林蔵の手代内田宗助を随行せしめ更めて金沢に石川渠権令内田政風長官の館を訪ひ都城一件を詳細に陳情せしめたのである、此の時彼等の陳述中特に内田権令を感激せしめた一事がある。それは金盛五兵衛が伏見寺田屋騒動勃発当時祖先以来の行商地なる薩摩の恩義に報いんとして薩摩の隠密となり敢然起つて銃火剣戟の間を東奔西走し以て其の重責を果すに至つた決死的義侠事である。

三百年の長き歴史と参千万円と云う本邦唯一の産額を背景として限りなき豪華を誇る現代の富山売薬が其の昔創業の礎より事此処に至りたる迄に払はれたる多大の犠牲的事蹟は事新しく爰に喋々する必要はないであらうが然し其の裏面に隠れたる偉大なる犠牲こそは実に尊き限りであり崇高の極めでもあらう。嘗て横井時冬教授が近江商人と越中売薬業者とを比較し、売薬業の由来に論及して、脚下幾百万の堆石を踏み、ピラミッド塔上独り北極星と其の高さ

を争へるサハラ沙漠のスフィンクスが幾十万人の人命と幾千万の国帑とを費して始めて其の大を成せるが如く我越中売薬業の発達も亦既往三百年に亘れる同業者の努力と藩祖の奨励とによりて今日の盛を見るに至りしこと、沿革史を讀む者の何れも信じて疑はざる所その故人に負ふ所大なるや固より言を俟ずと云へるは正に此の間の消息を物語るものであつてその斯くの如くに先人の苦闘を続け来たつた中にも最も波瀾重疊を極めし売薬差止の真相は如何。殊にその最も長くして頻繁に行はれた薩藩に於ける差止と前記差止事件に最も多くの交渉を持つ金盛一家との関係は如何。順序として藩政時代の富山売薬と差止事件の梗概を叙して其の帰趨を明かにして置くことも敢て徒爾ではなからうことを確信する。

藩政時代に於ける売薬の差止

抑々此の売薬の差止は宝曆、天明の頃より慶応、明治初年にかけて屢々行はれたものであつて、小藩にあつては未だ以て之を遂行するの勇氣はなかつたけれども大藩に在つては容易に之を敢行し、其の短きは数ヶ月、其の長きは数

拾年に及んだものがある。而して其の間売薬差止の区域内の業者は全く驚愕、狼狽、急遽最寄会を招集して鳩首、協議を凝らし之が対策に腐心し、直ちに代表者を各方面に派遣して上司の諒解を求め解禁方に奔走せしめる所があつた。然も之が解禁の快報到る迄は業者一同は売薬の仕入は勿論、資金の回収亦絶無なるを以て只茫然として拱手徒食するに過ぎざる状態であつて全く悲惨を極めたものである。而して之が動機に關しては異説なきにあらざるも帰する所は當時凶作不況に崇られ徴税に悩んだ各藩は俱に経済的見地から一策を案出して所謂国産愛用の旗幟の下に各々製薬座を設け以て自給自足の拳に出でんと計画したことに端を発し、時には売薬行商者の不行状若は尊王攘夷の与論沸騰と同時に各藩は互に旅商人に警戒をなし、鎖国制度を更に嚴重になしたる結果にも亦一因を求めなければならぬのみならず更に代官奉行等の独断的に行動せられた地方並びに単に付和雷同的に盲隨して遂に有名無実に至つた諸藩も多少あつたと云ふことをも茲に付記せねばならぬ。然しながら前述の製薬座は何れも収支相償はず自然解消の止むなきに至

つたのも相当あつたらしいが當時此の差止の解禁運動に當つては祖藩加賀前田公の御声掛りは勿論、富山藩主も亦参勤交代の砌、江戸表に於て其の誠意を披瀝し、実状を開陳し以て各藩主に對して諒解を求め、又業者にあつても家老、代官、掛役人等夫々途を求めて歴訪し時には越中銘産立山の熊皮等を献して之が運動に狂奔したものであると伝へられてゐる。薩摩、長岡、小倉、津輕等の各藩は齊しく売薬差止の拳に出でたるものではあるが、薩藩のその如く頻繁にして且永年敢行せられたる差止は又となかつた。然しながら薩摩組の業者はよく数次の差止に堪へ得て今日その業道を磐石の安きに置かしたる不断の努力に對しては業を承いて今日あるものの齊しく深甚の敬意を払はなければならぬものであらう。

薩藩に於ける売薬差止

抑々薩藩に於ける売薬差止は之を記録に徴するに遠く天明の末期（約百五拾余年前）に始まる。然しながら寛政元年酉の歳（約百四拾五年前）合薬吟味役上野新右衛門の斡旋によりて「御領内居付人」なる名儀で合薬商売を十六人

迄富山売薬行商人に差許すとの指令を得たが此の間各方面に差止解禁の諒解運動を試みたことは云ふまでもない。就

中上野新右衛門よりは格別の便宜を与へられたことは薩摩組の記録中に

一 薩州表に於て神農堂へ為寄進毎年銀十枚宛上納致候事

一 合薬御吟味役上野新右衛門様へ御礼銀として一人前十貫文宛毎年七月十日、十二月二十五日の両度に相納

め可中事

一 上野新右衛門より毎年御領内巡廻の免許状を申受くる事

とあつて業者一同は甚しく感謝の意を表してゐることに依つても領づかれる。

斯くして薩摩組十六人の仲間は寛政より享和を経て文化の半に至る凡そ二十年間は何ら支障なく所謂無風状態にて渡世して来たのであつたが俄然文化六年に至り薩藩に於て再び富山売薬の行商を停止するに及んだのである。同業者の周章狼狽其の極に達し一同善後策に日夜腐心した結果、

直に使者を派して彼地に於て兼ねてより顧問として百事相談して来た

木村與兵衛に種々相談し百万解禁方に付奔走することとした。時正に文化七年（凡百二十五年前）の早春の事である。然るに薩藩に於ては旅人に直接入国を許さざること決定せし旨聞き伝ひたるを以て茲に仲間一統は木村與兵衛を以て売薬商売出願人に依囑し、尚仲間共も一切国法に相背かざる様大に留意することとなし、

一 彼地に於て合薬商売致候に付ては人々彼地に於て主人を取り居付の身に有之候故身持大切に御国法に不背

一 御家中諸士の御銘々諸役人郷土等へ対し無礼無之候様堅く可申事

一 薩州表は古来より浄土真宗之儀は堅く御停止の所に御座候間数年入込み懇意に相成るとも宗門の沙汰決して相咄中間敷候事

一 彼地に於て出口不正の唐薬種は申すに及はず御法度の品々は何によらず少分たりとも仲間一統に買取候儀

は決して相成不申候事

等の規約を設け、以て木村與兵衛の手代として御領内巡廻の旨出願した処其の年の十二月に至つて漸く免許せられるに至つたのである。爾来仲間一統は木村與兵衛を營業の親方として随仰措く能はざるものがあつた。斯くして薩摩組業者の真摯なる行商は薩藩人士の売業の恩沢より受くる好感と相俟て文政元年寅歳に至つて行商人を二十六名に増加することを允許せられる事になつたので業者の欣躍は全く言語に絶したることは薩摩最寄の前途を祝福せんが為めに彼等は毎年鉛五十斤と熊の皮拾枚宛を薩摩へ献上することとした事に依つても容易に想像せられる。

然るに文政元年を過ぐる拾年即ち文政十一年子の歳、薩藩に於て地方売業隆起の口実を以て俄然他国売業停止の令を出したのは余りにも彼等を失望せしめしものであり再三の差止に業者一同は全く嘩然たらざるを得ないものがあつた。祖先伝来の家業を絶滅するに及んでは子孫亦路頭に迷ふべく、第一国産を失墜せしむるに至つては何を以てか先人に見えんと憂色既に深きものがある。其処で鳩首熟議之

か対策に一方ならぬ苦心を重ねつゝあつた時、偶々薩藩の士原田定次郎なる人が藩命を帯びて上阪せりと聞き、同氏に請願してその御手口に依つて御免許を得んものと仲間共より總代二名を派遣すると共に更に彼地に於て木村與兵衛と万事相談の上、之が解禁方出願の約定を以て其の経費として二十六人脚に対して凡そ一千四百両を予定し之が二十人割当一人脚に付五十三兩一分三朱宛出金することとしたのである。斯くて文政十二年十二月に至り、漸く従来通り木村與兵衛の手代として行商することを許されるに及んで、茲に第三次売業差止の事件が落着いたのである。然しながら此の運動に費された割当金は業者に取つては実に莫大なる負担と称せなければならぬ。何んとなれば是等一人脚の割当金額は遥かに当時の平均持参金四拾五兩を超過すること至大であつて彼等の一ヶ年の血と汗とに抛つて得られた代償的報酬の全てを曝け出しても未だ以て足らざるが如き凄惨極りない犠牲を払はなければならなかつたからである。果して今日の不況不振と叫ぶ業者の窮況と同一視すべきものがあらうか、省みて甚だ鬨聲に堪へざるものが

通
あらうではないか。

IV 流

然るに其の後天保十四年の春、薩摩藩に於ては二十六人脚全部に対し商業差止めを命じたのである。再三再四の差止めに仲間の驚愕甚だしく日夜協議して之が対策を練り一方木村氏と書状往復数回の末、仲間より総代として油屋彌兵衛の弟又兵衛に随員一名を差加へ同年六月鹿児島に向けて出発せしめ従前通り木村與兵衛に万事相談の上解禁方出願の手續を取つたのである。然るに翌弘化元年の二月に至つて鹿児島御方御座所引払諸事御改正の趣を仰出されたるに際し従来通り木村氏へ合藜御免仰付られたる旨を又兵衛帰國して報告する所があつた。業者全く欣喜措く能はず、之れ一に木村氏の力の致す所と深く感謝し茲に謝礼として一同より金五拾兩並に紬一定を直ちに送付することとした。然れども彼は固く辞して納めず仍て同夏商用にて又兵衛等下向して彼地を訪ひ、仲間の真情を伝えるに及んで漸く受納する所があつた。斯くて其の年十一月十二日能登屋兵蔵が帰國に際し、一書を木村與兵衛より托せられしが其の書状中に曰く「金五十兩の御礼は難有く頂戴仕り候且商業は

是迄通りに候へば御懸念無之、又其の返酬として国分刻煙草二櫃を兵蔵殿の船に依頼したるを以て宜しく取計い被下度云々」と云ふのであつて其の書面の宛名には次の如く記してある

能登屋喜兵衛 宮島屋仙右衛門

鳥羽屋五左衛門 鳥羽屋平兵衛

利田屋宗四郎 松屋甚蔵

油屋彌兵衛

薩藩に於ける売薬差止 二

斯くして爾後漸く其の業に安すんぜんとしたる薩摩最寄の業者は未だ拾ヶ年を出でずして再広の差止めに逢着した。(度々)嘉永三年薩藩に於て領内騒民の病苦救済を目的として、製薬方を設けて合藜類諸品を製造し領内一統に売弘めんと計画して遂に其の年の暮富山売薬業者に対し日向を除く薩州並に隅州二ヶ国の商業を停止した一件がそれである。然れども領内の広大にして売薬の充分に普及し兼ねるを慮りし当局は之が拡張策として往古より領内に入り来りし富山売薬業者を使驅して製薬方調合の諸品を売り弘めしめる方が

特に便宜なりとして翌嘉永四年亥の歳に至つて製薬方調合の諸品に限り一割口銭を以て下渡し、従来彼等の廻業し來たりし場所先に対し之が売り弘め方を強要したのである。然れども北陸の地を距る数百里、身命を賭して往復する難行苦行の商道に数次の支障起りては、流石に薩摩最寄の人々も不安、焦燥やり瀬なく、茲に業者は悲愴なる決意を以て之が対策を攻究した。烏羽屋清太郎、宮島屋五兵衛等之が解禁方陳情の爲め、当時正に商業を終へて帰国の途に就かんとした折にも拘らず彼地に踏み止り親方木村與兵衛に就きて銳意非常に於ける対策を熟議し、俱に百方陳情方に狂奔したのは其の後間もなきことである。然れども其の後一割口銭と称するが如き薄口銭を以て行商せしめては、遂に彼等は其の打算的行動によりて容易に領内の隅々迄も行届き兼ねるに至るべきことを推測せし当局は、当初の所謂輕民の病苦救済の趣旨に違背することの大なるを慮り、遂に嘉永六年の春に至り、木村與兵衛並びに宮島屋五兵衛、烏羽屋清太郎の積年の尽力と相俟て明後年即ち安政三年辰の歳より免許の旨云い渡すに及び、茲に始めて業者も漸く

安堵するに得たりしが此の間彼等の苦心は実に言語に絶するものがあつた。彼等が日夜諒解運動に奔走し、快報を齎らさずんば郷土に生還せずとの決死的意気は遂に嘉永三年より同六年に至る三ヶ年間に詰り通しするに至らしめた程で正に彼等の驚嘆すべき犠牲的努力を物語るものである。

斯くて安政三年正月二十九日、木村與兵衛より最寄仲間宛に申し送りたる書状中「然者先使より粗々御懸合申越候合業入付方の儀此節元通り御免許被仰付、別而御藩悦之至、御祝儀申上候」と祝意を表し、更に「就而は当春爰許にて御願出の願書は御採り上無之、疾に御下けに相成、別段の御吟味の訳被在、難有御免被仰付、別紙写紙を以て差送り申候間、御高覧可被下候」と如何に特別の詮議を以て許可せられるに至りしかを述べ、最後に「此以来万古不易に罷成、何廉故障到来不致様丈夫に御取計被成御高配之程、誠に奉恐悦候、此上は何れ様にも、幾久く御宝蔵の御事奉遠察候、右御祝儀申上候」と越中売薬の前途を祝福し業者の限りなき苦心を慰撫してゐる。今左に木村與兵衛より最寄

通 仲間に送りし書状並びに書状中に記載する写三通を記して

参考に資せん。

(中 略)

IV 流 当時各地に勃発せる尊王攘夷の与論は、各藩の勢力を二分し、延いては各国境をなす閔門の墻壁は益々高く、国外旅人の出入を監視する役人の眼は愈々鋭く、遂には徳川家と因縁深かりし富山藩の売薬業者も各藩の軍用金調達のからくりとして謂ふ所の売薬官営の名の下に敢行せられたる売薬差止の為に屢々大なる苦痛を受けねばならなかつたことは既に文献の明示する所、その解禁方聴許の為に使用せられたる運動資金は之が解禁に依る御札として献納したる諸品と共に実に莫大なる金額に上るべきことは安政二年より同四年に至る越後長岡藩に於て行はれたる領内売薬差止の解禁方嘆願に際して次の如き鑑札下付出願書を提出して爾来毎年鉛十貫目宛献上する旨を中述べてある所を見ても窺ふべく、かの薩藩に於ける金参百両、鉛千斤御札冥加金と共に甚大なる犠牲を払いたることは正に特記すべき受難史と云はなければならぬ。

長岡藩鑑札下付出願書

某共儀数十年来 御当地江罷出手広く売薬仕り難有奉存候右為御国恩昨年軍用筒献上仕猶又永久是迄の通り御領内無差支売薬仕度乍輕少当已年より年々鉛十貫目奉差上度御願申上候処願之通り被仰付今度始而献納仕候処無滞相濟難有奉存候右に付恐入候御願には御座候得共為後証加賀領の者共一枚富山領の者共一枚大鑑札被成下置候様奉願上候然上は薬品等粗略無之入念に仕候儀は不及申万一不心得之者有之候節は一統嚴法立置候事故御役筋の御苦に相成不申急度始末可仕候何卒御慈悲を以て願之通り御聞濟被成下候はは冥加至極重々難有奉存候 以上而して右の願意を容れて安政四年下付せられたる大鑑札と云ふのは次型の如きものである。

表



裏



其の後文久元年酉の六月、宮島屋五兵衛等薩摩に赴かんとして大阪に到着するや、薩藩にあつては此度連人を差止めたりとの報に接し、今や仲間連中も詮方なく一応手代等を帰国せしめることとし、五兵衛等親方一行のみ商業地向い、連人差止の際とて各々業務繁忙の裡に一先同年十二月の末帰国するなど業者に取りては可成り怠まれないものがあつた。然も当時正に尊王、攘夷、倒幕の与論漸く激騰して天下為めに騒然たる時代である。薩、長、土亦大政奉還の論を主唱して各々其の機を窺いつゝありしが、文久元年秋の頃より薩藩の急進論者は続々上阪した。五兵衛等仲間一同は情勢只ならざるを察し、帰国勿々にして且当時連人差止めの際にも拘らず一日会合し「仲間一統は往昔より薩藩の恩恵を蒙ること甚だ深し、今正に薩藩は難局に立つ、

二 行商一般

微力なりと雖も上阪して可然く御用を相勤めることこそ、吾等が高恩に酬ゆる唯一の途なり」と衆議一決、直ちに総代として宮島屋五兵衛並に杉井伊兵衛の兩名を出発せしめたのは時正に文久二年正月四日のことである。斯くて両氏は京都に到るや一日秘かに薩藩の陣館に伺候し、茲に隱密

としての大役を仰せ付けられ撰、河の間を馳駆奔走することとなつた。

然るに其の後文久二年三月、島津久光は開国方針と公武合体主義を以て難局收拾の挙に出でんとして鹿児島を出発せりとの風評を耳にしたる富山在国の仲間一統は更に芳尾、密田、高桑の参名を上京せしめたのである。然しながら四月二十三日の伏見寺田屋の一大騒動勃発するや、前記三名は恐怖戦慄措く能はず勿々にして帰国するに至りて壮拳徒らに空名に終らんとした時宮島屋五兵衛及杉井伊兵衛の兩名は敢然として其の地に止まり或は陣館に於て樺山資紀（後の海軍大將）の麻疹に罹るや銳意之が看護に当り、或は命を受けて大和、河内一帯の状況を調査、報告する等奮然として銃火剣戟の間を東奔西走して以て百般その局を全ふして同年五月十八日無事帰国せしは誠に越中亮薬の為に万丈の氣焔を吐きたるものと云ふべく同時に褒賞として島津久光公より景光の太刀一振を拝領せし宮島屋五兵衛は之を子孫（現金盛長蔵氏）に伝へて明治維新秘史の一頁を飾るべき逸材を永久に遺したることは是又金盛家永代の光

通 榮と称さなければならぬ。

IV 流

斯くて文久元年宮島屋五兵衛の二十五才の年より六年を過ぐる慶応二年五兵衛の三十一才の歳に至り始めて連人差止めの禁が解かれるに至つたのである、而して当時小倉藩に於ても同様売薬差止めのこと行はれしものの如く、挿話として伝い聞く所之が解禁運動に際し仲間一同より大砲一門を献納したる所、幕府の長州再征伐の事あつて慶応二年六月、諸藩の兵大挙して防長の四境に迫りし時、長州軍よく戦いて幕軍を敗走せしめ遂に九州方面に於ては老中小笠原長行が豊前小倉にあつて諸軍を指揮せしを潰走せしめ海に航して長崎に走らしめたる時、献納の大砲は長軍の爲めに分捕られたりと伝いてある。

薩藩に於ける売薬の差止 三

明治維新と共に他国売薬の差止と云ふ過去の呪ふべき一切の禍痕を清算して茲に明治聖代の限りなき恩恵に浴しながら新たに設けられたる売薬規則の下に朗かなる行商を開始せんとした富山売薬業者も、明治五年の秋、夢想だになかつた九州都城県に於ける突然の差止には全く周章狼狽

せざるを得なかつた。全く驚愕すべき事件であり、戦慄すべき事実である。其処で既に述べたるが如く（五月号第三回搭載）高桑藤次郎、杉井伊平、芳尾禎三郎、金盛五兵衛一行が石川県権令が薩藩出身と聞き込み、此より何等かの良策を得んものと帰国の途次にも拘はらず石川県権令内田長官邸の訪問となり、此の間僅かに一縷の望を内田長官の手裏に繋いで委細陳上の段取と迄漕ぎ付けたのである。だが遂に彼等の努力は酬へられた。藩政の時代より幾度となく虐たげられた薩摩業者は隠忍自重よく数次の差止に堪へ得て彼等の業権を死守し来つた努力が内田長官を動かしたのである。さればこそ此の会見に於て他日此の差止解消に對し重要な役割を演ずるに至るであらう秘策を長官より授けられるに至つた事は敢て偶然のことではなからう。斯くて高桑藤次郎、金盛五兵衛の外に随員として高桑の手代山谷庄助、田中清次郎手代田中嘉次郎の一行四名が東京に出て島津左府公（久光）に伺候したのは其の後間もなき五月半の頃である。彼等の東京百日に余る滞在は島津家令島津多衛門、同家扶指宿市介、同家衆皆吉五郎右衛門を始め

として大蔵省従三位大久保利通、開拓使次官従四位黒田清隆、出納寮頭従五位得能道生、司法省中判事従五位横山資綱、大参事従五位黒田清綱、司法省正六位岸良兼養、紙幣寮伊集院直右衛門、大蔵省権大録田尻種敷等各方面の歴訪陳情にて全く繁忙を極め身に寸暇を得ざるの状態であつた。彼等は東京を去るに臨み鳥津公を訪ひ暇を乞ひし時公より琉球紺白上布二巻を賜り茲に往復百五十日の重責を終へて九月上旬帰国したが彼等は彼等の土産物の紐を解くの暇もなく彼等の請願運動は遠く西に飛んだ。即ち高桑藤次郎、金盛五兵衛の東京に於ける情報を得た最寄業者は更に両氏を都城県に派遣することに一決したのであつた。然しながら高桑藤次郎は老年の故を以て特に之が補佐として嫡子平吉を随伴せしめ随行員として密田林蔵の手代内田宗助を選び、茲に五兵衛を主班とする一行四名は九月下旬鹿児島に向け出発したのである。彼等は鹿児島に於て種々手続を設け都城県に百方請願の結果遂に十一月下旬解禁の運びとなつた。吉報は最寄業者を限りなく歡喜せしめ異口同音に彼等請願委員の余年に亘る労苦を讀へると共に、商道の永代

不易、弥増しに榮へ行く姿を思ひ浮べては、こよなき喜悅に浸るのであつた。然しながら此の間請願委員の恵まれざること是一切ではなかつた。一行が將に功成りて帰国せんとした時突然病魔の襲ふ所となり、高桑藤次郎は病床に呻吟する身となりて帰国を中止するの止むなきに至つた。彼等は協議の末、翌七年一月下旬更に病人を長崎病院に転送せしめ看護之れ務めたる結果、数ヶ月を経て漸く回復したるを以て一行は四月始めて帰国するを得たのである。就中哀愁をそよるものは金盛五兵衛の父仙蔵の死である。父は彼の留守中に病死したのであるが斯くの如く先人が公事の爲めに私事をすてて遠く越路の空を望んで只冥目祈禱するのみな悲境に置かれる如きは今日若し斯種の事件があると思へば美談中の美談として万人賞讃の的となることであらう。全く斯くの如き犠牲的奮闘は業を繼いで今日あるものの深く肝に銘して之に酬へる所がなくてはなるまい。

（薬都の産業）昭和八年五月十五日・七月十五日・
八月十五日・九月十五日）

四三 明治六年三月 軍医頭松本順、藥物検査と資
生堂会社設立建白書

方今吾邦内ニ於テ販売スル所ノ藥物ハ、歐米州ノ所産ニシテ其各地ノ製煉ヲ経ル者多シ、而シテ其品類ヲ鑑識スルニ、贗製偽造ニ係ラザル者幾ント希ナリ、是独リ其用ニ足ラザル而已ナラス其害是ヨリ甚シキハナシ、然ルニ諸港輸入ノ藥物ハ一切之ヲ賈兒ニ委ネ、海関之ヲ製スルノ法ナク医校之ヲ檢スルノ律ナシ、故ニ奸商点医惟利之謀リ、世人ヲ欺罔シ、譎詐百端殆ト整束ス可ラザル至レリ、蓋シ贗藥ノ為ニ世人ノ非命ニ夭殤スル者全国中歳々数十万人ニ下ラサルヘシ、豈慙ム可キ者ニアラズヤ、僕今其責ニ当ル者ニ非スト雖トモ然レトモ道ニ於テ坐視スルニ忍ヒサル所也、嘗テ我長官山縣公ニ懇請シ、陸軍医寮ニ費ス所ノ藥価数万金ノ給与ヲ得テ資本トナシ、新ニ藥商三四輩ヲ撰任シテ資生堂会社ヲ設ケ、且和蘭本國ノ医学大博士ハッセル氏ニ書ヲ寄セテ事ヲ議シ、以テ正真ノ藥物ヲ輸送セシメ纔ニ陸軍ノ將

校及士卒ヲシテ偽藥ノ害ヲ免ルコトヲ得セシメリ、然レトモ之ヲ滿天下ニ比スレハ實ニ九牛ノ一毛万豹ノ一班ノミ、固ヨリ億兆ヲ濟フノ策ニアラズ、伏テ願フ官早ク之カ法方ヲ設ケ、一二年間幾万金ヲ出シ以テ真藥ヲ購求シ、藥物糴糶ノ法制ヲ立テ奸詐射利ノ源ヲ塞キ、且予メ歲月ヲ期シ偽藥賣買禁止ノ嚴令ヲ下サハ、則真品公行シ偽藥烏有ニ歸シ、便チ億兆ヲメ奸商点医ノ為ニ其天寿ヲ賤ヒ其健康ヲ害スルノ患ヲ免レシメン、亦以テ報國ノ裨益鮮少ナラサルニ似タリ、乃是僕今日ノ志願ナリ、然レトモ僕其職ニ居ラサルヲ以テ其事ヲ挙ルコト能ハス、故ニ之ヲ諸明公閣下ニ聞ズ、閣下若僕カ浅見ヲ是トシ、協議シテ事成テハ則億兆ノ幸福僕カ大幸昌フ之ニ過シ、軍医頭松本順謹白

明治六年三月

(富山売藥業史料集)

四三 明治六年三月 売藥業方願

私共

売薬法劑之義ハ、是迄其国々之土風ニ応シ、調合仕来候得共、文部省ガ御布令之趣モ有之ニ付、今度改正仕、則別冊薬法書差上候間、何卒御聞濟被成下候様仕度奉願上候、尤御聞濟之上者早速仕入方ニ取懸リ、藥品出来之上当 御景ニ於テ御検査被成下度、是亦奉願上候、且先達而規則書を以奉伺候処、速ニ許可被成下、一統誠以難有仕合奉存候、右ニ付猶更御趣意ヲ奉体仕、藥品吟味方益謁力シ、尚又規定之趣堅ク可相守為メ、議定令等相立、老人脚ガ先三両宛差出シ候儀ニ決定仕、此段御聞濟被成下度奉願上候、以上

明治六年三月

志波久次郎

外十五人

正副戸長

権令 山田秀典殿

(朱書)
「書面法劑書之義ハ聞届候条、製薬屯品宛差出可受候候

事、

但、義定令之義ハ相對ヲ以テ望ノ方ヘ指預ケ置可中

事」

四三 明治六年十月 新川四郡売薬締方、資生堂売薬授与願

陸軍省中軍医本部省中ニ於テ御撰挙之薬法有之由伝承仕候ニ付、先般御授与之儀御願申上候処、其後四郡売薬方之内四五輩出府之儀御達ニ相成、即出府仕、松本軍医総監殿江面謁段々情態申述方法御授与之儀申入候処、方今資生堂相設ケ及授与、外々江分与致シ万一不都合之義有之候時ハ迷惑之至ニ付、何レ資生堂掛リ山内作等江熟談之上彼方江入社致シ可然旨被申聞、予而之願意相違仕何共迷惑仕候得共、無拗右作殿等江面談種々引合仕候得共、竟ニ右製薬代備三割引ヲ以売鬻候様申聞、迺モ売薬人共会得不仕候義与ハ乍存、出府之者ニ而決議モ相成兼、来ル十一月二日可及報知旨之書付指入退府仕候、就而四郡売薬周旋方江及披露候処、一統申聞候ハ、固ヨリ当地之儀ハ売薬一途ヲ以渡世仕来、夫ニ付薬店ヲ始、紙漣・丸散製シ方・判木押等之細事ニ至

迄、数千戸之者共活計与相成居、尚亦一家老幼之者等夫々手伝ヲ以仕入方相營渡世仕来候義ニ御座候、然ルニ右様細事ニ至迄都会不熟之者ヲ相備候而ハ格別入費相懸り、菓佃高料ニ相成候義ハ必然、且右三割之利潤ヲ以引受、宿料運送等之雜費、天災地變或ハ退轉之者亦ハ貧乏之者江貸付等之患ヲ計算仕候得者、更ニ商法ニ相成不中事故、仮令右仕法之通り一端受持候共、充弘方尽力不仕候様相成、却而有名無実之場ニ至り可申哉心配仕候、依之右方剂之儀ハ、当御県庁江御引受被下、当所ニ一会社ヲ設ケ、則資生堂検査済之藥品ヲ受、尚史御役員御見届之上調剂仕候得ハ聊粗漏無之、都而入費モ格別相減シ、銘々家業ハ勿論付属職人等多勢之者共全營業可仕候間、御多端之御中奉恐入候得共、此段御周旋之儀偏奉懇願候、以上

四郡売薬締方

明治六年十月

連 名

〔富山売薬業史料案〕

四三 明治八年二月 宮崎県下合薬商売許可願

〔イ号〕

御県管下ニ於テ合薬商業御聞齋被下度願

売薬人江州日野藤屋七兵衛儀、御当国旧御諸藩様且旧御募領諸所へ罷越、合薬商業御免許之上敷代蒙御恩沢營業仕候、然ニ御一新以来休業罷在候処、右売薬家部私共本家新川県管下越中之国射水郡小杉村宇田孫三郎方ニ讓受、願齋即チ売薬御免鑑札御下ケ渡シニ相成候ニ付、此度御管下へ罷出候間、乍恐当御県内従前之通合薬商業御聞齋被下成候様伏而奉願候、左様ニ被仰付候ハ、為御礼金年々金十円宛上納仕候間、何卒御許可被遊下度、最モ御鑑札并ニ寄留証所持罷在候間此段懇願候也、

明治八年二月廿二日

新川県管下越中之国射水郡

小杉村一區

宇田孫三郎

同富山一番町一區

手伝 大村治義 印

同 婦負郡四方神明町一區

覺治長男

五十嵐學兵衛 印

宮崎縣參事 福山健偉殿

〔ノ号〕

城ヶ崎町小村榮次方ニテ宿、右宅ニテ写、

新川縣管下之者合業商業願ニ付伺

別紙出願之処猶又取調申候処事情相違無之、就テハ夫々御

規則兼而御達モ有之、不容易事柄トハ奉存候得共、其儘差

戻シ候而ハ必至差廻、殊ニ遠路偶然ト罷越実ニ不得止歎願

ニ御座候間、一応ニ而モ願之通何卒別段之御隣察ヲ以御聞

届被成下度、謫議之上此段奉伺候也、

但シ、本人共城ヶ崎町江奇留(寄カ)

明治八二月廿四日

副 戸 長

戸 長

副 区 長 印

宮崎縣參事 福山健偉殿

〔富山売業業史史料集〕

区 長

四三 明治八年九月 宮崎縣權令宛、売業免許願

印

印

乍恐以書付奉歎願候

私共

嶋津様旧御領地江從來売業入付方御免許被 仰付、明治六

年当 御県庁江是迄之通売業入付方之儀奉願上候処、御免

許被 仰付難有奉存候、昨年罷出候節田尻様ヨリ以来ハ文

部省ヨリ御免許相成候慥成証書之写ニテモ持参可仕旨御沙

汰承知仕居、当年ヨリハ御沙汰之通心得罷在、尤トモ御免

札可申請旨新川縣ヨリモ御布達承知仕候ニ付、早速新川縣

江願出、文部省江御進達相成、本年五月御許可相成候段売

業取締方江御達相成、右取締人文部省江罷出候処、已ニ内

務省江御廻シ相成候儀承知仕、不日御免許鑑札御下渡之御

通 都合相成居候折柄、内務省御焼失ニ及と、右願書重テ差出

候様御達ニテ即チ進達仕置候、然処最早売薬入替之期限モ

参り候ニ付、新川県江御伺中上候処、旧鑑札御下波ニテ、

此節ハ此鑑札ヲ以テ当御県庁江御届奉申上、売薬入付方奉

願上候様承知仕罷下り候、就テハ近頃恐入奉存上候得共、

売薬入付之儀例年之通御免許被 仰付被下候様偏奉歎願候、

以上

明治八年九月十五日

越中富山製薬人

九軒手代

金 盛 長 蔵 ㊦

田 中 友 蔵 ㊦

内 田 宗 助 ㊦

宮崎県権令 福山健偉殿

(朱書) 「書面願之趣本年限聞届候条、明年之儀ハ季節前以更ニ

可願出候事、

但、各種薬剤之儀明細取調書早々可差出置候

明治八年九月廿八日

権令福山健偉代理

宮崎県参事 上邨行徴 ㊦

〔富山売薬業史史料集〕

四三 明治八年十二月 新川県庁下付の売薬販売者

所持証書

第貳千百卅七号

記

葛根湯 神教丸 安神散

退疝散 龍神湯 蘇命散

實母散 五香湯 五臟円

批把薬湯 正気湯 紫金錠

奇応丸 感応丸 疳消丸

萬金丹 一角丸 解毒丸

肝凉円 黒丸子 紅梅散

延齡丹

合三十二品

製薬人

岡本清右二門

豊後国廻

右明治八年十月二十七日内務省衛生局ヨリ製菓免許有之則
交付ノ鑑札ハ本主ニ留メ置手代販売先キノ確証トシテ此ノ
証書ヲ所持スヘキ者也

明治八年十二月二十三日

新川 泉 圖

(内藤記念くすり博物館蔵)

明治九年子一月十七日

新川県越中国富山

売薬人九軒総代

第九大区小三区富山町

平民 寺 垣 庄 蔵 ④

同大区小四区同町

平民 杉 井 弥 兵 衛 ④

四六 明治九年一月 鹿児島県令宛、冥加金上納願

乍恐奉願上候

私共

鹿児島県令 大山綱良殿

^(朱書)
一願之趣冥加金者上納ニ不及候条、薬品販売之儀者従前

通可相心得事、

九年一月廿四日

鹿児島県令 大山綱良 圖

(富山売薬業史史料集)

旧御藩代様江往古々合薬商売之儀御免許被仰付置、永々奉
蒙御恩難有仕合ニ奉存上候、就而ハ乍聊御礼金とシテ年々
千四百貫文宛御上納仕来申候、然処御一新後新貨ニ直シ三
拾七円三拾三銭三厘ツ、租税課御方江去ル戊年迄御上納仕
候に付、是迄之通年々御上納被仰付可被下候様奉願上候、
此等之趣成合候様被仰上被下度此段奉願上候、以上

但シ、当分定間屋第三大区小十四区上町新屋^(カ)下々通平原

佐平次殿方ニ寄留罷在候、

四三 明治九年五月 鹿児島県令宛、内務省免許売

薬届提示

内務省御免許売薬御届

明治八年第十月内務省衛生局ヨリ合薬類二十一品許可被仰

付候ニ付、則鑑札雛形一枚奉入御覽ニ、御管内御布達被
御付被下候様奉願上候処、速ニ御聞届ニ相成一回難有仕合
奉存上候、然処此度御内務省ヨリ御下ケ渡之本鑑札唯今持
参仕候御鑑札相添此段御届奉申上候間、御用濟之上ハ御下
ケ渡被下度奉願上候也、

但シ、外品之儀者御検査願中ニ御座候間、此段御届奉申
上候、以上

明治九子五月

越中富山製菓人

九軒手代

富田 休 蔵

同日

杉井彌平様

内田 宗 助

一 同四円四拾貳錢五厘

④四拾四箇、小荷沓ツ

子五月三日

副戸長 川久保伊右衛門

メ

密田林蔵様

戸長 瀬戸山市郎兵衛

同日

鹿兒島県令 大山綱良殿

一 同沓円也

⑤拾箇

(朱書)
「書面聞届候事」

メ

能登屋兵蔵様

(富山壳薬業史史料集)

同口

一 同沓円六拾貳錢五厘

⑥拾六箇、小荷沓ツ

メ

宮嶋屋五兵衛様

明治十年二月 壳薬荷物手数料受取覚書

記

子五月三十日

一 金沓円七拾錢

大荷④拾七箇、諸懸り物

同日 拾五錢

同半三箇

同日 貳錢五厘

小荷沓ツ

同メ沓円八拾七錢五厘

同日

一 同八拾錢

鳥羽屋平藏様

①八箇

越中富山

伊勢小四郎 函

丑明治十年第二月六日

同日

一 同壹円六拾貳錢五厘

冠拾六箇、小荷沓ッ
成田源藏様

〔富山売薬業史史料集〕

芳尾禎三郎様

同日

一 同壹円拾錢

⑦拾壹箇
田中屋清次郎様

明治十年七月 売薬営業人総代の内務省衛生

局宛免許願

同日

一 同三円四拾三錢

⑧貳拾九箇
中六箇、半壹箇

以口上書奉願候

中屋禎三郎様

私共儀今般売薬営業人惣代トシテ出府仕、御許可之儀奉願候所、先願之順次ヲ以御免許相成候趣被仰聞、最至当之御儀ニ了承仕候、然ル所富山人民之儀は、売薬営業人其他右

同日

一 同貳円三拾五錢

⑨貳拾三箇、半壹箇
寺垣正次郎様

ニ關係致生活相立候者過半ニ及候所、御許可無之内ハ多人數之者休業罷在、且諸国請売之者へ昨年配頭致置候品、今年之夏入替候仕来ニ御座候所、入替之度ヲ失ヒ候而者、薬

一般商行

右ノ金貳拾円拾錢五厘
右之通子年御荷物手数料正ニ請取申候、以上

能散シ廢物与相成品多く、又諸国請売之者数万戸有之候所、

営業地元ノ御許可之旨報知無之而者、売捌も相成不申、旁

以順当之日を相待候而者、多人數之者必至下難渡仕候ニ就而者、何卒特別之以御憐察、急速御免許被成下候ハ、重々難有仕合奉存候、以上

〔富山売薬業史料集〕

四三 明治十年七月 内務省衛生局へ免許願出の状

況報告

三十一日東京より着状写

当月廿日出之状廿四日ニ着仕候、然者市嶋様より委曲御聞之通誠ニ心配仕候得とも、毎日ノ衛生局へ罷出、廿二日ニ別紙之通口上書差上候所、廿五日ニ御掛り菊地様より被仰渡候ニ者、当月中ニ容許可ニ相成、八月十日頃迄ニ石川県へ御送りニ相成候由、被申渡候ニ付、誠ニ安心仕候、然とも許可之次第見届候上ニて、直様帰国仕候間、此段御安心被遊可被下候

明治十年七月廿五日夕

御親父様

初太郎

〔い号〕

略夫々御通達被遊可被下候

尤六月廿三日頃東京へ出立、売薬営業鑑札之義ニ付七月一日着、木石町四丁目大友甚蔵殿方へ止宿致し候連中へ、日番彌三郎孫初太郎善二郎同道、外ニ四瀧永井與一郎殿又青木久平殿市島右平殿村田權二郎殿等同道出府致候、石川県より御送之願書類、漸七月十二日内務省へ着致候事申事、滞在中折々歎願御催促申上候内ニ、右之惣代願書指上申候事、八月十日頃か十五、六日頃迄に石川県へ急度御送り届ニ相成候旨、菊地様より御中間、衛生局にも御中渡し、安心致して帰国被致候方か宜敷候事御中間ニ付、八月三日出府ニ而八月十日ニ帰国いたし候也

〔富山売薬業史料集〕

四三 明治十年八月 神徳丸仁郎右衛門船積送り状

神徳丸仁郎右衛門船積贈状

〔送状〕

二 行商一般

④四拾筒	壳棗	同	荷主官山
④三拾筒	小荷	同	芳尾禎三郎殿
③八筒	小荷	同	
②五筒	小荷	同	
①七筒	大	同	密田林蔵殿
壳筒	小荷	同	金盛長蔵殿
壳拾筒	小荷	同	密田兵蔵殿
七筒	小荷	同	高桑平吉殿
同拾七筒	小荷	同	杉井弥兵衛殿
壳筒	小荷	同	成田源蔵殿
④三拾筒	小荷	同	寺垣庄三郎殿
④三拾筒	小荷	同	
④三拾筒	小荷	同	
④三拾筒	小荷	同	

右荷物積送候処、貴着改御受取可被成候、万一海上可為御
法候、仍如件

明治十年八月三十日 馬場道久 印

大坂江戸堀三丁目

浦田新兵衛殿

〔ろ号〕

神徳丸仁郎右衛門殿船送り状

④三筒同 越中富山 高桑平吉殿

①三筒同 同 所 杉井弥平殿

⑤五筒同 寺垣庄三郎殿

右積送り申候条、御地参着之趣御改御受取可被下候、万一

海上之儀ハ可為御法、依而如件

明治十年八月卅日 馬場道久 印

大坂江戸堀三丁目

浦田新兵衛殿

〔富山壳棗業史史料集〕

四四 明治十年九月 売薬営業免許鑑札

明治十年九月東京内務省ヨリ売薬営業之御免許鑑札、同廿九日当町副戸長荒川周造殿支庁より受取持参被下、難有相納仕候条、依而許可薬品番号等左之通り

<p>〔(朱書) 番号〕</p> <p>催化丸</p> <p>石川県第三大区小二区越中国 新川郡富山五番町三十五番地 阿部彌七郎</p> <p>右 免許 候 事</p> <p>明治十年九月二十三日</p> <p>内 務 省 印</p>

〔(朱書) 唐草紋 雷紋〕

〔(朱書) 第八万三千五百七拾六号〕

催化丸、妙振り出シ、鎮痙丸、寶丹、退虫丸、セメン圓、

神通丸、三寶丸、神功虎胆丸、寶効丸、反魂丹、奇應丸、
 黒丸子、救命丸、養臟圓、肝涼圓、蘇生丹、薄荷圓、萬
 明散、キナこ圓、如神丸、安神散、紫金錠、延齡丹、感
 應丸、熊膽丸、一角丸、藥王丸、調中丸、熊膽圓、蒼龍
 丸、疳消丸、神教丸、五龍圓、紅梅散、テリヤアカ、疝
 氣丸、勢気散、活壽丸、肝臟圓、萬金丹、敬震丹、竜虎
 丹、北斗香、金勝丸、人參熊膽丸、金粒丸、徳寶丸、大
 補湯、五臟圓、三臟圓、婦脾湯、丁子圓、セメン湯、救
 衆湯、壯健湯、山田振藥、寶母散、枇杷葉湯、五積散、
 一滴風薬、一貼湯、調榮湯、蘇命散、葛根湯、五香湯、
 順榮湯、正気湯、發散湯、萬全湯、海棟湯、無二膏、即
 功紙、金瘡膏、赤万能即治膏、萬能膏、奇香油、バシリ
 膏、
 合計七十八品

右ノ内

〔(朱書) 罌紙ナリ〕

<p>感應丸</p> <p>石川県第三大区小二区越中国 新川郡富山五番町三十二番地</p>

阿部彌七郎

〔朱書〕右能書中難産以下之章取除発売可致候事

壯健丸

實母散

調榮散

〔朱書〕右能書中懐胎人常ニ用ニル云々之章取除発売可致候事

明治十年八月三十日

内務省印

右七十八品許可ニ相成候得共、元八十式品上願仕候所、内前頭七拾八品免許鑑札御下渡ニ相成り、残ル四品ハ左之通り

精奇水

(マ)

阿部彌七郎

〔朱書〕右方中硫酸亜鉛多量ニ付再調之上方刑書相添更ニ可願出候事

治痢丸

〔朱書〕右方中珊多尼小児用量過多ニ付再調之上方刑書相添更ニ可願出候事

明治十年八月三十日

内務省印

阿部彌七郎

真珠丸

尚黄散

〔朱書〕右発売難聞届候事

明治十年八月三十日

内務省印

〔富山完薬業史史料集〕

四三 明治十年十月 売薬規則改め一札

指上置一札之事

一 今度完薬御規則御改ニ付、御定法之通急度相守可申候、尚又免外之薬(等方)与決て私ニて売薬不仕候、万一にも違則仕候義相願レ候共、貴殿御方へ少も御難題相懸申問敷候、為其保証指上申候処如件

明治十年丑十月廿三日

石州廻り

清水嘉七

同 池上竹次郎

同 袋谷嘉助

同 袋谷嘉平

同 袋谷嘉平

阿部彌七郎殿

錯後廻り
中田宗次郎 ㊟

〔富山売薬業史史料集〕

前弘渡候

之内拾九箇相渡候、
又三箇相渡候、

四〇 明治十年十一月 黄龍丸船積送り状

〔表〕

明治十年十一月廿四日 黄龍丸 送り状					
荷印	品名	個員	斤量	元価	
㊟	合薬入 薙包	式拾貳個	〔朱昔〕 〔式田〇壹銭〕	〔朱昔〕 〔六田〇六銭〕	
	〔朱昔〕 〔十三〕		〔朱昔〕 〔拾八田拾四銭〕	千五百円	
	右之通積送候間 御改御請取可被下候也		〔朱昔〕 〔運賃済〕		
屋向	鹿兒島上町	積問屋	主荷	杉井伊平殿	
	㊟ 平原佐平次様御	大坂土佐堀二丁目 〇 大坂屋 庄 蔵四			

〔裏〕

黄龍丸積廿貳箇

〔朱昔〕
三 十 十 文 十 三 三 三 十 十
|| | | | | | | | |
三 十 十 X O 三 文 X 十 文
|| | | | | | | | |
三 〇 二 一 二 二 十 二 十
|| | | | | | | | |
|| | | | | | | | |

〔富山売薬業史史料集〕

四七 明治十一年三月 売薬行商鑑札下付願

売薬行商鑑札御下渡願

石川県第二大区小三区越中国

新川郡水橋山王町貳拾壹番邸

二 行商一般

受売人 平民 石金長四郎
 一 宝丹 一 痢病丸 一 敬震丹 一 一角丸
 一 実母散

右明治八年十月廿七日、同十年五月三十一日古山調治郎官許ヲ得タル売薬ニ候処、今般行商業仕度候間、別紙売子氏名、族籍書指出候ニ付、各戸老枚行商鑑札御下渡被下度此段奉願候也

明治十一年三月二日 願人 石金長四郎 印

副戸長 篠田庄造 印

戸長 宝田弥六
外務ニ付代理
 戸長 中西良好 印

医務取締 石川俊齊 印

石川県権令 桐山純孝殿

書面願之趣聞届、行商鑑札老枚可下渡候条、鑑札料老枚ニ付金貳拾錢宛相添請取方第三課へ可申出候事

明治十一年三月九日

石川県富山支庁 印

別紙

売子氏名族籍書

石川県第二大区小三区越中国

新川郡水橋浜町四拾番邸同居

平民 上口与右衛門

(富山市役所蔵・財団法人 水橋郷土史料館保管)

四八 明治十一年三月 売薬受売許可証

(表)

第三百六十号	売薬請売許可之証
一 退虫丸	一 熊胆円
一 延齡丹	一 退疝散
一 肝納丸	
右請売営業聞届候事	
明治十一年	
三月九日	石川県 印

石川県第二大区小二区越中国
 新川郡高月村八拾六番屋敷
 平民
 光葉營業人
 高田清次郎
 石川県第二大区小二区越中国
 新川郡水橋山王町二拾壹番屋敷
 平民
 請売營業人
 石金長四郎

(富山市役所蔵・財団法人 水橋郷土史料館保管)

四九 明治十一年三月 売薬受売願

- 一 宝丹 一 痢病丸 一 敬震丹 一 一角丸
- 一 実母散

石川県第三大区小二区越中国
(太力)
 新川郡富山大田口町七拾七番邸

- 右營業人 土族 古山調次郎
- 一 退虫丸 一 熊胆円 一 肝納丸 一 延齡丹

一 退縮散

石川県第二大区小二区越中国
 新川郡高月村百貳拾番邸

右營業人 平民 高田清次郎
 右之売薬拾方今般受売仕度、依テ別紙營業者へ御免許之御
 指令写并約定書相添此段奉願候也

石川県第二大区小二区越中国
 新川郡水橋山王町二拾壹番邸
 明治十一年三月二日 受売願人

- 平民 石金長四郎 印
- 副戸長 篠田庄造 印
- 戸長 宝田弥六
- 外務ニ付代理 戸長 中西良好 印
- 医務取締 石川俊齐 印

石川県権令 桐山純孝殿
 書面願之趣聞届、売薬請売鑑札式葉下渡候条、鑑札料壹葉
 ニ付金貳拾錢并納証書相添受取方、富山支庁第三課江可申
 出候事

明治十一年五月廿七日

県令代理

石川県大書記官 熊野九郎 函

(富山市役所蔵・財団法人 水橋郷土史料館保管)

四〇 明治十一年四月 売薬懸場帳面檢校預り証書

売薬懸帳面檢校ニ預り申証書之事

一 貴殿所持場所大分県下豊後国、国東郡・速見郡官内去

ル丑年取揚高、跡薬有目置立決算を以忒百忒拾六円三拾

九錢七厘之帳面、志人廻り、此檢校金

〔印〕 金四拾忒円ニ相極、毎年帰国次第帳面与行商鑑

札八枚一集に差上可申極合を以、当寅年ヨリ向午年迄五

ヶ年間、私檢校ニ預り申処実正明白也、然上者尚更極合

等之儀ハ左ニ相記ス

一 従太政官被仰出売薬御規則、且行商人之定法急度為相
守可申候、

二 行商一般

一 為枕金四拾忒円預ヶ置申候、尤利子老ヶ月老步三之利

子ニ而、毎年檢校金差上候節立用可仕候事、

一 營業税金并ニ行商鑑札料之義ハ、貴殿方ニ而上納可被

致極合ニ御座候事、

一 寅年引請申帳面取揚高、年限相盈返帳致候節、若取落

ニ相成候得ハ其時相場を以弁金可致候、且又出情相働、

出目ニ相成候得ハ、新懸古懸ニ不拘五步ハ帳面ニ相添、

五步ハ私江賞請、其時素切相場を以御買入可被下候、尤

代金之儀ハ其節半金賞請、残り半金之儀ハ其年貴殿方ニ

而場所、若御改之上間違筋等無御座候得ハ、翌年四月切、

老ヶ月老步三之利子添を以、請取可申極合ニ御座候事、

一 凶作・不商江(ひカ)・難船又ハ病氣・病死等御座候共、一切

御難題相懸ヶ申間敷候事、

一 不法・不働又ハ悪敷風聞等御座候得ハ、年限に不拘、

何時成共帳面御引取可被成事、

一 仕入向之儀ハ粗薬一切相用不申、別而丸・散・煉薬者

吟味可仕候事、

一 是迄薬引高之処相減し不申、行々相用不申薬品者、其

見代りニ別薬置替、取揚高相落不申候様相心得可申事、

一 帳面之儀ハ毎年帰国次第直様差上、新帳面江写替請取可申事、

一 旅先ニ残り物之儀ハ、別紙之通年限中預り置、終年ニ双方代金を以立用可致事、

一 糊合利老組(行李カ)、風呂敷大小、丸薬箱其外諸道具、年限中

預り置、終年に不残御返済可申事、判本有合別紙之通、

右同断之事、

右之通極合を以、当貢年ハ向午年迄五ヶ年之間、私檢校ニ

預り中処相違無御座候、為後日之証書依而如件

第三大区小三区中野新町九番邸

其印形仕候、已上

明治十一年四月

朝内佐平 ㊦

証人 須田正蔵 ㊦

須田伊兵衛殿

(富山売薬業史史料集)

四三 明治十五〜十七年 第二百二十三国立銀行の薬種関連記録

割引手形

決 算 期	取扱店	各地取組先	取組商品	取組金額
明治十五年下期	本店 大阪支店	大阪出張所	薬種 唐糸、藥品	八〇〇円 六、一三七

右之通佐平殿帳面被引請候ニ付、私請人ニ相立申所相違無御座候、仍而檢校金不足仕候得は、私ヨリ取揃差上可申候、

若又旅先ニおゐて持逃(欠カ)・懸落等御座候得ハ、早速彼地江迎

人差立速帰し、且又帳面不順ニ相成不申様為相廻可申候、

尚又年限中異論之儀御座候得ハ、私引請貴殿へ少成御難題

相懸申聞敷候、為其請印仕候、已上

請人 日南田喜平 ㊦

前書之通双方納得之上、私共証人ニ相立極合致し候処相違

無御座、若間違筋等御座候得ハ、極合之通相扱可申候、為

二 行 商 一 般

十六年上期	同	第十九国立銀行東京支店	藥品為換券	一、四八〇
同	同	第三十五国立銀行横浜支店	藥品	三〇〇
十六年下期	同	第十九国立銀行東京支店	藥品、石油	四、五〇三
十七年上期	同	第十九国立銀行東京支店	菓種、綠香	一、五五二

代金取立手形

決 算 期	取 扱 店	各 地 取 組 先	取 組 商 品	取 組 金 額
明治十五年下期	本 店	大 阪 出 張 所	藥 品	四、五二六円
十六年上期	大 阪 支 店	第十九国立銀行東京支店	藥 品	四六〇
十六年下期	同	本 店	洋反物、藥品	七八
同	同	第十九国立銀行東京支店	藥 品	七〇〇

(注) 錢以下切り捨て。

(北陸銀行「創業百年史」)

四三三 明治十七年五月 売薬営業鑑札等書換伺

売薬営業鑑札等書換御処分方伺

売薬営業者并ニ請売行商者共免許期限中管轄ノ沿革ニヨリ
 自然藝キニ免許得タル府県庁ノ所轄ヲ脱シ候節ハ現在所轄
 ノ府県庁ヘ右三種共鑑札書換ノ儀請願可仕儀ト相心得可然
 哉果シテ然ラハ現在ノ所轄庁ニ於テハ更ニ鑑札ヲ書換ニ及

ハスシテ管轄沿革ノ事由ヲ最前ノ鑑札裏面ニ朱書シ之レニ
 検印ヲ成シテ下付相成而シテ該鑑札ハ一期限り其儘所持可
 致儀ト相心得可然哉

右ハ藝キニ石川県ニ於テ免許ヲ得タル鑑札富山分県以來其
 儘所持罷在候者今般書換願手續等及ヒ御処分方該營業人心
 得ノ為メ奉伺候間何分ノ御指令至急奉仰候也

上新川郡富山総曲輪五十二番地四号

明治十七年五月五日 壳薬營業人 邨澤金廣 印

第九百三十式号 明治十五年七月廿二日許可

戸長代理用係 清水信平 印

一 春名肝納丸 一 セメン圓 一 調中丸 一 敬震丹

富山県令 岡重正文殿

一 寶丹

指令朱書

第九百三十三号 明治十五年七月廿二日許可

衛第三百九号

一 一角丸 一 寶丹丸 一 虫下シ退虫丸 一 寶母散

書面伺之趣鑑札書換ニ不及儀ト可相心得候事

一 熊胆圓

明治十七年五月十三日 富山県令 岡重正文 印

右御許可之上受壳罷在候所、今般廢業仕度候ニ付、前記鑑

(内藤記念くすり博物館蔵)

札三枚返納此段御届申上候也

四三 明治十七年十二月 壳薬受壳廢業届

明治十七年十二月十五日 壳薬請壳人

上新川郡水橋西大町

五百十五乙番平民

壳薬請壳廢業御届

石金長四郎 印

富山県越中国上新川郡

衛生委員 松井林造 印

富山太田口町第四十番地主族

右戸長代理

壳薬營業人 古山調次郎

用係 押田喜訓 印

第五百十二号 明治 月 日 月 日 許可

上新川郡長 前田則邦殿

(富山市役所蔵・財団法人 水橋郷土史料館保管)

- 一 調中丸 一 神薬 一 寶丹丸 一 一角散
- 一 人參麴香丸

四四 明治二十二年八月 売薬行商持参金約定証

約定証

一 金百二拾四円八十銭

売薬行商
老箇年持参金

内六拾二円四十銭

前半季持参高

同六拾二円四十銭

後半季持参高

但シ売得金ノ内旅費諸雜費等引去リ収納高

右ハ私共明治廿一年ニ於テ半季持参高六拾二円四十銭ニ取
定行商仕来候処近來世上不景氣之為取定之持参金不足致シ
完納難相成ニ付今般事情相頼当分半季持参金前誌之通り取
定候処実正ナリ然ル上ハ每半季ニ該金額急度持参可致ハ勿
論、精誠勉強仕可成持参金増加致追々持参高如旧回復致候
様相心得可申候仍テ再ビ約定証差入申候也

明治二十二年八月十八日

本人 河瀬清次郎 ㊦

証人 木野彦太郎 ㊦

証人 飛田浅太郎 ㊦

寺西平部殿

(寺西家所蔵文書)

四五 明治二十四年二月 富山市薬種組合、薬種斤

目の改正

十一日富山市薬種組合を開らき、廿三年度上半期の精
算報告をなし、次に中田清兵衛、松井伊平、横江清次郎等
諸氏の発意にて、薬種の一斤と称するは二百目、百八十目、
百六十目等に分ち、從來の慣例にて取引せしは品目多きた
め不便少なからず、依って一斤を百六十目とし三月一日よ
り更正の斤目にて取引することを会場に謀り、異議なく決
したり

(「富山日報」明治二十四年二月十八日)

四六 明治二十五年九月 行商日記

(表紙)
明治廿五年

日 記

辰九月吉祥日

明治廿五年九月廿六日ヨリ、鹿兒島へ向出発ノ旅費等

通

廿六日

一 十五銭 石動山田屋宿料

一 八銭 高瀬ヨリ石動迄馬車賃

一 壹銭三厘 高岡にて昼飯菜代

一 貳銭貳厘 茶代等

廿七日

一 十五銭 水島宿料

一 十貳銭 津幡ヨリ金沢マデ車賃

一 七銭 金沢ヨリ松任マデ車賃

一 四銭五厘 茶代等

廿八日

一 十銭 小松ヨリ勸橋マデ車賃

一 八銭七厘 茶代等

一 十六銭 牛の谷 竹内宿料

廿九日

一 十貳銭 福井ヨリ鯖江迄車賃代

一 八銭七厘 茶代等

一 貳銭 ほかき

一 十九銭 武生米屋宿料

三十日

一 十銭 大比田ヨリ二里車賃

一 十銭 足駄

一 十四銭三厘 茶代等品々

一 壹円〇七銭 敦賀ヨリ大阪迄汽車賃

一 三銭四厘 梅田停車場ヨリ唐物町北恒マデ車賃

十月一日

一 六銭 根尾達吉方へ 菓子箱

一 貳銭 ひけ

一 八厘 湯銭

二日

一 壹銭 芋

一 壹銭四厘 空豆

一 壹円貳十銭 ケット赤

一 三十銭 銭入

一 壹銭 吹屋

一 壹銭 ようじ

二 行商一般

一	四厘	マツチ	一	四錢	墨耆挺
一	七厘	錢入袋	一	壹錢	湯呑茶碗
一	四錢	錢入緒 (鑰方)	一	九厘	たこ
一	十五錢	石椀	一	十三錢	眼鏡
一	貳錢五厘	うどん	一	十四錢五厘	晒足袋
一	壹錢	マツチ	一	四錢	小椀
一	三十五錢	シヤチ (ツカ)	一	五錢	昆布菓子
一	五錢	手袋	一	三錢	しるこ
一	三錢五厘	しるこ	一	五十七錢	北恒宿料三十日夕飯ヨリ十月三日昼飯迄
一	貳錢	齒磨粉	一	十錢	右同茶代
一	二錢五厘	芝屑	一	四錢	北恒ヨリ川口迄車賃
一	七錢六厘	晒木綿六尺	一	壹円貳十錢	川口ヨリ鹿兒島マテ汽船賃
一	三錢	筆	一	六錢五厘	汽船にて菓子代
一	壹錢五厘	揚枝	一	十月五日	是ヨリ鹿兒島
一	四錢	芥紙	一	五錢貳厘	そば
一	五錢五厘	排紙等	一	十五錢	長煙草
一	五十五錢	フランネル三尺	一	七錢	ぜんざい
一	十錢	椀	一	貳錢	柿

通

一 式十四錢

煙草百五十目

一 式十錢

大始良へ(二百ト百枚)実送り賃

一 壹錢

湯錢

十一月七日

一 三錢

曹達御石險

一 式十錢

はかき十 切手五

一 六錢

源□定

一 三錢

散髮

IV 流

十月十三日

一 式錢

汐入ニテ 柿五ツ

一 式錢

同

十四日

一 三拾錢

大根古ヨリ大始良迄乗馬賃

一 三錢五厘

手拭

一 四錢

切手二

一 八厘

櫛

一 四錢

はかき

一 六錢

祭文

十月廿九日

一 十式錢

汐入ヨリ大根古高野迄荷運賃

一 式十錢

焼附屋

十月二十九日

一 式錢

飴

一 七錢

そば

一 十錢

高野直治下女二人へ

一 七錢

蝙蝠傘 直賃

一 式錢

飴

一 四錢

祭文二

一 式錢

さいもん

一 五錢

河野計佐へ洗濯賃

十一月七日

一 式錢

餅

一	貳錢三厘	栗	一	七錢貳厘	酒三合
一	貳錢五厘	柿	一	貳十錢	はかき
一	七錢貳厘	酒三合	一	五十錢	鶉
一	貳錢	梨子	一	四錢	同籠
一	貳錢	おとし	一	七錢貳厘	酒三合
十月八日					
一	五錢	小根古ヨリ大始良迄ノ駄賃実ノ分	一	三錢貳厘	砂糖
一	三十八錢	菓百五十目	一	貳錢	柿
一	十二錢	半紙	一	貳円七十錢	絹糸三十
一	十錢	砂糖	一	貳錢五厘	わらんぢ五
一	四錢八厘	酒	一	四錢	麻糸
一	壹錢	柿	一	四錢	わらんぢ八
一	六錢	白砂糖	一	五十錢	鎌田茶代
一	四錢五厘	泡盛	一	貳十錢	同下女へ
一	貳錢四厘	玉子三	一	貳十錢	大始良ヨリ古江迄駄賃
一	壹錢五厘	栗五合	一	三十錢	鎌田ニテランプ破損代
一	貳錢五厘	わらんぢ五	一	四錢	古江ニテ中飯
一	貳錢	柿	一	三錢	菓子代

二 行商一 般

一	十錢	蒸汽荷運賃	一	五錢	野口ヨリ舟迄運賃
一	式十錢	古江鹿迄蒸汽代	一	式十錢	桜迄運賃
一	四錢	はしけ荷物四箇	一	五錢	舟ヨリ宿迄同
一	四錢四厘	そば	一	式錢	飴
一	三錢	人形	一	七錢式厘	酒三人
一	式十八錢	かんざし十	一	拾四五十錢	時計
一	式錢	柿五	一	十四錢五厘	打緒
一	十七錢	麻糸壹把	一	式錢五厘	ひげ
一	四錢	半襟	一	八錢	菓子
一	五錢	根掛	一	三錢	付揚
一	四十一錢式厘	銀行振込賃	一	式十五錢	鰻屋
一	八錢	膏留	一	四錢	舟賃
一	十錢	散髪	一	十錢	牛肉壹斤
一	十式錢	□いすり	一	十錢	砂糖
一	五錢	牛三人割	一	式錢五厘	鰻一疋
一	壹錢	鶉水入	一	七錢	柿等
一	三錢	おこし	一	壹円十錢	煙草
一	三錢	菓子	一	式十錢	鶏一羽

通 一 式十七錢 蘭

十二月六日

一 式十錢 みかん

一 式十式錢 同運賃

一 十八錢 鶏一羽

一 十六錢 氷砂糖等

一 九錢 はかき

同十六日

一 十五錢 振込賃

一 八錢 書留

一 七錢 散髪

一 卷川 カスリ約一反

一 十式錢 足袋

一 卷錢 歯磨

一 卷錢 湯錢

一 三十四錢 牛屋三人分

一 卷錢 餅

一 三錢五厘 おこし

一 十錢 ぶた

一 十錢 串柿

一 三錢 たこ

一 式十錢 本ク子ブ六十

一 六錢 白砂糖

廿四日

一 四十錢 磁針

一 四錢 舟賃

一 一錢 湯錢

一 九錢 牛屋

一 八錢五厘 箱

一 三錢 おこし

一 廿錢 牛肉

一 十錢九厘 金巾三尺二寸

一 三錢 手拭

一 三錢式厘 餅

一 九錢六厘 そば

一 四錢七厘 スルメミ

二 行商一般

一	一錢八厘	玉子三	一	三十六錢	脇より湯ノ村迄舟(後略)
一	六錢	魚	一	十錢	脇村茶代
一	五錢	さいふん	一	貳錢	石油
一	一錢五厘	同	一	一錢	湯賃
一	貳錢	飴	一	四錢	鳥賊五
一	三錢	付揚	一	九錢	牛肉
一	五錢	餅	一	三十錢	瀬戸ニテ花代
一	一錢	はかき	一	貳十錢	瀬戸より脇迄舟
一	三錢五厘	そば	一	五錢	瀬戸茶代
一	三錢	寄席	一	貳十五錢	黒部より瀬戸迄舟
一	壹錢	湯錢	一	六十錢	米代
一	十錢	散髪	一	十錢	黒部茶代
一	六錢五厘	曆廿七年	一	五錢	新島ニテ皿沓枚
一	四錢	菓子	一	六錢	氷砂糖
一	八錢	書留	一	七十錢	(白□より新島黒部迄)
一	十三錢七厘	銀行	一	三十錢	白□茶代
一	六錢	舟賃			
一	十錢	鳥賊			

四七 明治二十六年一月十二月 売薬関係日誌抜書

(表紙)
明治式拾六年

日 誌

岡本清八郎

明治式拾六年第壹月

第壹日 例式

第貳日 早朝開店零時拾分

壹日ヨリ引続キ吹雪空ニテ、今朝尚甚処敷為メニ市中初商内ハ幾分カ人出少ナク、神社参拝之如キハ著シク減少之由ニ聞ク、或ル人ノ話シニヨレハ、午前第四時頃、閃野御社へ参拝セシニ、神殿前ノ通行路ハ降雪ノ為メ通路無之云々、以テ其一班ヲトスルニ足ル、右ノ如キ有様ナレハ、近在ヨリハ人出皆無之姿ニテ、市中初商内ハ減少市中合計額萬円已上ノ違算ナリト云フ

○有磯御社、川巴原諏訪御社へ御酒壹樽宛捧呈ス

○高岡市長堀二作氏来訪ス

○人アリ今朝市中初商内減少ヲ以テ本年度ノ商業ヲトシテ曰ク、是レ即チ「初メワルシ後チヨシ」ノ前兆ナリト果シテ当ルヤ否ヤ

第三日 各因知己取引先へ年賀状出ス

高岡市助役江守又一氏、筱井甚吉氏等来訪ス

第四日 例ニヨリ店方早朝掃除ス

第五日 第二日ヨリ之吹雪降雪引続キ屋上已ニ三尺余ノ積雪ヲ見ル

第六日 旧公債割当金仲間中江配達ス

○神酒上ケ替

第七日 市中親戚知己ノ方々江年賀ノ祝詞申入ル

○ 客臘御本山ヲ財務整理上ニ付、御法主ヲ親敷御示シノ義有之趣、本年一月廿日迄ニ出京可致旨、通報有之タル件ニ付、本日当市博旁町越中教校ニ於テ、射水郡商量員不残集会、上京委員三名宛各自選挙方話教校ヲ依頼ニ預リ乃チ左ノ人名選挙書差出シタリ

出京委員選舉

商量員 小杉三ヶ村 松永 太作君

同 窪 陸田又五郎君

同 南高木 津田長三郎君

右選舉候也

明治廿六年一月七日 選舉人

岡本清右衛門

第八日 神農様ヲ祭り、例之如ク御供ヘ物ヲ供シ、赤飯ヲ

蒸シ 聊カ祝意ヲ表ス

本日恵比須講ヲ兼而、例年宴会を催スベク都合ニ有之タ

ルモ、父本月四日ヨリ風邪ノ気味合ニテ伏臥ナサレ候場

合ニ付、恵比須講ハ他日全快之折開宴之事ニ取極メタリ

第十日 亀井喜祐氏来訪ス

第十一日 例ニヨリ帳簿表書ヲ行フ

第十三日 売薬諸帳簿検査トシテ、田代氏ヘ託ス

第十四日 明石善助氏来訪ス

第貳月

二 行商一般
第十二日 讃岐国行商終結之途次、直江宗吉、同周平帰京

之通知ヲ兼ネ来訪ス

第十六日 仙台地方行商終結、帰京ノ通知ヲ兼ネ、山本辰

五郎氏来訪ス

第廿七日 神初與門氏来訪、同氏家屋土蔵、阿部市郎兵衛

氏方ヨリ借用金方ヘ抵当ニ相成居候分(表面ハ自分方ノ持

家ニ切替アル)、今度江州方ヨリ貸金延滞見消シノ為め、

右家屋土蔵売却云々照会越されたるニ対シ、江州阿部氏

ヘ参堂ノ上親敷事情歎願致度ニ付、自分ノ添書ヲ通認め

て呉旨申込、即チ依頼ニ応ズ

○売薬商金高、厚生館ヨリ届出シノ内、自分当り壹千四百五

十円ノ由、同館ヨリ通報セリ

第三月

第十一日 江州地方ヘ発程セラレタル神初與門氏、帰京之

通知ヲ兼ネ来訪ス

第十二日 水橋町直江宗吉、愛媛県帳簿上ケ替出来上リ、

帳簿持参来訪ス

第十五日 在讃岐国行商中ナル高田喜七方ヘ送金督促方、

支配人河合源三依頼ニより書状郵送

通

讚岐国香川郡小東上村、三好秀吉殿方高田喜七宛

訪ス

第廿日 元讚岐国行商人東水橋町河合源六義、追々約束ヲ

第十三日 信濃国西田吉三郎受負証文改メ、更ニ本年ヨリ

IV 流

履行セザル損害金巨額ト相成、昨年度同受負ヲ解約致シ

五ケ年間継続受負セシム

候処、同人請負中貸金方へ同人所有家屋主蔵並ニ宅地共

第十六日 大門町鈴木武次郎氏ハ突然飛報アリ、曰ク小島

抵当ニ引取り置キタルニ、這回又々同人因難之事情申入、

村西田太吉死亡セリト

不止得右抵当家屋等投与シ、同人出身ノ際ニハ返弁之義

第十八日 山本辰五郎氏来訪ス

務ヲ果シ可申様、同人新感一回連印証取受ケ置ク

第十九日 水橋町河合源三方へ讚岐廻り同人支配解約之件

第廿五日 大分県行商發程ノ途次、朽木八郎右衛門来訪ス

通報、同伴ニ付直江宗吉へモ一件事情通報セリ

第廿九日 新潟県行商終結ノ通知ヲ兼ネ、荒木長七来訪ス

河合源三手代白川市之助来訪ス

第四月

第廿一日 橋本紋右衛門新潟県行商終結ノ通知ヲ兼ネ来訪

第廿二日 泉八右衛門氏、山本辰五郎氏来訪ス

ス

第廿三日 西田太吉件ニ付、西田吉三郎来訪ス

第廿八日 山本辰五郎氏来訪ス

第廿五日 水橋河合源三方へ再応照会ス

第廿九日 愛媛県行商終結帰県之途次、中島弥助来訪ス

第廿七日 讚岐懸場所一件ニ付、東水橋町河合源三長男並ニ直江宗吉来訪ニ付、一件事情悉數談話、決心之次第斷

第五月

然中聞ク

第貳日 愛媛県ヨリ行商終結ノ通知ヲ兼ネ、高田喜七来訪

第廿九日 先年山本辰五郎所有地価百九十五円八十六銭九

ス

厘、売棄懸場受負ニ付、同人身元保証の爲め登記出願置

第十一日 水橋町河合源三令息、讚岐、備前両帳簿ニテ来

たる処、同人都合を以て右登記消込ナス依頼ニ付、本日

消込手續キヲナス

第三十日 明石善助氏、西田吉三郎氏来訪ス

第六月

第一日 小島村西田吉三郎分家嘉七、仙台帳簿売却手金持

参ニテ来訪

殿村若林平兵衛来訪ス

讚岐帳簿ニ付河合源三並ニ直江宗吉方へ照会之書状出ス

第二日 小杉本江茂平死亡、同人長男七太郎本日越後へ帰

県之由通報セリ

第八日 讚岐帳簿ノ件ニ付、河合源三支配元行商高田喜七

来訪ス

第十一日 越後国廻リ行商人本江七太郎来訪

讚岐帳簿、元河合源三支配分店手代ヲ以テ富山仲買人梅

本久蔵方へ持参セシメ、受負人又ハ買人ノ聞合セ依頼セ

リ

第十二日 来る十五日午前八時富山市梅沢町妙国寺ニ於

而秋田組密会開会之旨通報セリ

二 行商一 般

第十三日 神初與門氏来訪ス

第十六日 橋本弥右衛門、高島豊次郎来訪、同人等へ先年

米引渡シ置キタル帳簿取揚増進貫高洗ひ買入ノ手續キヲ

ナス

第廿日 讚岐帳簿ニ付、富山市梅本氏方へ照会ス

他七件ニ付、若林平兵衛氏方へ照会ス

第廿五日 秋田組規約之件ニ付、富山市秋田組仲間ヨリ人

ヲ以テ訪問セシム

第廿八日 信州帳簿本江所有簿之件ニ付、本江七太郎並ニ

若林平兵衛ヲ召ヒ示談スル所アリ、結局自分方へ買取、

直チニ若林平兵衛付属受負ノ約定ヲナス

第廿九日 売薬帳簿上半季本検査了ス、検査官明珍

第七月

第三日 信州帳簿ノ件ニ付、本江七太郎来訪ス

第四日 讚州帳簿ノ件ニ付、富山市仲買人梅本久蔵氏来訪

ス

讚州帳簿ノ件ニ付、旧支配人河合源三受負ノ下タニ行商

セシ高田喜七ナル者分照会越シタルニ対シ返書出ス

第六日 小島村西田吉三郎来訪、分家嘉七ヨリ買受帳簿代

金満金指引済み

第十六日 中元嘉参 廣岡庄二氏、磯野小平氏、明石善吉氏、山本辰五郎氏、其他来訪ス

小杉町本江茂平、殿村若林平兵衛来訪、信州帳面貫高四拾五円、本江ヨリ買受ケ之手続ト同時ニ、若林平兵衛へ受負約定ノ手続キラナス

第二十目 売薬行商鑑札訂正願一通、此鑑札三百八十八枚
〔廿六年七月廿二日下付〕

同營業鑑札訂正願一通 此鑑札一枚〔廿六年七月三十一日下付〕

同請売鑑札訂正願一通 此鑑札六十四枚〔廿六年七月廿二日下付〕

同行商鑑札町村名改称並ニ売子名前訂正願一通 此鑑札三十五枚〔廿六年七月廿四日下付〕

同行商先變更届一通 橋本紋右衛門分
メ右出願ス

水橋町直江宗吉来宿

第廿一日 快晴 江州阿部市郎兵衛氏ヨリ当市木舟町神初

與門氏へ貸金有之、指引相立(マ)ザムルニヨリ神初氏所有宅

地並ニ同地ニ建アル建物等阿部氏へ引取、同時ニ表面上自分方岡本清右衛門名面ニ切替、阿部氏ノ貸金ハ年賦返済ノ方法ヲ以テ永年ニ取立可相成約定ノ処、其後神初氏ガ一回モ返金不相成、為メニ先年来數回ノ照会後、今回金百七拾五円ヲ以テ指引相済マス事ニ神初氏・阿部氏間ノ協議相纏リ、本日右地所建物売却之手続キラナン、登記売買ノ出続キ出願、登記済みニ相成、売買金高並ニ買受人等精細ハ記事簿ニ明瞭ナリ

神初與門氏外来訪ス
第廿二日 信州帳簿件ニ付、和泉八右衛門氏、殿村平兵衛来訪

第廿三日 富山市仲人梅本久藏氏ヨリ熊人(メ脱カ)ヲ以テ讚岐廻リ帳簿売却代金持参セシニ付、売券証書相渡ス

第廿八日 山本辰五郎方ヨリ売薬荷造リニ付一応点検可致旨申来リ、同人方訪問ス

第三十一日 売薬行商鑑札願(行商人式名)出願ス

申田弥三次郎、森原彦次郎行商鑑札廃業届出ス〔廿六年〕

八月三日下渡

第八月

第二日 瀧本倉五郎行商鑑札願出ス〔第八月三日下渡〕

第三日 愛媛県讚岐国鷓尾郡西ニタ村松岡與市父松岡磯次

来訪、一昨年モ一度来宿シタルコト有之、売柴懸場所得

意家也

第八日 秋田組規約之件ニ付協議会、当市ニ番町十信楼ニ

開ク、出席ス

当日出席人名

富山市千石町 吉野忠重氏

同 吉川秀貞氏

高岡市木舟町 伊勢長右衛門氏

同市横田町 白分

放生津三ヶ町帳主金木喜三郎氏支配人

同町正徳寺町 矢野又六氏

片口村 井上權四郎氏

大門町 浦垣安右衛門氏

以上七名 他ハ不参

二 行商一般

当日開会之趣旨ハ先年来秋田組合規約締結後、惣会の節

ニ更ニ高岡市最寄りヲ出席無之、元米規約ナルモノハ營

利保護ノ必用物ナレハ、何レトカ折合ヲ遂ケ満足ニ規約

ノ主題ヲ貫徹致シタクニ付、当市ニ於テ協議会開設相成

候ハ、富山ヲモ組合員兩三名出張為致、相回ジテ円満ナ

ル結果ヲ生シタク云々、富山ヲ之請求ニ応ジ、本日開会

ヲナシタル次第ナリ

当日協議ノ要領

高岡 本組合規約締結ハ数年前ノ創立ニ係リ、爾後惣

会ノ折々欠席勝ちノ傾向ヲ来シタルハ規約其物ヲ不必用

ト観シタルニ非ラズシテ、他ニ理由有之、本来同規約ハ

行商人申合規約ニシテ懸場帳主ノ申合セニアラザレハ、

惣会開会ノ通知有之毎ニ直チニ出席スベク様行商人江通

報致シ置候得共、行商人ニ於テ何日も出席セズ、別シテ

本年ハ富山組合員ヲ毎年開会通知書ヲ発シアルニ、只不

参ニ経過相成様ノ事ニテハ、直言スレハ營業ニ冷淡ナリ

ト評スベク外無之トノ通知書ヲ寄セラレタレハ、本年ハ

是非出席スベク、抑モ斯ル評言ヲ受ケテ尚ホ出席セザル

ハ岸席ノ極ナル云々通報ニ及ビシモ、跡ヲ承レハ矢張出
席セス、其後行商人ニ面会之折右等ノ理由詰問シタルニ、
成程一応御尤ナレドモ、同組合規約締結後更ニ規約ニヨ
リ処断シタル事無之、別シテ最大目的タル一定ノ業價並
ニ重畳等ノ件已下一モ実効無之、富山市該組合取締員
其人ニシテ尚ホ違犯ノ所為往々有之、退テ組合員外人ノ
挙動ヲ見レハ敢テ規約ニ箝制セラルムノ憂ナク、自由競
争ノ原理ニヨリドシノノ営業ノ区域ヲ擴張スルノ傾キア
リ、是等ノ人員ハ高岡最寄而已ヲ以テ論スレハ組員内ニ
比シ多人数ニテ、到底是等多数ノ自由競争ノ大勢ニ抗ス
ル能ハズ、否大多数ノ組合員ハ其規約ヲ実行スルノ勇心
ナク区々タル目前ノ小利ニ迷ヒ違則而已ノ行為ヲナサハ、
結局正理ニ規約ヲ履守スルモノハ規約ノ為メ却テ営業ノ
方途衰運ヲ招クノ外得策ナク、詰リ規約其物ハ違犯者ノ
好方便タル利器トナリテ、正路ナル人物ハ只々箝制セラ
ルムノ外懸場所ノ衰運ヲ招クト云フカ如キ不可思議ナル
結果ニ立到リ可申場合ニ付、出席スルモ其効ナク、毎度
通知書ヲ受ケナガラ該惣会ニ同盟出席セザル次第ニ有之

云々續々返答セリ、元來我々懸場持主ハ實際旅先營業上
果シテ行商者ノ言フ如キ事實有ルヤ否ヤハ想像ニ訴フル
外無之モ、果シテ事実トセハ行商人ノ申条ハ正當ノ理由
充分ニテ、就中高岡最寄リ組合員ニ比シ員外ノ行商人ハ
比較多数ヲ占メ居ル次第ハ已ニ此間貴方御報知ノ最寄
人名書を以て本日ノ同章開会ノ趣き配達の際、組合員中
往々同説ノ発言モ使之者江申聞けられたる方々有之、其
人名ヲ相糺セハ何分充分取調理不申而ハ確タル人名モ不
相分ザルモ、何ニシロ組合員外者ハ多数ニ有之、申条ハ
異口同音ノ有様ナレハ、是ガ事實ハ蔽フベカラズ、果シ
テ然ルトセハ実ニ員内ノ列齒者ハ不幸モ甚シト言ハザル
ベカラズ、此辺ノ方途ニ向ツテ確固タル定員モ有之事カ
如何

富山 成程御説ノ程ハ御尤モノ次第ニテ、組合員外ノ
抵抗力ニハ何ントカ此際各員ノ誘導ヲ以テ団内ニ引入レ
タク考ヘハ富山組合員ニ於テモ同感ニ有之、又規約実行
上処断シタル事無之、又取締員其人ニシテ規約違犯者モ
不少云々、規約実行処断ノ件ハ是迄情実等々纏綿シタル

コトナレトモ、将来ハ必ラズ断行主義ヲ執ルベク考へ、又取締員ニシテ違犯者ハ成程一兩名ハ有之、右等の人々ニハ組合員中ヨリ懇々説諭ヲ加へ追々正路ニ就カシムベク考ナリ、又高岡最寄り組員外ニ多数の員外者有之事實御詰問ニ候得共、此点ハ我々富山組合員ニ於テハ勢ひ御当市の方々ハ見聞力ニ乏シク、現ニ員内列席者の人名如キハ御当市伊勢長右衛門氏ニ相談之上周旋シタルト、言フガ如キ有様ナレハ、斯ル正面的ニ攻撃ヲ受ケテモ、高岡 現今組合列席者ハ当市ヨリ周旋シタル者ナレドモ、
 己ニ規約一括ノ下ニ加盟シタルノナレハ、即チ富山組合員の一団中ニ加ハリタルモノニシテ其主動力ハ即チ富山組合員ニ有之、規約締結後己ニ組合員の資格ヲ失ヒタルモノ又ハ新規ニ員外者増加之向キモ有之、是等ヲ誘導シ一規約ニ同盟セシムルハ即チ主動力タル取締役其人の責任ト言ハザルベカラズ、己ニ主動力タル取締之奔走無之以上、我々率先シテ是等の衝ニ当ルベキ者ニ無之、元來本規約ハ上來陳述ノ通り行商者而已ノ中合せニシテ、懸場帳主ニシテ余リ利益アル箇条モ不見当、隨而規約其物

ノ欠点ト言ハザルベカラズ、抑モ規約ナルモノハ營利保護ニ必用ナルハ中ス迄モ無之、惡意者ハ多数の勢力ヲ以テ抑圧シ、弱者ニハ反動力ヲ以テ相互ニ扶持スル最大利益アル物ナルニ拘ハラズ、今日ノ如キ漸ク衰遠ヲ来シタル理由抑モ其原因ナリ□□然ルニアラズ、熟々思考スレハ規約ノ精神非ナルニアラズシテ、其施行手續ぎ又ハ罰則処断方等、凡テ画一ノ下ニ支配セントシタルハ即チ此レガ主因ノ老ナラン、就中積立金ヲ徴取シ一規約の下ニ積立セントシタル其主因ノ二ナラン、何ントナレハ積立金ハ何ノ必用アルカ、富山一県下ト雖トモ其信用ノ程度ニ至リテハ大ナル相違有之、詰リ是等ノ問題ハ其最寄りノ於テ而意見の異ナル物ニシテ、或ル組合の一団ハ同業者の信用或ル程度ナレハ是レカ標準ハ幾何ナラントカ、或ル組合の一団ハ信用ノ程度大ニ発達シタルハ罰則処断等如何ナル違犯者アルモ敢テ積立金ヲ要セス、其程度必用アルニ當リ徴取スルノ利ニ如カズトノ意見ヲ抱持スルモアラン、是等の事ハ詰リ其最寄りニ一任シテ可ナランカ、元來規約ハ同業者の一致協力ヲ俟ツテ始メテ日

的ヲ達スル物ナレハ、富山県下及シテ石川県及シテ北陸全道ノ規約トモ相成ル曉ニハ其効益モ大ナラン、果シテ斯ル目的性質ヲ有スル物ナレハ其主眼トスル最大要点ヲ以テ一般ノ規約トナシ、其施行細則、罰則、処断方等全ク其最寄り組合ニ一任スルコトニセハ始メテ盛隆ナル運ヲ挽回スルノ故ナランカ、現ニ政府発行ノ法律ニシテ尚ホ施行細則アルニアラスヤ、政党ノ政事社会ニ於ケル天下多数ノ同意者ヲ糾合スルノ所以モ又最大要領タル主義綱領ヲ以テ一般ノ主義トシ、其運動細事ニ至リテハ全ク各地支部ノ慣習等ニ一任シアルニアラスヤ、是等ノ事ハ本問題外ノコトナレトモ例証之為め陳述ス、已上ノ理由ナルヲ以テ本組合規約モ其最大要点ナル一般ノ規約ヲ結ヒ、其施行細則ハ最寄り組合ニ一任セザルニ於テハ盛大ナル隆運ヲ喚起スルコト能ハスト信ス、此等ノ意見如何

富山 本規約中積立金ノ規定ヲ設ケシハ罰則処分ノ際ニ必用トシタルニアラズシテ、組合内ニ臨時必用金即チ總會運ノ間ニ於テ必用ナル支弁金ヲ仕払ヒ、又ハ旅先ニ

於テ組合員中ニ疾病等ノ為メ難渋者アルトキハ、相互ノ交誼ヲ以テ看病又ハ病者ノ為メ仕払金ヲ要スル事屢々アラン、斯ル場合ニ当リテ繁忙ナル行商ニシテ日ヲ消シ看病位ハ交誼上ナシ能ウルト雖トモ、尚ホ金錢ノ仕払等アルニ於テハ勞ひ堪ウル能ハズ、新ル際ハ其当事者ニ於テ一時振替、帰県之折積立金ヨリ仕払ヲ請クル事トセハ大ニ便法ニシテ、且ツ斯ル事アル毎ニ組合内へ割当スルト云フニ至テハ繁雜モ甚シキ次第ニテ、其他上来ノ通り總會迄ノ間ニ於テ必用ナル臨時費仕払ノ庶モ有之、勞便利上此ノ規定ヲ設ケシ次第ナリ、且ツ規約ノ最大要点主眼而已ヲ以テ一県下ノ規約トシ、他ノ施行細則ニ至リテハ其最寄り組合ニ一任スル方得策云々、道理上賛成ヲ表シ度事ナンドモ、如何セン本規約実行細則施行手續キハ過半懸場先即チ秋田県管下内ニ於テ処断スルコトナレハ、本県下ニ於テコソ高岡市、富山市將た水橋又ハ岩瀬等ノ最寄りヲ異ニシ居ルカ故、貴説ノ程ハ富山県下而已ノ眼界ニテ本規約ノ主眼タル秋田県管下内ニ於テ施行スル事ナレハ無論一括ノ下ニ支配シ処断ノ方法ヲ執ラザルベカ

ラズ、何ントナレハ各最寄出立場所ハ異ナレドモ、旅先行商中ハ画一ナル秋田県管内ニ営業スルモノナレバ、随テ取締役モ郡別ノ区分モ有之、秋田県下何郡ニハ何名、何郡ニハ何名トノ規定モ有之、即チ彼地行商先ニ於テ最寄郡別ノ支配ニ歸シアルニアラズヤ、尤モ積立金ニ付テハ各最寄リに於テ異説モ有之、今ヤ全規約ニ基ツキ積立金ヲ引続キ施行シ居ルハ富山市最寄リ組合員而已ニシテ、其金高ハ大凡四十位也、右等ノ次第ニテ水橋、岩瀬ノ如キハ富山市ノ支部トシ積立金モ彼地方ニテ別ニ積立シ居リ、随テ惣会ノ折ハ彼地方最寄リ組合員ヲ代表シテ一兩名の出席アリ、又水橋等ニテ惣会アル場合ニハ富山組合員を代表シテ一兩名の出席ヲナシ、双方の意見を折衷シ円満ナル規約ヲ締結罷在ル事ナレハ、御当市ノ如キモ水橋、岩瀬ノ例ニヨリ何ントカスル様ノ事ニ致シタラハ如何カト存ズ

高岡 然リ、貴方ノ意見ト相異ル点ハ、即チ規約施行細則手續キニ於テ已ニ大差ヲ生シ居ル次第ニテ、成ル程秋田県管下内ニ同業スルモノナレハ彼地方ニ於テ処断ス

ル過半云々、此点ハ大ニ見解ヲ異ニスル所ナリ、元来本規約ノ衰運ヲ来シタルハ規約創立者ノ誤リタル所ロナラシカト推察罷在、實際実行不能事実ニ多々ナラン、大凡ソ事物ニヨリ繁ニ失スルアリ、疎ニ失スルアリ、緩ニ失スルアリ、密ニ失スルモノアリ、本規約ノ如キハ寧ロ密ニ失シタルト言ハザルベカラズ、何ントナレハ彼地方ニ於テ施行処断スル事ト規定シアル故、随而行商懸場先ニ於テ郡別ニ取締役ヲ設ケ、随而行商者ハ其組取締役ヘ發着トモ五日已前ニ届ケ出ノ手数ヲ要シ、手帳ニハ各検印ヲ受ケザルベカラズトカ、定宿ヲ一定セザルベカラズトカ、是ニ付帶ノ手数ヘ多々ナラン、勢ヒ斯ル繁雜ナル事ハ到底実行不能事ニシテ、随テ犯則者ヲ無数ニ出スト言フガ如キ結果ヲ生シタルニアラズヤ、而シテ取締役其人ハ名譽職ニシテ、而モ同敷行商者ノ一人ナレハ自分營業ヲ打捨テ、右等ノ監督而已ニ奔走致サバ或ハ其幾分ノ効モアラシカ、ナントモ勢ヒ自分ノ營業ヲ打捨テ組合規約ノ処分方而已ニ奔走可致事不能ザルハ論ヲ俟タズ、果シテ然而トセハ組合員ハ其繁雜ナル手数ニ堪ヘ兼ネ、取締

役ハ其責任ヲ尽ス不能、而々違犯者而已ノ製造ヲナスヨリ外目的無之嫌ヒ無之哉、偶々罰則処分ノ件アルモ少数ノ取締役ニ一任シテ、而モ業務多忙ノ折ナル判決ハ果シテ正当ナル処断ヲ下ダン能ウルカ、察スルニ疎隔(疎隔之)ノ評ヲ免レザル判決ト化シ去ラン、本来規約施行手續キ罰則処断等凡テ加害者、被害者ノ兩人ヲ俟ツテ始メテ判決ノ必用ヲ感ズル物ナラン、果シテ然而トセハ被害者ハ加害者ノ証跡ヲ得テ帰泉之際其最寄組合取締役ヘ届ケ出デ其判決ヲ受ケル事トセハ、最寄全組合員ノ惣会ヲ開キ、數件ノ判決ヲ同時ニ与ウル事トセハ始メテ公明ナル判決ヲ下ダスニ至ラン、業已ニ如斯セハ其細則施行手續キハ其最寄り組合内ニ一任シテ可然、始メテ今日ノ衰運ヲ挽回シ隆盛ナル規約ノ下ニ同業者ノ幸福ヲ享受不少、所謂ル規約ノ規約タル目的ヲ達シ、隨而繁雜ナル手續ヲ省略スルコトヲ得ン、尤モ後日ニ証跡ヲ得難キ件、又ハ直接ニ被害者ナキ件、即チ言語ヲ以テ組合全員の徳ヲ傷ツケ、或ハ娼樓ニ登樓、或ハ不品行ノ所為等ノ如キハ其当事者ニ於テ説諭ヲ加ヘ、尚ホ応セザル時ハ組合惣会ニ報告シ、

全員の注意ヲ促ストセハ其鴻益モ予想ニ倍セン、斯ル矯正ハ大概説諭ニ止マルモノナレハナリ
 又高岡 只今岩瀬、水橋の事ニ付キ御説ノ程ヲ承リタルモ、相互折衷ノ折合不纏ル時ハ其処分如何
 富山 凡テ惣会ダノ、会議ダノ大概話シ合ヒヲ以テ折合ヲ付ケル事トセハ、所謂ル下々相談ハ八分ノ効アリ、愈々會議ニ懸ケテ二分位ノ折合付カザル事アルトセハ、其二分ヲ相互一分宛譲リ合フ事トセハ即チ折衷ナシ能ハザル訳柄モ無ク、現ニ今日迄右等の方針ヲ以テ継続セリ
 高岡 然レドモ富山惣会ノ折ニハ水橋ヲ組合員ヲ代表シテ出席シ、水橋惣会ノ折ニハ富山ヲ組合員ヲ代表シテ出席スルモノナレハ、富山惣会、水橋惣会ハ全ク別立ノ物ト言ハザルベカラズ、貴説ノ如キハ一會議ノ下々相談位ニ惑ハ適用セラルベク事モアランカ、ナレトモ別立ノ二會議アリトシテ果シテ斯ル単純ナル方法ヲ以テ折合ヲ纏ムル不能、其局ニ当ル折衷員ノ処断權ハ果シテ如何ナル制限内ニ立入ル事ナルヤ、了解ニ苦シム
 又高岡 本規約議決權ハ富山惣会而已ニシテ、水橋ノ

會議ハ更ニ富山惣会ノ議決權ヲ左右スルノ効ナクコトナラン、如何

富山 然リ

高岡 然るトセハ水橋會議ハ詰リ富山惣会ニ提出スル原案ヲ製スルニ当リ、富山組員モ交渉スルトカ云フ位ノ事ニ止マルコトナラン、如何

富山 然リ

高岡 然ラハ富山惣会ニ出席スル際ニハ大多数の富山組員ニ抑圧セラルレハ、果シテ水橋人の目的ヲ達スルノ場合モ無之カ、我々ハ是等の貴説ニ賛スル不能

爰ニ於テ当市ニ於テ規約改正ノ案又ヲ綴リタル修正案ヲ提出ス、案文ハ記事簿ニ記載アリ

富山 此修正案ハ旧規約ヨリ削除訂正シテ提出相成リタルカ、將た高岡ニテ本規約ヲ創立發起ノ御主意ナルカ高岡 我々ハ旧規約ハ不完全モ不少ニ付斯ル趣旨ニ改

正シタク、直言スレハ本規約ヲ創立發起ト申ス方ニ近カケレトモ、斯ル事ハ富山組員ニ於テ賛成可相成理合モ無之と被考、詰リ旧規約ヲ削除訂正シテ提出シタルト申

ス方穩当ナラント存ズ、諸君ニシテ此規約ノ主旨ニ賛成相成ラハ諸君ノ原案トナシ富山惣会ニ提出相成度、本案ニシテ行バレザルトキハ止ムヲ得ズ高岡最寄りハ袂ヲ列ネテ同盟規約ヨリ脱セザルヲ得ザル次第ナリ

又高岡 諸君ニシテ本案ハ到底規約ノ規約タル主旨ニ戻リタル点アルトカ、又ハ是等ノ点ハ斯ル弊害ヲ醸ストカ、凡テ本案ニ対シ御意見アラバ隔テナク御陳述アラシコトヲ希望ス

富山 何分是迄諸君ハ惣会ニ出席相成候事無之、随テ御意見ノ程ハ今日始テ承ル程ノ事ナレバ、何分我々ハ富山組員ノ代理トナリテ出席シタルモノナレドモ、或ハ旧規約ノ或ルケ条トカ一二ノ点ナレハ兎モ角、斯ル全体ノ修正案ニハ決議的ノ御相談ヲ承ル訳ニ不參、何分御趣旨の程ハ飽迄参考ト拜聴シタレハ、富山組員へ復命シタル上ニテ何等の返答スベシ

高岡 然れども此炎暑蒸スガ如キノ季節ヲ厭ハズ遠路御出席相成、徒ラニ参考ニ聞受ケタル位ノ事ニテハ本日會議の所詮モ無之、組合全員の意見ハ兎ニ角、兩君丈ケ

ノ資格ヲ以テ我々改正案ニ対シ充分御意見ノ程ヲ陳述相

成度、又不同意等ノ箇所モ有之ラバ充分ニ攻撃ヲ乞フ、

然ラザレハ善良ナル改正案と相成ザル次第ナレハナリ

富山 然リ、我々二名ノ意見ニテハ本案ニ同意ヲ表ス、

何分規約杯ハ倉卒ニ加筆ヲナシテハ却テ正当ノ理ニ戻ル

コトモ有之ニ付、旧規約ニ照ラシ削除訂正シテ我々原案

トナシ、富山惣会ニ提出スベシ、兎ニ角改正案ノ主趣全

文ニ同意ヲ表ス

高岡 然ラハ旧規約ニ削除訂正ハ貴殿ニ一任スルモ、

我々上来陳述之通り施行細則、罰則処分並ニ積立金ノ項

目等ハ是非最寄り組合ニ一任スルト言フハ本案ノ骨髓ナ

レハ、此等ノ点ハ間違ひヲ来サズル様御注意ヲ乞フ

富山 承諾ス

高岡 旧規約積立金ノ処分ニ付テ少敷疑問アリ、該積

立金ハ一人一箇ノ所有権アルコトカ如何

富山 積立金ハ規約解放ノ際ハ組合員へ分配ス、尤モ

組合ヲ除名セラレタル者ハ固ヨリ積立金ハ没取スルコト

高岡 然ラハ新加入者アルトキハ其処分如何

富山 新加入者ハ積立金全体該当額納金ヲ促スノ事ナ

ク、単ニ加入年一回ノ積立金ヲ納金セシムルナリ

高岡 然ラハ新加入者ハ一回ノ納金ト雖モ尚ホ規約解

放之際ハ平等的ノ分配ヲ受ケルノ権アルカ

富山 然リ、平等的ノ権利アリ、元來積立金ハ組合内

ノ共有ニシテ、規約解放ノ場合ニアラザレハ一人一箇ノ

分配ヲ主張スル能ハズ

高岡 然ラハ我々最寄り組合員ハ現今保有アル積立金

ニ対シ平等的ノ権利アルヤナキヤ

富山 無シ、現今保有アル積立金ハ富山市最寄組合員

而已ノ出金ニ係リタル物ナレバナリ、御当市並ニ水橋、

岩瀬等各最寄りハ其後富山組合積立金中へ出金無之場合

ナレハナリ

(是ヨリ旅先行商中ノ出来事、双方ノ間ニ於テ二三ノ間

答アリ)

高岡 一体富山市ノ行商人ハ何ンダカ横柄顔ハ兎角離

レ難ク、我々高岡最寄り行商人ヲ遇スル恰モ劣等人種ヲ

待ツカ如ク、或ハ言語ヲ以テ、或ハ挙動ヲ以テ、或ハ需

用家へ向ツテ罵罵ヲ試ミ候々同組合員ノ交誼ハ遠ク破れ居る場合ニ而、随而高岡最寄り行商人ニ於而も相互ニ讒謗ヲ試ミ、遂ニ敵視スルト言フガ如キ場合ニ陥リ、事些々タルト雖トモ引キテ規約之妙所ヲ失ヒ極度ノ敵視ヲ見ルニ至ルモ難斗、是等ハ双方ノ不利益ナレハ二君ノ如キモ斯点ニ御注意、御帰市上ハ同業者ノ一般ノ帳主又ハ行商人え忠告アヒナリタシ

富山 一体富山行商人ハ其多数ヲ恃ミ兎角横柄ヲ免レズ、御忠告ノ次第ハ正ニ了諾ス、其時機ヲ以テ同業者へ勧告スベシ

高岡 上來陳述之義ハ規約其物ヲ非トスルニアラスシテ、益々規約之規約タル主旨ヲ盛ナラシメ度考ヨリ外ナラザレハ不惡御了承ヲ公フ、元來我々原案ヲ提出シタルハ可成多数の員外者ヲ誘導シ同意ヲ表セシメ度考ヘニシテ、随而複雑ナル手数ヲ省キ、會議ノ如キモ其最寄りノニ於テ開ク事トセハ勢ひ時間ヲ空消スルノ辺モ大ニ縮少スルノ理合ナレハ、夫是員外者モ籠フテ加盟スルノ好方便トモ相成ランカ、尤モ事件ニヨリ或ハ富山、高岡

ノ交渉事件モアランカナレトモ、是等ハ例外ノ事ニシテ先ツ通常ハ敢テ集会の必用モ無之便利モ是レアランカ、随而規約ノ進行ハ円滑ナラン、已上ノ理由御賢察ヲ乞フ富山 凡テ了承、何分本年ハ總會ヲ開クニモ時機後レタル次第ナレハ、明年同業者ノ閑暇の折ニ惣会ヲ開キ、原案トシテ提出スベシ、夫迄本案ハ私等ニ預リ置ク

高岡 然り尤モ同意

又高岡市最寄組合員ニ向ツテ富山市組合員ハ此炎暑金ヲ鏝カスノ候ヲ意トセズ本会ニ出席相成タル志望ハ聊モ利益上ニ係リタル事ニ無之、我々規約ノ積立金不納之件ハ不問ニ付セラレ、別ニ路費ヲ抛チテ出席相成タル御趣旨ハ全ク同業者ノ交誼ヲ以テノ事ナラント確信ス、此点ハ富山組合員ニ向ツテ謝言ノアル処ヲ知ラス、只出席最寄りの諸君ヨ、此謝物ハ明年富山惣会之折マデニ充分組合員外者ノ人名ヲ調査シ、誘導シ同敷一回ノ規約ニ加盟セシムル様奔走スル一事アルノミ

(是ニテ閉会ス)

第十四日 五百崎瀧次郎行商鑑札返納届出す

通 川上久次郎行商鑑札出願ス〔同十六日下渡り〕

第十五日 又川上久次郎行商鑑札出願ス

第十八日 富山中島弥助来訪、売薬出荷検査出荷ニ付行商

鑑札入用之旨申入ニ付、同人支配行商鑑札式人前並ニ直

江宗吉、同周平行商鑑札相渡ス

第十九日 仙台行山本辰五郎本日ヲ以テ行商発程ノ通知ヲ

兼ね来訪ス

第二十一日 直江宗吉、同周平行商鑑札出願ス〔二十三日

下渡り〕

高島豊次郎行商鑑札出願ス〔二十三日下渡り〕

第九月

第三日 明石善吉氏宮城県行商発程ノ通知ヲ兼ね来訪ス

第八日 五百崎宗三郎支配行商川上久次郎仙台場所行商発

程ノ通知ヲ兼ね来訪ス

橋本三名行商鑑札出願ス〔同九日下渡り〕

高島豊次郎同上〔同上〕

第十一日 江州阿部市郎兵衛氏件ニ付、同所村田芳之助氏

来訪ス

第十三日 若林利作、同他七行商鑑札出願ス〔同十四日下

渡り〕

第二日 中島弥助、同豊次郎分愛媛県行商発程ノ通知ヲ兼

ね、途次訪問セリ

第二十一日 橋本紋右衛門、同與三吉、高島豊次郎昨日ヨリ

滞在ノ処、本日帰宿セリ、橋本與三吉ハ来月十日頃南部

地方へ行商発程ノ予定云々中聞ク

第二十三日 江州阿部市太郎氏細君過般来病氣相滞リ之処、

去る十五日逐ニ死亡相成候由訃音ニ接シ、不取敢本日申

状、中え香料トシテ郵便切手五十銭封入送付ス

第十月

第五日 本江茂平売薬送荷之為メ来訪ス

第六日 西田吉三郎信濃国行商発程之通知ヲ兼ね来訪ス、

同人行商発程期日ハ多分本月廿日前後云々申聞ク

第十六日 山本甚蔵来訪、過日来臨時貸シ置キタル同人所

有売薬懸場所仙台廻り帳簿、上ケ替新帳記載済みニ相成

タル旨ニテ持参致シ、即チ元ノ如ク封緘之上抵当貸金方

へ預リ置ク

第十七日 越後行売薬荷物荷造之為メ、若林平兵衛同他七
来宿

第廿四日 殿村若林平兵衛来訪、長男利作並ニ他七兩人越

後国行商発程明後日ニ予定云々申聞ケ、帳簿鑑札等相渡
ス

第廿六日 愛媛県へ行商発程ノ通知ヲ兼ね、行商途次直江

宗吉、同周平来訪ス

第廿八日 陸中、陸奥国地方行商発程ノ通知ヲ兼ね、昨日

来滞宿ノ高島豊次郎本日帰宅セリ、尤明後日当地発足ノ

予定ナリ云々申聞ク

売薬仲人増山氏来訪ス

第拾一月

第六日 豊後国行商終結ノ通知ヲ兼ね、帰県途次朽木八郎

右衛門来訪ス

第八日 越後国行商発程ノ通知ヲ兼ね本江茂平来訪ス、明

後十日当県出発ノ予定云々申聞ク

第十五日 本江茂平、同元太郎行商鑑札出願ス〔第十七日

下渡り〕

第十六日 讃岐国得意家鷓足郡西二夕村松岡與市父松岡磯
次来訪宿泊セリ

第拾貳月

第廿八日 山本辰五郎行商鑑札出願之件ニ付高岡市役所へ

出頭ス(後略)

(内藤記念くすり博物館蔵)

三八 明治二十六年八月 売薬懸場委託約定証

売薬懸場委託約定証

今般関野清太郎所有、廣貫堂付属第千八百八番美作国勝南

郡売薬懸場(并カ)弁帳簿共、売薬營業人村澤金廣委託候ニ付約定

スル条項左ニ

第壹条 懸場売薬行商ハ依托者及依托者ノ雇入レタル者ニ

限リ受託者ニ於テ随意行商シ能ハサル事

但シ依托者ニ於テ諸般ノ契約ヲ履行セス、其他不都合

有之トキハ受託者ニ於テ行商随意スルコト得

第貳条 依托者本人ハ勿論(依托カ)托依者雇入タル行商人ハ受託者

ニ於テ無異議行商差許ス可キ事

第三条 天災事変其他ニ依リ懸場ニ生シタル一切損失ハ勿

論委託者雇入行商人ハ委託者ノ指揮監督ニ属シ従テ其為

シタル行商不行為ハ委託者ノ負担ニ帰ス可キ事

第四条 委託者ニ於テ行商ス可キ藥品ハ受託營業人ヨリ受

取リ元資金ハ委託者ヨリ予シメ可差出事

第五条 懸場行商収金ハ独リ委託者ノ所得タル可キ事

第六条 懸場配置藥品ハ懸場ト共ニ委託者ニ於テ売買譲与

書入候トモ受託者ニ於テ何等ノ異議無之事

第七条 本約定証ハ受託者ト行商人間取結タル売業行商約

定証ニ対スル特約タル可キ事

第八条 前規定ニ基キ売業行商約定証ニ記載シタル受託者

ノ權利義務ハ当然依託者ノ関係タル可キ事

但シ行商約定証書ニ依託者ノ承諾ノ上記署名印アル場

合ニ限ル

第九条 本約定ハ双方合意ノ上何時ナリ共解除スルヲ可得

事

右約定候事相違無之為後日此ニ双方署名捺印スル者也

但シ本約定証ハ同一正本式通ヲ製シ相交付ス

明治二十六年八月廿一日 依託者 関野清太郎 ㊦

受託者 郷澤金廣 ㊦

(関野家文書・宮山市立郷土博物館蔵)

四九 明治二十七年二月 虔脩六神丸大取次契約書

大取次契約書

大清国蘇州誦芬堂雷亢上大先生調劑

虔脩六神丸

右は亀田利三郎之免許を得たる売業にして、今般武内宗七

に於て富山県大取次可致示談相整ひ候に付、左之忤々契約

仕候也

一 大取次区域は富山県全門とす

一 營業者亀田利三郎は今後富山県へ直接に大取次、又は

請売店設置致間敷候事

一 大取次武内宗七は營業者之既に支店又は請売店、又は

大取次設置有之候場処へ請売店設置致間敷候事

二 行商一般

- 一 以上の場合に於て、万止を得ざる事情有之（即ち親族又は取引先の特別依頼等之事）候時は、營業者亀田利三郎は大取次武内宗七に、大取次武内宗七は營業者亀田利三郎と示談を遂げ、双方之承諾を得て支店又は請売店を設置するを得
- 一 大取次武内宗七は決して營業者亀田利三郎の免許を得たる處處六神丸之外、他店之同名類藥等の大取次、又は請売致間敷候事
- 一 藥品看板、引札等之代金は凡て現金取引とす
- 一 營業者亀田利三郎の錯誤により印紙無貼用、貼用高不足、又は貼用印紙に無消印等の事万一有之候節は大取次武内宗七に於て直に該品返却の上、更に印紙貼用、又は消印之品と交換を請求すべき候事
- 一 營業者亀田利三郎及び武内宗七は總て売薬に関する御規則及び御達しの趣旨を確守し、不正の所業致間敷候事
- 一 取引高は一時に貳拾円以上に限る
- 一 營業者亀田利三郎より大取次武内宗七に売渡したる薬品は、後日返却、交換等之義一切致間敷候事

右之条々契約仕候、依て約定書如件

明治廿七年二月六日

京都市五条通室町西入東鋸屋町平民

營業者 亀田利三郎 ㊦

富山県越中国富山市中町

大取次 武内宗七 ㊦

追加 本契約は明治参拾参年六月廿四日以後継続有効の者と可仕候也 ㊦

(売薬受売許可証)

(表)

富第三二六号
 売薬請売許可之証
 有効無害保証赤井筒藥
 一 處
 脩六神丸
 右請売營業開届候事
 明治三十二年七月七日 富山市役所 ㊦

(裏)

京都市五条通室町西入東鋸屋町三十二番戸
 売薬營業人 亀田利三郎
 富山市中町二十五番地
 売薬營業人 武内宗七
 売薬請売許可之証

(武内家所蔵文書)

四六〇 明治二十七年七月 売薬懸帳面受負純益約定

証書

売薬懸場帳面受負潤益揚上^(マト)ケ為取換約定証書

一 振声堂付属貴殿御所有之懸場、美濃国志人脚配薬地銘

高田在、時・多良・輪之内・イビ・大垣等ニテ戸数千四百軒斗ニテ、取集金四百円斗、此潤益金一ケ年、金七十^(トカ)三元等相定メ、内訳ケ夏廻リ分、金四十円、春廻リ分、金三十三円兩度ニ受負潤益上ケニ帳面、御預リ申処確實也、極メ合之条々左ニ記ス

一 売薬ニ関スル御規則并ニ振声堂之規則仲間申合之示談堅ク相守リ可申候、且又御鑑札ニ記載ナキ薬品ヲ決シテ取扱中間敷候事

一 儀定金トシテ金七十三円年限中預ケ置申候

但シ利子金壹ケ月壹円ニ付壹錢以テ相添へ受取約定
一 潤益金毎年十月三十日亦四月十日ニケ度差上ケ申候也、

儀定之利子毎年四月十日ニ差引致シ事

一 売薬懸場先へ印紙貼用之品ヲ以テ配置スルハ元ヨリ、無印紙ノ薬品者決シテ配置イタシ間敷候、若間違有テ罰則ニ触レ候共、貴殿へ毛頭御難題相懸中間敷候事

一 凶作、病氣、病死如何成不事、天災有之候共、御難題相掛ケ中間敷候、又仲間一統へ相掛ル天災之義者、其際見計ヲ以テ御用捨ニ相成度候事

一 帳面金高四百円斗之処、不廻掛場有之候ニ付、見込ヲ以テ四百廿円ト定メ、其際相増候時者帳面ニ五步相添へ、五步相場ニテ買入被下度、其際買入代金之内五步金御渡シ被下度、跡五步を貴殿ニ預ケ、壹ケ度廻リ上ケ間違等モ無之候ハ、殘金差引可申候、満期ノサイ元集金高四百廿円ヨリ取落ニ相成候時者、拙者ヨリ代金ヲ以テ介償可致候事

一 拙者都合ニヨリ年限中ニ帳面相戻シ候時者、元金高ヨリ何程相増候共、貴殿へ相渡シ可申候、亦金高取落ニ相成候時者并償可致候、貴殿ニ於テ違約ニ被成候時者金高取落ニ相成候ハ、其儘相戻シ可申候、金高相増候時者

代金直シテ不残受取申候約定之事

一 旅先ニ有柳合利五ツ組、丸菓箱、タン子壹個、大平^(禮統)壹

個、箱壹ツ、年限中御借用可申候、終年ニ過不足相立候

時者、代金ヲ以テ清算可致候事

一 五ヶ年満季返帳之後チ、是マテ之受負致シタル儀務ト^(義カ)

シテ、貴殿所有之懸場先へ商業者勿論、除商等ニモ入込^(余カ)

申問敷候事

一 行商先ニ於テ不法不埒之義御座候ハム、年限中ニ不抱^(拘カ)

帳面鑑札等引取被成候共、其場ニ至リ彼是等申出間敷候

事

一 帳面移シ替ニ相向へ候ハム、貴殿ニ於テ移シ替御渡シ

可被成候、旅先ヨリ帰国之節、帳面鑑札等直チニ相納可

申候事

一 振声堂ヨリ掛ル入費者貴殿ヨリ相納可被成候、仲間箱

先ヨリ掛ル入費者拙者ヨリ指出シ可申候事

一 振声堂ニ於テ菓荷結之際者、株主立会之上相惣メ候事

右之通り極メ合ヲ以テ、本年七月ヨリ向三拾八年四月十日

迄^(行カ)マテヲ満五ヶ年等相定メ、受負潤益上ケニ帳面御預リ申

二 行商一般

候処相違無御座候、依テ為取換約定証書如件

明治廿七年七月

太田清助殿

受負人

前書ノ通[□] 振声堂付属老人脚受負潤益上ケニ帳面預リ

被成候処実正也、然ル上者本人申聞ケ之通り一ヶ条タリ共

違約候時者、拙者保証之儀務トシテ分別相立、貴殿聊御難

題相掛ケ申問敷候、依テ印形仕候也

証人

証人

前頭之通り双方御納得之上、受負潤益揚之帳面扱仕候処相

違無之候、以上

右之趣承知致シ候也

泉町九拾貳番地

太田清助 印

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

四一 明治二十七年八月 行商人交替の得意先挨拶

依頼書

相替御愛顧之程御依頼申上候也

富山県越中国富山市

廣賀堂

私儀

明治廿七年八月

代 木谷清次郎

印

一 永年間売薬行商罷出、種々御最負御引立ニ預リ奉厚謝

御得意様

候、然ルニ今度都合ニ依リ他国ニ売薬行商仕候ニ付、

御中

代リ人沢本文二ト申仁、行商ニ相成候間、是迄通り不

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

四二 明治二十九年 富山電燈会社設立発起人

氏名	職	業	創立時の役職名	住	所
金岡 又左衛門	売薬業		社長	上新川郡新庄村	
牧野 平五郎	呉服太物卸商		取締役	富山市衣服町	
中田 清兵衛	薬種商・書籍商		査役	東四十物町	
大間知 喜一郎	呉服太物卸商		役	衣服町	
関野 善次郎	呉服太物卸商・洋服調達		役	東堤町	
密田 林蔵	売薬業		役	常盤町	
田中 清次郎			役	鍛冶町	
密田 兵蔵			役	蛸町	
密田 孝吉			取代	古鍛冶町	
松井 伊平			締務	南田町	
横江 清次郎			取代		

(北陸銀行「創業百年史」)

四三 明治二十九年 売薬業出身者の電燈会社役員

会社名	氏名	役職名	住所
宮山電燈	金岡又左衛門	社長	上新川郡新庄村
	密田兵藏	取締役	富山市蛸町
	邨沢金広	"	" 梅沢町
	山田信昌	"	" 清水町
	中田清兵衛	監査役	" 東四十物町
	沢田金太郎	" 取締役	" 荒町
高岡電燈	宍崎間平	取締役	高岡市小馬出町
大岩電氣	荒木甚助	社長	中新川郡上市町

(北陸銀行「創業百年史」)

四四 明治三十年～昭和四年 売薬行商と大正糯

レンゲの伝播

○レンゲ導入一覧表

県	郡(市)	町(村)	年代	経営(種子取寄先)	導入者	動機・目的	備考	資料の出所
秋田	平鹿	福地	昭和四年	富山、売薬行商人	佐々木恭三	肥料対策・試作	初めは失敗、漸次成功	平鹿地方事務所「紫雲英福地種の沿革」仮印刷(一九五二)
"	達合	"	"	"	佐藤三郎右衛門	"	"	中島高美調査

○大正糯

本県射水郡大江村竹内松蔵氏が明治三十七年に赤糯の中から発見し苦心育成したもので本県は言うに及ばず売薬行商其他によって遠く九州奥羽地方初め関東関西等殆んど全国に普及を見、現在に於ても数府県に於て夫々奨励品種又は之に準ずる取扱を受けている状態で「もち種」の中の花形でもある。富山県に於ては大正十二年系統淘汰に着手し優良系統大正もち五十五号を昭和三年以来奨励種に編入し今日に至っている。本種は全県下に広く分布する晩生のもち種で病虫害に対する抵抗力強く稈は細長であるが割合に多肥に耐え食味が良く湿田地帯に於て特に収量多くよるこばれるが少しハゼ過ぎるため調製の際碎米するおそれがある。

(「農業試験場史」草稿)

四五 明治三十一年と大正六年 売薬業出身者の銀行役員

銀行名	氏名	役職名	住 所	備 考
第十二銀行	中出 清兵衛	頭取	宮山市東四十物町	〔元士族であるが一時売薬業を営む〕
	田中 清次郎	取締役	〃 鍛冶町	
	松井 伊平	〃	〃 古鍛冶町	
	阿部 初太郎	監査役・取締役	〃 五番町	
	山田 信 呂	取締役	〃 清水町	
	密田 林 蔵	監査役	〃 常盤町	
	宇津 善 吉	取締役	〃 鍛冶町	
	中田 太七郎	監査役	〃 御 町	
	金井 久兵衛	〃 取締役	〃 総曲輪	
	金岡 又左衛門	〃	上新川郡新庄村	
高岡貯金銀行	室崎 間 平	取締役	宮山市荒町	酒造業・売薬営業
	川上 宗 平	取締役	高岡市小馬出町	
	早川 久 助	取締役	魚津町荒町	
魚津銀行	早川 久之文	監査役・取締役	〃	売薬商・船荷卸商・紡績綿糸商 薬種問屋・醬油醸造
	鷹取 嘉三郎	〃	〃	
滑川銀行	加藤 甚右衛門	頭取・取締役 監査役	〃	清酒醸造・売薬業

山形	庄内地方	不詳	明治三十一年	山	売薬行商人	肥料対策	亦茎種普及には上 坂伝次指導効あり	小笠原璋調査
----	------	----	--------	---	-------	------	----------------------	--------

(日本農業発達史)

二 行商一般

(明治四十四年富山銀行と改称) 富山橋北銀行	金沢貯蓄銀行	密田銀行	富山貯蓄銀行	富山倉庫銀行	神山保	東作	中新川郡滑川町
	永井	密田	密田	永井	密田	久平	〃
	中田	密田	密田	永井	密田	兵藏	富山市蛸町
	中田	密田	密田	永井	密田	鉄次郎	〃 磯部町
	田中	密田	密田	永井	密田	為次郎	〃 総曲輪
	田中	密田	密田	永井	密田	八十郎	〃 千石町
	田中	密田	密田	永井	密田	清蔵	〃 南新町
	田中	密田	密田	永井	密田	徳次郎	〃 常盤町
	田中	密田	密田	永井	密田	孝吉	〃 蛸町
	田中	密田	密田	永井	密田	松太郎	〃 〃
田中	密田	密田	永井	密田	林蔵	〃 常盤町	
田中	密田	密田	永井	密田	幸之助	〃 〃	
田中	密田	密田	永井	密田	勘四郎	〃 古鍛冶町	
田中	密田	密田	永井	密田	兵藏	〃 蛸町	
田中	密田	密田	永井	密田	治兵衛	〃 古鍛冶町	
田中	密田	密田	永井	密田	又蔵	〃 八人町	
田中	密田	密田	永井	密田	孝吉	〃 蛸町	
田中	密田	密田	永井	密田	佐平	〃 若木町	
田中	密田	密田	永井	密田	安次郎	〃 山王町	
田中	密田	密田	永井	密田	清兵衛	〃 東四十物町	
田中	密田	密田	永井	密田	清次郎	〃 鍛冶町	
田中	密田	密田	永井	密田	宇兵衛	〃 材木町	
田中	密田	密田	永井	密田	伊三郎	〃 〃	
田中	密田	密田	永井	密田	為次郎	〃 総曲輪	
田中	密田	密田	永井	密田	永井	〃 越前町	
田中	密田	密田	永井	密田	長谷川	〃 越前町	
田中	密田	密田	永井	密田	伊三郎	〃 越前町	

九代密田林蔵の五男、明治三十三年中田家へ入籍し中田清兵衛となる

密田徳次郎

米穀商・売薬業

四六 明治三十二年六月 富山県売薬実収額調べ

明治三十二年の調査によると、売上高に対する県内消費分が五五・九%、県外消費分が二八・九%という割合である。ただし、この調査では原料費が県内消費に計上されているが、薬種商はほとんど大部分の原料薬を東京、大阪あるいは外国から仕入れていた。すなわち富山県下で産した原料薬はほんの微々たる数量に過ぎなかった。したがって実質的には原料費の大半は、県外消費に計上さるべき性質のものである。この修正によって売薬実収額を検討すると、利益分を含めた県内消費がほぼ五割、県外消費が五割という勘定になる。

この全国各地から持ち運ばれた売上金は、県内で消費されて富山地方経済をうるおした。富山県は、明治、大正時代、農業県にもかかわらず、経済の端境期がないと言われてきたが、それは売薬行商人によって集金された売薬売上金によるためであった。

二 行商一般

北陸三県の売薬比較

越中富山の薬売りだけが全国的に宣伝されたが、北陸地方の他の二県石川県、福井県にも売薬業は存在した。しかしながら生産規模において富山県の比ではなく、行商人数もはるかに少なかった。両県ではその後も細々ながら売薬営業が営まれたが、県の重要産業にまで成長するには至らなかった。したがって売薬と言えば越中売薬というように北陸地方における富山県の王座は揺るぎなかった。また明治維新後、富山県の有力業者が経済その他の各分野に旗手として活躍したような例が、両県の場合まれであった。(当時、石川県の有力商人としては金沢の薬種商中屋家があった。同家は江戸時代、加賀藩公許の薬種商として発展を遂げ、文化文政以降は京都、大阪、江戸をはじめ、北前船を利用して遠く東北、山陰、山陽、四国の各方面にまで販路を拡張し経済的蓄積を行った。しかし維新後の欧化主義により家業は不振を続けたのである。)

(資料)

富山県下売薬実収額調査

(明治三十二年六月二日付北陸政論より)

最近の調査に係る一年間富山県下に於ける売薬実収額は以下の如し

売上高	二,二四〇,〇〇〇円	構成比	100.0%
-----	------------	-----	--------

(内訳)

(1) 県内にて消費するもの

原料	四八、〇〇〇円	2.0%
印紙税	三三、〇〇〇円	1.0%
製造運搬費	三三、〇〇〇円	1.0%
行商人給料	三三、三三三円	1.5%
行商人税	一、四三三円	0.1%

小計 一、一五〇、七三三円 5.6%

(2) 県外にて消費するもの

割引および欠損金	三三、〇〇〇円	1.0%
宿賃・旅費四四、〇〇〇円(一人三〇円の見積)	一八、九〇〇円	0.8%

小計 六八、九〇〇円 3.1%

(1)+(2)合計 一、八三九、六三三円 82.9%

差引純益金 二四二、二七円 10.8%

(資料)

富山県売薬工業収支計算

「日本金融史資料」明治大正編第二四卷日本銀行編

重要輸出品金融及運賃ニ関スル調査明治四十五年六月

農商務省商務局

原料	三三、七三三円	構成比	15.0%
製造費及諸経費(運賃含む)	二、八〇二、二六四		73.0%
利益	四六〇、五三三		12.0%
売価	三、八八、四四四		100.0%

○ 原料は数百種の多数に渉り枚挙するに遑なきも外周より輸入するものにおいて是在横浜神戸の清国商人より買入るゝを例とし、内地産のものは東京大阪の商人より購入するもの最も多きを占む。之を歩合別すれば外国産のもの七割、内国産のもの三割にして総価格五拾七万五千七百六拾七円なり。

○ 売薬製造業者中には広貫堂の如き工場組織にて大規模に経営するものと家内工業として極めて小規模に行うも

のとの二種あり。而して後者中には自ら行商販売するものと他に委託するものと別あれども概して内地向なるに反し大規模に経営するものにおいて益々進んで外國に販路を拡張せんことを企図せるもの尠からず、而して其の多くは祖先伝来の家業にして充分の資産を有し銀行亦好んで之れが融通を計るを以て金融上何等の不便を感じることなし。資金に困難を感じるものは主として小規模の経営者が要する原料費なれども之等も亦有限責任富山売薬信用組合なる理想に近き信用組合を組織し懸場帳簿を担保として資金の融通を計り居れり。

(北陸銀行「創業百年史」)

四七 明治三十四年 横山源之助の富山売薬論

富山の売薬

天涯茫茫生

十方石の都会

越中富山市は誰も知る前田百万石の支封で、僅に十方石の

御城下で有るにも拘らず、戸数一万五千、人口六万、我国では有数の繁華を致して居るのは、日本の都会發達史には異様の現象で有る、之はどうした次第と膝立て直して考うる迄もなく、売薬の庇蔭ひかげで有ることは誰も先刻御承知の事であらう、之を金沢市と比較して見ると能く訳る、金沢市は汽車通じ、電話架設せられて、香林坊附近の如き宛然第二十世紀の都会粧を為して居るが、其の人情、風尚は矢張依然たる百万石の都会で有つて、本通に店を張つて居る商人も岸川浅野川に出て、釣を試み、兼六園に足を入れては、さも優長りたへに謡曲うたをうたうて居る者が有る、金沢人は那ど処こまでも百万石の人民で有る、富山市は固より金沢市民のやうな風趣はなく、其の人民は、いかほど骨を砕いても金沢市民のやうな高雅なる漆器、美麗なる九谷焼を出だすことは出来まい、那ど方ちかと言へば花より団子の実利一方、其辺の詩人連中には受のわるい処で有るが、其の住民と言つたら辛抱強く、勇氣は熾んで有ることは誰の眼にも見ゆる所であらう、之を聞くに、富山市民は佐々時代より明治の今日に至る迄、大火災に会つたのは五十余回の多きに及んだと

通 いくことで有る、僅に十方石の都会で有りて、数十回の天

災に会い、其れで別段繁華を減することを聞かぬのは、能く富山市民を説明して居るで有る。

IV 流 富山市は大阪道修町のやうに薬種屋は軒を列ねて店を飾つ

て居らぬ、最も茶ノ木屋などいふ巨大な薬種屋もあるが富

山市の本領は行商に在るのだから、すと往來を通つたわけ

では、是は売薬の本家本元で有るといふ事は旅人には訳ら

ぬ、併しながら其の裏道に家を構へて居る者の営業を調べ

て見れば、悉く売薬に關係有る者だ、富山市は此の裏通の

営業者によりて命脈を維持して居るので有る、此の上にな

ても金沢市と相違が有る、金沢市の裏通は貧乏士族が多い、

廃藩後の金沢市と言へば誠に惘然で有りて、此の數年前迄

も巡查、教員、女郎は金沢の三大物産だと呼ばれた程の有

様を現はしてゐた者で有つた、富山藩は中藩で有つた故で

も有らうが、士族授産など仰山に騒ぐことはなかつたのも、

先づ売薬業の庇陰おかげで有らうと思はる。

ざつと統計を調べて富山市で売薬業の為に生活して居る者

を挙げて見れば、製薬工場七ツ、薬種商五十八軒、売薬堂

業者は二百二十四人、受売業者は三百十二人、行商者は四

千百九十六人で有るが、實際行商者の数は七千人以上居る

であらう、其れに廣貫堂などに通勤して居る職工全数を挙

ぐれば、富山市中売薬で生活して居る者は莫大の數で有ら

う、反魂丹の勢力も亦た大なる者ではないか、「十方石の

御城下」といふ言葉は富山市の繁華に關係はなくて、寧ろ

「売薬の都会」といふ方が適切であらう、之より少しく世

間何人も名は知れる此の富山の反魂丹に就きて、読者諸君

の御意を得やう、因に記す、反魂丹といへば或一種の薬

名に過ぎないので有る、今日富山市にて製出する売薬種類

は數百の上に出て居るが従来よりの慣習に従つて一切合切、

反魂丹といふ名の中に諸種の薬種を含めて置く。

廣貫堂

梅沢町に廣貫堂といふ一大製薬工場は有る、製薬場七棟

(男工場五、女工場二)印刷場一棟、事務所一棟中央に広

ろき庭有りて乾燥場に宛て、男工三百、女工百人を使役し

て製薬に従事して居る、是は明治九年二月創立せられた富

山市随一の製薬工場で有る、富山より出だす売薬の三分の

二は、此の工場で製造せらるゝといふから、富山市の製薬方法は、此の工場一ツ見れば訳る、富山市で売薬業者の重なる者は大抵此の工場に加入し、各自帳簿の持高に応じて製造して居る、一体実業社会などいふのは互に同業者を忌み、悪み、排斥するのは、我国実業者の弊害で有つて、如何なる事業も此の商人根生、鳥国根生によりて破壊せられて居るのだ、しかも富山の反魂丹屋諸君は、早く共同一致の快挙を取り、廣貫堂などいふ共同工場を創立したのは一大卓見と褒めてよからう、医学の年に進歩しゆく今日、なお富山売薬の声価を損せず、能く世と推し移りゆくのは、右の如き製薬工場有りて監督に当り、出来べき丈け品質を吟味し、其の改良發達を謀るが故で有る、自分は富山市には幾多の欠点を認むる者で有るが、製薬事業の上には於ては特筆大書して富山市民の智を称揚せんと欲する者だ。

越中富山の反魂丹は右の廣貫堂などにて製造せられて諸國に配分せらるゝので有る、其の男工は労働者といへば労働者で有るが、其辺世間一般の工場とは大に性質は違つて居る、行商人が夏秋行商に出でゝ困に帰ると廣貫堂に出でゝ

製薬に従事するので有る、されば行商時節と為れば、女工を残して男工の八九分迄は旅に出で、祭礼まつりのやんだ後のやうに工場は淋しくなるのが例で有る。行商か、職工と、商人と職人とゴツチャで有るのが此の製薬工場の特徴で、普通の工場組織と異なる所で有る。女工は年中勤めて居て、賃銀は日に十二三銭、行商人の女房などが多い、工場といへば労働問題の種に為るのが普通で有るが、廣貫堂は掃除も行き届き、女工なども紡績工場とか或は燐寸工場などを見た眼では、天地月懸、薩張して涼しい。

富山市では廣貫堂の外に師天堂、盛貫堂、振聲堂、精壽堂、弘明堂の五個の製薬工場あり、併し規模は狭小で挙げて言ふ程の事も無い、以上工場の外に一個人で製薬し、行商する者もあり。

薬懸帳

売薬業者の間に非常に重んぜらるゝ者で、富山市特有の財産とも言ふべきは薬掛帳で有らう、富山の資産家と言へば、此の懸帳所有者で有りて、富山では薬懸帳を所有する多少に依りて貧富の等差を定めて居る、何故其の様に調法がら

るゝかといへば、富山では此の掛帳は一種の有価証券であり、自由に売買譲与することは出来る、旧幕時代には、其の帳簿を売買譲与する時は双方より反魂丹役所に願ひ出で、売買譲与の旨を役所の帳簿に登録する規定が有つた、

最も手数料として売買高百分一の額を買主より納めねはならぬ、既に昔日より此の習慣は有つたので有るから、今日此の懸帳が土地や家屋同様に取扱はれ、珍重さるゝを見るのも無理はない、で有るから例令身自ら売薬に関係しない者でも、此の懸帳を持つて居る物は珍らしくない。一体富山の行商は売薬といふよりは、むしろ配薬といふのが適当であらう、彼の一本舗は讃岐の高松市、岡天賞堂の千金丹、陸軍は第四師団の御用薬、此の又薬の効能は「と声高らかに路上を流して売りあるく千金丹売のやうな売薬者ではないので有る、今年旅先に出でゝ集むる金員は、前年若くは前々年の薬代で有つて、本年華主に配布する薬の代金は次の年に延はして置く、掛帳は即ち此の華主の姓名、配薬高を書き留めて置く帳簿をいふので、此の帳簿は行商地一ヶ処一冊の慣例で有る、行商人には帳簿は精神で、生命で、

若し失ふたらは最期、百日の杖を失ふたより困難を感じるで有らう、富山市が活動して居るのも必竟此の懸帳が活動して居るのだ。

帳主と行商人

帳主にして身自ら行商に出づる者も有るが、全体から云へば帳主と行商人とは別々で有る、此処に中分の帳主が有りて数冊の懸帳を持つて居れば、即ち数人の奉行人を雇入れて行商に出だす、郷国に帰れば廣貫堂に出だして薬を丸めさせ、或は家に在りて懸帳の整理などに従はしめて置く事が普通の例で有つて、若し富山の帳主で数十冊の懸帳を持つて居る者は、矢張数十人の奉公人を置いて行商に出た事であるが、此様な大株の売薬業者となれば、若者ばかりでなく、行商に熟れた者を置いて監督の任に当らしめて居る行商人は帳主の奉行人で有るに相違ないが、帳主の許に寄食する者は少なく家にはレツきとした妻を持つて居るのも多い。帳主で行商を兼ねる者は別として、帳主の下に付ける行商人は、一期幾程と給料を定め、其れに薬品、印紙、旅費など貰つて旅に出るので有る給料はむしろ廉だ、四十

二 行商一般

円乃至六十円位のもので、中には三十円位のも有る、然らば行商人は給料を貰つて、機械的に働くに過ぎないのかと言へば決して其様な窮屈な者ではない、行商人がぼんやりしてゐて、懸金を集むること少ければ、損失は行商人で背負はねばならぬ、其の代り集金は多く、華主も増殖て来れば又た相應の分配を得るので有る、是で有るから、行商人はぼんやりして居る訳には行かない、斯くて行商人には奮発を与うると共に、帳主は坐りてゐて配薬の範圍を拡めつゝ有る、富山人は転んでも、唯だ起きない市民である。

〔新小説〕明治三十四年十二月号

〔編者注 天涯茫茫生は横山源之助の筆名〕

四六 明治三十五年一月 富山売薬信用組合設立発

起人会

富山売薬信用組合設立人会は一昨日当市山王町秋山亭に於て開会せるが、出席者は中田清兵衛、阿部初太郎、澤田金太郎、松井伊平、中田太七郎、長谷川伊三郎、横江清次

郎、塚本庄平、細野定次郎、吉本藤兵衛、藤井藤次郎の諸氏にて、左の事項を決議したり

一 本組合出資金第一回払込期日は来る三月二十五日限りとする事

一 本組合は第一着手として来る三月二十日迄に約一千口に満つる組合員を募集する事

一 募集の方法
其の他概要の諸件

〔富山日報〕明治三十五年二月二十五日

四九 明治四十年五月 売薬懸場証明願

証明願

富山市梅沢町廣貫堂付属売薬懸場第一
〇〇八一
〇〇八七番
〇〇八八

参人脚

一 場所 岡山県 勝田郡 久米郡 英田郡
一 得意家 岡山県英田郡二海田村井上仙次郎外五千八百

三十四名

一 配置藥品セメン円外貳拾五万

一 配置薬価格概算五千百円

一 最近壹ヶ年ノ取揚金高千七百八十八円六十九銭、一ヶ年一度廻り

一 前記各号ノ詳細ハ懸場帳簿十四冊ニ記載ノ通

一 評価格金貳千八百六拾円

右ハ借用金七百円ニ関スル債務ノ担保トシテ債権者有限責任

富山売薬信用組合へ質入致度候間百分所有ニ相違ナキ事ヲ御証明被成下且貴堂御備付ノ帳簿へ右質入ヲ為シタルコトヲ御記入置被下度此段相願候也

明治四十年五月拾八日 所有者 関野清太郎

右所有者ノ請求ニ依リ調査候也

奥中国組総代事務臨時取扱

田知花伊平 ㊦

廣貫堂売薬營業人

郵澤金廣殿

前記之通相違無之、且当堂ノ帳簿ニ記入致候也

廣貫堂売薬營業人

明治四十年五月十八日

郵澤金廣 ㊦

(関野家文書・富山市立郷土博物館蔵)

四七〇 明治四十一年 富山売薬信用組合業務狀況

有限責任富山売薬信用組合

同組合ハ売薬業唯一ノ金融機關ニシテ売薬業ノ發達ヲ企図スル為メ組合員ニ売薬業ニ必要ナル資金ヲ貸付シ及ビ貯金ノ便宜ヲ得セシムルヲ以テ目的トシ組合員相提携シテ共同ノ利益ヲ保護セントスル組織ナリ而シテ同組合ハ明治三十五年一月ニ設立セラレ以来富山売薬ノ發達ニ貢献セシ所少カラス即チ同組合ノ組織ハ有限責任ニシテ有限責任富山売薬信用組合ト称シ其区域ハ富山市一円ニシテ事務所ハ当市鍛冶町二十二番地ニアリ組合員タルモノハ左ノ資格ヲ具備ヲ要ス

一 同組合ノ区域内ニ住居スルコト

二 売薬營業者売薬請売業者若クハ売薬營業者売薬請売業

者ニ属スル懸場帳主若クハ行商人又ハ売薬製造ニ供スル
薬種若クハ紙ヲ販売スル營業人タルコト

売薬營業者売薬請売營業者ニ属スル懸場帳主又ハ行商人
ハ富山県内ニ住居スルモノニ限り前項第一号ニ依ラザル
コトヲ得但此ノ場合ニハ富山市ニ仮住居ヲ定ムベシ(定
款第五條)

組合事務ノ執行

一 組合員カ組合ヘ貸付ヲ請求スルトキハ理事ハ其人ノ信
用ノ程度及ヒ貸付金ノ用途ヲ調査シテ其金額ヲ定ム(定
款第三十八條)

一 理事貸付ヲ為ス場合ニ於テハ保証人ヲ立テシメ且ツ売
薬懸場帳簿ヲ貸入セシメ又ハ普通担保ヲ供セシムルコト
ヲ要ス

貸付金証書ハ公証人ノ作成ヲ要スルコトアルベシ(定款
第參十九條)

一 貸付金ノ返済期限ハ尅々年以内ニ於テ之ヲ定ム但シ特
別ノ事由アルモノニ付テハ之レヲ三ヶ年以内ト為スコト
ヲ得(定款第四十條)

一 組合員カ貸付金ノ返済ヲ怠リタルトキハ遅延利息ハ貸
付金ノ利率ニ依ル(定款第四十一條)

一 理事ハ貸付金使用ノ実況ヲ監督シ貸付ノ目的ニ反スル
モノアリト認ムルトキハ組合員ニ對シ期限前ト雖モ返済
ヲ為サシムルコトヲ得

一 貯金ハ尅回金十錢以上トス
但シ貯金ノ利子ハ六月毎ニ之ヲ元本ニ組込ムモノトス
(定款第四十三條)

一 貸付金及貯金ノ利率ハ左ノ制限内ニ於テ理事便宜之ヲ
定ム(定款第四十四條)

一 貸付金ニアリテハ金百円以下式割金尅百円以上一千
円以下一割五分尅千円以上尅割式分以下

一 貯金ニアリテハ金尅百円ニ對シ年尅割以下
一 理事ハ組合ニ余裕金アルトキハ總會ノ承認ヲ經タル銀
行ニ預入ルムコトヲ得

事業ノ狀況

近年ハ各當業者ハ盛ニ製劑ノ改良販路ノ擴張ニ全力ヲ傾注
スルコト甚シク又新經營ヲナスモノ頗ル多シ之レガ為メニ

同組合ノ事業モ日ニ月ニ繁栄トナリ又各營業者ノ売得金多
 ケルハ從ツテ貸付金ノ回収貯金ノ受入ニ於テモ頗ル好成績
 ヲ見ルニ至リタル由又前述ノ如ク製剤改良販路ノ拡張ノ為
 ニ資金ヲ要スルコト又多キニヨリ貸付ニ於テモ繁忙ヲ極メ
 リ然レトモ貸付ハ一般ニ四五月頃ヨリ十月頃マテハ繁忙ナ
 ルヲ常トスト云フ思フニ此即チ仕入期ニ当ルヲ以テナリ
 内地売薬ハ云フマデモナク海外輸出売薬モ近年益々其販路
 ノ拡張ヲ告ゲ是マデ清韓南國ノミヲ以テ輸出地トナシタル
 モノモ汎ク米國併ニ南洋各地ニ輸出ヲナシ其ノ製剤ノ改良
 ニ力ヲ致スコト大ナルト共ニ本年度ノ需要ハ内外トモニ頗
 ル増加シタリ之レガ為メ資金ノ運用大ニ浩濼トナリ前年度
 ニ比スレハ著シク好景氣ヲ呈シタリ

近年ノ事業狀況前述ノ如シ而シテ製剤ノ改良販路ノ拡張ハ
 素ヨリ是ノ成績ヲ以テ満足スベキニアラスト雖モ前年度ニ
 比スレハ大ニ進歩ノ実アリト云フニ憚カラズ顯フニ今後ノ
 施設ニシテ能ク適宜ヲ得ナハ未来ノ成績ハ一層觀ル可キモ
 ノアリテ富山売薬ノ声價ヲ進ムルコト益々大ナルヤ信シテ
 疑ハザル所ナリ

今此節ヲ終ルニ際シ同組合四十年年度ニ於ケル財産目錄ヲ左
 ニ示サン

資産ノ部

払込未済出資金	八六一口	三、〇六二、四五〇
貸付金	四一七件	一、四二、三三九、二五五
約定当座貯金貸越	四四件	三、二六二、〇六九
割引手形	一五件	九、一〇〇、〇〇〇
國債証券	額面三四〇〇円	三、二二一、二〇〇
什器	金庫外二八〇点	三、七六、〇八五
未収入利息	二五〇口	二、七六、六〇〇
現金		五〇、〇〇五
		三三、三三七、九五四

負債ノ部

定時貯金	四〇人	三、七六四、二〇〇
別段貯金	三人	三三、三三一
特別貯金	四人	三三、三三〇
約定当座貯金	二四一人	四、〇六九、四一〇
小口当座貯金	二七〇人	一六、一九九、七〇〇

貯金 六〇七人 三、三九、六九
 借入金 一件 四、五七、三九〇
 未支払持分々配金 四一口 三、五、三三
 未支払利息 九四一人 一、四三、八五四

合計 二四、六五、〇七三
 差引 一〇、七〇、七三二

(『富山市売薬業調査報告書』・内藤記念くすり博物館蔵)

三二 明治四十一年 帳主、行商人の利益配分関係

営業関係人相互ノ利益配分ノ関係及売薬業者ノ利益計算ヲ示サン

当事者間ノ利益配分ノ関係ハ非常ニ複雑ニシテ容易ニ知ルコト能ハズ当事者又之ヲ言ハズ今左ニ某雜誌ヨリ摘載スレバ左ノ如シ

二 行商一般

甲 営業主ノ所得 広貫堂ノ如キニテハ単ニ名義人トシテ帳主行商人等ヨリ報酬ヲ受クルノミニシテ多キハ年五百円少キハ五六十円ニ過ギズ

乙 帳簿主ノ所得 (イ) 帳主ニテ自ラ行商スルモノ (ロ)

自ラ行商セザルモ懸帳ニ対スル仕入ヲナシテ他人ヲシテ単ニ行商セシムルモノ (ハ) 懸場帳ヲ他ノ占有ニ委スルモノ

(ロ)ノ場合 左ノ割合ニ依テ所有ス

行商人ニ渡ス売薬定価 八百円 持参高 四百円

此内印紙代八十円 諸税公課 八円 薬品代

八十円 用紙容器代 四十円 (荷造費ヲモ含ム)

装置費 四十二円

小計 二百五拾円

行商給金 五十円 (普通持参金ノ一割内外)

合計 参百円 故ニ帳主ノ所得金約壹百円

(ハ)ノ場合 帳簿ノ価ニ応シ其ノ一割ヲ收ムルヲ普通トス

取上高ノ十五割 故ニ取上高百円ニ対スル帳主ノ所

得八十五円内外トス

丙 行商人ノ所得 引受行商懸場帳ノ取上高五百円ノ例

仕入売薬ノ定価 七百五十円 持参金 四百円 内

通 印紙代七十五円 薬品其ノ他ノ費 二百五十円

小計 二百五十円

帳主へ支払高 七十五円

合 二百八十五円 差引所得 百五十円

次ニ売業者ノ利益計算ヲ示セハ左ノ如シ

内地売業者ノ利益計算

一 金九百円 配置高(行商人一人分)

但売薬百円ニ付原価四拾円ト見積リ九百円ノ原価參

百六十円ハ固定資本トシテ配付シ置クモノニシテ此

内売上高約參百円ニ対スル損益計算左ノ如シ

損益計算

一 金參百円 売上高

内諸入費

一 金六十円

一 金參十円 (原価)

一 金參十円

一 金參十円 (売上高十分ノ一)

一 金七十五円 (平均売円五十銭百)

五十日間)

一 金五十円 (売上高二割以内)

一 金二十銭

計金貳百七十五円貳十銭

差引残高

金貳十四円八十銭 純 益 金

以上ニ依レバ其ノ利益タルヤ甚ダ少シ之印紙税法發布以來

新業ヲ廢スルモノアルニ至リタル原因ナリ

(「富山市売薬業調査報告書」・内藤記念くすり博物館蔵)

四七三 明治四十一年 売業者の業態

(一) 個人営業者

個人営業者トハ、会社、堂号等ノ組織ニ対スル、區別ニシテ、元明治初年頃迄ハ、会社、堂号等ノ組織ナク皆個人的ナリシナリ。即チ一個人ニテ、製造販売ヲ営メルモノナリ。日今当市ニ於ケル個人営業者數ハ、不詳ナレドモ、營業人數ノ十中八九ヲ占ム。然レドモ、之等個人營業者ハ、全然

個人的ノ者ノミニ非スシテ、多クハ堂号或ハ会社組織等ニ
関係セルモノニシテ、一方、乃至一二方ノミ営業スルモノ
ノ如シ。而シ目今当市ニ於ケル營業人数約三百二三十名ア
リ。

(一) 堂号組織

堂号組織トハ、廣貫堂、師天堂ト云フガ如ク、堂号ヲ付
シタルヲ以テ、斯ク名ヅケンモノニシテ其ノ実恰モ、匿名
組合ノ如キモノナリ。今堂組織ノ起因ト、其ノ性質ニ就キ
テ、記サント欲ス。始メハ各自營業者ノ配置的販売シテ單
ニ製薬ノ方法販路ノ選択ニ関シテ規約ヲ設ク、多少統一の
行動ヲ企図スルニ止リキ。而シテ一時結社組織ヲ見ルニ至
リシガ、又、十一年五月ヨリ廃止セラレシガ、又左記ノ原
因ニ依リ堂号組織ナルモノ起リタルナリ。

(一) 若シ各個人毎ニ免許ヲ受クルトセバ、各營業人毎ニ
其ノ方数ニヨリ營業稅ヲ納メザルヲ得ザルニ付之ガ良方
策ヲ講ゼシコト

(二) 広ク文明諸國ノ良法ヲ採リ益斯業ノ進歩ヲ計ランニ
ハ各個人的ノ營業ヨリモ声望アル見識アル大營業者ノ下

ニ集マルノ可ナルヲ悟リシコト

以上ノ原因ニヨリ明治九年頃ヨリ已ニ存在シタルモノト共
ニ八人組ヲ構成シタリ、即チ各營業者、各帳簿主及ビ付屬
行商人等協力一致シテ、斯界ニ名望アルモノヲ推挙シテ、
營業主トシ其ノ者ノ名義ニテ、売薬方数十方乃至数百方ノ
免許ヲ受ルコトトシ、各自出資シテ、以テ、營業場ヲ設置
シ、而シテ各自ハ營業名義人ノ行商人トナリ、又各自行商
薬ヲ製造装置スルノ任ニ当ルモノナリ。是所謂堂号組織ナ
リ

現今当市ニ於ケル主タル堂号組織ノモノ、廣貫堂、師天堂、
精壽堂等アリ、而シテ何レモ其ノ内容殆ンド相同ジ、依テ
他ハ簡略ニ説明シ、今廣貫堂ニ就テ詳述セントス

廣貫堂 堂ノ創設當時ハ純粹タル会社組織タリシガ明治十
年一月ニ至リ、政府売薬業規定ヲ發布シ、同五月売薬結社
廃止ノ旨、達セラレシニヨリ、株主等ハ相謀リ、当時売薬
界ニ於テ名望ヲ博シタル、邨澤盛哉氏ヲ、廣貫堂主ニ推選
シ、反魂丹外数十方ヲ營業セシメ株主タリシメ堂員ハ、皆
行商人トナリ、協力一致業務ノ擴張ヲ計リ今日ニ至リタル

通
モノナリ。

IV 流

一 堂ノ目的、廣貫堂ハ邨澤金廣ノ免許ヲ得タル売葉ノ製造、卸売小売ノ營業ヲ為スヲ以テ目的トス

(堂規定第一条)

二 組織、廣貫堂ハ廣貫堂付屬ノ懸場帳主ヲ以テ組織ム

(第四条)

三 廣貫堂ト營業人トノ關係、邨澤金廣ハ懸場帳主ノ委託

ニヨリ營業名義人タルコトヲ承諾シ、懸場帳主ノ為メニ

營業名義人タルニ止リ、營業上ノ損益及ビ營業ニ関スル

權利義務ニハ毫モ關係セズ、從ヒテ邨澤金廣一己ノ意見

ヲ以テ休廢業若クハ營業及ビ商号ノ讓渡其ノ他ノ処分行

為ヲ為スコトヲ得サルモノトス (第十三条ノ一)

四 組合員ノ權利義務、懸場帳主ノ所有懸場ニ対スル商行

為ヨリ生スル一切ノ權利ト懸場帳主ニ屬スルモノトス

(第十四条)

懸場帳主ハ其ノ脚敷ニ応ジ廣貫堂ノ經費ヲ負担スルノ義

務ヲ有ス (第十七条)

懸帳主ハ本規定並ニ廣貫堂ノ諸會議ニ於テ議決シタル事

項ハ之ヲ遵守スルハ勿論其ノ使用スル行商人ニ遵守セシムル義務ヲ有ス (第廿一条)

五 総理ノ権限、総理ハ廣貫堂ヲ代表シ廣貫堂一切ノ事務

ヲ統理ス総理ハ營業人ヲ以テ充ツ (八拾三条)

六 懸場帳主代議會組織権限、懸場帳主代議會ハ選挙区ヨ

リ選出シタル代議員ヲ以テ組織ス (四十九条)

本規定ハ懸場帳主代議員会ニ於テノミ之ヲ変更スルコト

ヲ得 (百零条)

相談役会ノ組織権限、相談役会ハ六名ノ相談役ヲ以テ組

織ス (七十二条)

廣貫堂カ総理ニ対シ又ハ総理カ廣貫堂ニ対シ訴ヲ提起ス

ル場合ニ於テ其ノ訴ニ付テハ相談役ハ廣貫堂ヲ代表ス

(七十五条)

事業概況、堂ハ現今富山市梅沢町二百十番地ニ在リ營業

事務所ヲ主トシ製造場並ニ倉庫敷棟ニ分チ爾後業務拡張

ニ準シ狭隘ヲ告ゲシヨリ更ニ製造場、印刷場、精煉場並

ニ精粉場等ヲ増築シタリ。廣貫堂事務ハ左ノ五課ニ分テ

リ一、庶務課 二、倉庫課 三、装置課 四、調剤課

二 行商一般

五、會計課トス而シテ内地懸場帳主ノ所屬販路ヲ區別シテ左ノ二十組トス
(規第廿六条)

關東組 上野下野相模武蔵安房下総常陸

駿河組 駿河伊豆

美濃組 尾張三河遠江美濃飛驒

伊勢組 伊賀伊勢志摩

五畿内組 山城大和河内和泉摂津播磨紀伊

奥中国組 美作備前備中備後安芸周防長門因幡伯耆出雲石見隱岐

雲石見隱岐

四国組 淡路阿波讃岐伊予土佐

九州組 筑前筑後豊前豊後肥前肥後日向大隅薩摩

岐対島琉球台湾

北中四組 若狭丹波丹後但馬

江州組 近江越前

北国組 加賀能登

越中組 越中

信州組 信濃甲斐

越後組 越後佐渡

出羽組 羽前

羽後組 羽後

北海道組 北海道全部

南部組 陸中陸奥

仙台組 陸中ノ一部陸前

伊達組 磐城岩代

毎年行商者ノ諸国へ派出スル期節ハ予メ一定シ難シト雖モ多ク夏秋ノ期ニアリ乘劑製造ノ頻繁ナルモ亦同期内ニアリテ冬期ヨリ春期ハ僅々ノ準備薬ヲ製スルニ過ギザル故ニ夏秋ノ間ニ於ケル一日ノ職工使役數ハ男女合シテ六百余名ニ上レリ今左ニ内岡ニ於ケル最近ノ營業統計ヲ陳ブレハ次ノ如シ

壳薬製造高

四十年 二四、八〇三、三六個 三十九年 三三、六三九、八六個

三十八年 三三、四三三、七六個

印紙使用高

四十年 一〇三、三三三、四三厘 三十九年 九三、六六六、六三厘

三十八年 九三、五〇〇、二〇厘

通 營業方數 四十年 三十九年 三十八年

三九方 三九方 三二方

IV 流 行商人員 一、四二人 一、四三人 一、四〇人

職工使用數 一、九三人 一、四七〇人 一、三六八人

出 荷 數 三、三三〇個 三、三六六個 四、八六〇個

請売人員 九、〇五人 七、八七〇人 七、六六八人

備考 行商人員ハ行商見習ヲ合シタル數ナリ

右ノ統計ニヨレハ廣貫堂ノ売薬ハ殆ンド富山県同業者ノ三分ノ一強ヲ占ム而シテ当堂ハ近來海外売薬ノ計画ヲナセシハ明治二十七年ニシテ當時前主金廣氏ハ清韓並ニ台湾地方ヲ視察シ翌式拾八年台南台北式ヶ所ニ支店ヲ設立シ南清原門地方ニ販路ヲ広メ大ニ經營スル所アリタリ又現堂主モ參十四年浦塩斯德克ニ渡航シ販路調査ヲ遂ゲ帰路朝鮮木浦付近ヲ視察シ得ル処少カラズ爾來常ニ海外販路ノ開拓ニ願慮シ後三十七八年戰役遭過スルヤ一層注意シ來レルモノム如シ折シモ明治三拾八年売薬印紙稅規則改正ニヨリテ輸出売薬印紙免除トナリシヨリ一層滿韓地方へ多數ノ行商人ヲ派遣シ業務ヲ擴張セシガ昨來米銀價下落ノ為メ一時輸出減ズ

ルニ至レリ年來貴賓ノ富山へ來遊セラルムヤ必ズ駕ヲ寄セ堂内一切ノ狀況ヲ視察セラルムハ是備ニ堂ノ名譽ノミナラズ売薬界ノ光榮大ナルモノト云フベシ然レドモ時運ノ進歩駸々トシテ其ノ底止スル処ヲ知ラザルモノナレバ斯ク光榮アル廣貫堂モ今日ノ境遇ニ甘ンゼズ益前途ノ發展ヲ期セザル可カラズ

師天堂 堂ハ明治十五年九月一日佐久間文明ノ名儀ヲ以テ富山市荒町廿五番地及嵯町三十二番地ニ連統設置セラレタリ、爾來着々堂ノ改善進歩ヲ計リ今ヤ行商人約四百五六十人ヲ數へ製造高三百八十七万八千二百四十五個價格十七万五千四十一圓八十九錢ノ多キニ登リ營業方數ハ百三十八方ナリ突ニ當市ニ於ケル堂号組織ナルモノム中第二位ヲ占メリ而シテ一日職工使用數平均男女合シテ四五十名トス又本堂ノ輸出売薬ハ其ノ始メハ微々タルモノニシテ主タル輸出先ハ韓國ニシテ四十年ニ於ケル製造個數ハ尙方四千六百八十八個該價格四百二十九圓三十錢ナリシモ當局者ノ輸出奨励ノ結果大ニ發達シ本年ノ如キハ未ダ不詳ナレドモ本月ヨリ本月ニ至ル輸尙製造價格既ニ數千円ノ多ニ急進シツ

ムアリ前途甚ダ有望ト云フベシ然レドモ堂ニ付未ダ改良スベキ点少カラズ其ノ主タルモノハ即チ学識アル事務員ヲ採用セザルベカラザルコトニ堂内ノ狭及目今堂内甚ダ狭隘ヲ告ク故ニ将来ヲ考ヘ益堂内ノ区域ヲ拡ゲザル可カラザルコト是ナリ

精壽堂 堂ハ明治八年中川久正ノ各義ノ下ニ富山市山王町二十七番ニ設置シ薬剤方數廿八方ヲ營業セシガ從來製薬ノ改良販路ノ擴張ヲ企テ汲々歩ヲ進メ明治十五年ニハ行商人數三百四十名ヲ算シ甚ダ發展速カナリト云フベシ然ルニ俄然同年十月売薬税法發布セラレシ為メ明治十八年ニハ行商人數二百三十名ニ減少セリ其ノ後印紙交換法ヲ發布セシ結果從來ノ萎靡衰凋モ稍生氣ヲ恢復シ満腔喜悅ノ情ニ満チタル旧来ノ盛況ヲ挽回スルニ至リ近年ニ於テハ内国各地ハ勿論滿韓地方ヘモ其販路ヲ擴張シツムアリ今ヤ行商人數四百人方數百四十方販売個數三百十五万五千六百七十三個同価格十四万四千五百一十一円五十四錢ノ多キニ及ベリ前途尚堂々トシテ發展セントス然レドモ本堂モ亦前記堂内区域擴張ト事務並ニ事務員ニ就キ改良スベキモノアラシカ。

二 行商一 般

(三) 会社組織 富山薬剤株式会社ハ会社組織売薬營業ノ嚆矢トス而シテ其ノ組織ノ内容ヲ見実状ヲ調査スルニ寧ロ堂号組織ト其ノ名ヲ異ニシテ其ノ実ヲ同フセルモノト云フ可ク畢竟是等会社ノ目的ハ会社ノ有スル營業免許ヲ株主タル帳主ニ利用セシムルニアルコト故ニ堂号組織ト何ラ異ル所ナク只形式ニ於テ一ハ匿名組合ノ如ク他ハ流行的ニ会社ノ名目ヲ追ヘルノ差アルノミニ似タリ今富山市ニ於ケル売薬ノ会社ニ付簡單ニ説明セント欲ス当市ニ於ケル会社左ノ如シ

会社名	設立年	資本金	株主數
富山薬剤株式会社	七、一五五	一一〇〇	二〇九人
藥業株式会社	二、五〇二	四五	八五
株式会社誠貫堂	一、二五〇	四二	四〇
製 劑 株 式	二、〇〇〇	—	一四

富山薬剤株式会社 社ハ始メ安達敬直ノ經營ニ係ル振聲堂(懸カ) 総場帳主ノ一部間ニ株式会社創立ノ議起リ遊説奔走其ノ効空シカラズ遂ニ同志十九名ノ契約ヲ以テ明治參十二年拾月九日資本金貳千五百円ナル株式会社ヲ組織シ名ツケテ富山

通 藥劑株式会社ト稱シ富山市総曲輪百九十六番地ニ其ノ本店

IV 流

ヲ設立ス爾來專心製劑ノ改良販路ノ擴張發達ニ尽瘁シタル
 結果漸次売藥ノ範圍広大トナリ其ノ目的ヲ達セシムル事業
 モ亦其ノ規模ヲ擴張スルノ必要ヲ生ジ之ガ為メニ營業方數
 ノ數ヲ減ズルニ至レリ茲ニ於テカ明治十四年一月資本金
 壹万五千元ニ増加ノ決議ヲ成シ更ニ安達敬直ヨリ万病感應
 丸外九十三方ノ營業ヲ讓受ケ原料ノ精選販路ノ擴張ニ尽シ
 タリ而シテ其ノ年度ニ於ケル製造高ハ實ニ式百四十三式万六
 千式百拾個此ノ價格八万三千九百八十五円七拾式錢ヲ算ス
 ルニ至レリ斯ノ如ク益々社業ノ發達ニ努力シタル結果本社
 ノ基礎愈強ク愈健トナリ同業ノ模範タルニ至レリ要スルニ
 過去年度ノ製造高ハ毎年度ニ於テ前年ニ比シ五万余個ノ増
 加ヲ示シ特ニ參十八年度ニ於テハ完稅法改正ノ為メ輸出
 売藥ニ對シ免稅トナリタル為メ大ニ海外売藥ノ擴張ヲ図リ
 昨年度ニ於ケル製造個數内地ノ分式百九拾九万九千七百八
 個此ノ價格金拾二万九百六十八円十六錢ニシテ輸出売藥ノ
 承認個數壹万四千個ノ良成績ヲ示スニ至レリ因ニ記ス当社
 ノ輸出ノ仕向先ハ清國營口大連ヲ以テ其ノ主眼トナン英領

香港北而米利加國フレスノ北米合衆國ローサンゼル地方韓
 國鎮南浦之ニ次グ

株式會社盛賞堂 當會社創立ノ動機ハ明治三十二年四月売
 藥結社團體保壽堂ガ他ノ完藥結社團體ト合併セントスル際
 世運ニ鑑ミ爰ニ株式會社創立ヲ發起シ同年七月廿六日ニ當
 市南田町六十九番地ヲトシテ設立シ同月廿九日富山区裁判
 所ニ株式會社設立ヲ申請セリ同年八月十六日當市大火災ニ
 罹リタルヲ以テ當市八人町ニ事務所及ビ工場ヲ新築シ同年
 拾月五日移轉ス越テ同卅三年二月廿五日高等小學校敷地ト
 シテ市ニ買占メラレタルヲ以テ同年七月十三日當市古鍛冶
 町ノ現住所ニ移轉ス而シテ當會社ノ資本ハ金五千元也今左
 ニ過去十ヶ年間ノ營業統計ヲ記サン

年別	方數	行商人	製藥高
三二	五七	四三	六六九三、四六〇
三三	五五	四八	一一三七九、六二〇
三四	五五	五六	一五〇八七、二二〇
三五	五七	五四	一七二五四、五五〇
三六	五七	五六	一五一六〇、九三〇

二 行商一般

三七 五八 五八 一五一九八、七七〇
 三八 七〇 七三 一五四八五、五四〇
 三九 七〇 八八 二六一〇三、五六〇
 四〇 七四 九三 二七七六九、六四〇
 四一 七五 九五 二八七六八、一七〇

以上ノ統計ニヨリ見レバ当会社ノ前途有望タルヤ明然タリ
 製劑株式会社 当会社ハ明治卅七年八月四十九番地ニ設
 立セラル当会社ノ資本金ハ金貳千円ナリ今左ニ当会社ノ最
 近二ケ年ノ營業統計ヲ記サン

明治卅八年度製造個數 參十二万六千九百八十一個
 同 価 格 壹万三千三百八十円九銭
 明治四十一年製造個數 四十万八千四百九十九個
 同 価 格 壹万七千二百八十七円七十五銭

当会社行商人廿三名輸出ノ仕向地ハ主ニ滿韓地方トス
 以上ニ由リテ考フルニ当会社ハ時勢ノ進歩ト共ニ漸次其ノ
 歩ヲ進ムルヤ疑ヲ入レザル所ナリ

(「富山市売薬業調査報告書」・内藤記念くすり博物館蔵)

四三 明治四十四年九月 売薬懸場行商持参請負契
 約証

売薬懸場行商持参請負契約証

今般貴殿所有ニ係ル富山市廣貫堂付属売薬懸場拙者行商持
 参金請負契約ヲ締(結カ)スル左ノ如シ

第一条 富山市梅澤町廣貫堂主邸澤金廣ノ營業売薬ヲ配置

シタル得意箇所美作国英田郡外四郡ニテ老人脚廻リ得意
 戸數凡ソ貳千貳百戸斗リ明治四拾貳年九月ヨリ同四拾三

年四月マデ行商シタル志度廻リノ取揚

金高七百拾四円也

但シ此詳細ハ懸場帳簿七冊ニ記載之通り決算之立方ハ

見通シ決算ト称スル算定ヲ以テシ請負終年モ右同様

之事

第二条 行商受負年限ハ明治四拾四年九月ヨリ明治四拾九
 年四月マデトシ之ヲ行商年度五ケ年ト定ム

第三条 請負持参金ハ志ケ年金五百七拾壹円貳拾銭ト定メ

行商中帳主ノ請求対シ其都度直チニ納金スベキ事
(二脱カ)

第四条 売薬仕入及国許発足ノ旅費進物等ハ帳主ノ負担ト

ス受負者帰國の旅費ハ請負者ノ負担タルベシ

第五条 帳主ヨリ請負者へ渡サルモ装置薬品ハ印税額ニ当

ル前記取揚金高ノ割五歩ト定ム

第六条 請負行商者ハ売薬ニ関スル法令仲間契約遵守シ配

置売薬ニ対シ一切其責ニ任スベシ

第七条 請負者ハ毎年帳主ノ指定スル時期ニ出立及帰国シ

同時ニ帳簿及鑑札等帳主ニ返付スベシ

第八条 請負行商者ハ旅行中又ハ在國中ト雖モ病氣其ノ他

ノ事故ニヨリ帰國又ハ出立ノ遅延候トキハ第三者ヲシテ

行商為サシメンストキハ、帳主ノ承諾ヲ求ムベキ事

第九条 請負者行商中誠実ヲ旨トシ不正ノ行為ナサツルハ

勿論得意家等(遺滞之)遺滞ナク帳簿ニ記載スベシ又帳簿ニ虚偽ノ

記載ナサムルベシ

第十條 請負者ノ給料ハ壹ケ年ニ付金六拾円ト定ム但シ給

料支払期日ハ請負者出立ノ前日金叁拾円又ハ帰國之上金

三拾円年兩度ニ払渡サルモモノトス

第十條 請負行商年限満期ニ至リ取揚金高第壹條ニ記載

額ヨリ減少スルトキハ之レ方為メ低落シタル懸場価格ヲ帳主ニ償フベキ事

若シ取揚金高七百五拾円ヨリ増加セントキハ帳主ハ其増

加額ニ対スル拾分ノ四ヲ請負者ニ給与スベシ其給与額ノ

半額ハ即時ニ交付シ残り半額ハ帳主ニ於テ懸場得意家志

期間内ニ調査シ帳□整理ノ上正当ナルトキハ速ニ給与ス

ベシ是ニ反シ不正ノ廢発見スルトキハ此残シ金ノ多少ニ

不拘請負者ニ於テ直チニ弁償スベシ

第十條 請負行商者ニ於テ此契約ノ何レノ条項ニテモ違

反スル時ハ帳主ハ何時ニテモ解約ヲ為ス事ヲ得ベク又ハ

受負年限中ト雖モ帳主ノ都合上解約セラルモ異議ナキ

事

第十條 請負者ハ此契約ノ終了後ト雖モ得意家書面ノ發

送其他何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハズ帳主ノ利益ヲ害ス

ベキ何等ノ行為ヲモナサムルベシ

第十條 請負行商者ハ本契約ノ期間中第壹條記載之得意

家以外ニ更ニ得意家ヲ増加シタルトキハ自己ノ名義ヲ以

テスルト懸場帳主ノ名義ヲ以テスルトヲ問ハズ總テ懸場

帳主ノ利得ニ歸シ自己ノ權利トシテ主張スル事ヲ得ザル

モノトス

第拾五条 請負者ハ売藥懸場帳簿ヲ以テ自己ノ債務ノ為メ

担保ニ供スル得サルハ勿論該帳簿ハ至重ノ注意ヲ以テ之

ヲ保管スルノ責任アルモノトス

第拾六条 請負行商者ハ得意家ノ商況如何ニ不拘其他ノ事

由ヲ問ハズ毎年ノ受負持參金ハ必ス支払フベキ事

第拾七条 受負者ハ請負年限中柳骨利五ツ壹組大風呂敷其

他得意先定宿殿ニアル付属品ヲ借受ケ請負満期ニ至リ全

部取揃ヘ返還スベシ

第拾八条 拙者共請負者土地清蔵ノ保証人トナリ殊ニ請負

者ト連帯シテ証書ノ各条項一切ノ責メニ任スベキハ勿論

又ハ請負者之不在ニ拘ラス保証人ヨリ義務履行シ貴殿

ヘ決シテ迷惑ヲ掛ケサルベシ

右契約ハ相互ニ是レヲ協定シ其確實ヲ証スル為メ署名捺印

候也

富山市中野新町貳拾六番地

明治四拾四年九月三十日 請負者 土地 清蔵 ㊦

同

同 同

保証人 土地 豊次郎 ㊦

富山市黒木町拾番地

保証人 土地 松次郎 ㊦

懸場帳主 関野 清太郎殿

(関野家文書・富山市立郷土博物館蔵)

四七四 明治後期 売藥資本と諸産業

明治二十年代は、全国的に企業設立ブームが発生したが、北陸地方でも近代的な諸企業が設立された。三十年代に入ってもこの傾向は衰えず、数多くの新しい企業が相次いで誕生した。富山地方の売藥業者は株式投資あるいは経営参画といった形で多くの企業と関係した。彼らの蓄積した商業資本は、結果的には富山地方の資本主義経済形成上、大きく貢献したのである。

また大手の藥種商や売藥業者は事業家として新企業の設立に参加し、企業経営を通じて利潤分配による報酬を受け、

企業経営の有利性と安定性を体験した。そうしたこともあって彼らの一部は売薬事業を廃業し、他業界の企業と接触して商人から企業経営者へと変質していった。

売薬業者の金融業および電力業における進出ぶりを当時の記録から抽出し、表にした。これによれば売薬業者数の多かった富山市および滑川町、水橋町といった新川地方での活躍が目立っている。他方、業者数の少なかった出町、石動町といった県西部では、売薬業者はほとんど企業経営に参加していない。

金融業への参加

富山第二百二十三国立銀行設立の際、売薬業者が参加した。同行は明治三十年に十二銀行となったが、その後中田、密田の売薬業者以外にも役員として経営に参画するものが現れた。田中清次郎、松井伊平、阿部初太郎などの大手売薬業者がそれである。

第四十七銀行は明治二十四年に千葉県八幡から富山市へ移転してきた元国立銀行であったが、同行にも多くの売薬業者が役員として参加した。すなわち宇津善吉、中田太七

郎、金井久兵衛、金岡又左衛門、沢田金太郎といった富山市内の有力業者が経営陣に名を連ねている。

そのほか、滑川銀行は経営陣の半数以上が滑川町の売薬業者で占められていた。同様に、四方銀行は前身の積徳団および貸金会社四方共益の時代から、役員の大半が四方町の売薬業者であった。

金融機関に彼らが参加する場合、一つの特徴は、地縁的、血縁的に相互に関連を持つ売薬業者がまとまって参加していた点である。すなわち、滑川銀行、四方銀行の場合は地縁的な売薬業者グループによるものであった。一方、血縁的グループの代表的な例が、中田家、密田家両グループによる同族的な銀行の設立であった。

中田家グループが設立した銀行としては、明治二十六年設立の金沢貯蓄銀行がある。他方、密田家グループが設立した銀行には、二十五年設立の富山貯蓄銀行、二十九年設立の密田銀行があった。このほかにも両家は、いろいろな事業に参画していたのであるから、当時の実力の程が推測される。

四三 明治期 効能書

預ケ袋

官 越 中 富 山

許 師 天 堂 調 製
元 松 井 源 右 衛 門

御 薬 品 々 入

△人参入廣濟湯

二 行 商 一 般

- 一 風ひきたるニよし
- 一 ねつびやうニよし
- 一 たんせき出ルニよし
- 一 ねびへニよし
- 一 さんせんさんこニよし
- 一 あめ風しつあたりニよし
- 一 上気のほりニよし

- 一 はやり風ニよし
- 一 ひへたるニよし
- 一 のんどいたむニよし
- 一 てあしたるきニよし
- 一 ちのミちづつうニ吉
- 一 身ふしいたむニよし
- 一 はらのいたむニよし

右津年ニ用て悪ちをさりちをよくるくニして気をめくら
し無病ニしてよしきぬニつゝ見てあつき湯にてふり出し
一日ニ四五度用又せんしてもよし

越中富山 松 井 製 團

〔いままわらへ〕

四三 明治く大正期 売薬行商人の符牒

興味のあるのは、彼らがよく符牒を使うことである。宿
では他の客の手前もあるので、しばしば業者間でのみわか
る符牒が使用された。

IV 流 通

その主なものは、どうしたって他に知られてはマズイもの、数字、不正、得意に関するもの等であるが、つくり方はしばしばヤクザや香具師がやるように、単語の一部または全部を転倒したいい方をしたのが多い。一、二の例を挙げると、「隣の客が…」というところを「ナリトノクッキー…」とやる。菜は「スリコ」、「ル直し」は「古直し」であろう。金払いの悪い得意を「ドーマ」または「ドージルス」、余りのまない得意を「ペーチケ」、値引・割引を「ビキ」とか「ケーマ」という。

一番知られてマズイのは数字であるが、これは各業者間それぞれ特有ない方があって、別表にみる通りであるが、売業の場合には次のようにいう。

- 一 棒横 六 ローマ
 - 二 リ横 七 タナバタ
 - 三 川横 八 山
 - 四 月横または目横 九 きわ
 - 五 村ん手またはウメ
- さらに、新しい葉は「ラーサ」、かびたものを「ビーカ」

というが、ごく古くは若い衆を「ロクサン」といった。これは若い衆の給料一年分が、当時、六円であったせいといわれる。

懸場帳にはそれぞれ得意先の割引率が付してあり、それ

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
商 魚 場 映 維	そく	てん	ちから	たり	おんて	かい	たま	こた	さわ	
商 種 屋 市 場	よそ	ふく	きく	みす	がれん	かい	さいなん	ばんどう	けか	
商 種 屋 市 場	む	め	さ	く	ら	ま	つ	た	け	
商 種 屋 市 場	さ	り	と	は	お	も	し	ろ	い	
商 種 屋 市 場	タニ	リヤ	サン	ス	ウ	リ	チ	タ	キ	タニ
商 種 屋 市 場	正	き	や	ラ	あ	紳	星	月	菊	スラ
商 種 屋 市 場	ナ	ハ	山	レ	○	木	吉	メ	ア	
商 種 屋 市 場	マ	コ	ト	ハ	ミ	セ	ノ	タ	カ	
商 種 屋 市 場	丁	イ	△	井	ノ	ト	ナ	ハ	タ	
商 種 屋 市 場	フ	ク	▽	キ	タ	リ	メ	テ	太	
商 種 屋 市 場	イ	コ	ヨ	キ	久	位	ホ	チ	リ	
商 種 屋 市 場	エ	チ	セ	テ	ホ	ウ	折	ヨ	ア	
商 種 屋 市 場	分	厘	メ	斤	両	間	丈	尺	寸	
商 種 屋 市 場	土	助	寺	年	伊	春	保	大	久	
商 種 屋 市 場	助	笑	酒	中	如	才	事	敷	蔵	

例 の 標 符

を参考に代金を割引いたりするのであるが、これも符牒になっ
てゐる。

一割一 (一割引)

二割二 または山がけ (二割引)

三割三 ナ掛 (三割引)

四割四 ローマ掛 (四割引)

五割五 ブーハン (半分の五割引)

(二風俗越中売薬)

四七 明治と大正期 売薬配置の定宿と廻り順

岐阜県安八郡大垣町 字竹鷗町

米嘉旅舎

同 県養老郡時村 字下山懸

橋井上満 十三日廻り

同 同 郡多良村 字宮村

坂口屋 時より二泊懸高田へ出

同 高田町下町

同 舟附町

永楽屋 五日廻り時より荷物送り

魚茂 四日廻り高田より荷物送り

同 県安八郡大藪町

加納屋 五日廻り

同 県揖斐郡揖斐町

魚甚 十五日廻り

揖斐手仕舞、大垣へ戻る事、五晩泊り有

廻り順

第一号帳 時村

第二号帳 多良村・高田町、舟附町

第三号帳 大藪町

第五号帳 揖斐町

第四号帳 大塩町 七日廻り

舟附町次々 舟津ヨリ負荷

今尾町 高田屋 二晩泊り

大垣へ着、直ニ時村へ一個、揖斐一個、夫々荷送りス

○大垣ヨリ七リ、道中道掛、時村と満旅舎方へ行く

○時村に帰りましたし、多良村へハ先泊りの上高田へ出ル

○時村残荷高田へ廻ス

○高田の残荷ヲ舟附へ廻ス

○舟附、日帰リヲ了シ同県海津郡今尾町ニテ二ばん泊り

の上、大藪へ出ル

○大藪デ日帰ヲ終了の上、道掛シテ(第三号帳の末尾)

大垣へ出ル(大垣テ一泊の上)

大垣ヨリ揖斐へ日リ道中
(帰脱カ)

○揖斐町へ行く

○揖斐の口ヲ了シ大垣へ戻ル

○大垣日帰り

○手仕舞

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

四六 明治〜大正期 売薬懸場巡回日数と定宿

米原駅ヨリ汽車一時間斗ニて達ス

大垣町宿預荷ダンス一個、箱一個有り、宿ニて尋ね事

岐阜県安八郡大垣町字竹嶋町

定宿 米嘉旅館 全部荷物送り

同 養老郡時村字下山 大垣町ヨリ里程七里

定宿 橋井とま 荷物一個送り

懸取有 十三日斗日帰り一晚泊り有

同郡多良村^{ダラ}字宮村

定宿 坂口屋 負荷物

時村ヨリ二晩泊リ懸 高田町へ出

同 高田町字下町 時村ヨリ荷物送り

定宿 永楽屋 五日斗日帰り

同 舟附町

定宿 魚 茂 高田ヨリ荷物送り

四日斗日帰り

海津郡今尾町

定宿 高田屋 舟附町ヨリ負荷物

二晩泊リ懸 大藪へ出ル

同 安八郡大藪町 不便利ノケ所成

二 行商一般

定宿 加納屋 舟附ヨリ荷物送り

日帰り五日斗終了、大垣へ出ル

道懸(第二号帳の末尾ニ有)

揖斐郡揖斐町

定宿 魚 甚 大垣ヨリ里程四里

荷物一個送り

日帰り十五日斗廻り但シ内五晚泊り有

イビ町へ戻り 右終了大垣へ出ル

大垣町 日帰り七日斗有

右手仕舞

第一号帳 時村在全部

第二号帳 多良、高田、舟附

第三号帳 大藪町在全部

第五号帳 揖斐町在全部

第四号帳 大垣町在全部

一号帳

大垣ヨリ時村道懸口

(前カ)

枚田村、同出屋敷、和田村、時村

時村日帰り

字下山、字長原、字久保、字山神

懸取有リ 同湯谷、同堂ノ上、同中村、同上村、

戻り銭取 同細野、同拾六

時村ヨリ一晚泊り懸時村へ戻り 時心村三十四五軒有

時村日帰り分 時村字打骨、古田村、篠立村

但シ泊り懸戻りニ廻りてもよし

懸取ハ時日帰りノミ 其他ハ全部ナシ

二号帳

時村ヨリ 多良字堂ノ上、字極原、字名及村、

多良村人道懸 宇松ノ木、馬瀬、宮村、根木、小山

多良字宮村ニテ泊リケ瀬、上原、下多良、奥村

二晚泊り懸ニテ高田町出ル

多良村ヨリ高田町へ道懸

高田町日帰り 櫻井村、五日市、高田、島田、下高

田、口ケ島、押越、石畑、柏尾、明

徳、鷺之巣、北小倉、南小倉、津蔵、

田村、三津屋、釜井、下笠、和田、

野崎、上ノ江、栗笠、直井、飯田、

宇田

高田ヨリ舟附 横曾根、河合、高瀬、上屋、船附町、

道懸

横井村白岡、砂畑、杉野、池野町、

へ道懸 船附町在 大野、江ノ橋、根古地、津東、川口、

藤城、青柳小手、満口、荻水

島里、福来、豊喰

揖斐町日帰り

瑞岸寺、市場、揖斐町、下新田、下

参号帳

船附ヨリ今尾

〔道懸

式晚泊リ懸

柳原、根古地新田、鎌之口、本村、

拍野新田、小坪、高須

今尾日帰り

井ノ口

古里寺田中、小籾、入才

北山六晚泊リ懸

丹原村、西村、木曾屋、神原

今尾ヨリ大籾へ道懸須和氣、畑尾佐、野寺、勝、

揖斐町へ戻リ

右二日廻リ、宿二ヶ所

大籾日帰り

西条、中村、西条、十連防、楡役、

横山村へ道懸

大籾町、楡役新田、上小樽、上小樽

乙原、東津組、西津組、九戸坂、森

新田、後反合新田、中郷、仁木村

下、横山村ニテ泊リ

松海村、西美留、大吉、豊喰、中郷

横山日帰り二日廻リ

新田、中郷本村、里村、福来、南波

西横山新田、東横山、西横山、

大垣へ出ル道懸

牧村、割田、多芸島、入才

横山ヨリ杉原へ一晩泊リ

五号帳

大地ヨリ揖斐町へ

神戸町在

揖斐町へ帰ル

尾屋、東杉原、横山村へ戻リ

揖斐町在及泊り懸等終了、大垣へ出ル

四号帳

大垣日帰り口 大垣町、竹島、堤町、田町、新町、高

橋新地、長町、中町、本町、柳原町、

伝馬町、藤井町、林町、郭町、俵町、

船町、東今、本馬場

笠縫村、河鳴、曾根、三津屋、北方、

屋島、中野、楽田、柳瀬、西川畑、西

落合、才田、柳原、六川渡之場、開發

根、加賀野、下開發、津村、上開發、

道塚、今宿、小野、沢渡り村、

四号帳

汽車便アリ

大垣日帰り或へ垂井泊り懸ニてもよし

長松新田、表佐、垂井町在 府中村、

垂井町

右手仕舞

懸取は時在、其他は全部懸取ナシ

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

四七九 大正二年一月 富山売薬業に関する新聞投稿

富山売薬業の前途 (上)

刷新生

富山売薬業の前途を論ずるなどは、余輩浅薄の智識を以てをこがましき次第なれど、一言老婆心を以て本紙に投書する所以である。

凡そ何商業にしても、又製造業にしても、煩雑なる手数と時間を費し、尚ほ不統一なるほど、發達進歩を阻害せらるものは非ず、殊に本県売薬業者に在りては、一層複雑にして十人十色の異觀あり、他府県の薬業者は、富山売薬は如何なる方法に依りて製造せらるる乎の質問に対し、容易に話すを得ざるなり、今其複雑なる事を概括すれば左の如し

第一 自から営業して、自から行商するもの。

第二 自から営業して、行商人を使ふもの。

第三 営業者は会社名義にて、帳主自から製造し又行商するもの。

第四 営業者は株式会社名義にて帳主自から製造し又行

商するもの。

商するもの。

第五 懸場帳面を行商人に貸与し年額若干金の利益を以て請負はしむるもの。

以上の如く富山売薬の製造せらるゝには、単一でなく五つ通りの方により製造し、始めて他府県へ配置せらるるものである。故に其不統一なるにも拘らず、之に従事する行商人、尚又甚しきは営業者の薬学衛生、生理の智識に乏きものに在りては、其製品の効力に就き疑念を起こすの原因となる。余輩茲に於て營業者及行商者の資格を限定するの必要を主張せんとす、營業者資格問題は売薬制度改正の件につき内務省衛生局に於て調査中の由なれば早晚解決を見るならんか、行商者資格の件は、他府県はいざ知らず、本県売薬の発展の上に於ては大に必要があるから、是は營業者は売薬の前途を考究し、組合規定により相当の方法を設けられんことを希望す。

(「薬業新報」大正二年一月一日)

四〇 大正二年九月 売薬行商許可証

売薬行商許可之証

住所	富山県富山市 町	番地	
營業所	富山県富山市梅沢町二百十番地		
売薬	營業者	郵 澤	金 廣
住所	富山県上新川郡島村大字一本木三三〇		
	売子	入 部	元次郎

右売子ヲ派出シ左記ノ行商ヲ為サシムルコトヲ許可ス

富 山 県 函

方 名	売薬行商 免許	富山県	郵澤金廣	行商 免許年月日	摘要
健胃散	同	上	上	大正二年九月十五日	
奇効神藥	同	上	上	同	
強壯丸	同	上	上	同	
ピストル丸	同	上	上	同	
熱病丸	同	上	上	同	
健婦湯	同	上	上	同	
赤方即治膏	同	上	上	同	
セメン圓	同	上	上	同	
神功丸	同	上	上	同	
消瘰点眼水	同	上	上	同	

二 行商一般

竜 虎 丹	方 名	売薬 免許 府県	売薬 営業 者	行商 年月 日	摘要
富 山 県		越 澤 金 廣		大正二年 九月十五日	

右売子ヲ派出シ左記ノ行商ヲ為サシムルコトヲ許可ス

富 山 県 圃

売子 入 部 元次郎

住所 富山県富山市 町 番地
 営業所 富山県富山市梅沢町二百十番地
 売薬 営業者 邨 澤 金 廣
 住所 富山県上新川郡島村大字一本木三三三
 十番地

売薬行商許可之証

全 愈 膏	如 神 錠 は ら 聚	癩 汗 祛 熱	鳳 邪	奇 香 白 龍 膏	牛 馬 の 妙 藥	淋 病 坐 薬	血 病 子 宮 丸	婦 人 子 宮 丸
同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上

売薬行商許可之証

住所 富山県富山市 町 番地
 営業所 富山県富山市梅沢町二百十番地
 売薬 営業者 邨 澤 金 廣
 住所 富山県上新川郡島村大字一本木三三〇

婦 人 血 の 薬 月 さらひ	即 功 紙	快 通 丸	救 震 丹	如 神 丸	蒼 龍 丸	紅 梅 散	萬 全 丹	正 気 湯	解 毒 丸	實 丹 膏	萬 能 膏	無 二 膏	セ メ ン 湯	山 田 振 藥	犀 角 圓	フ リ ヤ ア カ
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上	上

右売子ヲ派出シ左記ノ行商ヲ為サシムルコトヲ許可ス

売子 入部 元次郎

富山県 同

方 名	富山県	萩澤金廣	大正二年九月十五日
引風解熱丸	同	同	同
特効解熱丸	同	同	同
大ねつ急消丸	同	同	同
さまし急消丸	同	同	同
反魂丹	同	同	同
萬病感應丸	同	同	同
肝涼丹	同	同	同
奇應丸	同	同	同
熊膽丸	同	同	同
熊子丸	同	同	同
熊膽丸	同	同	同
壯健湯	同	同	同
千金丹	同	同	同
口病はら薬	同	同	同
健胃(健胃)爾斯	同	同	同
強壯(強壯)爾斯	同	同	同
清涼散	同	同	同
引風の薬	同	同	同
如神丸はら薬	同	同	同
虎日丸	同	同	同
風邪ピリン丸	同	同	同
特効	同	同	同

度屈篤里丸一同 上一同 上一同 上一同

(大正家文書・富山市立郷土博物館蔵)

四一 大正三年 誇大広告と禁止事項

売薬と云ふものは公衆に販売するを目的としてゐるから
 薬律は常に衛生上危害を生ずるものや或は誇大な広告又は
 過質的(誇大)的効能を記載するが如きこと等に対しては取締
 りを為し特に次の如き事項を記載することを禁じてゐる。

- 一 猥褻に渉る記事又は図書
- 二 避妊又は墮胎を暗示する記事
- 三 虚偽誇大の証明若しくは医師其の他の者が効能を保証したるものと世人をして誤解せしむる虞ある記事
- 四 医師の無効を暗示し或は暗に医師を誹謗するが如き記事

備考

一 誇大広告文例批判

(第一例)

□中風病治ります

…軽いのも重いのもてきめんによく効く…

…「こんなに良く効くとは思はなかった」…

…秘法薬…

▽此例では「てきめんによく効く」は法第八条違反で又

「秘法薬」は神秘効果を意味して居る点に於て法第八条違反と認められる。

(第二例)

□リウマチ、せんき、神経痛

薬は注射ハリ灸と色々手をつくしても治らぬ…足腰立たぬ五年十年の重症者にも手軽に自宅で治療出来る…永年の難病を全快された皆様が、余りによくきく療法に喜び…

▽抽象的な記載であるが、此種の広告は結局全体から観て

其の売薬の効果を誇大に暗示せしめて居るものである。

(第三例)

□やせた私の体験

○○を飲んだら二週間目位から何等の副作用をも認めず

に漸次体重を減じ二ヶ月位で体重三貫目位減少致しました。

…新製剤…

▽体験談の記事広告は婦人雑誌等に最も多く散見するが純然たる第三者の推奨広告などは到底あり得ると考へられず多くは営業者が第三者の体験談として作り上げたものが乃至は広告に都合の良い部分を誇張して真実らしく装ほって居るので調べて見れば直ぐ化けの皮が剥がれるのであるが、取締法規の欠陥に乗じて此種の広告が跳躍して居るので当局も真剣に其対策を講じて居るものゝ此種の広告は容易に一掃されさうもない。此例も確かに誇大と認められるが事実を調査した上でなければ違反なりや否や断定は困難である。

(第四例)

□神経痛、中風

弘法大師の御霊薬

…難病慢性でも…

▽嘘偽、誇大のお手本にしても良い程馬鹿氣た字句で、恐

らく今時斯くの如き文字に瞞される様な者は無いと思はれるが、世間には未だ此種の広告が相当にある所を見ると一般需用者中には未だ未だ斯様なものに引懸るものがあると思ゆる。

(第五例)

□りん病、せうかち

…きつと快治せん

▽巧妙に逃げを打った記載で「きつと快治」なら文句なしに違反だが「せん」と将来の事に予想して逃げて居るのは考へたもので之では言ひ抜けが出来るかも知れないが言ひ抜け様などと云ふ考へで斯様な記載は頗る拙劣な遣り方と云はねばならぬ。

(第六例)

□りん病

…淋病で苦しみ医師と薬に見放され不治だ…秘薬

□りん病

…医師と薬に見放され不治だとあきらめつゝも…秘薬を
発見し…

▽此種の字句を含む文例は婦人雑誌の記事広告等に多く見掛けられるが、全文を通じて巧みに病者の弱点を衝いて如何にも特殊な効果がある様に印象付け様として居る。何れにしても「秘薬」なる字句は第一例と同様誇大となる。

(第七例)

□てんかん

博士大医も推奨する不思議にヨクナル他に絶対に無い日本に只一つの奇妙の名薬、徹底根治療法として…実効保証…

▽全文に亘り虚偽誇大、「博士大医も推奨する」の字句は実際に推奨したのでなく未来を意味するもので以下の字句と関連して全文に亘り明かに虚偽誇大と認められ法第九条三項違反である。

(第八例)

□るいれき

…これをスッキリと治療する内服薬…再発せず快癒した
感謝状が…

▽るいれきを「スッキリと治療する内服薬」中「スッキリ」
がいけない。後の文句は事実問題で且文を成して居ない
から何とも云へぬ。

(第九例)

□胃病と脳病の名薬

胃病と脳病なれば何程頑固な慢性症も必ず治る特效薬な
り。薬効証明の為：

▽「何程頑固な慢性症も必ず治る特效薬」は誇大、表題の
「名薬」の字句は差支へ無いであらう。

(第十例)

□「らい病根絶

大学赤十字社病院で匙を投た癩病も…完全に癩菌を殺し
確実に治し再発せぬ癩根治薬：

▽らい病とか肺病とか治療の困難な疾病に対する売薬の広
告には此種の文句が多いが之れなぞは議論抜きにして癩
病を根絶せしめ得る売薬があったら何も国費で癩患者の
隔離所を掃へる必要はない訳で一読して虚偽である事は
誰にも判る訳であるが、斯くの如き広告が出される程目

本国民の衛生智識の低級である事は洵に悲しむべき事ではあるまいか。

(第十一例)

□ぢに悩む人々へ

僅かに：「七日」を出ずに全快の喜び：入院三週間を要
すべき重症者が見事に本快してゐる真事実：事実により
以上に無数の難症者を治してゐる全快者の喜悅は素より
ぢ癩、脱肛を不治とする専門医家が各々驚嘆してゐる。
これこそ將に世に誇るべき隠れたる名薬である：人々は
驚嘆の瞳を投げるであらう。

▽此事実が本当なら実に素張らしいものに違ひない。然し
多く斯様の広告は極僅かに溺るゝ者は藁をも掴む種類の
患者を感はさんとする処を狙って居ると見られ充分取締
網に引掛るべき性質のものである。

(「売薬の智識」)

四三 大正五年九月 売薬行商違約につき功労金契

約書

売薬行商契約解除後責任ト功労金員受領ニ関スル契約書

一 富山薬剂株式会社付嘱美濃国内ニ売薬配置懸場拙者行商請負中自分都合上各得意ノ一部ヲ株式会社慶賀堂(但シ行商番号六四〇号)製薬ヲ配置シタルヲ今回双方協定ノ上全部ノ得意家ヲ(戸数壹百貳十五軒斗取揚金高金壹百四十五円拾銭也)引渡シ本契約ニ依リ取揚金方ヲ折半シ老部ヲ帳主ノ取得トシ残一部ヲ時価ニテ自分ノ功労金壹百廿円也ノ内金式十円ハ營業薬品変更ノ為メ損害弁償トシテ残金壹百円ハ本日正ニ受領ス爾後右得意家ニ対スル権利行為ニ関スル行商上ニ係ル凡テ書類等本日迄現存スルモノ之ヲ帳主ノ占有ニ移スベシ

一 拙者等該懸場帳簿上ノ記入及ヒ商行為ニ関シ貴殿ヘ対シ損害ヲ蒙ラシメタルトキハ凡テ其損害ヲ賠償スベシ事

右契約締結候也

大正五年九月十八日

富山市泉町九番地

堀井 勘七 ㊦

富山市西中野町四百番地

保証人 三輪 典芳 ㊦

帳主太田ヒロ未成年ニ付親権者

關野 清助 殿

(大田家文書・富山市立郷土博物館蔵)

四三 大正五年 質権者の懸場帳引渡し請求訴訟例

訴訟

質権者より懸場帳の引渡を求めたる訴訟の例として左の事件を掲ぐ

原告島川さき対被告上野米次郎

売薬懸場帳引渡請求の事件

請求の趣旨

被告は原告に対し富山県中新川郡滑川町日の木売薬株式会

社所属被告所有の売葉掛帳二人脚、場所北海道渡島函館区、得意先同区末広町齊藤末次郎外三千戸の売葉掛帳三冊を引渡すべし云々。

請求の原由

原告は大正五年十二月四日被告に対し金千五百円を貸渡し利息は元金一元に付一ヶ月金一銭、弁済期は大正十年十一月三十日と定め其担保として請求趣旨記載の掛帳により其の得意先に対し有する売葉売掛代金の債権に付き質権を設定せしめ該掛帳の交付を受けたり。然るに被告は右掛帳帳入用なりと称し其の借受方を中込みたるを以て大正六年二月中之を被告に貸与したり。其の際被告は該帳簿は直ちに之を返還すべきことを約し乍ら未だ之を返還せず又貸付金も之が返済を為さざるにより右帳簿の返還を求む。

被告の答弁

被告は原告より原告主張の如き借財を為し原告主張の売葉掛帳帳を担保として書入れを為したる事実には之を争はず。然れども右掛帳帳は之を原告に引渡したることなく依然として被告に於て之を所有したるものにして従て原告より該

帳簿を借受けたることなし。仮りに被告が之を借受けたるものとするも被告は函館区逢米町十四番地に居住中大正十年四月十四日火災に罹り右帳簿を焼失したるを以て何れの点よりするも原告の請求は其の理山なし。尤も被告地方に於て売葉掛帳帳を担保として金借するとき其の帳簿を債権者に引渡すは一般の慣例にして又本件掛帳帳により被告は訴外有生善三をして行商せしめ居りたるものなり。

判決理由

被告は大正五年十二月四日原告より金千五百円を借受け之が担保として原告主張に係る本件掛帳帳による売掛債権に対し質権を設定したることは被告の認むる所なり。而して被告は右の如く質権を設定したるも右の掛帳帳は嘗て原告に引渡したることなく引続き被告に於て之を所持し従て原告より之を借受けたることなしと抗争すれども被告地方に於ては売葉掛帳帳を担保として金借するときは其の帳簿は之を債権者に引渡すを一般の慣例とすることは被告の自ら認むる所なると、成立に争なき甲第一号証に責務者（被告）は右担保の権利を証する帳簿を債権者（原告）に交付

し債権者は之を占有したりとの記載あるに徴すれば本件掛帳は被告が原告に引渡し原告は之が交付を受けたるものと認むるを得べし。

右の如く被告は本件掛帳を一旦原告に引渡したるに拘らず其の後被告は右掛帳を所持したることは被告の自ら主張する所なれば右引渡しの事実と其の後被告が之を所持したる事実とを対照すれば被告は原告より之を借受けたるものと認定するを相当とすべし。

次に被告は本件懸場帳は被告が函館市蓬米町十四番地に居住中火災に罹り焼失したる旨抗争すれども被告の主張に依れば被告は右掛帳に依り自ら行商を為したるものにあらず訴外有生善二をして行商を為さしめ居たりと云ふに在れば右掛帳は被告の手許に存在せず有生善二の手許に存在したる事実を推認することを得べく左すれば仮令被告が火災に罹りたりとするも之が為めに右帳簿も焼失したりとは認め難く。其の他の立証に依るも未だ的確に右帳簿焼失したりと認め難し。

然り而して被告が右借受金を未だ返済せずとの原告の主張

に付ては被告は明かに之を争はず。又他の陳述により之を争ふの意志認められざるにより右原告の主張は被告に於て之を自白したるものと看做すべきものとす。

然れば被告は原告に対し本件懸場帳を返還すべきこと明かなるを以て訴訟費用は云々。

(武田雄一「売薬懸場帳に関する民刑訴訟の考察」『司法資料』第十号、昭和八年八月)

四四 大正五年 高知県薬種売薬同業組合、行商人の組合加入要求

大正五年秋、高知県薬種売薬同業組合より同県下を行商する売子に対し組合加入を要求したるを以て、富山県売薬同業組合にては其の真偽を高知県に対し照会中の処

高知組合の定款に於ては行商人を組合員たらしむべく規定し既に其の認可を与へ居れるが故に仮令県外より入り来る行商人と雖も高知組合の区域内に於て組合員と同一の業を営む場合は之に加入の義務あるものなり

との回答に接した

四五 大正五年十二月 行商人の高知県薬種売薬同

業組合加入除外願

本県当業者より県を經由提出したる陳情書は左の如し。

同業組合加入除外御認定之儀に付願

吾々売薬営業者は高知県下に行商人を派して需要家に売薬を配置し居るの故を以て今回高知県薬種売薬同業組合より組合加入を要求相成候得共吾々同業者は既に明治三十三年同業組合を設置し爾来鋭意製薬の改良を図り業務上の利害得失を攻究し製品検査を勵行する等事業の改善發達に全力を傾注し以て著しく其の効果を収めつゝあるものに有之候今更高知県の同業組合へ加入するも相互何等の益する所なき儀と被存候

二 行商一 般

抑々同業組合の本旨は同業者相依りて事業改善發達を図るに在り高知県の売薬と富山県の売薬と比較するに同じく売薬と称するも其の実雲泥の相違にして殆ど同業を以て目し

得ざるものありといふも溢言にあらず吾々売薬営業者は種類の慣例により全国へ行商して売薬を配置し富山の特産物として一般の歡迎を受け尚又富山に於ける製薬の設備機関等は勿論販賣関係其他の慣行等に至りても全く高知地方と其趣を異にし同一組合の下に支配し難きは際々たる事相に有之然るに強て同一組合の下に支配せんとするときは其事業の特質異なるは共に利害亦同じからざるがため到底歩調を一にして事業の改善發達を企図し得ざるのみならず徒らに弊害を醸すの外なしと被存候加之吾々営業者は法規の取締を受け更に富山県同業組合に於て組合の検査を受けたる後復たび高知組合に於て二重の検査を受くるが如きは其煩雜忍ぶべしとするも之れがため商機を失し商業上の機密を洩らし將た贅冗なる費用を増すは実に難堪苦痛に有之候而して高知組合の側より査覈するも強て吾々営業者を組合に加入せしむるも慣行一致せず利害相同じからざるにより究竟何等の効果を見る能はず紛争を惹起するのみと確信致候従来吾々営業者は祖先の遺業を繼承し勤儉力行一意製品の精選改善を念とし多年各府県に渉り得意を有し到る処愛顧

を受け何等非難を招きたることなく従つて各地同業組合に累を及ぼしたること亦之なし然るに今日に至り去る大正二年我富山県売薬同業組合に模倣して組織せられたるやに伝聞する高知県組合より組合加入を強要せらるゝは寔に怪訝に堪へざる儀に有之候

前述の如き次第に付何卒重要物産同業組合法第四法但書に依り加入除外のことに御認定を仰度此段奉願候也

大正五年十二月十九日

富山県売薬同業組合員

株式会社廣貴堂代表

同 師天堂代表

富山藥劑株式会社代表

中川精壽堂代表

富山藥業株式会社代表

株式会社富山盛貴堂代表

塚本庄平

農商務大臣 仲小路 廉殿

また県売薬同業組合より左の陳情書を提出せり。

同業組合加入除外認定の儀陳情

重要物産同業組合法第四条に依れば組合設置の地区内に於て組合員と同一の業を営むものは其の組合に加入の義務を有する規定に有之候処其の営業区域全域全国に過ぎ本県売薬業の如きは今や各府県に設置せられある十余の組合に加入し更に今後設置せらるべき同種の組合に加入を要することとせは本県同業者は至大の影響を受け到底経営の負担に堪えざるのみならず各地組合定款の規定に羈束せざることと相成り祖先以来拮据經營し漸く今日の盛を致せし本県の特産物は遂に絶滅に帰すべき次第に有之候に付特殊の経歴を有する本県売薬業は同法第四条但し書に依り加入を要せざるものと御認定を仰ぎ度左に其の事情開陳可致候

本県売薬は一般に富山売薬と称せられ二百五十余年前極めて交通不便の当時よりあらゆる艱難困苦を嘗め非常なる勤続努力に依り漸く今日の基礎を築き如何なる寒村僻陬の地に至るも富山売薬の名声と効驗を知らざるものなく医療術緩々発達すると同時に益々至重至宝欠くべからざる必要品となるに至れる故を以て当業者は鋭意研究改善に努め近世科学の進歩に伴ひ之れが応用に力を致すと共に一面同業組

合を組織し事業の弊害を除去し製品の精選に努め現下其の販路は支那、滿州は勿論遠く印度、南洋に及びその産額正に七百万円に達せんとするに至れり而して本県売薬の進歩發達は他府県の同業と大に其の経路を異にし其の販売の方法は富山売薬業者の独創に係る配置薬の制と他に比類なき特別の慣例に依るが故に幾百年來夙に時勢の進歩に鑑み藥學専門の學校を設立し子弟を教養し以て學術の應用を企て之に加ふるに多年の経験と研鑽の余に成れる独得の製劑法を案出し尚同業組合を設置して嚴正なる検査を勵行し以て益々富山売薬の声価を向上することになれり然るに若し今日に至り各府県設置の同種組合に加入せんか各組合は其の区域内に於ける同業者の利益を目的とするが故に各地各様の習慣事情の下に種々規定を設けあるは必然にして区域外たる我同業者の同一名称の業務を営むがために習慣事情並に販売方法を異にするにも拘はらず一々其の組合の規定と其の議定する所とに服従せざるべからざるに至りては富山売薬の發展を阻格すること焉より大なるは莫し
元來同業組合の設置は区域内に於ける同業者のみ同意に依

ることは組合法第三条の規定にして当初より地区外の組合員たる同業者と全然相關せず素より組合員として權利を主張し得るの途なきに非ずと雖も遠隔の地にある同業者は到底其の權利を行使し得べからざるは明かにして地区外組合員は何等庇護を受くることなく単に義務の負担と義務上の制限を加へらるゝに過ぎず高知県同業組合今回の行為は畢竟一種の排外的抑圧と称するも不可なく富山売薬のみならず売薬業全体の發展を障害するものといふべし
前述の如き事情に御座候間何卒重要物産同業組合法第四条但書の規定に依り富山県売薬同業者は他府県に於ける同一種類の同業組合へ加入を要せざる旨御認定被下度代議会の決議に依り謹で陳情致候也

大正五年十二月

富山県売薬同業組合

副組長 中川久正

農商務大臣 仲小路 廉殿

(富山県売薬同業組合沿革史)

四六 大正六年七月 薬種計量の統一

薬種類の小分量は当業者により区々に涉り取引不便少からざりしが過般大阪薬種卸仲買商組合に於て之が統一を期し取引の円滑を図り小分量の種類並に実量表記の件を左記の通り規定せるが曩には東京砂糖組合に於て実量表記の件を実行し今又此挙ありしは計量上の進歩として慶賀する所なるも当業者の覚醒も与つて力ありと当該係員は語れり

五〇〇瓦、一三三匁三三、一〇〇瓦、二六、六七、五〇瓦、一三、三四、二五瓦、六、一七三、五瓦、九三、一、〇瓦、二、七、〇、五瓦、一三、一斤、一六〇匁、飲料用酒精一二〇匁、九五匁、八〇匁、木口七五匁、揮発油一二〇匁、一〇〇匁、七五匁、六匁匁、木付子一三〇匁、苛性ソーダ一二〇匁、一〇〇匁、七〇匁（小分量は各個明瞭に表記すること）

△丸剤、錠剤座薬等は内容の箇数を明瞭に表記すること
△原封のもの並に新薬又は新製剤は本規定に準拠せざるも其容器に実量を正確に表記すること

（富山日報「大正六年七月二十一日」）

四七 大正六年九月 行商人の高知県薬種売薬同業組合加入除外決定

高知県売薬同業組合が重要物産同業組合法に拠り本県売薬行商人に対し同県組合に加入を強要し来れる問題は従来本県との間に折衝を重ね来れるが右は本県売薬業者に取りては由々しき重大問題なれば両者の主張容易に一致点を見るに至らず遂には中央政府に訴へて適當の解決を得んとしたるも政府は斯る問題は宜しく両県の間にて尚充分折衝を重ね成る可く互譲して円満なる解決を図るべしとの意向なりしを以て本春改めて同県と交渉を開始し石坂勸業課長郎澤金廣氏等同県に出張して同県当局者と協議したる結果両県より各々条件を提出して爾來引続き交渉を重ね居たるが今回愈々両者の意見一致するに至り左の条件を以て無事解決し本県行商人は遂に同県同業組合に加入するを要せざることとなり大体に於て本県に取りては有利なる条件にて解

決を見るに至りたるなり

一 本県同業組合より検査員を随時派出して行商人の携帯する売薬を検査し充分取締を為す事、若し本県より検査員を派出せざるときは高知県の検査員に取締を囑託する事而して其場合は旅費は本県より支弁すべし

一 売薬の割引及添物売薬は絶対に為さざる事

一 高知県内に在る売薬と同一名義を付せざる事、是と同時本県売薬と同一名義を高知県に於て付せざる事（従来のもは除く）

一 双方の方名、営業人、行商人名録を取交す事

一 本県の行商人は先方の組合員にして定款に違反して取引を禁止せられ居れる者と取引せざる事、又同県に於て禁止し居る劇薬等を本県人が使用せざる事

一 本県行商人中違犯者あるときは高知県より之を通知し

本県の定款に則して処分する事

二 行商一般

等にして右高知県の検査員に取締を囑託するときは旅費支弁に就ては本県より若干の証拠金を同県組合に提供し置く条件にして、同交渉も全く解決し両者の調印を終れるを以

て同業組合にては不日役員会を開きて右証拠金の決議を経る筈也と

（富山日報 大正六年九月二十四日）

四八 大正六年十二月 富山商業会議所の物産陳列

富山商業会議所にては其の事業の一環として富山市に於ける主たる物産を蒐集して之れを公衆に紹介するを目的とし富山駅構内に物産陳列函を設置せんとしたること既に報導する如くなるが其の製作は市内有数の指物師水間直三氏の手に成り客臘全く竣工を告げしに依り富山県工業会技手齋藤信治氏を煩はして装飾及び陳列を為し極月三十日より一般の観覧に任せつゝあり当日まで市内重なる製産者の中込に依り陳列したる出品は即ち左の如し

一 シフホン 富山県織物模範工場

一 タオル 富山タオル会社

一 売薬 廣賞堂

一 売薬 藤井 諭三

通

一 売葉 隅田岩次郎

一 清涼簾 上田清八郎

一 清涼簾 島 簾商会

一 漆器 金子清次郎

一 漆器 増山三郎兵衛

一 欄間 島 兼次郎

一 金銀細工物 前川彌三郎

一 丸葉容器 武内 宗八

一 煎葉振出布袋 廣田徳次郎

一 土製玩具 廣瀬安次郎

一 履物 大田亀太郎

一 和傘 佐々倉和平

一 菓子 吉田 榮吉

一 水産物 神通川漁業組合

其の数量は未だ多しと云ふべからざるも其の出品は孰れも料を抜けるものにして端なく視線を集めしむるが中にも模範工場のシフホンは唯一の特産として特に目立ちて見え白地に黒線もて埃及模様を織出したるシヨールの如き白地、桃

色地、水色地に梅と桜の刺繡を為したる虫除の如きは頗る光彩を放ち居れりタオル会社のタオル又た数種あり其の着色の鮮かなる製織の巧みなる富山市に於て何時斯る製産を為すに至りしかと驚くものもあり廣貫堂の反魂丹を始めとし藤井、隅田両氏の売葉は市内特産の代表出品とも云ふべく上田氏及び島商会の清涼簾は時範柄にあらざるも同じく特産物として称せられ金子氏の茶盆、菓子盆、増山氏の茶盆、煙草入は島氏の欄間と共に孰れも其の技師を製品に現はし富山市の漆器及び木工品は近來大に進歩したりと評せらる前川氏の銀盆には平形ありコップあり丸形あり耳付楊枝、羽織紐帯なども精巧を極む武内氏の丸葉容器と廣田氏の振出布袋とは流石に富山市丈けありて他地方にては見られぬ出品なりと噂させられ廣瀬氏の土製玩具は富山人形の代表として更に進歩せば博多人形に及ぶべしと云はれつゝあり其の他大田氏の履物あり佐々倉氏の和傘あり共に精巧の製作に係り吉田氏の初級、月世界は屢々共進会などにて優賞を得たるもの漁業組合の出品は神通川の産物にして中には鮎の鱗、鮎の子溜り漬は見るものをして垂涎措く能は

ざらしめつゝあり要するに悉く市内の物産を集めしにあらざるも其の出品は孰れも見るべき価値あり今後月を逐ひ回を重ねるに随ひては更に多数に上るべく次より次と新らしき出品を為すに至れば餘りに会議所が陳列函を設けたる目的を達するに至るべし

(「富山商業月報」大正七年一月十五日)

四九 大正九年九月 出先県の売薬組合、本県行商人の組合加入要求

内外各地に亘りて年々其の販路を拡張しつゝある富山売薬中内地売薬に閉し近時漸く行商地先の売薬同業組合が定款の条項等を楯に種々の圧迫を加ふるの傾向著しく茲に係争中の高知県売薬同業組合対行商人取締問題に関する事項の如き行政上の見地に立脚して其の区域外より来る売薬行商人を組合に加入せしめ同一の義務を負はしめんと為すにあるも之を司法上より觀察せば勿論不可能にして何等其の理由を認むるに足らず然れば本県売薬同業組合にては強硬な

る態度を以て高知県側の要求に対し断然之を峻拒したりし也而して此程大阪府売薬同業組合にては其の定款中第八条の二即ち「地区外の者と雖も本組合地区内に於て売薬の行商を為すものは本組合に加入すべき義務あるものとす」の条項を削除したり尤も監督官庁に於て之が条文の削除を命じたる理由は一箇年間に僅に一二回地区内に於て行商を為すものは事実上組合員としての義務を負はしむる事は不可能なりと云ふに存せり此実例に依るも今後斯くの如き問題に對しては毫も關係組合間に紛擾を惹起するが如き事なかるべしと云ふ

(「富山月報」大正九年九月十四日)

五〇 大正十二年九月 関東大震災に對し売薬品徴用

六日引続き内務省衛生局からの急電に接したので県当局は直に富山市廣買堂・本県売薬同業組合・中新川郡滑川製薬会社より目薬・はら薬・膏薬等徴発したが廣買堂より各

通 種売薬品八十一万袋を以て定価より六割引で微発に應じた

(「富山日報」天正十二年九月七日)

店長申請の一件のみである

(「富山日報」天正十三年二月三日)

四一 大正十三年二月 関東大震災と四方売薬の被害

昨年の大震災の爲め被害を受けた本県内罹災者に対し曩に税務署は其の被害の程度に依つて本年の所得税及營業税の軽減並に免除をもなす事として去月十二日以来各市町村役場を経て夫々損害額を具して税額減免の申請をなさしめつゝあつたが悉々去る三十一日を以て締切となし一昨日からは各税務署共一斉に之が調査に着手して居るので何れも大多忙を極めて居る其中富山税務署管内に於ける被害高は最も甚だしく殊に婦負郡四方町売薬家の如きは流石に全滅の状態にあるとふれた程あつて其損害高も約十数万円に達して居ると云ふ然して富山管内右期間の申請件数は六十六件で内一人被害高の最高一万五百四十六円最低二百五十五円、それ等の多くは売薬にて住宅焼失は勸業銀行富山支

四二 大正十四年七月 売薬定価引下げの決議声明

拝啓 益々御清適之段奉賀候陳者左記事項に付御諒解を得至急御実行相願度此段以書中得責意候

拝具

一 目下当局に於て税制整理調査中に付此好機を逸せず売薬撤廃運動の必要を相認め別紙陳情書を作製し十月六日全売理事一同当局者を訪問し各々廢税の理由を付加陳述して諒解を相求め候

一 其際当局の答弁には一千万円の歳入財源を犠牲にして廢税を斷行するも果して其利益が需要者に全然及ぶや否や或ひは營業者の私服を肥やすに止まるやも知れずと当時面会を得たる当事者は執れも一樣に答弁せられ且反對に質問して曰く此点に關する所信如何とのことに右之陳情委員は一同印稅撤廢と同時に定価引下げは当然行は

る旨相答へ置候

一 此点に顧み左記事項を此際全国各組合に於て一齐に決議声明せらるゝことは極めて急務喫緊のことと存候

(イ) 売薬は主として多数の国民が疾病治療用として消費するものなるが故に売薬の課税は社会政策上不合理にして且不当の課税たること

(ロ) 売薬税の撤廃せられたる暁に於ては其利益は直接需要者に及ぶべきものにして当業者の壟断すべき性質のものに非らず従って印税額だけは当然定価引下げの行はるゝ旨適當の方法により声明すべきこと

(備考) 東京売薬同業組合に於ては右の必要を認め至急代議員会に代る可きものを開き決議声明の筈に有之候

大正十四年七月十四日

全国売薬業団体連合会

副会長 宇津治三郎

(北陸薬報「大正十四年八月五日」)

四九三 昭和元年五月 売薬定価一割引下げ決議

売薬一割引下げ決議

大正十五年五月八、九両日広島市に於て開催せられたる全売大会は副会長長谷川儀作氏の挨拶にて開会せるが、府県提出議案中売薬の名称を効劑と改むること、定価を一割値下断行、廃税功勞の富山県売薬同業組合に感謝状を贈ることを決議せり

(富山県売薬同業組合沿革史)

四九四 昭和元年十二月 富山売薬信用組合總會議案

(表紙)

有限責任富山売薬信用組合

大正十五年
昭和元年 度總會議案

殿

報 告 書

大正十五年自大正十五年一月一日本組合財産目録、貸借対照表、事業報告書、剰余金処分案別紙ノ通ニ候也

富山県富山市銀治町二十三番地 別紙ノ書類調査ヲ遂ケ其正確ナルヲ承認ス

有限責任富山壳業信用組合

理事 金井 久兵衛

常務理事 阿部 為太郎

理事 阿部 初太郎

監事 長谷川伊二郎

同 藤井 論三

同 中田 太七郎

財産目録

貸付金	二七二人	五三、六、八二二、三九〇
割引手形	五人	六、九〇〇、〇〇〇
中央金庫出資金	四〇日	四、〇〇〇、〇〇〇
保証責任富山県信用組合連合会出資金	四五日	九、〇〇〇、〇〇〇
同上準備金		一、三七一、六九〇
営業用土地家屋	金庫外二二八点	二六、〇九四、〇〇〇
什器	七五人	一、七二〇、六六〇
未収入利息	三五	五、九一二、二九〇
振替口座基金		三〇、〇〇〇
十二銀行預金		二七、四〇〇、三〇〇
適合会預金		八、一〇〇、〇〇〇
社債	勸業債券 十円券 五十通 富山県水力電気事業公債額 六千貳百元 大阪市第一回電気事業公債額 参万円	三六、八五一、五〇〇
現金		一〇六、二六〇
合計		六五四、三〇九、〇九〇

二 行商一 般

種 目		貸 借 対 照 表		貸 借 対 照 表	
種 目		方 額	借 入 額	種 目	方 額
組合員貯金	六二〇人	四二八、七四二、九六〇	六二〇人	出資金	九五、一五〇、〇〇〇
同 家 族 貯 金	二四〇人	一一、三九七、六八五	二四〇人	組 合 員 貯 金	四二八、七四二、九六〇
組 合 員 外 貯 金	一、一三二人	二三、五二一、六〇二	一、一三二人	同 家 族 貯 金	一一、三九七、六八五
中央金庫未払込出資金		二、四二九、六〇〇		組 合 員 外 貯 金	二三、五二一、六〇二
保証責任富山県信用組 合連合会未払込出資金		二、三六〇、〇七〇		中央金庫未払込出資金	二、四二九、六〇〇
同 準 備 金		二、三六〇、〇七〇		保証責任富山県信用組 合連合会未払込出資金	二、三六〇、〇七〇
社 債 券	三六、八五一五〇〇			未 支 払 配 当 金	二、〇六三、四四五
未 収 入 利 息	五、九一二二九〇			未 支 払 利 息	一九、四九九四八〇
十二銀行預ヶ金	二七、四〇〇二〇〇			準 備 金	四六、八一三八〇〇
連 合 会 預 ヶ 金	八、一〇〇〇〇〇〇			特 別 積 立 金	四、五八六二三〇
振 替 口 座 基 金	三〇〇〇〇〇			設 備 償 却 積 立 金	二、五〇〇〇〇〇
營 業 用 土 地 家 屋	二六、〇九四〇〇〇				
貸 付 金	五二六、八二二三九〇				
割 引 手 形	六、九〇〇〇〇〇				
中央金庫出資金	四、〇〇〇〇〇〇				
保証責任富山県信用組 合連合会出資金	九、〇〇〇〇〇〇				
同 準 備 金	一、三七一六九〇				
社 債 券	三六、八五一五〇〇				
未 収 入 利 息	五、九一二二九〇				
十二銀行預ヶ金	二七、四〇〇二〇〇				
連 合 会 預 ヶ 金	八、一〇〇〇〇〇〇				
振 替 口 座 基 金	三〇〇〇〇〇				
營 業 用 土 地 家 屋	二六、〇九四〇〇〇				

IV 流 通

什器	一、七二〇六六〇	役職員退職慰勞基金	一、一〇〇〇〇〇
金銀	一〇六三六〇	本年度剰余金	一四、一四四二一八
合計	六五四、三〇九〇九〇	合計	六五四、三〇九〇九〇

一 組員數及出資口數

職業別	前年度末現在高		本年度末現在高	
	組合員數	出資口數	組合員數	出資口數
商業	七〇四人	一、九〇三口	六九七人	一、九〇三口

二 出資払込

種目	前年度末現在		本年度末現在	
	自払	払込	自払	払込
各	八七、一二六九一七		八七、一二六九一七	
剰余金	八、〇二三〇八三		八、〇二三〇八三	
合計	九五、一五〇〇〇〇		九五、一五〇〇〇〇	

三 準備金及各種ノ積立金

種目	前年度末現在高		本年度積立金		本年度処分高		本年度末現在高	
	準備金	積立金	準備金	積立金	準備金	積立金	準備金	積立金
準	四三、六五四八二〇		三、一五八九八〇				四六、八一三八〇〇	
特別	四、五八六一三〇						四、五八六一三〇	
設備	一、五〇〇〇〇〇		一、〇〇〇〇〇〇				一、五〇〇〇〇〇	
退職員退職慰勞基金	八〇〇〇〇〇		五〇〇〇〇〇		二〇〇〇〇〇		一、一〇〇〇〇〇	
合計	五〇、五四一〇五〇		四、六五八九八〇		二〇〇〇〇〇		五五、〇〇〇〇三〇	

二 行商一般

四 借入金及其償還

前年度末現在高	本年度借入金高	本年度償還高	本年度末現在高
〇	四、五六一〇八〇	四、五六一〇八〇	〇

五 借入金利率

種月	利率	最	高	最	低	普	通
借入金	金	一割〇二厘二毛		一割〇二厘二毛		一割〇二厘二毛	

六 損益計算表

種	利	益	損	失
貸付金利息	六三、四三三一九〇		貯入金利息	四八、一九四〇八〇
割引金利息	一、二八四八八〇		借入金利息	一、五二〇〇
預ケ金利息	二、七六三九六〇		諸給利息	四、一六〇九〇〇
雜益	一二〇〇〇		雜費	三、九一八七三〇
中央金庫配當持分	一三〇四〇〇			
連合会配當持分	四二二二三〇			
社債利息	二、〇八六三〇〇			
前期繰越金	一、三〇六四八八			
合計	七〇、四一九四四八		合計	五六、二七五二三〇

差引 剰余金壹万四千四百四拾四円貳拾壹錢八厘

大正十五年一月十四日当組合事務所ニ於テ第二十四回通常総会開催総組合員七百四名出席者四百七拾四名（内委任状ヲ以テ議決権ヲ委任シタルモノ貳百四拾九名）決席貳百参拾名ニシテ大正十四年度財産目録、貸借対照表、事業報告書及剰余金処分案並ニ監事意見書ヲ提出シ之カ承認ヲ得尋テ大正十五年度ニ於ケル組合ノ借入金額最高限度金拾万円ノ件大正十五年度ニ於ケル一組合員ニ貸付金額最高限度金六千円ノ件大正十五年度ニ於ケル一組合員ニ割引シ得ヘキ手形ノ最高金額金六千円ノ件預ケ入レ銀行ノ件ヲ決議シ引続キ監事、信用評定委員、任期満了ニ付選挙ヲ行ヒタルニ監事ニ長谷川伊三郎、藤井諭三、中田太七郎、信用評定委員ニ吉本藤兵衛、田中清衡、村田藤太郎、平井嘉之、橘文蔵、長澤米太郎、内山忠四郎当选セリ尚理事ノ諮問ニ応スル組合員総代任期満了ニ付改選ヲ行ヘタルニ全員再選セリ

八 事業ノ状況

大正十五年昭和元年度ニ於ケル当組合ノ事業状況ハ初春以来資金ノ出入頻繁ナリシモ敢テ固定スルコト之ナク貯金ハ

毎年多少ノ増加ヲナシ本年モ亦前年ニ比シ幾分ノ増額トナリシモ貸付ニ於テ比較的増加セザリシハ組合員ノ資金必要少キニ因ルモノナラン為メニ金融始終緩慢ナリシモ利率ニ異動ヲ来スコトナカリキ

売業業者ノ商況ハ地方ニヨリ多少ノ差異アリト雖モ概シテ好況ナラザルノミナラズ集金亦意ノ如クナラザリシタメ実収ニ減少ヲ来シタリトノ風評ハ信ヲ措クニ足レリ然レトモ組合ノ事業ニ影響シテ資金ノ固定ヲ見ルカ如キコトナカリキ

十五年昭和元年度ハ春来金融緩慢ニシテ銀行ヨリ借入ヲ為スコトナク従来ハ大概七八九ノ三箇月間ニ若干ノ借入ヲ為スヲ例トセシモ前年ハ僅カニ九月中ニ少額ノ借入ヲ為シタルモ本年ハ更ニ借入ヲ為セシコトナカリキ

要スルニ十五年昭和元年度ハ比較的貸付増加率モ少ク終始余裕勝ニシテ預越ノ月ノミナリキ此ノ状態ニテ推移セハ年度末ニ於ケル剰余金ノ減少ヲ氣遣ヒタルモ前年ニ劣ラサル成績ヲ収メ得タルハ幸トスル所ナリ

九 処務ノ要件

	一月八日	第二十四回通常総会ヲ一月十四日本組 合事務所ニ於テ開設スル旨富山県知事 へ届出ヲナシタリ	同	十五日	差出ス 十四年度概況報告書富山市役所へ差出 ス
	同	十四日	同	十七日	日本銀行金沢支店ノ照会ニ係ル十五年 二月末ノ営業状況報告書ヲ同行支店へ 郵送ス
	同	十八日	同	同	二月末ノ営業状況報告書ヲ同行支店へ 郵送ス
	同	十八日	同	二十七日	金井理事ハ故河口理事ノ葬儀ニ参会シ 弔辞ヲ呈ス
	同	十八日	同	二十九日	理事河口善次郎三月二十三日死亡ノ届 出書ヲ其筋へ提出セリ
	同	二十日	同	五月五日	浄閑翁ノ祭典ニ付キ午後臨時休業ス
			セリ	同	安達通信大臣歡迎会ニ参別ス
	二月八日	市街地信用組合金融状況調査表ヲ中央 金庫へ郵送セリ	同	十七日	理事細野定次郎五月十六日死亡ノ届出 書ヲ其筋へ提出セリ
一般	同	十五日	同	十八日	阿部常務理事ハ故細野理事ノ葬儀ニ集 会弔辞ヲ呈ス
行商	同	三月五日	同	十九日	内務部長ノ申達ニ基キ特殊事項調査書 本県庁へ提出ス
二	同	十一月十一日			

通 六月八日 産業組合大正十四年度末事業概要書ヲ

富山市役所へ差出す 十一月 十三日

IV 流 同 十日 故李王殿下国葬仰セ出サレニ付敬申ノ

意ヲ表シ臨時休業ス 同 十五日

七月五日 六月卅日末現在払戻準備金ニ関スル書

類ヲ富山県知事へ提出セリ 十二月 二十日

同 二十四日 大正十五年六月末ノ試算表ニ依リ定期

監査報告書ヲ本県庁へ提出セリ 同 二十五日

同 阿部常務理事ハ故吉本評定委員ノ葬儀

ニ参会中辞ヲ呈ス 同 二十八日

十月十六日 重要物産組合及利率ニ関スル回答書富

山県内務部長へ提出セリ 十二月三十一日

同 二十二日 長慶天皇御在位確認中告祭ニ付敬意ヲ

表シ臨時休業ス 十 貸付金及償還

貸付金総額

無担保	区別	前年度末現在		本年度貸付		本年度償還		本年度末現在	
		金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数
		1,210,000	17	2,200,000	9	2,100,000	9	1,210,000	17

有担保	三〇、九三六〇	二五八	二八、三二〇九〇	八三	二九、一四二八〇	八〇	二八、一五三〇〇	二五八
合計	五〇、六三六〇	一七〇	二四、三三〇九〇	九	二九、〇八三六〇	九	二六、八三三九〇	一七〇

貸付ノ目的

本組合ハ市街地組合ニシテ売業以外独立ノ生計ヲ営ム資力 告グル者ニ対シ之ガ資金ノ補填ヲナスヲ以テ目的トス
 アル者ニモ資金貸付ヲナシ得ルモ主トシテ売業營業者、売 又担保ノ種類ハ有価証券地所及建物売業懸場等ナリ

十一 貯金(但シ組合員外ノ貯金ハ産業組合法第一条第四項ノ貯金)

貯金別	年度別	前年度末現在高		本年度受入高		本年度払戻高		本年度末現在高	
		金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数
組合員ノ貯金		三九、三五四〇	八二	一、四八一、九一九〇	一	一、四四、五九九〇	四八、七三九六〇	六〇	
組合員家族貯金		八、四〇四六五	二四	一〇、七八四三〇	一	七、五二一〇〇	一一、九七六八五	二四〇	
小計		四七、七五八六五	一〇六	一、五五〇、四二二〇	二	一、五二、〇六一九〇	六〇、七一六四五	八四〇	
組合員外ノ貯金		三、四六五八二	一、〇三	八、四八二六〇	一	八、三三三三〇	三、五三六三三	一、一三	
小計		三、四六五八二	一、〇三	八、四八二六〇	一	八、三三三三〇	三、五三六三三	一、一三	
合計		五一、二二四五七	一、一三	一、六三八、九〇二〇	三	一、六〇、三九五二〇	六四、二五二八八	八五三	

十二 貸付及貯金利率並割引歩合

区別	貸付金	貯金		割引
		組合員ノ貯金	産業組合法第一条第四項ノ規定ニ依ル貯金	
最高	一割二分七厘七毛五系	七分二厘	五分八厘四毛	一割〇九厘五毛
最低	一割〇二厘二毛	五分四厘	五分四厘	九分四厘九毛
普通	一割一分六厘八毛	五分八厘四毛	五分八厘四毛	一割〇二厘二毛

手形割引及決済

区 別	前年度末現在高		本年度割引高		本年度決済高		本年度末現在高	
	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数
約束手形	有担保 六,000,000	一	一九,100,000	五	二四,500,000	五	六,000,000	一
無担保	三,八00,000	三	三,500,000	三	三,500,000	三	三,八00,000	三
為替手形	有担保 六,000,000	一	五,500,000	三	八,900,000	三	二,500,000	一
無担保	〇	〇	一三,000,000	九	一三,600,000	九	〇	〇
合 計	一五,八00,000	五	六〇,600,000	三〇	六九,500,000	三〇	六九,000,000	一〇

担保ノ種類株券

産業組合法第一条第三項及第四項ノ規定ニ依ル貯金

区 別	前年度末現在高		本年度受入高		本年度払戻高		本年度末現在高	
	人員又ハ団体数	金額	金額	金額	金額	人員又ハ団体数	金額	
第一条第三項ノ規定ニ依ル貯金	二〇	八,800,000	一〇,七八三〇	七,六一三〇	二四〇	二	一〇,三九七,六八五	
第一条第四項ノ規定ニ依ル貯金	一,〇三三	三,三四六,五三三	八,四八六,六〇〇	八,四八六,一四〇	一,一三三	三	三,三三二,六〇三	
合 計	一,〇五三	三,三四六,五三三	一八,二六九,六〇〇	一五,九九九,八四〇	一,二七三	五	一三,七三〇,二八八	

職業別貯金

区 別	商 業		合 計	
	金額	人員	金額	人員
組合員ノ貯金	三六,七三三〇	六三〇	三六,七三三〇	六三〇

二 行商一般

家族貯金	11,556,655	11,556,655	11,556,655	11,556,655
産業組合法第一条第四項ニ依ル組合員外ノ貯金	3,528,033	1,131	3,528,033	1,131

区別	千円以上		五百円未満		五百円以上		百円未満		一人当
	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	
組合員ノ貯金	331,633,000	1,291	29,285,800	6	42,190,800	1,031	5,623,000	240	69,530,800
家族貯金	2,779,000	1	1,022,900	2	1,022,900	2	2,262,500	125	2,262,900
法第一条第四項ニ依ル組合員外ノ貯金	1,555,000	1	3,928,000	6	1,246,200	6	6,692,200	1,021	10,923,800

預ケ先	前年度末現在高		本年度預入高		本年度引出高		本年度末現在高	
	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員
十二銀行	3,922,100	1	1,335,015,000	1	1,170,402,000	1	7,800,100	1
保証責任富山県信用組合聯合会	1,100,000		2,247,000,000		2,247,000,000		8,100,000	
合計	5,022,100		3,582,015,000		3,417,402,000		15,900,100	

預ケ入金利率	七分五厘	最低	四分七厘四毛五糸	普通	四分七厘四毛五糸
--------	------	----	----------	----	----------

払戻準備金	額面高	金額	備考
富山県水力電気事業公債	500,000	5	第一回券額面百円ニ付時価九拾円也

合同	連	同	同	同	同	同	同
計	上	金	上	上	上	上	上
六、五〇〇、〇〇〇	六、一〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
一五	一	一	一	二	二	一	一
六、一〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
同	同	同	同	同	同	同	同
上	上	上	上	上	上	上	上
第二回券額面百円ニ付時価九拾円也	第三回券額面百円ニ付時価百円也	第二回券額面百円ニ付時価九拾円也	保証責任富山県信用組合連合会定期預金	同	同	同	同

剰余金処分案

- 一 金七万四百拾九円四拾四錢八厘 本年度総益金
- 一 金五万六千七百七拾五円貳拾參錢 本年度総損金

金參円五拾錢也

差引

- 一 金壹万四千四百四拾四円貳拾壹錢八錢 本年度剰余金

四九五 昭和二年三月 売薬広告の増加

- 此ノ処分
 - 一 金參千五百參拾九円五拾八錢 準備金
 - 一 金壹千五百円也 設備償却積立金
 - 一 金七百円也 役員員退職慰勞基金
 - 一 金六千六百六拾円五拾錢 配当金
- (持分ニ対シ年四分五厘四毛強)ノ割、持分一日ニ付
- 富山売薬は店頭売薬と違つて配置売薬でありますから申す迄もなく店頭に来客をむかひることが少なく随つて以前から当業者は年々各地に行商の際各戸に売薬を配置します場合に現品について一々詳しい機能の説明をなし顧客の需めに応ずる商習慣でありました、故に別段広告宣伝を利用

する必要を認めなかつたが併し世運の推移に伴ひ近来に至り新聞に雑誌看板等に広告するもの漸々増加の氣勢を示します

〔北陸葉報〕昭和二年三月五日

四六 昭和四年二月 精神薬問題、裁判所へ提訴

中新川郡水橋町売薬商蛭谷吉造は滑川町妻木宗吉外八十四名を相手取り二日富山地方裁判所へ特許権侵害の訴へを提起したので飯倉県売薬同業組合長外関係者は二日同組合に於て善後策について協議したが硬軟両派に岐れ大紛擾を起してゐる、これがため飯倉組合長は上京したが、理由は蛭谷の免許にかゝる精神薬は大正七年登録商標の特許をうけ販売し居るが前後に前記八十五名が今日迄同方名の下に営業して蛭谷の権利を侵害したといふのである

裁判は

特許局

原告が有利

右の特許権侵害に関し双方共特許局へ異議の申立をして居るので特許局の裁断に俟たねばならぬが蛭谷の方が優勢であり、蛭谷が異議申立するや前記八十五名は人を介して妥協を申込むだが応ぜず告訴したのである、特許局の裁断が蛭谷に有利になると莫大なる付帯私訴を提起される処あり其上富山市の売薬業者としては広貫堂を除く他は殆ど関係してゐるので頗る注視されてゐる

〔富山日報〕昭和四年二月五日

四七 昭和四年五月 精神薬問題、示談解決

精神薬問題示談

前年来中新川郡水橋町精龍堂蛭谷吉造氏が県下の売薬業者七十五名を相手取り「精神薬」の登録商標侵外の告訴を富山検事局に提起し紛擾を続け居たりしが、売薬同業組合の奔走により大多数の被告訴者は蛭谷氏に示談を申込む事となれり。即ち五月七日午後二時妥協側の主なる者数十名は組合会議室に集合、押田事務長等より経過の報告ありて

通 懇談に入り結局

IV 流

- 一 二千五百円を蛭谷氏に提出して告訴を取下げしむる事
 - 二 今後「精神薬」の名儀を用ひざる事
 - 三 分担金を早急に取纏むる事若し分担金を納付せざる者は除外して妥協を進むる事
 - 四 分担金を拒否する者は蛭谷氏との直接交渉にさす事
 - 五 滑川、水橋等各区域に委員二名乃至三、四名宛を設置し相互に連絡を図りて分担金の件等について協力する事
- 等に決定せり。しかして大多数はすでに妥協を申入るゝ事に決し、二、三の者は兎も角円満に解決するものとみらるゝに至れり。

〔富山県売薬同業組合沿革史〕

四九 昭和四年十月 売薬展覧会開催

売薬展はいよ／＼けふから九日間の開期で蓋をあけた

第一会場の富山商品陳列所は階上階下とも内外五千点の優良売薬をデコレーション凝して並べたて薬の香は満堂に発散して薬の天下を思はせてゐる、廊下、壁間には各地代表売薬の美術ポスターで貼りめぐらし空間の撫慮を慰めながら売薬らしい効能を抜け目なく宣伝してゐる

第二会場の図書館には「反魂丹」の大額面や家伝売薬の衝立、看板などを始め越中売薬の縁起から維持前後に及ぶ各家の古文書、古代売薬の衣裳道具、風俗等現代に興味多い参考品として並べられてゐるが「江戸における反魂丹の拡めの函」などは軽業軽口もどきで売薬行商をやつた当時の風俗を如実にしのばしめて面白い

〔富山日報「昭和四年十月六日」〕

四九 昭和五年七月 富山商工会議所、本県売薬に
対する希望意見調査

富山県重要物産の一たる本県売薬業に対抗して近年大和、

江州等を始め各地に勃興する売薬は近代的要求に相応すべく盛に研究してゐるがこれに鑑み富山売薬も前途大いに研究と改革を要すべきものがあるので富山商工会議所ではこれが研究資料となすべく全国の会議所並に各道府県に對し本県売薬の製品、包装、容器、販売方法並に行商人等に對する腹臆なき意見を徴したが左の如き回答に接した、相当参考にすべきものがある

販売に對する感想

一 前年度分との交換に際し出来得る限り清新剤と取換ふことを望む、又販売の方法については各地よりの売薬業者と異り眞の商人的態度なるは特によし（相川商工会議所）

一 絶対に割引せぬこと、しかして内容を充實せしむること（徳島、大阪各商工会議所、埼玉、徳島、石川の各県）

一 販売に際しやや強制的の態度あるは遺憾なり改善を要す（岩手、島根、徳島の各県）

二 行商一般

一 配置或は他の迫従を許さざるの発展ぶりと認む（小樽商工会議所）

一 拒絶するも徒らに放置し後代金の回収に際し甚だ他人に嫌悪の念をいだかしむる態度に出するものあり注意を要す（秋田県）

一 多数製薬業者の行商人が各々販路を拡張せんとする結果果何等異なるところなき同種の売薬を甲よりも乙よりも強売せらるる傾向あり各製薬業者間において或協定を行ふ必要ありとみとむ（宮城県内務部商工山林課）

一 時代は従来の配置売薬を歓迎するや否やを顧慮すべきにありと思考す、交通機関連達のため山間の地にいたるまで売薬業者の開業多きを見るにいたり、尚個人衛生思想の發達も大に考ふべき近因ならんか、又従来需要者の声として配置売薬はある程度の割引販売を行ふのみならず加ふるに物品を添付する等の結果製品の信用を損ひ服用者に不安の感念をいだかしむる等は現実的狀態にあり（埼玉県）

一 販売の方法は店頭陳列と配置するのと二法あり富山県は後者の方法をとつつあるがこの方法は永年の慣習にてやむを得ざるとするも時勢の進運に伴ひ将来は責任あ

る店舗にて販売する方法に改善せられんことを望む（東京府）

一 配置売薬に重きをおきたるをもつて乱売甚しくために売薬の品位を損するもの多しとみとむ（長岡商工会議所）

一 内容の充実、品質の向上をはかり而して絶対に割引せざるやう信用の獲得につとめられたし（大阪府）

一 行商人は年二回来る毎とに残薬を集め新たに入替すると称するも残薬を如何に処分するや疑問なり次より次へと甲家より集めたものを乙家に配付するものと思ひ反感をいだくものあり製薬の年月日を記入する等のことにせば如何（直江津商工会議所）

一 配置売薬集金の際割引の区々なるは信用上面自からず統一を期せられたし、一口に富山売薬といへば現今はあまりに配置袋の数が多いのでその真価を損じ居るやうですからこれを県で何とか統一し、多くて二、三点に減すれば可ならん、所謂有名売薬と一見同品なるが如き名称外観あるもの多し、販売に際し内容を少く定価を引上げて客の歛心を求めんため三割乃至四割の割引をなすもの

多く、定価販売励行に腐心せんとする折柄非常なる悪感化を及ぼす、甲の家の品を取り去り、乙の家に持参する如き風評あり事実なるが如し故に薬品の香気風味大いに劣れりと信ず（石川県）

一 当地方における富山売薬の販売方法は多く或る期間需要者へ預け置きその間に使用した分の薬代を支払ふのであるが、需要者はあまり薬の効能に対し信用をもつて居ない故に使用した分の代金を割引しなければ支払はぬといふ有様になつてゐる、現今ではひろく一般に割引が行はれてゐる様である、これは富山売薬の品位及び信用を落す最大原因であるから、品質、容器、包装の改善向上をはかると共に薬代の割引は絶対に不可である（沼津商工会議所）

一 需要家に対しその服用の多少に応じ薬価の割引をなすは販路拡張と多売政策上当然のことならんも、その率一定ならず甚しきは定価の半額に近き割引をなし居る向あり、消費者個々については好都合のことなるもこれを第三者の立場より見るに斯くては折角の特効薬も定価に対

二 行商一般

- 一 するその真価を疑はるるをもつてむしろ相当薬価の値下を断行せられもつて行商人にはその定価を確保せしめらるるか若くは服用高に対する薬価の割引に一定の率を設けしめては如何（高知県内務部、和歌山県）
- 一 押売りはあまりにしつこくて無理に置いて帰る噂あり、なほ年一回乃至二回位薬替へに見へるも噂によれば薬替は只表面□のみにて廻つた所々の配品を順繰りと入替へて帰るなどいつてゐる、だから薬が効力ないと一般人の心理状態がさうなつてゐるやうである、けれども別に確証をいひ得ること出来ないが一考すべきであると思ふ（岡山県）
- 一 配置売業の方法ならばにその手段は善良と認む、但し改善を要すと認むる点は定価を低下し従来の割引を廃すべきを必要と認む（大津商工会議所）
- 一 奈良県のものとの競争販売により自然押売又は投込み等の弊害を生じ迷惑を感じるもの多し（門司商工会議所）
- 一 配品売業目下の状態は勘定の際定価より極度の割引をなすため営業者よりは一般売薬乱売防止の上に悪影響ありと称せらる（甲府商工会議所）

（富山日報「昭和五年七月二十二・二十三日」）

三〇〇 昭和五年 富山売薬の映画宣伝

富山売薬の映画 北海道で大成功

廣貫堂北海道最寄会 大祝賀会を開催

富山市株式会社廣貫堂の北海道最寄会ではかねて同社で製作した映画「富山売薬の沿革と実際」を約二ヶ月間に亘つて北海道一円に巡廻上映して宣伝につとめたところ未開の地域は映画に恵まれざる地方の多いこととて熱狂的大歡迎と大人気をうけて多大の効果を収めその上経費が七十余円剰余したので三月二十八日富山市外奥田の湯に於て祝賀会を開き、神山直次郎氏がこの計画について非常な功勞があったので金盃一個を贈与した、この大成功により各最寄会でも実施せんとするもの少からず、師天堂にも映画製作の氣漸く動いてゐるやうである

（富山薬事新聞「昭和五年四月十五日」）

五〇一 昭和六年一月 京都府中筋村役場の配置売薬

品返還申入れ

拝啓嚴寒の候益々御清榮の条賀上候 陳者近來売薬行商人中、押売強請する者多々有之ために従来より本村内各戸に家庭薬預り居候処、今回は売薬全部一時返済方村民の声となり、其取扱を当役場に迫られ無余儀御預り致居る候、就而貴店関係の分有之候条遺憾乍ら可成至急御序を以て、受渡方御申出相成度、此段通知申上候也。

追而 服用済の薬代価は当役場にて支払可致候。

昭和六年一月二十三日

京都府加佐郡中筋村役場

富国薬業会社殿

〔薬部の産業〕昭和六年二月十五日

五〇二 昭和六年五月 売薬展覧会開催

県市及び商工会議所、売薬同業組合共同主催の売薬展覧会

はいよいよ今日から十三日まで十日間富山商品陳列所で開催される、本場の富山に、県下各地の売薬業者から一人二点つゝ総計六千点の出品を求め更に製薬器具など会場一ぱいに所せまいまで装飾陳列した、そして開期中は毎日富山薬学校生徒たちによつてラジウム、紫光線の実験や丸剤、チューブ入剤の製法を実験して興を添へる、記念倶楽部の接待所には生花、盆景を飾り茶席を設けて歓待する筈でこの十日間の富山市はこの展覧会はじめ五日の淨閑翁祭、六日の記念講演会、八日から五日間富山薬専科十周年記念日など薬都にふさわしい催しに賑はふわけだ

〔富山日報〕昭和六年五月四日

五〇三 昭和七年一月 薬品計量の統一

従来我国の薬品は四百五十グラムでありながら、通常一ポンド入りとして取引されてゐるが、最近国際取引上種々の誤解を生じ非難の声高く、且つ薬業振興協議会からも希望があるので、衛生局ではこれを五百グラム入りに改正統

二 行商一般

一する事となり、各府県にその取締を通牒したが、之によつて従来国際取引上の誤解を一掃される事が出来るだらう

(富山日報「昭和七年一月一日」)

昭和七年拾貳月參拾壹日

富山県富山市銀治町拾六番地

有限責任富山売薬信用組合

常務理事 阿部 為太郎

理事 阿部 初太郎

理事 松井 金太郎

理事 田中 清 衡

別紙ノ書類調査ヲ遂ゲ其正確ナルヲ承認ス

監事 藤井 諭 三

同 中田 太七郎

同 田中 清次郎

昭和七年度總會議案

殿

五〇四 昭和七年十二月 富山売薬信用組合總會議案

(表紙)

「有限責任 富山売薬信用組合

報告書

昭和七年度 自昭和七年一月一日 至昭和七年十二月三十一日 本組合財産目録、貸

借対照表、事業報告書剩余金処分案別紙ノ通りニ候也

財産目録

資 産		負債	
貸付金	二六七人	中央金庫出資金	四九二、五三三、〇九〇
割引手形	二三人	保証責任富山県信用組合連合会出資金	四八、一八〇、〇〇〇
中央金庫出資金	四〇口	同上準備金	四、〇〇〇、〇〇〇
保証責任富山県信用組合連合会出資金	四五口		九、〇〇〇、〇〇〇
同上準備金			一、三七一、六九〇

IV 流 通

割 貸	種 類	貸 方		借 方	
		日 金	額	日 金	額
引 付 手 形	金	四九二、五三三	〇九〇	六三一、一五〇	〇〇〇
		四八、一八〇	〇〇〇	六三一、三〇六	八四〇
組 合	員 資 貯 金				
組 合	員 貯 金		七〇五人		六三一、三〇六、八四〇
同 家 族 貯 金			一八八人		八、〇二九、六〇〇
組 合 員 外 貯 金			一、二九五八		八四、三三八、九五二
中 央 金 庫 未 払 込 出 資 金					八八、八〇〇
未 支 払 配 当 金			一、一八八		一、一〇五、〇〇〇
未 支 払 配 利 息 金			一、三四五人		一三、八五九、二三〇
未 經 過 割 引 料			二三人		三九八、五六〇
合 計					七三八、一二六、九八二
差 引 計					一九九、一七九、五六八
現 社 債					九三七、三〇六、五五〇
通 合 會 預 ケ					二二七、一七四、〇〇〇
十 二 銀 行 預 ケ					一一五、三一〇、五五〇
振 替 口 座 金					七、四〇一、七九〇
什 替 口 座 金					一〇、〇〇〇
營 業 用 土 地 家 屋					二九、六四二、四七〇
					二、六八二、九六〇
					一〇、〇〇〇
					金庫外三四四點
					一〇

二 行商一般

種 目	前年度末現在		本年度末現在	
	前年度末現在	本年度末現在	前年度末現在	本年度末現在
各自払込	八七、一二六	九一七	八七、一二六	九一七
剰余金ヨリ払込	八、〇二三	〇八三	八、〇二三	〇八三
合計	九五、一五〇	〇〇〇	九五、一五〇	〇〇〇

二 出資払込

商 業	職 業 別	前年度末現在		本年度末現在	
		組合員数	出資口数	組合員数	出資口数
業		七二三人	一、九〇三口	七二一人	一、九〇三口

事業報告書
一 組合員数及出資口数

合 計	前年度末現在		本年度末現在	
	組合員数	出資口数	組合員数	出資口数
中央金庫出資金	四、〇〇〇	〇〇〇	四、〇〇〇	〇〇〇
保証責任富山県信用組合連合会出資金	九、〇〇〇	〇〇〇	九、〇〇〇	〇〇〇
同 準 備 金	一、三七一	六九〇	一、三七一	六九〇
社 債	二二七、一七四	〇〇〇	二二七、一七四	〇〇〇
十二銀行預ケ	七、四〇一	七九〇	七、四〇一	七九〇
連 合 預 金	一一五、三一〇	五五〇	一一五、三一〇	五五〇
振 替 預 金	一〇	〇〇〇	一〇	〇〇〇
營業用土地家屋	二九、六四二	四七〇	二九、六四二	四七〇
什 器	二、六八二	九六〇	二、六八二	九六〇
金 銀 有 高	〇	〇〇〇	〇	〇〇〇
合計	九三七、三〇六	五五〇	九三七、三〇六	五五〇
同 家 族 貯 金	八、〇二九	六〇〇	八、〇二九	六〇〇
組 合 員 外 貯 金	八四、三三八	九五二	八四、三三八	九五二
中央金庫未払込出資金	八八	八〇〇	八八	八〇〇
未 支 払 配 当 金	一、一〇五	〇〇〇	一、一〇五	〇〇〇
未 支 払 利 息	一二、八五九	二二〇	一二、八五九	二二〇
未 経 過 割 引 料	三九八	五六〇	三九八	五六〇
準 備 立 金	六八、五〇八	〇〇〇	六八、五〇八	〇〇〇
特 別 積 立 金	五、七〇九	〇〇〇	五、七〇九	〇〇〇
設 備 償 却 積 立 金	一一、五〇〇	〇〇〇	一一、五〇〇	〇〇〇
役 員 退 職 給 与 基 金	三、六〇〇	〇〇〇	三、六〇〇	〇〇〇
本 年 度 剩 余 金	一四、七一二	五六八	一四、七一二	五六八
合計	九三七、三〇六	五五〇	九三七、三〇六	五五〇

三 準備金及各種ノ積立金

種 目	前 年 度		本 年 度	
	前年度末現在高	本年度積立金	本年度処分高	本年度末現在高
準 備 金	六四、五一一	七〇〇	三、九九六	三〇〇
特 別 積 立 金	五、七〇九	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
設備償却積立金	一〇、〇〇〇	〇〇〇	一、五〇〇	〇〇〇
役員退職給与基金	三、六〇〇	〇〇〇	一、〇〇〇	〇〇〇
合 計	八三、八二〇	七〇〇	六、四九六	三〇〇

四 借入金及其ノ償還

借 入 金	
前 年 度 末 現 在 高	本 年 度 借 入 高
〇	〇
償 還 高	
前 年 度 末 現 在 高	本 年 度 償 還 高
〇	〇

五 借入金利率

種 目	最 高		最 低	
	最 高	最 低	最 高	最 低
借 入 金				

六 損益計算表

種 目	利 益		損 失	
	金 額	種 類	金 額	種 類
貸 付 金 利 息	四七、七九六	貯 蓄 金 利 息	四九、七九一	八三〇
割 引 金 利 料	三、六六四	諸 給 料	五、四二九	〇〇〇
預 ケ 金 利 息	五、四二六	雜 費	三、七八九	一〇〇

雜益	二七七	〇〇〇	
中央金庫配当金	一九八	四〇〇	
連合会配当金	四七七	〇〇〇	
社債券利息	一三、八五九	八二〇	
前期繰越金	二、〇二二	六九八	
合計	七三、七二二	四九八	
合計			五九、〇〇九
			九三〇

差引 剰余金老万四千七百拾貳円五拾六錢八厘

七 総会ノ決議

昭和七年一月十四日当組合事務所ニ於テ第三十回通常総会
 開催総組合員七百拾參人出席者三百九十一人（内委任状ヲ
 以テ議決権ヲ委任シタルモノ貳百五拾人）欠席參百貳拾貳
 人ニシテ昭和六年度財産目録、貸借対照表、事業報告書及
 剰余金処分案並ニ監事意見書ヲ提出シ之ガ承認ヲ得尋テ昭
 和七年度ニ於ケル組合ノ借入金額最高限度金拾万円ノ件昭
 和七年度ニ於ケル一組合員ニ割引シ並ニ貸付スルコトヲ得
 ベキ金額最高限度金六千円ノ件預ケ入銀行ハ株式会社十二
 銀行、株式会社第四十七銀行、株式会社高岡銀行富山支店
 ノ件新加入及増口ニ対スル加入金ノ件ヲ決議シ準備金特別
 積立金其ノ他ノ積立金ヲ事業資金ニ融通スル事ノ承認ヲ得

八 事業ノ状況

タリ監事任期満了ニ付改選ノ結果前監事三名共再選セリ
 昭和七年度ニ於ケル当組合ノ事業状況ハ初春以来資金ノ出
 入繁閑前年ニ此シ大差ナク三月頃迄ハ旅行先ヨリ送金増額
 ノ傾キアリシモ其後漸次縮小シ下半期ニ至リ前年ヨリ減額
 セリ貯金モ亦同様ニテ前年ヨリ減額セリ而シテ利率ハ地方
 銀行界ノ趨勢ニ随ヘ九月一日ヨリ貸借共ニ利率ノ引下ヲナ
 セリ
 売業者ノ商況ハ地方ニヨリ差異アリト雖モ概シテ引続キ
 不況ノ為メ売行キニ大差ナシト雖モ集金意如クナラズ殊ニ
 東北及ビ北海道地方ニ於テ最モ甚シトス
 昭和七年度ハ前年ニ比シ貯金モ減少スト雖モ貸金モ亦減ゼ
 ルヲ以テ本組合ノ資金需用ノ最盛期ト雖モ敢テ借入ヲナス

二 行商一般

通
コトナク自己ノ資金ヲ以テ融通シ猶余裕アルヲ以テ運用上

小額ナレドモ債券ノ購求ナセリ

要スルニ昭和七年度ハ前年ヨリ引続財界緊縮ノ影響ヲ受ケ

売棄業者ノ集金大ニ減収シタリト雖モ貸付金ノ固定少ク事

業遂行ニ何等ノ動搖モナク至極平穩ニシテ資金ノ運用ニ些

ノ支障ナカリキ而シテ年度末ニ於ケル剰余金ハ前年ト差異

ナキハ洵ニ欣幸トスル所ナリ

九 処務ノ要件

一月一日 当座貯金小口当座貯金利率一厘引上ヲナ

ス

同日 第三十回通常總會ヲ一月十四日日本組合事

務所ニ於テ開設スル旨富山県知事へ届出

ヲナシタリ

同日 第三十回通常總會ヲ一月十四日午後三時

ニ開設ノ通知ヲ發送ス

同日 十四日 通常總會開設ニ付午後臨時休業ス

同日 同日 第三十四回通常總會決了

同日 十八日 第三十回通常總會決了届ヲ富山県知事へ

提出セリ

同 同 監事變更届ヲ富山県知事へ提出セリ

同 同 施行法第十二条ノ事項報告書ヲ富山県知

事へ提出セリ

同 同 昭和六年十二月三十一日現在ノ信用組合

概況報告書大蔵省銀行局特別銀行課へ提

出セリ

同 二十三日 故理事金井久兵衛君生前ノ功劳ニ酬ニル

為表彰状ニ金壹千円相添へ贈呈

二月十六日 定期監査状況報告書ヲ富山県知事へ提出

セリ

三月二日 昭和六年度事業報告書富山県庁及富山市

役所へ提出セリ

三月十七日 執務役職員手当奉給賞与旅費ノ届出ヲ富

山県庁へ提出ス

五月五日 淨閑翁ノ祭典ニ付午后臨時休業ス

同 十五日 六年度事業概要統計報告書富山市役所へ

差出ス

七月 六日 信用組合状況報告票大蔵省銀行局特別銀 同 十九日 昭和七年六月末試算表ニ依リ定期監査報

行課へ郵送ス

告書ヲ本県庁へ提出セリ

同 十二日 六月三十日現在払戻準備金ニ関スル書類 九月 一日 九月一日ヨリ貯金及貸付金利息ノ引下グ

ヲ富山県知事へ提出セリ

ヲナセリ

七月 十八日 昭和七年上半期定期監査会ヲ開設監査結 十二月 卅一日 十二月卅一日現在払戻準備金ニ関スル書

了

類ヲ富山県知事へ提出セリ

十 貸付金及償還

貸付金総額

区 別	前年度末現在		本年度貸付		本年度償還		本年度末現在	
	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数
無 担 保	1,140,000	13	1,470,000	13	1,045,000	6	1,565,000	9
有 担 保	30,250,000	265	33,010,000	280	32,150,000	270	34,860,000	256
合 計	31,390,000	278	34,540,000	293	33,195,000	276	36,425,000	265

貸付ノ目的

本組合ハ市街地組合ニシテ売薬以外独立ノ生計ヲ営ム資力 告グル者ニ対シ之ガ資金ノ補填ヲナスヲ以テ目的トス
 アル者ニモ資金貸付ヲナシ得ルモ主トシテ売薬営業者、売 又担保ノ種類ハ有価証券地所及建物売薬懸場等ナリ
 薬懸場帳主、売薬行商人及売薬関係者ニシテ資金ノ欠乏ヲ

十一 貯金 (但シ組合員外ノ貯金ハ産業組合法第一条第四項ノ貯金)

貯金別	年別度		前年度末現在高		本年度受入高		本年度払戻高		本年度末現在高	
	金額	人数								
組合員ノ貯金	2,111,100.00	33	1,686,036.75	27	1,676,433.00	27	2,111,100.00	33	2,111,100.00	33
組合員家族貯金	1,026,800.00	100	1,018,650.00	100	1,423,270.00	100	1,026,800.00	100	1,026,800.00	100
小計	3,137,900.00	133	2,704,686.75	127	3,100,000.00	127	3,137,900.00	133	3,137,900.00	133
組合員外ノ貯金	3,356,883.00	121	1,668,233.70	121	1,668,233.70	121	1,668,233.70	121	1,668,233.70	121
小計	3,356,883.00	121	1,668,233.70	121	1,668,233.70	121	1,668,233.70	121	1,668,233.70	121
合計	6,494,783.00	254	4,372,920.45	248	4,768,233.70	248	4,806,133.70	254	4,806,133.70	254

十二 貸付及貯金利率並割引歩合

区別	貸付金	貯金		割引
		組合員ノ貯金	金	
最高	壹割貳厘貳毛	五分七厘	營業組合法第一條第三項	八分七厘六毛
最低	八分參毛	貳分壹厘九毛	第四項ノ規定ニ依ル貯金	六分〇貳毛貳糸五
普通	八分七厘六毛	參分貳厘八毛五糸		七分六厘六毛五糸

手形割引及決済

区別	前年度末現在高		本年度割引高		本年度決済高		本年度末現在高	
	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数
約束有担保	3,600,000.00	6	5,000,000.00	10	7,500,000.00	15	1,500,000.00	7
手形無担保	2,000,000.00	3	1,800,000.00	8	3,500,000.00	8	3,500,000.00	16
為替有担保	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0
手形無担保	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0

二 行商一般

合計	51,300,000	19	1,107,400,000	117	316,040,000	111	61,100,000	11
----	------------	----	---------------	-----	-------------	-----	------------	----

担保ノ種類株券
産業組合法第一条第三項及第四項ノ規定ニ依ル貯金

区別	前年度末現在高		本年度受入高		本年度払戻高		本年度末現在高	
	人員又ハ 団体数	金額	金額	金額	金額	人員又ハ 団体数	金額	
第一条第三項ノ一組合員ト同一 規定ニ依ル貯金ノ家ニ在ル者	108	3,048,650	10,845,110	1,243,170	1,243,170	18	8,096,600	
第一条第四項ノ規定ニ依ル貯金	1,251	33,508,831	1,751,677,600	1,251,097,600	1,251,097,600	1,251	84,384,933	
合計	1,359	36,557,481	1,762,522,710	1,252,340,770	1,252,340,770	1,269	92,481,533	

職業別貯金

区別	商		業		合	
	金額	人員	金額	人員	金額	人員
組合員ノ貯金	33,306,840	75	75	33,306,840	75	75
家族貯金	8,056,000	188	188	8,056,000	188	188
産業組合法第一条第四項ニ依ル組合員外ノ貯金	64,369,933	1,251	1,251	64,369,933	1,251	1,251

金額別貯金

区別	千円以上		五百円以上 千円未満		五百円未満 百円以上		百円未満		一人当 貯金額
	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	
組合員ノ貯金	50,110,150	117	6,056,000	90	7,300,800	188	6,330,330	1,269	89,470,280
家族貯金	3,456,000	1	1,741,930	2	2,787,600	14	1,106,930	113	31,710,280

法第一条第四項ニ依ル組合員外ノ貯金

元、二六九〇一八

一、一、四一三〇一六

一〇、二〇六九〇一〇一

一三、七九六三三

一、一〇一 六、二三五

預ケ金

預ケ先	前年度末現在高	本年度預入高	本年度引出高	本年度末現在高
十 二 銀行	八、一〇六三〇	一、〇九、八五三〇	一、〇九、五九七〇	七、一〇一五〇
保証責任富山県信用組合連合会	一、〇七、〇九七〇	七九、六三二〇	三二、三六三〇〇	一、一四、三〇五〇
合 計	一、一五、一〇三〇〇	一、八九、七八五〇	一、四一、九六〇〇	一、五二、一四八〇〇

預ケ入金利率

最 高 五分三厘 最 低 一分四厘六毛 普 金 三分二厘八毛五糸

払戻準備金

区 別	金 額		備 考
	面 額	枚 数	
富山県水力電気事業公債	一〇〇,〇〇〇〇〇	四	額面百円ニ付時価九拾九円十五銭
富山県信用組合連合会預金	一五,〇〇〇,〇〇〇	一	
合 計	一一五,〇〇〇,〇〇〇	五	

剰余金処分案

此ノ処分

- 一 金七万参千七百貳拾貳円四拾九銭八厘 本年度総益金 一 金参千八百六円 準 備 金
- 一 金五万九千九百九拾参銭 本年度総損金 一 金壹千五百円 設備償却積立金
- 差 引 一 金壹千五百円也 役職員退職給与基金
- 壹万四千七百拾貳円五拾六銭八厘 本年度剰余金 一 金五千七百〇九円 配 当 金

五拾円払込済出資一口ニ対シ金参円

一 金貳千百九拾七円五拾六銭八厘 次年度繰越金

(内藤記念くすり博物館蔵)

五〇五 昭和八年三月 県社会課、無医村など三十一

カ村の売薬配置決定

山間僻陬の土地で医療機関なくかつ開業医師がをらず又は開業医師の出張診療を利用しやうとするもの地勢の関係上殆ど不可能な状態にある村落は県に三十一カ村ある。県社会課ではこれ等村民に急救薬として売薬の配置をすすめる事にしたが配置売薬は風引、腹痛の薬で四月より実施する事になった。

(「富山日報」昭和八年三月二十四日)

五〇六 昭和八年四月 各県救療事業に本県売薬指定

二 行商一般 各府県の救療事業実施に一部地方では辺隔の地に於ける

窮民に対し売薬を無料で施与の事が漸く重要視せられ、現に愛知県では本県売薬を指定し実行されてゐる、又新潟県でもその必要を認め過般同県社会主事出張の上県売薬同業組合につき優良売薬の配給に関し依頼する処あり同組合では各売薬会社の意見を聴収し大体に於て応諾を得たので、堀事務長は新潟県へ出張種々打合せて来たが、尚今後他県よりこの要求を以て交渉の場合適當の方法により売薬法人団体側と折衝の上売薬の大量的配給計画の実行を期するたため各会社では本県売薬の発展に大なる期待を以てその声価向上に一層努力する意向である。

(「富山日報」昭和八年四月二日)

五〇七 昭和八年 東本願寺の売薬販売

昭和八年札幌に白ボタン製薬会社が出来、社長には北八条東一丁目大島木材の社長がなり製薬したものを東本願寺より檀家総代や寺の世話方を通じて新配置をした。これは由々しい問題といつので富山県の方へ連絡した。会長の堀

彦次郎が直接に京都の東本願寺へ行き交渉した。富山県は浄土真宗の信者の多い所だからというので考慮され、了解をして早速札幌の東本願寺へ指令が行って間もなく中止された。

(北海道売薬史)

五〇八 昭和九年 県薬業連合会、誇大広告の例示

医薬品の誇大広告について

薬事法第三十四条の規定に基き、医薬品の誇大広告は禁じられているが、違反として指摘された主な事例用語は次のとおりである。

◎上袋、上函は勿論「さし袋」等も嚴重に注意されたい。

富山県薬業連合会

(用語集)

キキメで名高き

最新薬

画期的

完全に

決定版

アメリカやドイツで有名な

グングン

三日で効く

三十分でこの効果

〇〇で万事OK

特效薬

世界的大発見

驚異的

根本的

速かに消散する

アメリカでも最新の

全米治療界の話題

最も安全な

〇〇病は一瞬だ

断然有効

すばらしい薬効

二 行商一般

世界的に定評

一斉によみがえる

激賞され

高級新薬

革新をもたらす

しんから治す

ぢの根を滅す

毒素を根から排除する

世界的に有名な

有名であることは衆知の事実である

感謝に溢れた報告が日々届いている

ピタリ

世界一の優秀品

一番進歩した

驚異的な人気

最も進歩したもの

高貴薬

総合〇〇剤

一回の治療で治す

一〇〇万の細菌を殺す

一服で治つた話

習慣性ありません

根 治

一分療法

古き花園でももう一度青々と茂せます

嘘のようになくします

咬み尽す

〇〇にセン滅菌

世界的な業績

〇〇がグンと速くなる

理想的〇〇

今迄〇〇に効く薬はなかつた

一ヶ月―二、三月で嬉しい幸せが訪れ……失敗例はあり

ません

他種と比較して最も優秀である

一番ヨクキク

たちまち全滅す

あらゆる疾患に

特にピツタリする

全世界で愛用されている

不思議によく効く

びつくりする程よくきぎます

病原菌をなで切りにします

忘れたように快調になります

革命を来らしめた

無類にすぐれている

アメリカにもない薬

適確な効果

日本で初めてつくられた

完全な効果

一切の〇〇は撲滅

驚くべき威力

不思議な薬

従来の薬では考えられなかった

世界唯一の

生れながらの体質も強化される

本質的治療

最高権威優秀剤

効の世界一

再発の心配がなくなる

総合的に底の方から治療し

病気の根源に

老化防止

四〇年来欧米で愛用されている

全 治

全治率八〇%

〇〇病なら〇〇が一番

一〇〇%の効果

絶対自信のある

一つぶで二、三倍きく

困るほどお腹がすくノ

あらゆる病気に

どんな薬や治療でも治らない……に

秘法の芯から治す

秘 薬

唯一回の服用で確実に治す

これさえあればもう大丈夫

私は病気をしないこれは〇〇のおかげです

完全に……全部……

〇〇に完べき

他に類がない薬

その偉効に驚く

他剤で治らぬ人にぜひ

独得の良薬

即 座 に

最も優秀な理想的

最も安全

副作用殆んど絶無

十年十五年困っていた方がつきつきと治り

二十五―五十日間で治つたと一様にいう

花火のように拡散させる

シンから健康にする

頭をハツキリ

一滴で爽快になる

若 返 り

極めて著しい

〇〇進歩の尖端を行く

驚くべき薬効

原子科学が生じた世紀の新薬

八千万国民の寿命が十年若返るこの一杯

〇〇にはダンゼン〇〇

完 全 に

うそみたくに

著しい効果

独特の性能

極めて迅速

卓越した

一回で治る

モリモリ

火元 気

絶 滅

他に真似の出来ない

世界的

どんな症状にも

最高級

全 滅

本格的な

一切の

一晩で

サラリ

パツ

ピツタリ

シンから

最も強力

……から開放する

卓 効

万病に

人畜無害

大好評

(日本薬制要義)

昭和九年六月 県売薬改良調査会、日満博の

県売薬試験場公開等具体策検討

富山県売薬改良調査会は六月七日午前十時半より県会議事堂に於て委員付託となつた日満博に於ける本県売薬の公開問題を始め外数件に関する小委員会を開催した。出席者は

- 田島内務部長、吉山商工水産課長、山下豊三、富田勝之助、吉本理八郎、宮崎乙雄、渡田竹太郎、荒木甚助、金尾義信、西田彌八郎、橘文蔵、伊藤三郎平、飯倉平兵衛、磯野富之助、北野治作、岡田義秀、吉田久三等の各小委員にて

協議の結果概要左の通りである。

- 一 日満博を機会に本県売薬の進歩せる内容を公開する

方法

(「薬都の産業」昭和九年六月十五日)

三百年の古き歴史を有し今や三千万円の産額を挙げつゝある本県の大産業であり進歩せる内容を持つ売薬を特に日滿博の機会に於て最も有効に宣伝紹介すへきであつて、之が一方法としては完備せる試験場の公開である。これは最も重要な施設であるから、新県庁舎の一部に併置する計画の売薬試験場を博覧会場内に設ける売薬振興館に隣接独立した建物となすべきであるとの希望意見最も熱心であり。猶売薬振興館の施設としては製剤或は製産工程に実演原料と製薬との関係等を出来るだけ多く示すことに就て種々の論議を重ね、午後も引続き協議を進め前記の外

- 一 最寄会の各配置先に於ける事業確立方法
- 一 本県売薬満蒙進出方策

等に就て協議をなし最後に売薬検査問題に対して意見の交換を行つたが甲論乙駁、賛否要易に決せず結局は売薬試験場の内容を充実せしめるに如くはなしとの結論に達し、試験場の充実をはかると共に売薬同業組合で慎重研究の上答申なすことになつた。

五二〇 昭和十一年四月 日滿産業博覧会の売薬振興館

売薬振興館

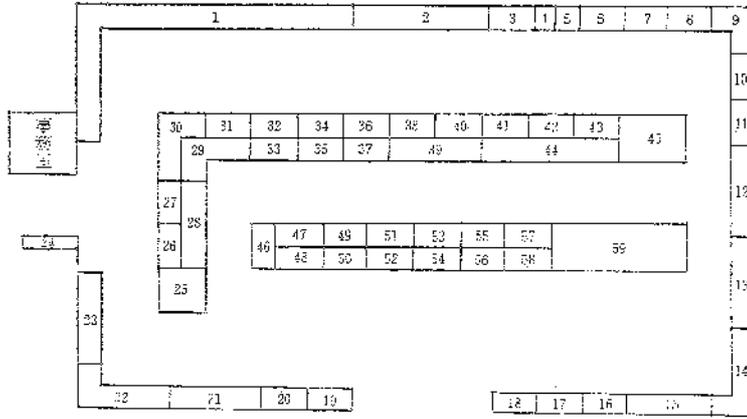
年産実に二千五百万円の巨額を算し、光輝ある三百年の歴史と伝統を誇る越中売薬の全貌を顕現しその真価を語るこの館は、他所に類のない本会特異の存在であり、薬都富山なるが故の異色である。元禄三年の昔、富山藩二代の英主前田正市公が、幕府柳營にあつて列座の三百諸侯を喫驚せしめた妙薬反魂丹の起死回生靈効物語りに始まる越中売薬の行商は、全国津々浦々至らざるなき地歩を固め、同時にその産業過程もまた、家庭内職から統一工業へと発達して遂に今日の隆盛をなし、各植民地は勿論滿州・支那・印度・南洋をはじめ遠くアフリカ・中南米の諸国にまで広大な販路を獲得して、約一千五百人の営業者と約一万二千人の行商人を擁する冠絶した代表産業の地位を築きあげるに

IV 流 通

至つたこの先覚者の偉業を称へ誇らざり、富山売薬の声価を一層發揚し光彩づけんとするところに本会独自の施設としての売薬振興館の特異性がある。

この館も、総出輪尋常小学校新築校舎内の一部で保健館と連なり、出口を扼する百二十坪の地。こゝは、斯業統制機関富山県売薬同業組合を総元締とする県下各市町村支部

売薬振興館小間割図



並に研究指導機関である県立売薬試験場・官立富山薬学専門学校・市立富山薬学校及び市内の代表的製薬業者等の出品によつて盛りつくされた富山売薬の精華を中心に、全国の一流業者の出品を網羅し、まさに近代薬学文化の殿堂を現出。高貴薬の芳香漂ぶ売薬王国の遺憾なき象徴であつた。その内容は次の通りである。

- 1 県売薬同業組合滑川支部
- 2 同 部水橋支
- 3 東洋製薬貿易株式会社
- 4 土肥良雄
- 5 水野鹿造
- 6 北陸売薬株式会社
- 7 上市富山薬業株式会社
- 8 朝日製薬株式会社
- 9 株式会社富山売薬盛貫堂
- 10 ケロリン屋本店
- 11 丸小厚順堂
- 12 株式会社富山精壽堂

二 行商一般

- | | |
|----|---------------|
| 13 | 富山薬剂株式会社 |
| 14 | 富製薬株式会社 |
| 15 | 富山薬業株式会社 |
| 16 | 大日本製薬株式会社 |
| 17 | 船井合資会社 |
| 18 | 服部勤成堂 |
| 19 | 日本新薬株式会社 |
| 20 | パーゼル化学工業日本学術部 |
| 21 | 塩野義商店 |
| 22 | 株式会社師天堂 |
| 23 | 丸三興業製薬部 |
| 24 | 赤租父鉄工所 |
| 25 | 菊水製作所 |
| 26 | 富国薬業株式会社 |
| 27 | 越中薬業株式会社 |
| 28 | 株式会社厚生師天堂 |
| 29 | 富山壳薬株式会社 |
| 30 | 株式会社仁濟堂 |
| 31 | 作村榮次郎 |
| 32 | 国際製薬 |
| 33 | 株式会社茶木谷廣實堂 |
| 34 | 久郷良太郎 |
| 35 | 富山薬学校 |
| 36 | 長森繁 |
| 37 | 富山県壳薬試験場 |
| 38 | 堀田茂一 |
| 39 | 富山薬学専門学校 |
| 40 | 島伊兵衛 |
| 41 | 石黒岩太郎 |
| 42 | 内外薬品商会 |
| 43 | 谷口政二 |
| 44 | 富山県壳薬同業組合 |
| 45 | 福永重喜 |
| 46 | 松井伊兵衛 |
| 47 | 日本製薬株式会社 |
| 48 | 津幡安次郎 扇原龟次 |

通 49 岩瀬売薬株式会社

50 株式会社武田長兵衛商店

51 株式会社大賀堂

52 第一製薬株式会社

53 高岡薬剂株式会社

54 株式会社田邊五兵衛商店

55 中田製薬株式会社

56 バイエル薬品東京支店

57 県売薬同業組合中田支部

58 友田合資会社

59 株式会社廣貫堂

計 富山市部出品 一〇〇 八、七一九

富山市部出品

その昔千代田城中で、富山売薬の始祖二代藩主前田正甫公が、起死回生の妙薬反魂丹の靈効に列席の三百諸候を驚かし、越中売薬の名を天下に紹介した物語を濫觴として、三百年の輝く歴史と伝統を誇る富山の売薬工業は、爾来時代文化に魁け優れた新薬種を世に送つて、今もなほ売薬王座は揺ぎもやらず、富山市の産業が売薬か、売薬が富山市の産業かといはれる程に、産業界を代表する薬種出品の数々。

種別	人員	点数	品名	受賞	氏名
売薬	富山市	二〇	三、一四七	正方反魂丹・外十四種【名譽大】	富山市 株式会社廣貫堂
	高岡市及郡部	六〇	五、〇六二	セキドメ新薬・外二十一種	富山薬剂株式会社
参考品	県外	一一	三九八	麝香仁丹・外二十一種	富製薬株式会社
		二二	一〇六	皮膚保健薬・外十八種	株式会社富山精壽堂
機械		三	六	小粒仁本・外三十三種	株式会社師天堂
		五	六	トンプク風薬・外四種	富山薬業株式会社
		三	六	トイヨウ胃腸薬・外二十一種	富山売薬盛貫堂
		三	六	靈實丹・外十八種	丸三興業株式会社

實母湯・外九種

同 株式会社丸小厚順堂

全部富山県売薬同業組合に於て取纏められた。

ナルミ解熱薬・外十三種
標本

同 国際製薬株式会社

(滑川支部 滑川親和会ヲ含ム)

ケロリン・ケロツト

同 内外薬品商会

品名

受賞

氏名

清新香・外九種

【銀】

同

石黒岩太郎

正神薬

滑川町

杉澤 安次郎

腹痛トンプク・外十
一種

同

堀田 茂一

ピラミドン退熱錠

同

柳原 政幸

メンスリム・外十二種

同

ケロリン屋本店

トンプク退熱

同

鳥川 徳二

ビスケン・外十五種

同

島 伊兵衛

かぜとせき小児薬

同

水口 誠一

胃腸薬・外十二種

同

長森 繁

頭痛歯痛スピット

同

水野 庄逸

松井熊参丸

同

松井 伊兵衛

トンプク・インフル散

同

木戸 正治

売薬容器

同

扇原 亀吉

松村本丹・外三種

同

松村 庄作

薬壘・外二種

同

津幡 安次郎

婦人健康湯

同

小林 九八

五淋霊・外二種

同

谷口 政二

胃腸薬ピルス・外一種

同

車谷 定次郎

高岡市及郡部出品

仁愛リーベ

同

久保 角次郎

家庭内職から統一工業へ、越中売薬三百年の歴史は、全

頭痛歯痛トンプク

同

酒井 佐平

県的代表産業の地位を築き、県内至る処高貴薬の芳香に親

鎮痛殺菌・不二

同

宮崎 紋次郎

まざるなく、立山嵐にも、日本海の荒波にも、薬の香を染

金森胃腸錠

同

金森 淺次郎

み染みと感じ、其処から産み出される和漢洋薬の種々相が

風熱退治

同

橋本 一井

ずらりと並んで、今昔の進歩過程を偲ばせてゐる。出品は

リーベ・外一

同

金子 宗作

通

腹トンプク

同

柿澤 貞次郎

精神薬

同

蛭谷 蜻龍堂

アンチピリン散

同

川尻 恒次

龍風散

同

渡辺 義次郎

風冒ペロリ

同

吉川 善五郎

聖徳園

同

横山 藤吉

鎮痛殺菌メンタチール

同

鷹取 元次郎

看板・外三種

同

富山県売薬同業組合 水橋支部

ケロール水

同

橋本 紋兵衛

皮膚保健薬スマート
外一種

【褒】

西水橋町

株式会社保壽堂

胃腸強壯トニック

同

廣瀬 徳二郎

(中山支部)

強壯ワジキ

北加積村

藤井 幸昌

品名

受賞

氏名

ツマキ神薬・外八種

滑川町

妻木 宗吉

鎮痛剤ザール・外七種

【銅】

中山町

中田製薬株式会社

小児薬ベビー・外六種

同

東洋製薬株式会社

真珠水

同

伊藤 徳義

保壽胃腸薬・外十二種

同

保壽堂製薬株式会社

五香湯・外三種

野尻村

中島 義正

セキドメ・外十八種

同

日ノ本売薬株式会社

養壽園・外二種

同

鶴居 孫之丞

小粒保壽園・外十九種

同

株式会社保壽堂

補血臟腑園・外二種

北山田村

野村 一郎

實母散・外十一種

同

齋藤 清兵衛

催乳煎・外二種

戸出町

林 稔

(水橋支部)

品名

受賞

氏名

【銀】

上市町

越中薬業株式会社

小児ねつとせきポツ
ポ・外一種

【褒】

東水橋町 株式会社博愛堂

クリム・アイヨ
ー・外十六種
ネオ・セメン園・外
十六種

同

富国薬業株式会社

子供散・外一種

【銀】

同 配薬株式会社

六神丸・外八種

同

宮山売薬株式会社

メンスター

同

浦田 元良

頭痛サラール
外二十五種

【銀】

中加積村

株式会社仁濟堂

えつけて、人々に大きな興味と感動を与へた。

製剤機械模型

洋薬
漢薬

富山市

富山県売薬同業組合出品

技術學術の両方面を指導する試験場。富山売薬がかく声
価を獲得したのには、業者の努力はもとより、その陰には
試験場の業績も又大きく働いてゐる。

糖衣製法標本

丸剤滑石被衣標本
包装紙防湿効力試験器
丸錠剤硬度試験器

外三

富山市

富山県売薬試験場出品

日本の少年と満州の少女とが仲よく廻はすハンドルに朱
打銀打、色とりどりの清涼剤が機械の口からさらさら濡れ
る、人形とモーター応用の面白い仕組。日満両国の固い握
手が廻転のリズムに乗つて一入意義あらしめた。

製剤機実演

富山市

株式会社廣貫堂出品

子弟を育て上げる学窓から出品された製剤原料の和漢薬
や、化学合成薬品或ひは標本等の種々相。

薄荷脳

サフラン
吉草根
茴香

外二十種

富山市

富山薬学専門学校出品

アンテナ
サントニン
柘榴皮
葛根

外十七種

福川町

富山薬学校出品

(各種製剤機械)

丸薬類整形着衣機【銅】
削角機

NN・9 菊水式錠剤機
NO・4 同

全自動薬包機

富山市

赤祖父 清 秀

京都市

菊水製作所

大阪市

福永 重 喜

〔日滿産業博覧会誌〕

五二 昭和十三年八月 売薬の進物廃止対策協議

本県売薬の正価販売問題ととも従来売薬業者が「お土産」
として得意先へ贈与し来つた進物の全廃が台頭し来り、あ
る一部の機関においては既にその決議さへみるに至り、ま
た進物消化の代表機関たる県最寄会連合会すらこの問題を
取上げて一部有力者に廃止論が強調されて来たので、県下
の進物業者五十余名は「吾々の死活問題なり」として驟然
反対阻止運動に乗出すべく対策協議を進めつゝあるが、富

山市内の進物業者廿余名は率先して十九日夜某所において
対策協議を練つた、進物業者側の言ひ分では

正価販売の実施に当つて、結局は進物の競争は免がれぬ
から、将来の禍根を絶つ意味で正価販売と同時に進物を
廃止すべきであるとのことを聞いてゐるが、従来の本県
売薬の沿革を遡れば進物は重大な役割を努めて来たもの
で、不純なものでは絶対にない、この進物に依つて本県
売薬の宣伝或は顧客との親密さの度を加へて一挙兩得の
実をあげて来て居り、また割引を廃止して正価とする場
合、進物の競争激化の処ありとするも、これは業者の自
制に依つて弊害を阻止し得るものであり、また売薬業者
が国民健康保険法案全購連業問題等の際には進物業者に
執つても死活問題であるからと援助をさせて置いて今更
斯ういふ時機に到つたから廃止すると吾々に煮え湯を吞
ませる様なことは不可怪である、しかしながら吾々は全
國的に統一されるものなら致し方ないが、本県のみが、
これを廃止しても果して得策であるか、どうか、吾々の
要望は飽まで廃止する意向なら制限を加へて漸進的に廃

止すれば好いではないか

と、いふにあり、成行を注視されてゐる

別項本県売薬の進物廃止問題について進物業者は吾々の死
活問題として憤然その非違を鳴らして反対運動に着手する
ことになつたが本県売薬の正価販売実施と同時に進物の廃
止は理想的には好案とされるも實際に於てはなか／＼従来
の營業者と得意先の情実上これを一挙に廃止することは不
可能な問題が伴ふ結果に陥りやすく寧ろ漸進的に廃止する
意向のもとに制限を行ふことが得策であるとされてをり斯
様な重大問題を進物消化の代表機関である県最寄会連合会
が機関に諮つて決議をすることは社会問題としても由々敷
ことであるから決議するよりも売薬業者の自制によつて廃
止すべく努力すべき事柄であらう

右について県最寄連合会副会長廣瀬重造氏は語る

十九日の最寄会長会議で進物廃止については種々意見が
出て言分保留することになつたが、最寄連合会そのもの
で決議することは社会情勢上、進物業者もあることだか
ら、どうかと思はれる、進物業者側のいふ制限について

も大いに考慮されるものがあり、売薬業者自体の自制に俟つことも好いことだ、大いに検討して万遺憾なきを期したい

(「富山日報」昭和十三年八月二十二日)

五三 昭和十八年八月 中国地方の県売薬担当地区

決定

日本配置売薬統制協議会主催の中国ブロック配置売薬担当地区を決定する協議会は二十七日から三日間、厚生省大会議室で開催されたが右に出席した富山売薬商業組合理事長廣瀬重造氏は三十一日帰富決定せる富山県の担当地区についてつぎのごとく語つた

今度の会議には厚生省から木村薬務課長、竹内技師をはじめ係官、業者側から富山、奈良、滋賀、東京、大阪、岡山、佐賀、神奈川、鳥根、鳥取各県の各代表者その他各府県の係官が出席して真剣な協議の結果本県の担当地区は島根県では隠摩、能義、仁多、鹿足各郡、鳥取県で

は東伯郡、岡山県では真庭、阿哲各郡、山口県では徳山、防府、宇部、山口各市と吉敷、熊毛、佐波、美禰各郡に決定した、また先般米問題化してゐた広島県内の担当地区であるが広島県内で先般決つてゐた区域のほかには豊多郡、世羅郡が富山の区域に追加されその代りに富山の区域と決定してゐた芦品郡を滋賀県の担当地区に譲ることゝ決定した、次回のブロック協議会は四国のブロックの担当地区を決定する筈でこれは八月中に四国で開催される予定である

(「北日本新聞」昭和十八年八月一日)

五三 昭和十八年八月 四国地方の県売薬担当地区

決定

四国ブロックの配置売薬地域決定協議会は、別項廣瀬重造理事長の帰来談の如く二十五日から三日間にわたり高松市で開催され、本県代表として金尾義信、芝田正則、鹽井幸次郎その他の諸氏出席したが、協議会の結果、本県の割

当地域は次の通り決定した

愛媛県 宇和島市、西、東、北、三宇和郡 喜多郡

高知県 幡多郡、土佐郡

徳島県 麻植郡

香川県 綾歌郡

(北日本新聞「昭和十八年八月二十九日」)

五二 昭和十八年十月 東海・関東地方の県売薬担

当地区決定

二十五、六、七の三日間厚生省で開かれた関東、東海プロ

ック売薬行商担当区域を決定する協議会に於て本県担当区

域が次の如く決定した旨同会議に出席、二十八日帰富した

日本統制配置売薬協議会理事長廣瀬重造氏が次の如く語る

△東海地区 三重：桑名市、松阪市、三重郡、多気郡、静

岡：賀茂郡、庵原郡、榛原郡、小笠郡、静岡市、熱海市、

三島市、岐阜：岐阜市、稲葉郡、多治見市、恵那郡、大

垣市、高山市、益田郡、大野郡、古城郡、愛知：豊橋市、

岡崎市、半田市、碧海郡、北設楽郡、八名郡、月賀茂郡、
名古屋市中区、東区、昭利区

△関東地区 埼玉：北葛飾郡、大里郡、秩父郡、南埼玉郡、

比企郡、山梨：西八代郡、南都留郡、東八代郡、南巨摩

郡、栃木：足利市、下都賀郡、上都賀郡、芳賀郡、群馬

：桐生市、山田郡、新田郡、碓井郡、群馬郡、北甘楽郡、

茨城：鹿島郡、多賀郡、真壁郡、稲敷郡、猿島郡、筑波

郡、久慈郡、千葉：千葉市、銚子市、館山市、印旛郡、

千葉郡、匝瑳郡、君津郡、山武郡、神奈川：川崎市、三

浦郡、中郡、津久井郡、足柄下郡、東京都下：大島、利

島、三宅島、八丈島、小笠原島、八王子市、北多摩郡、

横浜：港北区、中区、神奈川区、保土ヶ谷区、東京都：

荒川区、世田ヶ谷区、赤坂、板橋、深川、麴町、渋谷、

杉並、豊島、牛込、神田、四谷、日本橋、小石川、品川、

中野、澁川、麻布、本所下谷、本郷、芝、京橋各区

なほ来月八、九、十の三日間同様厚生省で近畿、九州プロッ

クの行商担当区域決定協議会が開かれることになつてゐる

(北日本新聞「昭和十八年十月三十一日」)

三五 昭和十九年 北海道の富山県ほか五都府県売

薬担当地区決定

一 富山県

函館市、亀田郡、上磯郡、瀬棚郡、松前郡、室蘭市、
 幌別郡、有珠郡、虻田郡、岩内郡、古宇郡、積丹郡、
 美国郡、古平郡、余市郡、忍路郡、小樽市、札幌市、
 札幌郡、千歳郡、浜益郡、石狩郡、空知郡、沙流郡、
 帯広市、河西郡、河東郡、中川郡、白糠郡、川上郡、
 足寄郡、旭川市、上川郡、常呂郡、紋別郡、枝幸郡、
 留萌郡、釧路郡、釧路市

一 奈良県

松山郡、茅部郡、山越郡、奥尻郡、島牧郡、寿都郡、
 歌来郡、磯谷郡、厚田郡、白老郡、静内郡、浦河郡、
 様似郡、幌泉郡、広尾郡、十勝郡、花咲郡、厚岸郡、
 野附郡、標津郡、日梨郡、斜里郡、網走郡、宗谷郡、
 天塩郡、苫前郡、天塩中川郡、上川郡、雨龍郡、増毛
 郡、樺戸郡、国後郡他七

一 滋賀県

松前郡、太橋郡

一 大阪府

久遠郡、夕張郡、上川郡、阿寒郡

一 東京

根室郡

一 香川県

（勇丸）
 湧払郡（二）、新冠郡、爾志郡

三六 昭和十九年五月 配置担当地域案内

〔北海道売薬史〕

(表)

郵便便	はがき	石井健三郎様	富山市泉町
-----	-----	--------	-------

二 行商一般

一 金九千九百四拾円也 (基準額八、一七〇円) ニ対シ

確定額

会員 石井健三郎殿

配置担当地域決定証

三七 昭和十九年五月 配置担当地域決定証

(裏)

冠省 陳者今般實懸場整理地域決定致候ニ付担当地域割
当証書御交付中上候間左記ノ要項ニ拠リ御來堂相成度此段
御通知及候也

要項

- 一 引渡場所 宮山市梅沢町全勝寺
- 一 引渡日時 昭和十九年五月二十九日
- 一 權利過剩金 貳百參拾円也 (納入)
- 一 共扶金 四拾參円六拾銭也 (納入)
- 一 權利讓渡金 (引渡シ)

以上

昭和十九年五月二十七日 宮城県克業整理組合

会長 福田勝治 印

宮山市南田町九九

追伸 御來堂ノ際ハ必ず印章携帯ノ事

(石井家所蔵文書)

郡市 町村 実績額

栗原郡 築館町 三、三〇〇円

本吉郡 階上村 二、八四〇円

東盤井郡 折壁村 三、八〇〇円

右配置担当地域割当決定候也

昭和十九年五月廿九日

宮城県克業整理組合

会長 福田勝治 印

右貴殿ノ実績確定額ト市町村実績ト

過剩額一、七七〇円 權利金二三〇円 錢領収

差引 不足額 補償金 円 錢支給

共扶金 四三円六〇錢領収

(石井家所蔵文書)

三八 昭和十九年 一戸一袋制協力願

富山県家庭菜配置統制組合

株式会社 廣貫堂

〔配給担当者 入部元次郎〕

常会長殿

家庭薬配給整備ニ就テ御願ヒ

謹啓 今般厚生省指令ニ基キ全国業者ノ配置担当地域整備
ニヨリ一戸一袋ニ統制セラレ候幸ニ御地方ハ本組合ニ於テ
医薬品ノ配置販売ヲ為ス事ト相成リ今後右配給員ヲ以テ貴
町村内ヲ受持ツ事ニ決定致シ候

時局下国民保険衛生ノ緊要ナル事ハ中ス迄モナク健民強兵
ノ実ヲ全フスル所以ノ者ト確信仕リ候本組合ニ於テモ決戦
下非常時局ニ対処シ伝統アル「富山売薬」ノ特性ヲ最高度
ニ發揮シ優秀ナル原料資材ト出熟セル技術ヲ活用シ厚生省
御指定ノ家庭薬ヲ多量ニ確保シ職域ヲ通ジ国家ノ大策ニ順
応スルノ準備ヲ致居リ候何レ 月頃ニ配給員參上親シク御
話シ中上ゲ配置致ス可ク候ヘバ何卒御協力ヲ御願ヒ申上候
先ハ不敢取書中ヲ以テ貴管内常会各位ヘ御伝達方奉懇願候
二伸 近時諸物資ノ不足狀勢ニ籍口シテ医薬品ハ今後數
年間ハ配給至難ノ如キ言辭ヲ弄シ亦特ニ御地ヲ引
上ントスル同業者ニシテ「現金販売」ヲ為ス者モ

アルヤニ関及居リ候此等ノ事モ併テ皆様ニ御注意
方願上候

(石井家所蔵文書)

五二九 昭和二十年十月 終戦直後の一戸一袋制

終戦後における家庭薬の生産販売などの諸問題打合せのた
め厚生省へ出頭中であつた全国家庭薬配置統制組合理事長
廣瀬重造氏は一日帰寓して現行の一戸一袋制は崩れず家庭
薬の前途は洋々たるものがあると次の如く語つた

家庭薬業者の各応当地域における一戸一袋制は廃止され
自由販売が許されるのではないかと見られてゐる向もあ
るやうだが、本省としてはあくまでこの制度を崩さず、
いままで人手不足等で行き渡つてゐなかつた地域へは可
及的迅速に配給して社会民衆の保健衛生に資されたいと
のことであつた、家庭薬生産は純粹な平利産業であり、
かつこんどは国民の保健衛生上からしても、また公益物
資として連合国側へも賠償物資としてどしどし移出され

るやうだから、うんと生産しなくてはならない関係上原料の入手についても政府でいろいろ心配しており、なほ公定価格もちかく決定して公示することであつたから売薬王国を誇る本県としてはいよく腕にヨリをかけた増産しなくてはならないと思ふ

〔北日本新聞〕昭和二十年十月三日

五三〇 昭和二十一年七月 県売薬行商復職期成同盟

会設立

中合せ事項

- 一 本会員は会則を遵守すること
- 一 本会員は衿持を以つて不徳行商をいたさざること
- 一 本会員は社会保健衛生のため売薬行商精神に徹すること

会則

第一条 本会は売薬行商復職期成同盟と称し売薬行商転廃

業者及び本会の趣旨に賛同する者を以つて組織す

第二条 本会の事務所を中新川郡水橋町に置く

第三条 本会は会員相互の親睦を厚うし共通せる生活目的達成に協力し明朗な民主々義経済の確立を期するため左の目的を有す

い 転廃失業者の復職と生活権の確立を期す

ろ 業界の旧体的現制度を打破し機会均等の自由を期す

は 事業の民主化と正しき商業道の確立を期す

に 不正薬品を撲滅し優良薬品の確保を期す

ほ 創意工夫により事業の向上と発展に努力し以つて国

民衛生と保健に寄与せんことを期す

第四条 本会は目的達成と組織の拡大強化を図るため左の機関を置く

一 各地区に支部設置

第五条 各支部は本部と緊密なる連絡を取ると共に本部の指令に依り運営す

本部は各支部を指導し各支部は本部に協力し之が維持の責任を有す

第六条 本会員は共同責任なるも本会の円満なる運営と目

通 的達成のため左の役員を置く

IV 流 会長一名、副会長二名、常任執行委員三名、執行委員各
支部より三名宛選任、会計委員二名、
第七条 役員は総会に於いて選挙するものとす

会長は本会を代表し会務を総理す

副会長は会長を補佐し会長事故あるときは其の職務を代
行するものとす

常任執行委員は会員外より委嘱し会務を分担推進するも
のとす

執行委員は各支部より支部長を含む三名宛選出するもの
とす

執行委員は選出支部と本部との連絡を緊密にし会長の諮
問に応じ会務を推進するものとす

会計委員は常任執行委員及び執行委員より各一名宛互選
によるものとす

第八条 役員任期は各一ケ年とす

但し前任者は後任者の就任まで其の職を執るものとす

第九条 役員会は毎月二回開き総会は随時之を開催するも

のとす

第十条 本会の総会は役員会の決議により会長之を招集す

第十一条 本会の経費は会費及び寄付金を以って之に充つ

第十二条 本会の会費は年拾円也とし入会費は参拾円也と

定む

第十三条 支部費は各支部に於いて適宜之を定める事を得

第十四条 本会の入会、退会の希望者は支部の承認推薦を

以ってなす

第十五条 本会の趣旨に反し団結を紊すものあるときは規

約に基き役員会に諮り除名することを得

付則

第十六条 本会に左の帳簿を備え置く

一 会員名簿、一 役員名簿、一 会計簿、

其の他必要なる記録簿

本支部役員

本部役員 会長 矢後嘉蔵、副会長 釣山一良

常任執行委員 齊藤彌一郎、尾島秀久、野村定雄

執行委員 篠田治吉、相川正義、千石清、飛驒

各支部役員

藤作、横田松之丞、齐藤彌一郎、
広島正信、久世幸作、平井喜七

水橋支部 理事 槻藤吉郎、竹内久蔵

幹事 篠田治吉

会計 角川与三次

副会計 広瀬栄吉、石黒宗則

執行委員 相川正義、千石清

書記長 竹内久義

支部委員 新田清、開井清由、館与三吉、石

黒敬太郎、久呂光雄、一村宗作、

槻藤吉郎、千石清、水上三郎

顧問 渡辺儀三郎、蛭谷清、石黒重平、

高橋義常、中谷喜一郎、前田政治

上市支部 支部長 広島正信

副支部長 田中与一、酒井宗雄

滑川支部 支部長 飛騨藤作

常任理事 横田松之丞、齐藤彌一郎

理事 室山万太郎、久保龍司、水橋藤喜雄、

松村八郎

幹事 高田金太郎、山本米作、正道寺菊治、

高田久三、太田勝之

会計 水井幸道、井黒利雄

顧問 松村庄作、久保角次郎、金子宗作

〔滑川市誌資料〕

三三 昭和二十一年七月 家庭薬配置統制組合員への案内

家庭薬配置統制組合員各位にお知らせ

国民保健の使命達成のために

一 優秀家庭薬の適正配置を急速に進めて下さい。

イ 理由なき未配置区域に対しては区域の譲渡、返還をお

励めすることになります。

ロ 民衆保健懸場保全のため早急配置を要望します。

一 左記の場合は嚴重なる取締処罰を受けることになりま

通す。

IV 流

イ 違法粗悪なる家庭薬の取扱配置

ロ 不法なる商行為及び無鑑札行為

ハ 価格違反

親切仁慈を旨とし配置家庭薬の信用を失墜しない様に特に注意して下さい。

一 配置担当区域を堅持して下さい。

区域制による配置統制は厚生省の指示にあり、民衆保健のため全国各組合は一致協力以って区域制堅持に努めて居ります。

区域制を侵す不徳業者に対しては厳しく処罰されます。

一 配置員の中には往々売薬請売行為営業許可証を持って行商さるる方あるとの事ですが昭和十八年十月薬事法の施行以後は右許可証は行商には無効ですから当組合へ返納して下さい。

一 外地引揚復員等による業界失業の各位に対し最善の策を構じたいと努力して居ります。

失業に悩む方は当組合に申出て下さい。

一 懸場譲渡は譲受希望、配給員の希望又は雇用希望者は組合に申出下さい。御相談申上げたいと存じます。

家庭薬の使命愈々重く前途益々多忙です。再建日本のため懸命の努力を捧げましょう。

昭和二十一年七月二十七日

富山市総曲輪十八

富山家庭薬配置統制組合

(「滑川市誌資料」)

三三 昭和二十一年九月 終戦後の行商自由化要求

さきほど県家庭薬配置統制組合の独占事業に対抗し離職者三千名で結成した売薬行商復職期成同盟では生存権確保の立場から売薬自由行商鑑札獲得運動を行つてきたが二十三日午前十一時石丸知事を訪ね家庭薬配置統制の撤廃を陳情同盟部長矢後嘉蔵氏をはじめ県失業対策委員山本宗間氏ほか五、六名の売薬関係者からそれ〴〵離職者の窮状およびその意見を聴取した結果、石丸知事は同盟の要望する自由

二 行商一般

行商制にたいし、従来の独占的存在であつた配置統制の枠をはばすことを第一目的とし、これが出来ない場合には既存配置統制組合と併行して別個に県売薬業者協同組合を設けて売薬行商を行ふこととし、この線にそつて中央との交渉を進めることを確約した、同盟ではこの陳情の結果、県売薬業者協同組合の発足をみることになり組合長に矢後嘉蔵氏を推し、中央当局および今議会にこの問題を提出するため各政党へ積極的に働きかけることになつた、なほ同盟では十月中旬県庁議事堂で復讐期成同盟の結成式を行ふ

(「北日本新聞」昭和二十一年九月二十四日)

三三 昭和二十二年 責任配置担当地域決定書

責任配置担当地域決定書

住所 富山県中新川郡滑川町

氏名 藤岡菊次郎

年 月 日生

責任配置担当地域 北海道茅部郡森町ノ内東森港町ノ内百十一戸

配置完了期限 昭和二十三年十二月迄トス

右之通り責任配置担当地域決定致シマシタ

昭和二十二年七月 日

富山県家庭薬配置商業協同組合

北海道部会長 金山清一 郎

右証明致シマス

富山県家庭薬配置商業協同組合

理事長 渡瀬重造 郎

(戸田家所蔵文書)

三四 昭和二十二年十二月 売薬販売業者の登録

◎富山県告示第五百七十五号

医薬品等配給規則第九条の規定により次の者を地方販売業者として登録した。

昭和二十二年十二月二十七日

富山県知事代理副知事 高辻武邦

営業所 氏名

富山市 荒川二五〇 富山県薬品株式会社

通

富山市東四十物町三五

有限会社中川菜店

下新川郡魚津町神明

中村松之助

IV 流

同市古鍛冶町九〇

松井伊兵衛商店

同郡泊町三一七

小澤彌

同市新富町七二一

富山県東部薬品商業協同組合

射水郡大門町

佐藤廣濟堂

同市中野町二六

福森薬房

氷見郡氷見町四、二四四

狩野忠二

同市若木町

重松薬房富山店

東砺波郡城端町一六七

堀川俊夫

同市東三番町

株式会社有興薬品産業会社

同郡井波町

丹波前

同市千石町六

丸三興業株式会社

西砺波郡津澤町

津田喜之

同市西三番町三一

金剛薬品株式会社

同郡福光町新町

松村博

同市清水町九区七三

春陽堂薬房

同郡石動町

本吉義博

同市覚中町一六

日本全薬株式会社富山支店

同郡戸出町東町

石田秀信

高岡市坂下町七八

井上誠昌堂

高岡市源平町一九

稲積友蔵

同市木舟町一三

棚田喜作

(衛生材料ノミ)

上牧野喜作

同市元町三四

富山県西部薬品商業協同組合

同市片原横町

上牧野喜作

同市横田町一六六

多田太三郎商店

(衛生材料ノミ)

上牧野喜作

同市定塚町一

重松薬房高岡店

上牧野喜作

同市守山町六九

平松薬品商会

上牧野喜作

同市小馬出町二四

新興商会

上牧野喜作

中新川郡滑川町下小泉三二六

北陸薬品株式会社

上牧野喜作

(県報)

三五 昭和二十三年七月 医薬品信用保証組合設立

陳情

陳情書

最近一般中小企業同様インフレの激化に伴ひ其の金融面の行詰りは愈々深刻となり殊に今次の価格改訂を機に運転並に設備資金需要の増大は右の金融拘束を更に促進し此の儘に放置し資金工作に何等為す処なく推移せんか医薬品業者は全面的に早晚崩壊すべきは論は俟たないのであります。新業の育成と振興は是が資金難の打開を以て第一義とすること御丁察相成り不取敢本県医薬品信用保証機関を創設し以て経済復興と民生の安定に資せらるゝ様切望いたします。

ここに全県医薬品業者一致の意見に基き陳情いたします。
昭和二十三年七月二十六日

富山県薬業会

会長 中井敏雄

(「薬日新聞」昭和二十三年八月五口)

三六 昭和二十三年十一月 新販売価格の協議

富山県家庭薬生産企業体待望の補正体系による家庭薬の新公定価格は愈々十一月二十日付物価庁告示第一一七四号を以て左記の通り正式公布されたが、之れが説明を兼ね県下各家庭薬生産企業体代表者等と懇談をまじえる為、東京家庭薬会より田澤調査課長を迎えて県薬業会発起の許に十一月二十六日午後一時より富山市家庭薬配置商業協同組合会議室に於て県下家庭薬関係代表者五十数名出席の下に開催された。

主催者県薬業会側より石黒副会長、北野専務理事、芳尾水野、長谷川各課長等出席の許に今回正式発表を見た、家庭薬新価格十五剤別に分類を見たる即ち、胃腸剤、下剤、解熱剤、鎮咳去痰剤、鎮痛鎮静剤、駆虫剤、強心剤、清涼剤、五疳剤、婦人薬、皮膚剤、外傷剤、鎮痛鎮痒剤、眼剤、巴布剤、以上の外軽便流腸消毒用石鹼、マーセタート石鹼等の各剤にわたりて種々田澤調査課長と質疑応答をかはし充分なる意見の交換を重ねた。

〔業日新聞昭和二十三年十二月十五日〕

三三 昭和二十五年十一月 販売価格厳守と進物廃

止決議

北信ブロック（長野、福井、石川、富山、新潟）定期総会は十一月二十九日午後二時半から奈良県橿原神宮貴賓館（館会議室）において開催され、既報の如く本県より軍谷会長外十名、奈良県米田安正外八名、大阪側米田克巳外三名、滋賀側山下外二名の一府三県代表者出席、本県代表軍谷部会長議長となり左記案件を協議し各県代表より夫々の立場から活発な意見の開陳あり五時半終了した。

一 販売価格および割引の件 一府三県代表者の総意により販売価格の徹底を厳に申合せ、各県とも割引は絶対行わざるよう強調、とくに本ブロック県にあつては絶対的協調を図ることを申介す

二 進物廃止の件 往時九谷焼、湯呑その他高価品を進物として贈呈せるも時節柄進物は紙風船、絵紙類に止め他

は一切認めざるよう申合せ

三 預袋、預函の件 配置預袋ならびに預函には必ず配置販売員の住所氏名を明記すること

四 その他 大阪、奈良、滋賀、富山各薬配置員が廻商中に逢つた場合は互に身分証明書を提示し自己の証明をなすこと、又各県の名簿交換を行うことを厳重に申合せた。

〔業日新聞昭和二十五年十二月九日〕

三八 昭和二十五年 医薬品等の地元販売業者

一般商社

氏名又は名称	店 舗 所 在 地
丹 波 甫	東砺波郡井波町本町
佐藤廣濟堂佐藤安則	射水郡大門町一八三
丸三興業株式会社	富山市千石町四六
藤 井 諭 喜	〃
有限会社重松薬局	〃 本町
重 松 爲 治	〃
有限会社茶の木屋	〃 東四十物町三五
中 田 清兵衛商店	〃
本 吉 義 博	西砺波郡石動町今石動

二 行 商 一 般

名	称	所	在	地	代	表	者
狩野忠二							
安田太三郎							
石田秀信							
小沢彌							
株式会社井上誠昌堂							
宮川県薬品株式会社							
西都薬品商業協同組合							
松村博							
津田喜之							
日本全薬株式会社 山店							
株式会社松井伊兵衛 商店							
北陸薬品株式会社							
棚田喜作							
中村松之助							
株式会社有興薬品 業社							
堀川俊雄							
水見郡水見町加納四二四四							
中新川郡上市町西中町							
西砺波郡戸出町戸出							
下新川郡泊町泊三一七							
高岡市坂下町七八							
宮川市新高町六九〇							
高岡市元町三四							
西砺波郡福光町新町							
津沢町津沢							
宮川市覚中町一六							
古鍛冶町九〇							
中新川郡滑川町瀬羽町							
高岡市木舟町一三							
下新川郡魚津町神羽町							
宮川市三番町							
東砺波郡城端町一六七							

医 薬 品 卸 売 業 者

富山県薬品株式会社 宮川市新富町六九〇	北野好隆
土屋薬品商会 安野屋町二五一	土屋昌文
丸三興業株式会社 千石町四六	藤井論真
中央薬品株式会社 中町五	長谷川清吉
かめさわや富川資生堂 大田町一	富川保太郎
合資会社福森薬房 中野町二六	福森亀太郎
金岡又左衛門商店 袋町五	金岡又左衛門
有興薬品産業社 東三番町八	本庶英猷
全 資 商 会 衣服町三	藤井良三
越前屋薬品公司 泉町一八	高木定次
山星薬品株式会社 総曲輪二〇〇	井上知行
富山物産交易株式会社 総曲輪電気ビル内	中野金次郎
株式会社富山洋行 新富町七三九	内川宗四郎
ケリン堂薬品商会 安野屋町四三二	島津市子
氮比製薬株式会社 東四十物町三一	岡本清右衛門
森常薬品商会 鹿島町二五	森常太郎
池田屋安兵衛商店 西堤町一	池田 実
不二薬品株式会社 新桜町二八	
大東薬品交易株式会社 桜木町八三	
北生化学株式会社 西公文名町一	森吉次郎
丸小厚順堂 餌指町七三	明官又三郎
有興薬品商会株式会社 東岩瀬町天神町	能勢英佐
大有商会中旧薬品商会 神通町一五二八	大野重頼
茶ノ木 屋 東四十物町	中田清兵衛
井上誠昌堂 高岡市坂下町七八	井上塩六

IV 流 通

富士薬品商	会射水郡小杉町三二二五	荒木 忠
隆盛堂薬房	中新川郡滑川町四間町四八八	久保 正
中新薬業株式会社	中町一四四七	東谷定次郎
浦田営業所	水橋町七二〇	浦田元良
有限会社重松薬房	富山市木町二八	重松為治
内外薬品商会	鍛冶町	
三友薬品商会	東田地方町	
佐藤廣濟堂	射水郡大門町	佐藤安則
日本曹達株式会社高岡工場	高岡市下川原町一〇二	光谷欽之助
	片原横町一八	上牧野喜作
	向野町	
春陽堂薬房	富山市清水町九区七三	阿部春陽堂
	中町	桐野吾一
大同薬房	二番町	大垣 震
富山化学工業会社	下奥井	

〔北陸医薬名鑑〕

五三九 昭和二十七年八月 配置員の配置販売品目一覽表携行決定

品目一覽表連合会へ申告

富山県薬業連合会では各メーカーに対し先に厚生省薬務局

長名にて各都道府県知事宛に発せられた薬発第三一三号の中配置員は各自販売のために所持する家庭薬の品目表を携行することになったのでこの品目表に配置販売業者（現在は協組連である）が奥書して証明する必要があるため、正確な配置販売品目一覽表作成のため左の様式により八月三十一日現在の製造品目を九月五日まで同連合会へ提出方を依頼した

品目一覽表

住所 氏名

医薬品名	製造許可番号	製造許可年月日	医薬品名	製造許可番号	製造許可年月日
------	--------	---------	------	--------	---------

〔薬日新聞 昭和二十七年八月三十日〕

五三〇 昭和二十七八三十年 北海道部会による適正価格販売と割引禁止

配置家庭薬は売薬といわれた古い時代から割引販売はな

がらく商行為の習慣となっていた。であるからこの習慣を急激に止めようとする事はなかなかむづかしい事であった。したがって昭和二十七年十月二十日北海道配置家庭菜協議会創立以来総会ごとにとりあげ、適正価格の遵守を決議してきた。ここにそれらの決議のいくつかをとりあげて見よう。

一 家庭菜の配置価格は全道を通じ一定とし、昭和二十四年十二月末に於ける[㊤]撤廃当時の自由価格を維持する事。

(創立総会昭和27・10・20日)

二 歩引・割引は従前通り絶対禁止して取締ること並びにことさら高定価、低定価は大衆をきまんし世人を惑わし家庭菜の真価を破壊するものにつき厳重取締ること。

(一回総会)

三 配置家庭菜の価格は昭和二十七年十月二十日創立総会の折協定し、価格を厳守して販売すること。

正価を厳守し歩引割引等を絶対致さざること。(二回総

会)

二 行商一般

四 主務省の要請もあり従来の中合せ事項として堅持しつ

つある「適正価格をもって正価販売を絶対遵守し、配置家庭菜の品位昂揚につとむるとす」を再確認する。(三回総会)

五 適正価格により正価販売する協定は不動のものとし厳守すること。

厚生省の薬事審議会よりの取締り上最近家庭菜の販売価格に重大関心をよせられるにつき定価については協定価格を厳守すること。(五回総会)

六 高定価の取締りを左の如き方法によつてす。本会の協定中合せである適正価格による正価販売を逸脱し、特に非常識なる高定価を付し業界又は社会秩序を乱さんとするメーカー或はその家庭菜を取扱う帳主又は配置員をその筋へ報告し、その筋の職権によつて取締つて貰うことを申合す。(六回総会)

七 販売価格は内容量その他処方の変更等により、正価は従来の中合せ価格を踏襲或は合致しがたきものありと思ふ。これによる弊害に全会員は絶大なる関心を払い会員相互に迷惑をかけぬようつとめること。(十回総会)

通 八 製薬メーカーより販売される医薬品にして同一剤である

IV 流

り同一内容量でありながら幾種かの定価を付し、販売され且配置する者あり。これは不当競争の起因ともなりひいては得意先の信頼を失墜する恐れありとし、これらのメーカーに対しては全員相互に一致協力し速に統一定価となし配置販売すること。

九 昨年北海道は近年にない大凶作でありましたが、今後も時々このような災害を蒙る事が遺憾ながら予想されるのであります。このような場合には被災者の心を和らげる事に気を配り歩引等の将来に悪例を醸しださないように対処して申し合せ等を厳守しなくてはならない。

(十三回)

十 近時一般配置薬は勿論正価販売を厳守すべきであるが、徳用包装を現売し甚しく乱売する者ある由、是等は本会の決議及申合せ違反者として嚴重処置すべきと決議された。各位は之等不良業者を監視し摘発する事を申し合せた。

適正価格・正価販売・進物品の贈呈禁止の誓約書提出の

件

昭和三十年五月二十日札幌市市町村会館における第三回定期総会の決議

昭和三十年五月十九日北海道衛生部薬務課長よりの薬発第九三七号通牒

右の決議及び北海道庁薬務課長よりの通牒に基き北海道配置家庭薬協議会は所屬各業務支部と緊密なる連絡のもとに適正価格・正価販売・進物品の贈呈禁止を絶対励行すべく全会員に誓約書を提出せしめることになりました。

依って会員として左記の誓約書を提出し誓約いたします。

誓 約 書

貴協議会の会則及協定申合せを絶対に遵守し責任を負い特に進物の違反は絶対致さず、万一違反致したる時は総会の決議たる進物違反の過怠金参万円以上の違反処分に応じます。

念のため誓約いたします(配置員の責任は帳主之を負う)

昭和三十 年 月 日

配置責任者 住所

氏名

保証人住所

氏名

北海道配置家庭薬協議会

業務支部殿

〔北海道売薬史〕

三三 昭和二十八年十月 富山県立滑川高校薬業科

生徒の行商体験記録

全国高校中薬業科を持つ高校は富山県二校、奈良県一校でその特殊性が注目されているが、滑川高校薬業科では本年夏期休暇を利用して実習に出かけた生徒を集めてその体験を語る座談会を開きテーブレンコーダーに録音したが、そのテープがこの程業務課へ届けられた。以下その録音の要旨である。

二 行商一般

▽実習はほとんど配置員の見習いで各県へ廻商に行っている。仕事は得意先における薬の入れかえをやったりしている。

またなれると新懸をやった者もある。一般より重労働だと考えている。

▽学校で種々勉強して今度実習に行つて感じたことは生理、薬理、病理、薬品、数学等もっと勉強すべきであった。

▽旅先で困ったことは、方言が判らないこと、犬がいる家はニガテであった、得意が引越した時等。

▽うれしかったのは自分の会社の広告が出ている時、家から手紙や郷土の新聞等を送ってもらった時、得意でいろくゝ歓待された場合。

▽売れるのは風トンプク、腹くすり、ムヒ、ケロリン、町等は外傷薬、虫下し、農村でペニシリン軟膏が良く売れた。

▽他府県業者の薬より富山の薬の方が信用されている。意匠は他県のは悪い、また紙の質も良くなかった。一般にくどい。本原のが一日の長がある。

▽一軒の家で多いところは十五袋であった。

▽今後の希望として学校の実験室の整備拡充、県で全国的に宣伝に力を入れてもらいたい。配置員の講習会をしつ

かりやってもらいたい。他の業者やその菓を誹ぼうする者があるが業者全体として反省すべきだ。業界が一致団結して本県菓業発展のためにつくして貰いたい。

〔薬口新聞「昭和二十八年十月十日」〕

三三三 昭和二十八年十一月 全購連と家庭薬配置

全国購買農業協同組合連合会による各県農協の配置販売問題は本県をはじめ奈良、滋賀、佐賀等各菓業県に大きな波紋をまきおこし、さきに各県業界代表が厚生省はじめ農林、通産省、中小企業庁等へ善処方を練情したが、その後十一月二日菓連役員会において広瀬会長から「大体において我々の期待通りの線が出てきたようであるが、今後万全の策を講じたい」と説明がありこの問題は今後業界が優秀製剤の販売、配置員の教養向揚、その他諸般の振興策をこころにすることによりこれ等農協の配置販売に対処して行く一本の太い線をうちたてた。だが農協の配置販売が各菓業県に相当な影響を与えるかどうかということは今後の成行を見

なければ予断をゆるされないことがらであるが、こゝに最も熱心に農協の配置販売を奨励し菓の県内自給を計ろうとしている県に山形県がある。同県では西置賜郡長井町、協同薬品工業KK長井工場において東北各県農協からのせんばつ者に対し配置員としての教育をほどこし終了後、各々第一線に廻商しているが、この「農村保健推進専任職員」の養成はいかにして行われ、その身分、給与はどうなっているかを見るのも業界にとって参考となるのではなからうか。

▽この養成所は農村保健推進専任職員養成所と称しクミアイ家庭薬配給を中軸とし農村保健運動の根幹となる職員を養成してをり、この養成所は全購連に所屬している。

▽養成員は新制高校卒業程度の学力がある県購連から推せんされた者、また同養成所の詮衡に合格した二十七才未満者で、各種の教育、訓練を四十日間受け試験に合格すると資格が与えられる。又期間中は全員合宿しこの費用は同養成所で負担する。

▽この職員の身分は協同薬品工業KKの社員となり、県購連、県経済連に配属された場合は同社々員のまゝ県購連、経

済連の嘱託職員となる。

▽給与は各々嘱託されたところから支給され、その種類は
固定給、歩合給とに分れ、固定給は月額二、〇〇〇円で
歩合給においては毎月集金額の一〇%（最低四、〇〇〇
円、普通七、八、〇〇〇円の見込）となっている。なお
地域的条件等で実集金歩合金額四、〇〇〇円に達しない
場合は、会社は支給された基準額と実集金、歩合額との
差額を嘱託先に弁済するもので、また会社から作業上着
一着、県済連より薬箱および風呂敷が支給される。
なお四十日間の訓練内容を見ると内容、講師ともなかなか
多彩にして山形県自身がいかに力を入れているかがうかが
われる。

▽協同組合論（三〇時間）

全購連業務部長、県購連資材部長、農林中金山形出張
所長、県指導協会参事、県保健業務部長

▽薬理学（二〇時間）

県業務課長

▽薬事法（六時間）

県業務課係長

▽医学知識（八時間）

長井公立病院長同保健所長

▽衛生知識（六時間）

長井保健所衛生課長

▽薬品知識（一〇時間）

協同薬品専務並に常務

▽簿記、珠算（一〇時間）

協同薬品経理部長

▽常識講話（一二時間）

長井簡易裁判所長、長井職業安定所長、両羽銀行支店
長

▽特別講話

県農林部長、同商工課長

▽一般教養（四〇時間）

養成所長

▽実務講習（一五時間）

以上の如く訓練を受けた者はいわゆる配置員となり各県下

通 になたり廻商着々その実績をあげているとのこと。協同薬

品としては将来二億円を目標としている。最近新潟県でも
数名同所に入所養成を受けて帰県、県内自給を目ざして活
躍を続けている。また同配置員が配置する家庭薬は一〇種

IV 流

類ぐらいで包装、意匠は本舗家庭薬の如く箱入りでチンキ、
メンタム、神薬、胃散等を除いては錠剤で散剤がないこと

も注目すべきで、定価も本県家庭薬から比べて約一割方安
くなっている。このように各県がこれにならったとしたら
配置各県としては相当な痛手となることも考えられ、特に

本県では最近決定を見た生産企業改善指導要綱により指導
し、より優秀な家庭薬の生産をはかる一方、とやまの薬の
の宣伝を大々的に実施三百年の伝統保持に県、業界一体と
なって進み、これ等の問題に対処しつゝある現況であるが、
しかしふりかえて考えて見るに農協が配置販売に手をつ
けたその原因は色々あり、この原因が即ち配置県の種々欠
かんから生じたものともいえ、今後業界は一致協力し農協
問題にかぎらずすべての障害物をはい除進んでこそ本県薬
業の発展があるのではなからうか。

〔薬日新聞〕昭和二十八年十一月十四日

昭和三十年一月 全購連の家庭薬生産、販売
状況

(生産状況)

即ち全国購買農業協同組合連合会(全購連)では、二十
一年に山形県長井市に製薬工場をつくり、そこで現在次の
十七品目の家庭薬を製造している。

頭痛薬、胃散、解熱剤、腹痛薬、ニキス錠、メンタム、
目薬、咳薬、赤チンキ、コリトン(神経痛剤)、ペニシリ
ン軟膏、ヨジユムチンキ、小児救命丸、虫下し、咳止め、
ふりだし薬(月経不順、腹痛)、オーカン(打身、稔挫)
生産金額は年間約三億円前後といわれるが、全購連では、
農村保健衛生の向上という見地から、三年計画で約十億円
の線に持って行く方針のようである。

この全購連の山形の製薬工場は、登録名を協同薬品工業
KKといい、昭和三十一年創立資本金は三〇〇万円(二十一

年当時のまま)工場敷地五六二坪、従業員約一二〇名で工場内の研究施設も整備され、女子工員の手によって美しい箱に詰合せセットとされ、全購運のマークが押されて、地方の末端農家へ配給されるのである。

(販売状況)

末端農家への配給コースをみると、先ずこの製薬工場で製造された十七品目の医薬品の外に外部から流腸薬、脱脂綿の二品目を一括購入し、この十九品目を各県の連合会へ送り、そこから各町村の農業協同組合に運ばれ、そこに駐在している正規の登録を受けた配置員が、各農家を自転車で巡回配置し、年に二〜三回、使用した薬剤代金を回収する。各県に配置された巡回員の実勢は、現在約三〇〇名といわれる。

(薬日新聞「昭和三十年一月八日」)

五三 昭和三十年一月 北海道部会、紙風船等に自

己マーク印の使用禁止

北海道部会の総会協議事項中一会員から「紙風船に配置員の自己マーク印をおし明確を期したい」との発言に対し賛否両論ごうごうたる意見続出云々に対し一応中止とするも該当支部長の承認を得た場合にのみ許可したいとの記事は誤聞で本部会は当初からの目的通り紙風船、絵紙といえども一切これを使用せないことに決議されており、従って意見を出したが結論は使用禁止に決定した。

(薬日新聞「昭和三十年二月十二日」)

五三 昭和三十年四月 懸賞付医薬品特売中止の厚

生省通知

厚生省ではこのほど懸賞付医薬品の特売について日本製薬団体連合会とともに協議を続けてきたがその波及性が軽視できない段階になって来たため、再度、関係都道府県に懸賞付医薬品の特売中止方並びに未然防止方について要望を行った。

▽通牒要旨

医薬品の懸賞付特売の自肅方については昨年七月十六日、日本製薬団体連合会長宛通牒し、これに基き同会は自肅決議を行い一応その目的を達しているが、最近同会に加盟していない一部の業者において懸賞付特売を実施している向があるので、このような販売方法については通牒の趣旨により早急に自肅方指導されたい。なお今後製造及び販売業者の懸賞付特売の未然防止に留意されたい。

(「薬日新聞」昭和三十年四月三十日)

五三六 昭和三十年六月 県家庭薬協会宣伝カー、関

東路初巡回

富山県家庭薬宣伝協会では宣伝カーの到着と宣伝用パンフレットの完成、又テープレコーダーの吹込完了等、諸準備完了し、六月二日薬業会館前を出発、五十六日の処女巡回の旅に向ったが日程は左の通り。

六月二日 富山発、三日 五日 長野(北信)、六日 十一日 群馬、十二日 十七日 栃木、十九日 二十三日 茨城、

二十四日 二十九日 千葉、七月一日 五日 埼玉、七日 十一日 東京、十三日 十七日 神奈川、十九日 二十二日 山梨、二十四日 二十六日 長野(南信)、二十七日 富山着
なお、長野県、山梨県では座談会が開催される。

(「薬日新聞」昭和三十年六月四日)

五三七 昭和三十年九月 配置四県の陳情

農業協同組合において医薬品配置販売業を行うことについて陳情

農業協同組合が組合員たる農民各位のため農業協同組合法に基き業務を遂行されつゝあることは吾等国民として万腔の敬意を表するのであります。

而して農業協同組合の医薬品配置販売業に関する鹿児島県知事の照会に対し去る昭和二十八年六月十九日薬収第三百三十七号を以て貴省薬務局長殿より御回答あり、その当時このことについて種々陳情申し上げたのでありますがこの度の臨時総会においても特に中小企業としての吾々家庭

薬配置販売業者の生活と商権擁護の上に格段の御配慮を賜りたいと衆議一決いたしましたので茲にあえて事由を具し陳情申し上げます。

理由

一 農業協同組合には組合として行うべき事業と使命が多くさんあるのに殊更に配置販売業などを営むことは本来の目的を逸脱するものと思ひます。

農業協同組合法第十条の規定により全国殆んどの農業協同組合は組合員の生活必需物資の供給として既に医薬品の店舗販売を行っているのであって更に配置販売を行うことはたとえ組合員のためとは云え特殊な物資である医薬品を配置と云う特異な方法によって販売することになるのであって、これでは農業協同組合本来の使命を逸脱し極めて末節の事業を行うことになります。農業協同組合法第十条第一項に掲げられた事業を見ますと農業協同組合としては更に更に全力を傾注して遂行しなければならぬ喫緊重要な業務が多くさんあると思ひます。

二 行商一般

二 農業協同組合の行う配置販売業は、中小企業者たる吾

等配置販売関係業者の生活と商権に重大なる影響を及ぼすものであります。農業協同組合は政府の積極的な支持を有し全国に誇る強大な組織と指導統制力を有し、今やその組合員に対し供給する生活必需物資の種類は実に多種多様で、その取扱額においても農業協同組合法第十条第三項の所謂員外利用の額を含めますと洵に膨大な額に達し之がため中小企業者にとっては重大な圧力を受けていることになりました。今これを医薬品の部面について考えますと貴局の通牒を契機とし農業協同組合が全国的に既に登録をしている「店舗を有する販売業」の外に更に配置販売業を行いその有する強大な組織と農民に対する強力な指導統制力をもって多数の農民並びに員外利用者を対象とし、この業を行うことになると、過去三百年來、營々として今日に至っている中小業者である吾等配置販売業者の生活権と営業権に直接重大な影響を及ぼすことになり吾等としては到底忍び得ないところであります。

三 農業協同組合の行う配置販売業は農民および農業協同組合の眞の利益になるとは考えられない。また農業協同

組合は配置販売業者として適格者とは考えられない。農業協同組合がその事業を通じ国家に貢献しつつあることは甚だ大であるが、また組合再建整備等によって国家の負担も非常に多い、この間法令または自発的にその業務の範囲及び取扱物資の拡張を行い種類も非常に増大した。然るにその人的構成は業務や取扱物資の拡張増大に比し甚しく弱少でありまたこれ等に関する専門的な知識経験能力を有するもの少なく、あらゆる面に注意力を分散する為、その業務内容は乱雑であり責任感に欠けるところが多いように見受けられる。例えば近時頃にその取扱量を増加した有毒農薬の取扱状況は他物資の場合と同様甚だしくルーズで危険性をはらみ有機燐製剤による中毒の頻発状況等の事実を見ても、多種業務兼業は如何に難事であるかがうかがはれ農民の知識啓発と経済的、社会的地位の向上をはかるべき農業協同組合の当事者の努力の欠除によるものと考えられる。家庭薬は他の日用品と異り、一般大衆はその良否鑑別に關する知識極めて少く従ってその取扱者が専門的素養並びに経験に欠けてい

る場合またはこれが管理及び交換処理等が円滑適正を欠くときは需要者の保健衛生上に影響するところ甚大であります。然るに前述のやうに業務遂行状態から推し農業協同組合がこの医薬品を配置販売した場合はたしてその配置する家庭薬を正しい方法により農民に供給しまた交換処理等が適正に行い得るや否や甚だ疑問であります。又配置員としての教養手段等においても如何かと考えられるので医薬品の配置販売という特殊な事業は農業協同組合または組合員の利益にならないと断ぜざるを得ないのであります。更にその経営も必ずやルーズに墮し、配置販売と店舗販売との節度を乱すと思うので農業協同組合は配置販売業者として適格者でなく、農業協同組合経営の為にもまた国民の保健衛生保持という立場からするも医薬品の配置販売は所謂モチ屋はモチ屋の諺の通り我等專業者に任すべきであると思ひます。

四 吾等業界の過去を見ると数百年來救世済民用を先に利を後にする、奉仕精神をモットーとし、全国民の保健衛生のよき相談相手としてその業に従事し民衆から親愛さ

れて来たのであります。しかも戦争中は国策の要請に

じ企業の整理、統合、配置区域の整理統制、処方の整理等あらゆる部面に対し、厚生省の施策に順応し戦後昭和二十三年七月には新薬事法の施行により従来現金にて家庭薬を販売することをも許容されていたのであるが吾等は薬事法の命ずる所に従い、家庭薬を需要者宅に預け次に廻商する際預けたものゝ中使用剂分の代金のみを受領する外古品は無料で交換を行い只管国民保健の増進に努力を続けたのであります。我等配置薬業県においては官民一致協力して家庭薬の品質向上、生産技術と生産環境の改善、配置員の知識教養の向上を日途として家庭薬に

関する研究指導機関の整備拡充、配置員の再教育、新規配置員の教育時間の延長、高等学校薬業課程の整備強化、中学校に薬業教育の導入等あらゆる熱意と努力を傾注しつつある折柄、今回我等の親と仰ぐ薬務局長殿より農業協同組合における配置販売業に関し法律一偏の通牒が発せられたことは我等業界の将来に対して重大なる暗影を投じたものであって我等の最も遺憾とするところであり

ます。

貴大臣におかれては何卒旧米より貴省関係の業者として薬事法の規定により医薬品の配置販売を行って参った我等の哀情を察せられ本陳情の主旨を達成出来ますよう格段の御配慮を賜りたいと存じます。

昭和三十年九月十四日

(「薬日新聞」昭和三十年九月十七日)

三六 昭和三十年九月 農協の家庭薬配置に対する

厚生省回答

農協の家庭薬配置問題は薬業界でも重視し寄々対策を練っているが、これまで各県知事から厚生省へ照会された農協配薬問題に関する厚生省回答は次の通りで、農協の加盟会員に家庭薬を配置することは法的に抑制する手段はないが、店頭販売との兼業は好ましくないとしている。

▽医薬品の店舗販売と配置販売に関する疑義の回答

(一) 照会、薬務局長宛、愛媛県知事(薬第一四九九号、昭

二五、一一、七)

同一企業体で店舗を有する販売業と配置販売業を併せ営むことが出来るか、又指導としては如何にすべきや。

回答 愛媛県知事宛、薬務局長(薬収第八一九号、昭二五、一一、二六)

同一企業体で医薬品販売業と配置販売業を併せ営むことは両者の登録基準に適合していれば差支えないものである。但し配置販売業は医薬品販売の特殊な型態であり、医薬品の取扱上店舗による販売に比し責任の所在、配置員の取締等からみてなるべく兼業を差し控えることが望ましいので然るべく指導されたい。

(二) 照会 薬務局長宛、山口県知事(薬第五一六号、昭二六、三、一一)

総ての医薬品の販売業者或いは指定医薬品を除く医薬品販売業者に兼ねて配置販売業を登録して差支えないか。

回答 山口県知事宛、薬務局長(薬収第一五八号、昭二六、三、一一)

愛媛県知事に回答したものと同様の回答(本文略)

▽農業協同組合の配置販売について

(一) 照会 薬務局長宛、鹿児島県知事(二八薬第八五号、昭二八、四、一一)

「農業協同組合の配置販売業について」

右のことについて管下農業協同組合から配置販売業を行いたい旨申出があったが、この登録については薬事法上支障のないものと思われるが農業協同組合の性格上いさゝか疑義がありますのでこの可否について貴局の御意見を承りたく御照会いたします。

回答 鹿児島県知事宛、薬務局長(薬収第三三七号、昭二八、六、一九)

医薬品の販売業を営もうとする者は、その者につき他の法律において支障のない限り薬事法における医薬品の販売業の登録申請を行い得る。しかして農業協同組合法(昭二二法律第一三二号)第十条第一項第三号により農業協同組合は組合員の事業又は生活に必要な物資の供給を行うことができることになっており従って組合員を販売対象とし配置員についても適当と認められる場合は登

録を行って差支えない。

(一) 照会 薬務局長宛、滋賀県知事（薬第一、〇二七号、昭二八、九、七）

「農業協同組合の配置販売について」

右のことについて鹿児島県知事よりの照会に対する昭二八、六、一九付薬収第三三七号御回答中左記の通り疑義を生じたので貴局の御意見を承りたく御照会致します。

追って本件は八月二十四日開催された富山、奈良、佐賀、滋賀四県薬務課長会議における協議に基づき照会するものであることを申添えます。

(1) 回答文中「組合員を販売対象とし」とは、農業協同組合法（昭二二、法律一三二号）第十条第三項の所謂員外利用を含まないものと解してよいか。

(2) 現在殆んど全部の農業協同組合は店舗を有する医薬品の販売業の登録を受けているが、昭二五、一一、二六付薬収第八一九号及び昭二六、三、一二付薬収第一五八号を以て夫々愛媛、山口両県知事宛なされた配置販売業についての回答の主旨は、この場合にも当然適用されるも

のと考えられるが如何。

回答 滋賀県知事、薬務局長（薬収第六四四号、昭二八、一〇、五）

(1) 薬収第三三七号通牒は、農業協同組合が配置販売業者となることが出来るということを示したものであって、これによって農業協同組合法第十条第三項の規定の適用が排除されるものでない。

(2) 照会記(2)については貴見の通り全通牒の趣旨はこの場合にも当然妥当するのであって、店舗を有する販売業者が兼ねて配置販売業を営むことは商業務における責任が不明となりまた配置員の取締りが不十分となる虞があらうと望ましくない。

おって、配置販売業は医薬品販売の特殊な形態であり、登録を受けた配置販売業者及び配置員が医薬品の管理保管について十分の能力、取扱について相当の知識と技術を有し専念これに従事することによってはじめてその責任をまっとうすることが出来るのであって、他に多くの事業を有する農業協同組合が営むことは多くは不適當な

場合が予想されるので右考慮の上指導されたい。

(薬日新聞「昭和三十年九月十七日」)

五三九 昭和三十一年四月 配置家庭薬の標準最終価格決定

次の最終価格を決定した

- ・胃腸薬(重曹、ヂアスターゼ) 五六・二五瓦、七〇円
- ・赤玉はら薬(生薬) 二包、二〇円
- ・熊胆門(動物胆生薬) 二ヶ、二〇円
- ・腹痛トンプク(アネステジン、ロートエキス) 二包、三〇円
- ・トンプク(アミノピリンフエナセチン) 二包、三〇円
- ・頭痛、歯痛(アスピリン) 二包、二五円
- ・〃(抗ヒスタミン剤) 二包、三五円
- ・〃(キニーネ剤) 二包、三〇円
- ・せきごめ(ノイSPA、エフエドリン) 二包、三〇円
- ・〃(磷酸コデイン) 二包、三五円

- ・セメン円(サントニン) 一包、〇・一瓦、七〇円
- ・〃(サントニン、海人散) 一包、八〇円
- ・六神丸(麝香、牛黄) 八粒、三〇円
- ・救命丸(麝香、牛黄) 一二粒、二〇円
- ・神薬(クロロホルム、アルコール、エーテル、飴) 二五瓦、五〇円

- ・実母散(生薬) 一貼、三〇円
- ・メントム(ハツカ、カンフル) 缶入一二瓦、四〇円
- ・赤チン(マキユロクロム) 瓶入二五瓦、三五円
- ・鎮痛消炎、クリーム剤(ハツカ、カンフル、ステアリン酸) 一二瓦、五〇円
- ・ハツカ、サリチル酸メチル 一〇枚、五〇円

(薬日新聞「昭和三十一年四月二十八日」)

五四〇 昭和三十一年九月 県薬業連合会、農協家庭

薬配置に関する意見

▽中小企業振興審議会へ意見具申

一 農業協同組合の行方配置販売業について

現在農業協同組合で家庭菜配置販売業を営むものは二十数府県ありますが本件については昭和二十八年より現在まで関係官庁、団体等と再三折衝陳情してきた処であります。農協の行方斯る事業は法的疑義および取締りの不徹底はもとより業界として甚大な影響を受ける処でありますので何らかの適法な措置と保護政策を望みます。

理由

1 法及び道義的疑義について

イ 店舗販売を行っている農協が配置と両業務を行うことは責任が不分明となると共に配置家庭菜の管理取扱いについて能力、技術に疑問がある。

ロ 現在許可されている登録対象は全て農協連であり、営業主体である単位農協でない。

ハ 農協の使用する配置員も全て身分証明書を携帯しなければならぬが組合員や婦人団体等利用する場合殆んどが右実行されないと考える。

ニ 農協の事業目的は組合員への奉仕であり団体自身の

営利ではない法文から考え逸脱行為と見做されないか。

2 営業上の影響について

イ 農協が組合農家に新しく配置した場合、その地域を廻商する業者は直ちに根底から生活権が奪われる。今後さらに農協が進出することは全国二十数万業者の生活と商権の死活問題となる。

ロ 農協がその全国的組織と莫大な資金を以て配置家庭菜業に進出することは大資本家の事業に権力の裏付けを与える如きものであり資本家暴力と考えられる。

(「薬日新聞」昭和三十一年九月十五日)

三二 昭和三十三年十月 広告宣伝に嚴重取締り

厚生省では医薬品広告が増えてきた「一般人に不安感を起させるもの」について嚴重な取締りを行うことになり、首都道府県への通牒も考慮している。

不安感を起させるもの

病状を誇大に掲げて不安感を抱かせるもの、症状を幾つも

並べて、正常人もその中の幾つかに該当させたような感、つまり病気であるような感じを抱かせるもの等を指しているものでありこのような形の広告は今迄医薬品を使用していなかった人々にも、医薬品を服用させようという販路拡張の意味を多分に含んだものであるとされており、しかもこの傾向は最近激増の形にあるといわれている。このほか厚生省が取締りを厳重にしようとしている広告には能力を越えた広告がある。これは特定製品のメーカーが誇大な広告を行い、国民の保健衛生に寄与するめに役立っていないことを指しているものである。

因みに厚生省が最近全国の薬事監視員に知らせた違反広告の事例をあげると次のようなものがある。

▽ストロンチウム九〇灰から子孫を守る対策…以下全文
 薬事法第三四條三項
 ▼○○が水虫に効く…愛用者間に拡まっている周知の事実であります。(殊に水虫国のアメリカ人などは、帰国後も水虫のために○○を注文されてくる程です) Ⅱ 広告基

進九項

▽最近「水虫退治の専門薬を出してくれないか」という御要望が日増しに強まって来ましたので、意を決して○○を新発売することに致しました Ⅱ 薬事法第三四條三項

▽アメリカの最新薬 Ⅱ 薬事法第三四條二項

▽理想的殺虫剤 Ⅱ 基準五項

▽東大病院長、物療科主任教授○○先生御推奨 Ⅱ 薬事法第三四條二項

▽高血圧：にすばらしいキキメがあります Ⅱ 薬事法第三四條一項

▽殺虫剤なら○○と云われる人気で官公庁、保健所方面からも多大の御用命を賜っております Ⅱ 薬事法第三四條二項及び広告基準

▽○○による耳鳴りも止る Ⅱ 薬事法第三四條一項

▽今まで耳鳴りに効く薬はなかった Ⅱ 薬事法第三四條一項

▽京都大学、大阪大学等ですばらしい治療効果実施感謝の手紙が沢山来ています Ⅱ 薬事法第三四條二項

▽副作用がなく非常に安全習慣性がありません Ⅱ 薬事法第三四條一項

三四條一項

▽自信が出来る(マンガ) Ⅱ広告基準一二項

▽心臓の早鐘もピタリ(マンガ) Ⅱ薬事法第三四条一項

▽絶対に発毛する。100%の効果、銀幕スターよりも美しい

眉毛になる、一ヶ月もすると柔かいうぶ毛が発生し等Ⅱ

薬事法第三四条一項

(薬日新聞「昭和三十三年十月十九日」)

五三 昭和三十三年十月 薬志同好会の業者アンケート

ト

薬志同好会(会長大泉勉氏)では昨年八月配置家庭薬従事者(会員外も含む)に対しアンケートをこころみたところ、全配布数三〇〇枚に対し十月末締切りで一七七枚(五九%)の回答に接した。アンケート内容は次の七問であるが、この集約は年令別を主とした方法を採用し廻商地別、本副業等実際の廻商経験から出たものであり得がたく尊い資料といえよう。回答者数の中三十代が圧倒的で全体の三〇%を占め、これら三十代の壮年層の配置年数は十年以上が五七

%と全体の半数を占めており本業が圧倒的に多く同好会の若さと熱意がうかがわれる。

以下その内容。

◇第一問

・あなたはいくつになられますか。

十代から二十、三十と六十代までに分け三十代が三〇%で最高、次に四十代の二〇%、以下五十代二十代となっている。

・売薬をして何年になられますか。

五年以下が二〇%で十年が三七%の最高(それも三十代が全体の五七%)次で三〇年以上 二〇年の順。

・本業か副業か。

本業が全体の八四%、副業が十一%、本業は三十代、四十代が多い。

・主な廻商地は。

東海地区がトップ、次で山陽、関東、東北の順で平野部について都市、町の順、また農業対象が五六%、他は商業、工業地

通
◇第二問

・家庭薬の将来をどう思うか。

絶対不安がない 二四%

少々不安である 六五%

大変不安である 一〇%

不安である原因として割引問題三九%と国民健康保険四

六%をあげている一方不安がないの回答では社会が必要

としているが九二%

・子供に売薬させるかではさせたくないが三七%、させた

いが三一%

◇第三問

・家庭と配置業が調和しているか。

どうかか五四%、ピッタリ一五%、困難と諦めているが

各一〇%

旅先に住所をもって行く点、条件により賛成五四%、絶

対不賛成二〇%

◇第四問

・家庭薬配置に大切な条件

資本力が三三%、意志力三三%、体力二二%

別めんでは薬理的知識五四%、円満な人格三八%となっ

ている。

・お得意の信用には

薬を信用させる四五%、自分を信用させる三八%

・割引対策

益々激しくなる四九%、団結で防止できる四五%

・将来団体の力を一番要求

薬業連合会二六%、小最寄会二五%、協議会支部二三%

◇第五問

・旅先での気分転換の方法は

映画三三%、帰郷する二八%、趣味(謡琴)一九%

◇第六問

・売上げをよくする方法

懸帳の購入四六%、新懸張三三%、新製品に力を入

れる七二%、配置薬の説明二八%

◇第七問

・家庭薬の処方と意匠について争っているが。

代表メーカーのみにすべき六四%、現状三六%

(「薬日新聞」昭和三十四年一月十日)

五三 昭和三十四年十月 伊勢湾台風被災帳主援護

の請願書

請願書

配置家庭薬業者は年間の大部分を県外各廻商地で過し專業者の殆んどは事業所も実質生活も現地に置いているのであります。このような業態は他に類例のないものであります

実状からこれに対する行政施策は特殊な見地からたてられることを要望されるのであります。即ち本県における配置家庭薬業は大きな地域産業として他府県から齎らす収益は県民経済並びに県税収面に度外できぬ分野を示しているのであります。が事業先で災害等受けた場合、援護施策について現地、本県の双方とも適用を受けられない場合が生ずるのであります。が今般の伊勢湾台風の如き災害において特にその感がされるのであります。伊勢湾台風においては最も

災害の大きかった愛知、三重、岐阜県近辺は在来本県配置家庭薬業者の最も資力を注いでいる地方であり、實際生活の根拠を現地に置き事業をなしている者が多いのでそれら業者の被災実状は現地県民と何ら異らないのであります。が、災害救助法或いはそれに基ずく援護を受けられないのであります。被災地区を重点として事業をしていた者で再起不能とも見られる損害を蒙った業者が少くありません。この際、県当局におかれては何卒この実態を御賢察賜り配置家庭薬業者の援護措置について左記の如く格別の御配慮をなして下さいますよう茲に事情を具し請願いたします。

記

- 一 災害救助法又はそれに準ずる援護
- 二 昭和三十四年度以降の地方税減免
- 三 長期、低利事業資金の貸付、斡旋

富山県薬業連合会

会長 広瀬重造

(「薬日新聞」昭和三十四年十月二十四日)

五 昭和三十五年九月 業界新聞の消費者アンケート

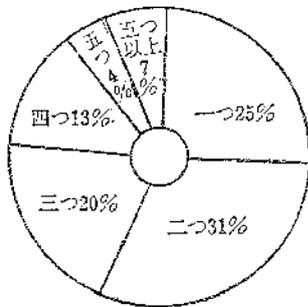
ト

一 薬の袋(箱)をいくつ預っていますか

「各家庭に配置の袋や箱がいくつ入っているか」はこの業界が最近大きな関心を寄せているところである。配置業者の漸増による配置袋の増加は避けられない事態となり、すでにその弊害が表面化しつつある。回答にあらわれたところは第一表のとおりであるが、総計四二三のうち、多い順に並べてみると

二つ	一三〇 (三一%)
一つ	一〇五 (二五%)
三つ	八四 (二〇%)
四つ	五七 (一三%)
五つ	一六 (四%)
それ以上	三一 (七%)

第1表 薬の袋(箱)をいくつ預っていますか



となっており、二つが一位、一つが二位とあるはまず穏当といえるだろう。しかし五つ

が四%もあり、しかも五つ以上が七%で、五つのそれを上回っていることは寒心すべき状態である。

いま試みに富山県の薬務課が三十二年十月に実施した県下の四、七〇〇戸の消費者に対する調査をみると

五つ未満 一、二〇八 (六九%)

五つ以上 五三五 (三一%)

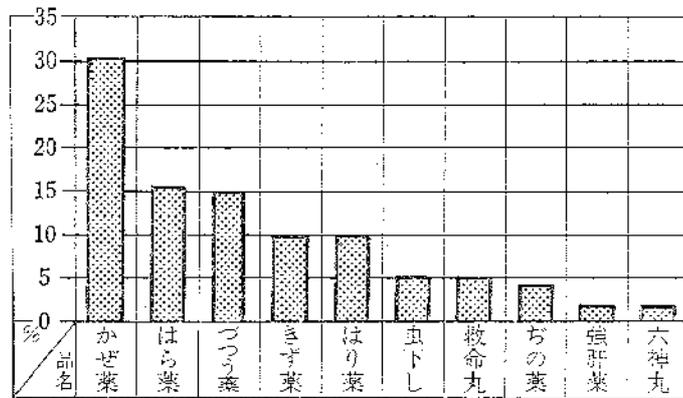
減らして欲しい 六〇八 (二五%)

とあつて、五つ以上が実に三分の一近い数字を示している。もちろん富山県という地の利が大きく影響していると考えられるが、しかし袋あるいは箱の数が余りにも多く一家庭に配置してあることは余り好ましい傾向ではない。「減らして欲しい」という声が三五%もあるのはこの間の事情を如実にあらわしている。昨年だったか、四国の高知県で一部落全体の決議で、配置薬を全部返上したいと申出られ、関係業者をあわてさせたという事態も、袋や箱が余り多過ぎ業者への応接がはんに過ぎるとの理由から起つたという。とにかくこの問題は業界あげて早急に善処すべき要がある。

かぜ薬、はら薬、づつう薬の三つが上位にあるのはやはり配置薬としては常道であり、怪しむに足りない。なんといつても昔から配置薬の王座はこの三つであつたし、これからも余程のことがない限りくずれないだろう。最近これ

①かぜ薬	二七八(三二%)
②はら薬	一四四(一六%)
③づつう薬	一四〇
	(二五%)
④はり薬	九二(一〇%)
⑤きず薬	九〇(一〇%)
⑥虫下し	四六(五%)
⑦救命丸	四四(五%)
⑧ちの薬	三五(四%)
⑨強肝薬	二二(二%)
⑩六神丸	二二(二%)

第2表 どの薬を最も多くお使いですか



二 どの薬を最も多くお使いですか
 回答総数は九一三通。二つ三つと重複して使用薬をあげていたので、かくは多い数となつた。(第二表参照)

らの薬の売り上げが減少しつつあるといわれるが、この調子ではまだ大丈夫と思われる。はり薬がこれに次いでいるのも心強い。いま流行の強肝薬が六神丸と同位にあるのは、じりじりとこういつたように保健薬が地歩を伸ばしてきたと解してもよいか。また参考までに前記の県業務課調査を紹介してみると

①かぜ薬(四一%)、②はら薬(二二%)、③きず薬(一五%)、④はり薬(九%)、⑤ビタミン剤(六%)、⑥虫下し(四%)、⑦清涼剤(三%)
 となつて、大体同様の趣きを呈している。こういったところから配置薬は保健薬方面もさることながら、かぜ薬(づつう薬も含めて)、はら薬等にも店舗薬に負けない優秀製剤をつくつて現在の位置を保つてゆくべきだとも考えられる。

三 入替は何カ月目位が一番よいか

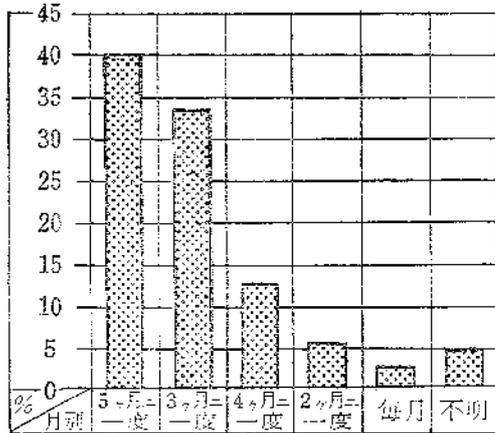
回答のあつたのは四〇四、なにも書いてないのが一九あつた。これは無関心派、あるいはいつでもよい者と解してもよいだろう。回答のあつた四〇四の内訳はつぎのとおり。

IV 流

五カ月に一回	一七〇
三〃〃	一三七
四〃〃	五七七
二〃〃	二二七
毎月がよい	一三

現在配置業者は大体年二回廻りが大部分で、他は三回あるのは一回といったところである。消費者も大体年二回位を希望しているのが多いことはこの表で察しがつく。しかし三カ月目というのが第二位、四カ月目が第三位にあること

第3表 入替は何カ月目位が一番宜しいですか



とは少なくとも消費者は年四回又は三回を欲する者が多いことにもなる。

近ごろ識者の間で「これからは、業者は懸場先を集中的に整理し、廻る回数を多くした方が、廻商の合理化、貫高の維持向上に最上の方法である」と説く人がふえてきつつある。正にこれを裏書きするような結果がここにも出てきたのである。徒らにあつちこつちと全国に散在した懸場を持つことなく、これを集中的に整理、能率的に小まめに入替えに廻れば貫高の向上は望める。業者過剰、競争の激化からくる経費の増大、利益の減少はこういった懸場の整備と能率的な廻商による商売の合理化以外に防止する適當な法がすくない。そして入替えは少なくとも年三回、あるいは四回にしてもよいと思うのは筆者の素人考えであろうか。業者諸氏の御意見を聞きたいものである。

(「家庭業新聞」昭和三十五年九月八日)

五五 昭和三十五年十月 北海道地区の配置問題

▽ひかり製薬KKと北海道部会の紛争は双方の意志の疎通を欠くことにより起った問題で、いずれも規約並びに協定違反ではない。よって爾今両者は融和協調して業界発展のために尽すこと。

▽「ひかり」の新規拡張の際は爾今二包入でなすこと。

▽ひかり製薬KKは入替の時「ひかり」二包入りを原則として置くこと。

▽五十円（十二包入）の方は希望するものに可及的白蘭して配置すること。

▽北海道部会の十包入三十円製剤の販売計画は中止すること。

（「薬日新聞」昭和三十五年十月八日）

五六 昭和三十八年二月 二重価格の公取委見解

厚生省薬務局は昨年十月に医薬品、医薬部外品の割引率ま

たは正価やこれに類するものと実際販売価格を併記した広告は不当に顧客を誘引し、不当景品類及び不当表示防止法に該当するとして公取委に照会していたがこのほど正式に「該当するおそれがある」と回答があったので各都道府県に調査を依頼するとともに第四条第二号に少しでも抵触した業者があれば容赦なく摘発するよう通告し、さらに視察員を各地に派遣して内密に調査する方針をとった。

薬務局の提出した照会および回答は次の通り。

（照会）

医薬品、医薬部外品、化粧品（以下医薬品等という）の割引率または定価もしくはこれに類するものと実際販売価格を併記した広告は

①現在医薬品等の実際販売価格は、ほとんど定価によらずそれを大きく下回った価格が行なわれているのが通常である。このような状況にあって、定価もしくはこれに類するものと実際販売価格を併記する広告を行なうことは、当該広告を行なう店舗のみが著しく廉価に医薬品等を販売するとき印象を一般消費者に与え、不当に顧客

を誘引するものと考える。

② 割引率の広告についても同様と考える。

二 右の点は不当景品類および不当表示防止法第四条第二号の事業者が自己の供給する商品または役務の取引について、実際のものまたは、当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがある。とされている条例にもとずいたためのものである。

(回答)

医薬品などにおいては、貴見のごとく小売業者などが実際販売価格に市場の実勢を離れた高い価格などを併記して広告することは、当該実際販売価格が競争事業者の販売価格よりも著しく安いかのような誤認を一般消費者に起させ、不当に顧客を誘引する行為となり、第四条第二号に該当するおそれがある。ただし、この広告には種々の態様があるので、法の適用に当たっては個々の事例を充分調査のうえ、その当否を定めるべきものと考ええる。

〔薬日新聞〕昭和三十八年二月九日

三七七 昭和三十九年一月 県薬務課、違反広告内容

例示

富山県薬務課では県内の製薬業者に対し、広告の字句が薬事法、医薬品適正広告基準などに違反しないように注意すると共に、一月三十、三十一の両日開かれた製薬業者の説明会席上要望があった。

ちなみに違反広告例の内容は次の通り。

- ・ お子様や家畜がいても安心して使えます。
- ・ お子様はメキメキふとる○○○○
- ・ かぜが吹つとぶかぜ薬
- ・ 若いエネルギーはあふれる。仕事はてきぱき片付けレジヤ一の楽しみを満喫する。
- ・ ……血管に若さと弾力を与え諸機能に好影響……
- ・ 神秘の薬用液 (VAL) 配合
- ・ エネルギー源

・知っている人はだまってるんで体力やスタミナをつけているというから、これも、考え方によっては、強精的効用のひとつかも知れない。

・……実によく効きます。

・肛門筋を引きしめ、とれにくい肛門の疲労衰弱を回復し、強い活力を与える等すぐれた特長があります。

・朝晩の一錠で、積極的に明日の健康をつくります。

・明日では遅い今日の薬ノ

・細胞に飛びこむ活力剤

・……高貴薬がたっぷり配合されていて、夏バテ療法には、うってつけ……

・モロモロの症状に応じてピタリと来る薬はないかの要望に応じて登場したのが……

・これが血行にのって体のすみずみまで浸透し根深い病源に作用して病気を根本より治癒に導きます。それと同時に副作用や害がなく効力の早い優秀洋薬を配剤し薬効相乗作用を最大限に活かす……ので一時押えでなく芯からよくなります。

・よぶんな皮下脂肪を分解する有効成分が二重に配合してありますから治りにくいといわれるフトリすぎにもすぐれた効果があります。あなたの美と健康のために今日から御愛用下さい。

・スツキリした気分で勉強も仕事もぐんぐん進みます。

・米英仏国専売特許

・二日間続けてのませて下さい。大学病院の臨床成績では、

二日間連続服用で「かぜ」の主症状が八〇〜一〇〇%

改善されています。

・特許主成分H Mの持続的な殺菌力

・すでに医薬学界や一般に有名な確実な解熱作用……

・無毛症

・これがかぜをひかないコツです。

・ビタミン栄養もむだなく吸収して若さと……を守ります。

・抵抗力を増し、悪化を防ぎ、回復を早める。

・妊娠ご希望の方に

・レジャーを楽しむ

・副作用の心配がなく安心……発疹などの副作用がほとん

どありません。

・「風邪に負けない抵抗力」をつくり、症状の悪化を防ぐためにいつも二倍量おのみ下さい。

・動脈硬化も血圧もコレステロールのせいなるぞ

・CGC処方〇〇〇〇

・……人類の幸福に貢献する……〇〇〇〇

・更に薬効を強化した。

・……最も適量を配合しました。

・アメリカのNND六二年版に優れた抗ヒスタミン剤と記載されている。

・頭の回転にひびく

・医家に謹告

・よくきくと評判です

・……丈夫な胃腸が大事というわけか「強力〇〇〇」という生きた酵素剤の服用者が大変ふえているという。とくに肉食や脂肪食に強い消化力があるので評判がよい。

・発売早々から……によく効くと好評をいただきました。

・日本家庭の一〇%が愛用、世界の二〇の国で飲用。

・最近アメリカのステツカイケミカル社が製造した最も新しい強力殺菌剤です。

・お肌にそっくり吸収されるように完全乳化されています。

(薬日新聞「昭和三十九年二月八日」)

三六 昭和三十九年六月 農協の家庭薬配置状況

◇宮城県

- ▽配置している区域、伊具郡(丸森町)角田市、加美郡(八町一村)黒川郡(大和町、大衡町)志田郡(三本木町)玉造郡(岩田山町)遠田郡(小牛田町、田尻町)宮城郡(泉村、宮城村)桃生郡(三町一村)本吉郡(津山町)登米郡(石越町、中田町)柴田郡(五町)

◇京都府

- ▽配置区域、福知山市周辺、上川町金谷、天田郡、三和町
- ▽配置従事者 福知山市大呂 坂梨光雄

◇高知県

- ▽配置区域、安芸郡、北川村農協で農協マーク入りの薬を

最初婦人部で配置した。現在配置員が廻商室戸市元町農協、配置方法は前項の通り、約八〇〇戸に配置

◇福岡県

▽配置従事者は二三名で福岡県購買販売農協連合会が許可を受けている。

▽農協の仲介で婦人会が一名だけ許可をとり他は無許可で交互に廻商

▽大川市川口 八〇〇戸 三池市三池 一、〇〇〇戸

▽配置品目は協同薬品工業製薬の製品が主体で、婦人会の基金（リクレーション）等に充当する。

◇北海道

▽道内の全農村地帯の八割以上と想定、一村落に配置する場合に完全配置をする。

▽現在六〇〇名余の配置員が従事する他青年団、婦人会員等の補助員も多少いるが、ほとんどは正規のものともみられる。

▽配置薬の内容は主として浅田飴本舗、堀内製薬のもののほかには宇津救命丸、ビタミン剤、キンカン等有名品とする。

る。

◇岩手県

▽岩手経済連が農協、漁協を利用して県下一円に配置、配置員は約五〇名

◇広島県

▽甲奴郡、沼隈郡、世羅郡、山県郡を配置

▽婦人会、青年団に配置行為を代行させているものもある。

▽農協預金勘定において相殺しているものもある。

◇大分県

▽全域農協の約九割が取扱い、農家戸数の約六割に配置する。

▽取扱薬品、株式会社堀内伊太郎製薬を主体としている。

▽各羊協職員、最近は大分県厚生農協連合会において直属の配置員をおく。また県厚生連において一括購入の上各農協に売込む。

▽農協婦人部等を利用し各戸へ配置、入替方法は配置員（各羊協の）が各戸を訪問し使用分のみ補充（置き足し）婦人部各班毎に班長が配置箱を集め農協へ持参し農

協にて補充後班長がこれを持って各戸に渡す。県厚生連、直属配置員を各単協より委嘱を受けた地区へ派遣各戸へ出向き補充する。

▽経営単位は各単協、新薬事法施行後表向きは県厚生連、直接配置販売の形に変更するものも実際は各単協単位と思われる。なお昨年日田市議会において国民健康保険の僻地地区民の家庭薬使用分も医療給付の対象にしては如何か、それには幸い農協家庭薬があるからこれを認めてもらいたいとの発言があり市当局も調査に乗り出した事実がある。

◇岡山県

▽英田郡 美作町、英田町、勝田郡 勝央町を配置

▽農協が回覧板で注文をとりビタミン剤、ハリ薬など販売する外、後月郡内や他の地区においても前記同様の販売がなされている。

◇岐阜県

▽厚生連の配置員も協議会々員として共に進みつつある。

◇群馬県

▽県下全般に配置されている。

▽配置責任者名称は群馬県農業経済連合会、管理薬剤師、野々山正夫

▽配置員数は五五名(三七年度)配置員は山形市にて講習をうけたもの、昭和三〇年頃より始まり県下に拡がり現在はポツポツ引き上げつつある。

◇静岡県

▽全厚生連が組織的に家庭薬の配置を始めたのは十銭売薬以来二〇数年になる。その後一〇年前から配置の方法は各部落の婦人会の役員を通じて各戸に配置していたが静岡県協議会が嚴重抗議をなしたので中止し専属の配置員を各地域毎に養成して配置した。続いて配置員全員協議会に加入した。

▽配置状況は名精産業の製品及一、三メーカー製品を取扱う、県下農山村全地域に配置する、又農協の各戸預金口座より支払う。

▽アンブル剤、サロンパス大箱、鎮痛カニミ止め「キンカシ」、オロナインなどを取扱う。

◇長野県

▽組織連及全購連が農協を通じ婦人会を利用して実施する婦人会役員及び農協幹部が各家庭に薬箱を配置し年三回入替をなす。

▽農協預金より支払う、今後益々拡大されるものと推考します。

◇青森県

▽六戸農協、十和田農協において実施中、現在特定の者だけ配置しているが一般に配置が拡大されつつある。

▽漁業組合及び富士製糖の社員及び従業員を対象に全国有名医薬品の名称をもって定価表より安い二割〜四割を表示して販売外に薬局において割引販売競争が行われている。

◇千葉県

▽現在の新配置員は三名程度目下人手不足のため引上げ中で業者に大した影響なし。

〔薬口新聞〕三十九年六月二十日

五九 昭和三十九年八月 全四配置家庭薬協議会と
農協の競合

全国配置家庭薬協議会は、農協が営む医薬品の配置販売業は責任上適格を欠く場合が多く農協本来の使命にのっとり専業者の業権と生活を侵害している旨を厚生省へ陳情し、その抑制方を依頼しているが、薬務局ではこれに對処するため近く、農協の実態調査を行う方針を回している。

これが陳情に対して、農協側は販売許可をうけている農協の店舗は三、二〇〇しかないこと、農協は農業生産の合理化を使命とするものではなく、有効適切な施策により、農村の経済的文化的向上を目指しているものであること、配置家庭薬は僻地を無視、その使命を果しておらず、農協はその三〇%を占有するのみでまだ七〇%残されていること、配置薬の非現代的な商法と異り、農協は医薬原料を共同仕入し、自己資本で製造し、単車で配置しており、毎年一〇〇名づつ配置販売業の専門家を養成しており、その管理に万全を期している。配置薬業界の苦情は時代の流れに

立ちおくれたものの悲鳴にすぎない：として強い態度を示し逐一反駁しており、成り行きが注目されている。

全購連と厚生連は、堀内伊太郎商店を中心とする家庭薬メーカーと結束、そのほか自己資本による協同薬品工業で医薬品を生産、農協という強い組織力にのせて販売しており、年間売上額は五〇億円（末端価格）という無視できない発展ぶりを誇っている。

（「薬日新聞」昭和三十九年八月八日）

五〇〇 昭和三十九年八月 医薬品等適正広告の厚生

省薬務局長通知

昭和三十九年八月十日 薬発第五五九号

各都道府県知事あて厚生省薬務局長通知

医薬品等による、保健衛生上の危害を防止するため、医薬品等の広告については、その内容が虚偽誇大にわたらないようにするとともに、その適正を期するため、従来薬事法及び医薬品等適正広告基準によって指導取締りが行なわ

れてきたところであるが、最近における医薬品等の広告の態様にかんがみ、今般別添のとおり医薬品等適正広告基準を全面的に改訂したので、下記の点に留意し、貴管下関係業者、団体等に対し、周知方お取計らいのうえ医薬品等の広告の指導について格段のご配慮を願いたい。

なお、この基準のうち、「第二」の「1」の「(1)」から「(3)」までは、薬事法第六六条第一項の解釈について示したものであり、また「(4)」から「(11)」までは、医薬品等の本質にかんがみその広告の適正をはかるため、医薬品等について一般消費者の使用を誤らせ、もしくは乱用を助長させ、あるいは信用を損なうことがないよう遵守すべき事項を示したものである。

おって、昭和三十六年四月二十一日付け薬発第一六八号薬務局長通知「医薬品等の適正広告基準について」は、廃止する。

記

1 医薬品、医薬部外品及び化粧品

(1) 名称関係について

本項は、医薬品等の名称について広告する場合の表現の範囲を示したものである。

(2) 製造方法関係について

本項は、医薬品等の製造方法について広告する場合の表現の範囲を示したものである。

優秀性についての運用は、医薬品等の製造方法について「最高の技術」、「最も進歩した製造方法」等最大級の表現又は「近代化学の粋をあつめた製造方法」、「理想的な製造方法」、「家伝の秘法により作られた……」等最大級の表現に類する表現は、その優秀性について事実と反する認識を得させるおそれがあるので認めない趣旨である。

(3) 効能効果関係について

本項は、医薬品等の効能効果について広告する場合の表現の範囲を示したものである。ただし、学術的研究報告を医学薬学の専門家に配付する場合は適用しないものである。

イ 「ロ」は、局方外医薬品、医薬部外品及び指定化

粧品について、承認を受けた効能効果と異なる効能効果がある旨の表現を認めない趣旨である。例えばビタミン剤について承認された効能効果が疲労回復であるのを老化防止とし、ホルモン剤について承認された効能効果が更年期障害であるのを早老防止とする場合等である。

ロ 「ハ」は、指定化粧品以外の化粧品の効能効果について、同通知に定められた範囲をこえている表現を認めない趣旨である。

ハ 「ニ」は、医薬品等の有効成分及びその分量又は本質について、例えばその有効成分が男性ホルモンであるものを両性ホルモンであるとし、もしくは単味であるものを総合、複合等とし、又は「高貴薬配合」、「デラックス処方」等のような表現をすることを認めない趣旨である。

ニ 「ホ」は、医薬品、医薬部外品及び指定化粧品の用法用量について、例えば大量療法が特定の疾病に限定して承認されているにもかかわらずその他の疾

病に適應するような印象を与える表現、「のめばのむほど風邪がよくなる」、「どんな用い方でも効く」、「シャワーのように浴びましょう」、「マージャンチユーチユー、野球でチユーチユー」等のような表現を認めない趣旨である。

ホ 「へ」は、例えば胃腸薬の広告で「胃弱、胃酸過多の適應症をかかげそれが「根治」、「全快する」等の表現をし又は血圧降下剤の広告で「脳出血を確実に予防する」等の表現を用い疾病の要因、患者の性別、年齢等のいかんと問わず効能効果が確實である保証をするような表現を認めない趣旨である。

ヘ 「ト」は、例えば「最高のききめ」、「無類のききめ」、「肝臓薬の王様」、「胃腸薬のニース」、「世界一東洋一を誇る〇〇〇〇の〇〇」、「感謝状山積」等の表現を認めない趣旨である。

ト 「チ」は、例えば「すぐ効く」、「のめばききめが三日は続く」等の表現を原則として認めない趣旨である。

なお、速効性についての表現の範囲は、昭和三十五年七月十八日薬監第三二三三号、監視課長通知「医薬品における速効性の表示広告について」によるものである。

チ 「リ」は、例えば頭痛薬について「受験合格」、「ホルモン剤について「夜を愉しむ」又は保健薬について「迫力を生む」、「活力を生みだす」、「人生を二倍楽しむ」等医薬品等の本来の効能効果とは認められない表現を用いて、効能効果を誤認させるおそれのある広告を認めない趣旨である。

(4) 「④」は、副作用のある医薬品について、例えば「副作用がない」、「人畜無害」、「安心して使用できる」等副作用の発現を否定すること等によって不当に安全性を誇張するおそれのある表現を不相当とする趣旨である。

なお書は、添付文言等に使用又は取扱上の必要な注意事項として、副作用に関し特に記載されなければならぬ医薬品等について、広告でその副作用を全く否

定するような表現を認めない趣旨である。

(5) 「(5)」は、本項に該当する医薬品は医学的管理の下に使用される必要のある医薬品であるので、一般消費者がその使用を誤ることがないように必要な記載事項を明りようかつ平易な表現で付記し、又は付記することを求めたものである。ただしネオンサイン、工作物等による広告で効能効果について全くふれない場合は差し支えない。なお、医学薬学の専門誌、業界新聞等における広告は当然本項の対象とならない。

「ハ」は、使用又は取扱上の特別な注意を必要とされる医薬品例えば特異体質者は禁忌である医薬品については、添付文書等にその旨当然記載されていなければならぬのであるが、このような場合には、広告でもその旨を付記し、又は付言すべきことを求めたものである。

(6) 「(7)」は、医薬品等の推せん広告等は、一般消費者の医薬品等についての認識に与える影響が大であることにかんがみ一定の場合を除き、不適当とする趣旨で

ある。

(7) 「(8)」は、懸賞、賞品等により広告を行なうことは、医薬品等の乱用を助長するおそれがあるので不適当とする趣旨である。

「公認」には、法による承認及び許可も含まれるのである。また「特別の場合」とは、市町村がそ族昆虫駆除事業を行なうに際し特定の殺虫剤等の使用を住民に推せんする場合、美容師等が店頭販売において化粧法の実演を行なう場合等である。

(7) 「(8)」は、懸賞、賞品等により広告を行なうことは、医薬品等の乱用を助長するおそれがあるので不適当とする趣旨である。

「イ」は、景品類を提供して行なう販売行為については、不当景品類及び不当表示防止法により制限を受けることとなるのでその限度に限り広告を行なうことは認められるものであるが、同法の規制対象外となっている単なる医薬品のキャッチフレーズの募集広告又は単なる企業広告等で入選者、正解者等に多額の金品を提供することは不適当とする趣旨である。

「ロ」は、家庭薬を見本に提供する程度はよいが、

懸賞賞品に医薬品を提供する旨の広告を不適当とする趣旨である。

ハ 「ハ」は、医薬品の容器、被包等と引換えに医薬品を授与する旨の広告は、医薬品の乱用を助長するおそれがあるので不適当とする趣旨である。

(8) 「(9)」は、視聴者に、例えばテレビ等において症状、手術場面等の露骨な表現、医薬品の名称等についての著しい連呼行為等の不快の感じを与える表現又は「あなたにこんな症状はありませんか、あなたはすでに〇〇病です」、「胸やけ、胃痛は肝臓が衰えているからです」等の不安又は恐怖の感じを与える表現をすること

を不適当とする趣旨である。

(9) 「(10)」は、テレビ、ラジオの提供番組等における広告の取扱いが不適当にわたらないようにすることを求めたものである。

イ 「イ」は、出演者が提供番組等において、医薬品等の品質、効能効果等について言及し、又は暗示する行為はとかく視聴者にこれらについての認識を誤

まらせることとなるので不適当とする趣旨である。

なお、本項は、CMタレントがCMタイムにおいて医薬品等の品質、効能効果等について言及し、又は暗示する行為を問うものではないが、CMタレントの発言内容が、本基準に定めるところを逸脱することのないよう配慮することは当然である。

CMタレントとは、明らかに劇と区別されたCMタイムに出場する者をいい、その者がCMタイムと明らかに区別された劇中に出演する場合は出演者とみなす。

ロ 「ロ」は、子供は医薬品についての正しい認識、理解がないので、子供向け提供番組においては医薬品について誤った認識を与えないよう特に注意することを求めたものである。

(10) 「(11)」は、広告の態様が時代とともに変化することにかんがみ上記各項に該当しない場合も考えられるので特に設けられたものであるが、この適用については今後そのつと示すものである。

2 医療用具

「2」は医療用具については医薬品、医薬部外品及び化粧品についての基準が準用されるという趣旨のものである。
〔薬事便覧〕

翌四十年からは十一月・十二月・一月・二月まで、週三回、一回三十秒ときめた。(会員一人につき八百円支出) 翌四十年は一月・二月・三月の三ヶ月週三回、一回三十秒とした。
〔北海道売薬史〕

五二 昭和三十九年 富山売薬、北海道でテレビ宣伝

富山売薬は創業以来ながらく一戸一戸を廻りロコミによる宣伝を主としてきたが、他の商売では近來色々の手段を通じて宣伝し、殊にテレビが宣伝に使われだしてからは、テレビ宣伝がものすごく活発になって来た。殊に大手製薬会社のテレビ宣伝の競争がはげしくなってきた。本会では昭和三十七年以来テレビ宣伝を実施せよとの声が会員の中で多数の意見となってきたので、役員会がこれを取りあげ「北海道放送」と交渉した結果昭和三十九年十一月・十二月・一月の三ヶ月間放送することになり、週三回、一回につき十五秒時間宛放送した。(会員一人三百円宛の支出)

五三 昭和四十年一〜三月 アンブル入り感冒薬の事故例

アンブル入りかぜ薬に起因すると思われる事故例

▽二月十一日(千葉、男、五十五才、農業)

十日からかぜで寝こみ、強力パブロンアンブル(Lot 71E

○) 十一日P M六・一〇分服用、医師の往診直後P M六・二五分死亡。死亡診断ピリンショックによる心臓麻ひ。

備考、本人は一年前配置かぜ薬でショックを受けたことがある。該品は国立衛生試験所で試験中。

▽二月十五日(千葉、女、十五才、中学生)

十三日かぜ気みで下校体温摂氏三七・五度。薬服用せず、

十四日A M一〇・〇〇分強力パブロンアンプル (Lot 13 S
 〇) 一本服用、P M九・〇〇二本日服用、十五日A M二・
 〇〇三・〇〇頃頭痛、嘔吐A M六・四〇様子が変なので
 A M七・〇〇頃往診を求めた、A M九・三〇頃往診に来た
 ときには死亡していた。死亡診断心臓麻ひ。

備考、本人は身体は弱い方ではなくアレルギー症もない。

該品は国立衛生試験所で試験中。

▽二月十六日 (静岡、女、三十九才、炊事手伝)

十五日P M三・三〇頃頭痛、体温三八・六度。医師の診療
 を受けゲン注一—*ml*ニAノバミン五*mg*—Aを注射、帰宅後
 胃散服用、十六日A M〇・〇〇解熱せず、強力パブロンア
 ンプル (Lot 54 P S X # 106 GA) 一本服用A M六・〇〇頃医
 師往診ブドウ糖、V B₁、V₆、シキランゲン、マイシリン注
 射、病院に運ぶ途中死亡、死亡診断、急性心臓麻ひ。

備考、本人は妊娠等身体に異常は認められない。T Bの

ラツセル音があった。該品は国立衛生試験所で試験中。

▽二月十八日 (静岡、女、二十八才、主婦)

十四日エスピランチン (Lot V T C 20) 二本服用、十五日P M

五・〇〇強力テルミック (Lot 101 AR) 一本服用十六日A

M一・〇〇又はP M五・〇〇頃強力テルミック一本服用十

七日P M一〇・〇〇頃医師の診療を受ける体温摂氏三六度、

血圧六六一九〇、ウインタミン注—Aストマイ注、ザルピ

ラス、メチロン、散剤 (チノミン) を施用、梅毒、精神分

裂症の疑いでA病院へ入院をすすめる。P M六・〇〇

七・〇〇頃A院は精神病院でないので入院を断られる。

B病院へ行く、この時すでにこんすい状態ピタカン二A、

ロベリン一A、テラプチック二A、カンフル四Aを注射ここ

でも入院を断われ、C病院へ行く、プレドニン二〇*mg*—

A、ボスミン〇・五*ml*四回 (二A) ブドウ糖注五〇〇*ml*二

A、ピタカン五A、ウワバニン二A、アミノプリン一A

ロベリン二A、レスタミンカルシウム一Aを注射、十八日

A M三・〇〇死亡。死亡診断、薬物中毒特異体質によるシ

ョック死。

備考、本人は昨年七月しっしん、十二月全身しっしん、

死亡時妊娠五ヶ月該品は国立衛生試験所で試験中。

▽二月二十一日 (愛知、男、二十九才、会社員)

十九日かぜ気みであった。二十日PM八・〇〇強力パブロンアンブル (Lot 1441 406) 一A服用、二十一日午後八時頃一A服用一〇分後気もちが悪くなり、けんたい、虚脱感あり、病院へ入院、二十二日AM一一・〇〇回復退院の見こみ。

備考、本人は二ヶ三日前服用したが異常なし、又一年前朝夕続けて服用したが異常なし。

▽二月二十一日 (京都、男、四十七才、不明)

二十日PM八・〇〇頃強力リコゴデ内服液一A服用、二十一日AM二・〇〇一A服用、すぐに体中が熱くなり、腹痛、全身が苦しくなり、病院入院顔面蒼白、血圧四〇―五〇、下痢気み、重篤症状、直ちに酸素吸入し、強心剤を四時間おきに注射、アンブルによると思われる。

備考、本人は黄痘の症状がみられる。

▽二月二十二日 (東京、女、三十二才、主婦)

二十二日PM四・三〇ルピットカプセル一カプセル服用、PM六・三〇パブロンアンブルニス一A服用PM八・〇〇頃気分が悪くなり全身にしびれがきたので病院に入院、

入院時体温摂氏三八・四度。脈搏一二〇、血圧四〇―八〇、PM一一・〇〇頃回復。

▽二月十八日 (東京、男、三十三才、船員)

十八日船員から貰ったアンブル入かぜ薬 (品名不明) を服用したところ、発疹が出て関節が痛くなったので、診療所へ行った。せき、悪寒が酷く、体温摂氏三八・九度で薬を貰って帰宅。その薬を服用したところ、二十二日鼻血が出て、気分が悪くなったので病院に入院体温摂氏三七・八度全身発疹、のど真赤であった、間もなく退院。

▽二月二十二日 (東京、女、二十一才、無職)

二十二日PM九・〇〇頃ポノバン錠 (Tachibana) 二錠服用一五―二〇分後全身に悪寒病院に入院回復。

▽一月三日 (東京、女、不明)

寝る前にかぜ薬 (エスピレチン) を服用、PM一〇・〇〇苦しくなったので、医師に注射してもらい治った。

▽二月十六日 (新潟、男、四十六才、不明)

十六日AM一二・〇〇タブロン二〇mlを服用、三時間後、発熱、手足しびれ、嘔吐、呼吸困難、PM三・〇〇医師往

IV 流

▽二月二十日（千葉、女、二十二才、主婦）

十九日PM六・二〇強力パブロンアンブル（Lot 23 PS又は 34AR）一A服用、PM九・〇〇一A服用、二十日AM

三・〇〇頃苦悶、空腹をうったえその後吐く、AM一〇・

一五診療所へかつぎ込む、その時既に絶命状態、ドウコウ散大、脈博なく、人工呼吸、心臓マッサージ二十五分後死亡。死亡診断急性心不全。

備考、本人は一年前から結核療養中薬局ではアンブルの使用注意を与えている。該品は国立衛生試験所で試験中。

▽二月二十三日（群馬、女、二才）

二十三日PM八・〇〇頃服用三〇分位で貧血、コンスイ状態となるPM九・〇〇頃医師の往診を受ける。二十四日回復。

▽二月二十八日（大阪、男、三十一才、工員）

二十八日PM一・〇〇頃二人で一Aつつ服用、一人はなんともなかったが、他の一人はPM四・〇〇頃寝た、PM七・〇〇頃起したが既に死亡していた。（強力エスピレチン

アンブル Lot EPT 36)

備考、薬局では錠剤をすすめたが、従来よりアンブルを服用しているからと云われアンブルを売った。死体解剖。

（三月一日）

▽二月二十五日（兵庫、男、四才）

二十三日よりかぜぎみであった。二十四日PM六・〇〇頃エスエス小児感冒薬（分包散剤 Lot ZBFR）一包を飲ませた。その時は顔色普通、眼充血、二十五日AM二・〇〇子供が水をほしがったので、水と一緒にもう一包飲ませた。顔面蒼白体に指頭大の斑点が出た、診療所に行ったが既に脈博はなく、AM七・〇〇頃死亡。

▽三月一日（京都、男、十七才、工員）

一日AM九・〇〇及びPM六・〇〇に服用、血圧五〇／八六、口内発疹あり、薬物中毒と認める。二日AM一・二〇死亡。（内服液タナベ感冒薬アンブル Lot 440G O224S)

備考、死体解剖（三月三日）

▽三月一日（愛知、男、五十四才、漁師）

一日かぜぎみなので、医師の診療を受けた。体温摂氏三

五・七度胸が痛いとのことで、ザルピラス（杏林製薬）を八cc注射したところ苦しみましたので、人口呼吸強心剤を行なったが死亡。

備考、医師はアレルギーの人はショック死のおそれもあるのでゆっくり注射したが、はきけをもよし三分五分で脈が切れた。

▽三月二日（鳥取、男、五十二才、事務員）

一日AM九・〇〇頃及び二日AM八・〇〇頃各一Aづつ服用、二時間後頭痛発汗意識不明となり病院でブドウ糖、強心剤を行なう。回復。（強力パブロンアンプルLot104RB）

備考、該品は店の奥に置いていたが、本人が以前二回程飲んでいたので売った。

▽三月二日（東京、女、四十才、主婦）

二日PM二・五〇頃かぜぎみのため、強力エスピレチン（Lot不明）を一A服用、急に気持が悪くなったので病院で手当。回復。

備考、該品は二月十三日購入したものである。

二 行商一般

〔薬日新聞〕昭和四十年三月十三日

五三三 昭和四十年三月 アンブル入り感冒薬自粛の損害補償要求

全配協から日薬連へ提出の陳情要旨は左の通り。

さて、今般アンブル入りかぜ薬製造販売自粛に関する厚生省薬発第一六九号薬務局長通知を接受いたし本協議会においてこれが善処方を協議した結果、左の要望事項を付して該通知の趣旨に協力することになった。本協議会陳情の趣旨を貴会におかれ、然るべく上局へ進達下さるようお願いいたします。

記

一 今回の通知により、これが製造販売に従事する中小企業者に与える影響は極めて深刻であり、ために倒産又は倒産寸前の危機を招来するもの続出することは必至である。

このまま放置せんか斯業の大半を占むる中小企業者の辿るべき将来は寔に暗澹たるものがあり、これが適切な対策の樹立は喫緊の急務である。

これに閃連して業者の蒙る損害は当然、政府において補償の途を講ずべきであり、資金面における中小企業の経営危機突破のための、速かなる運転資金の融資についても格別の考慮が払われるべきである。

二 最近続発せるアンブル入りかぜ薬の事故に対しその原因真相の究明を待たずして、恰も一方的に業者の責任に帰するが如き言辞並びに報道は国民大衆の医薬品に対する信頼を失墜せしめたことは否めない。

これが不信感の払拭について早急に効果ある対策を樹立されたい。

(「薬日新聞」昭和四十年三月十三日)

要旨 昭和四十年六月 厚生省、配置かぜ薬効能基準

準の各都道府県通知

厚生省薬務局では「かぜ薬の製造」(輸入)承認および製造(輸入)許可について、去る五月十一日薬発第二六〇号を以って通知したが、このほど薬発第四一九号を以って更

にこれが細部について各都道府県へ通知した。薬務局長通知内容次の通り。

①かぜ薬の配伍・効能基準(以下「基準」と略称する。)について

(1)かぜに関する効能効果をうたう薬剤(外用剤、注射剤、漢方生薬製剤をのぞく)には、その成分の如何にかかわらず基準が適用されること。

(2)かぜに関する効能効果をうたわない薬剤も、その成分として解熱鎮痛薬に属する薬剤と鎮咳薬、祛痰薬又は気管支拡張薬の何れかに属する薬剤とが配伍されているものには基準が適用されること。

(3)医師、歯科医師又は薬剤師の調剤専用の医薬品である旨の表示(「調剤専用」の表示とし、販売名の一部として表示することは認めない。)がなされ、一般消費者への販売授けをしない旨の確約が承認申請の際文書によってなされる薬剤については、基準を適用しないこと。

(4)基準にかかげられている成分以外の成分の配伍にあたっては、その配伍理由および安全性についての明確な資料

の添付を必要とすることになっているが、ビタミン類、生薬類等で配伍理由が明らかで、かつその作用が緩和なものはこの限りでないこと。

② 既承認のものの取扱について

(1) 現在市販されているかぜ薬で、基準の2の(9)の要記載事項をみたしていないもの、又は調剤専用の医薬品については、遅くとも十一月末日までにそれぞれその内容を記載した文書を添付するか又は表示の完備及び確約文書提出の措置をとること。

(2) 現在市販されているかぜ薬で、基準の2の(1)から(8)までの全部又は一部に適合しないものについては、現在市販中のものが凡て消費されるまでの市販は差支えないが七月末日を目途として次の措置をとる。

▽ かぜ薬として製造（輸入）を継続しようとする場合

ア 成分及び分量が基準の2の(1)から(7)までの全部又は一部に適合しないものについては、適合するよう新規の製造（輸入）承認申請及び製造（輸入）品目変更許可申請をするか配伍理由及び安全性についての明確な資料を提

出して当局の審査を受けること。

イ 用法用量又は効能効果が基準の2の(7)又は(8)に適合しないものについては、基準に適合するよう製造（輸入）承認事項一部変更申請をすること。

▽ かぜ薬以外の薬剤として製造（輸入）を継続しようとする場合

ア かぜに関する効能効果をうたっているものについては、その効能効果を削除するための製造（輸入）承認事項一部変更申請をすること。

イ 解熱鎮痛薬に属する薬剤と鎮咳、祛痰薬又は気管支拡張薬の何れかに属する薬剤とが配伍されているものについては、そのいずれか一方に属する薬剤の全部を削除して新規の製造（輸入）承認申請および製造（輸入）品目変更許可申請をすること。

③ 申請書の記載について

(1) 基準の2の(9)の要記載事項は、申請書の用法用量欄に全文を記載しなくても「使用上の注意 昭和四十年五月十一日薬発第三六〇号薬務局長通知による」と略記して差

支えないこと

(2)本通知にもとづき提出される申請書、届書の進達にあたっては、薬発第三六〇号薬務局長通知の2の(4)に準じて処理すること。

④製造(輸入)承認および製造(輸入)許可申請書の取扱について

今回の措置に関連して、新たにかぜ薬としての製造(輸入)承認をうけるために提出された申請のうち、六月十五日までに厚生省に受理されたもので、基準に適合するものについては、六月末日までに製造(輸入)承認及び製造(輸入)許可する予定であること。
なお県薬務課では次のとおり分担を定め、それぞれ指導相談に応じている。

1 かぜ薬について

・富山市(地鉄市内軌道本線以東地域―東岩瀬、浜黒崎を含む)
谷村技師

・富山市(地鉄市内軌道本線以西地域及び滑川市)

関野振興係長

・富山市四方、黒部市、高岡市、新湊市、小矢部市、上市町、立山町、射水郡、東砺波郡
関口技師

・水橋町

常田技師

2 家庭麻薬について

吉川麻薬係長、常田技師

(「薬日新聞」昭和四十年六月五日)

五三 昭和四十年十一月 配置薬輸送問題

国鉄は小口貨物輸送の合理化と輸送時間の短縮をはかるため、十月一日のダイヤ改正から小口混載貨物業務を全面的に通運業者に委託するとともに、中間駅での積みおろし作業を全廃、輸送基地(富山県は富山、高岡)を決めて積みおろしをなし、トラックを使って広範囲に集配するという新しい輸送方法を実施したところ、制度が先にでき、輸送基地の受け入れ体制がととのわなため、東北、長野、関東方面で混乱が起き、改正前より一週間から十日間はなほだしいのは一カ月も配達がおくれるという現象が起り、特

に本県の製薬業者は荷物を送っても旅先へ着かないため、配置業者は商売も出来ないとし帰って来る者もあり、業界でも問題化している。

薬業連合会では輸送の混乱は今後年末をひかえ、業界に重大な影響を及ぼすことが考えられるため、十月二十七日朝常勤幹部が富山駅長を訪ね、①配置販売業は特殊の商売で廻商時期が決っている②旅館に宿泊し得意先を廻商するため荷物が到着しないと商売が出来ない。そのため滞在経費がかかるので帰って来る業者も多数ある等の理由を述べ善処方を要望した。富山駅長は輸送の混乱は問題化しているため国鉄本部へ事情を説明すると共に、混乱の状況を記事にした日刊新聞を送り目下対策を要望しているとの回答があった。また十一月一日朝薬連幹部は富山商工会議所に高田専務を訪ね、同日開かれる県内商工会議所正副会頭会議において対策の協議を陳情した。

(「薬日新聞」昭和四十年十一月六日)

五六 昭和四十年 売薬の宣伝広告

現在富山県家庭薬宣伝協会の年間予算は約五〇〇万円であるがその内、県費の助成もうけている。

試みにここ数年来テレビによる宣伝放送を実施している北海道地区に例をとると、三カ月間週三回(五分間番組中スポット放送、Bタイム一回三〇秒)で料金が一二〇万円である。

その内九十万円が北海道部会所属の業者の負担であり、残り三十万円が宣伝協会の助成である。

従って3/4が業者負担となるので、北海道の如く業者数が一、〇〇〇名を超える大地区では平均一業者の負担が一、〇〇〇円程度だから容易に実施にふみ切れるが昭和四十年十二月末現在の各都道府県業者数の平均は約三〇〇人であり、その約五割が二県以上の配置地区に跨がっているので個人当り累計負担が相当多額となるので、そのことがテレビ宣伝の活発化を阻んでいる実情である。

昭和四十年年度中のテレビ、ラジオ、日刊紙、週刊、月刊

誌等の定期刊行物並びに映画及びスライドによる映写会、地方バスのポデイ広告、各種博覧会、展示会に対する宣伝出陳、野立看板、更にそれら催物開催期間中に於ける郷土民謡保存会の協賛と市費一〇万円助成によるキャラバン隊の派遣に要した経費は宣伝協会直営のもの、各メーカー及び各県部会単独実施のものを合算すると概算二、五〇〇万円に達している。

大都市の大手メーカーが総売上高の一五〜二〇%を宣伝費に計上しているのに比し、年間二〇億と称せられる本県薬業界の宣伝費は約売上高の二%に当るのであるが、それでも年々五〜七%の売上増を示しているのは一万配置員の脚による宣伝も軽視出来ないことを物語っているのである。

今後本県配置家庭薬の声価昂揚と普及宣伝を効果的ならしめるためには、経費の統一的捻出方法を講じて最低総売上高の五%程度の宣伝費を確保する必要がある。

それには医薬品が各メーカーから在庫されて販売業者の手にわたる際に卸価格のある程度の宣伝費を付加して源泉徴収し、それを各メーカーから宣伝協会へ一括納入して、

その財源により本県配置家庭薬の統一宣伝を実施する案を提唱する考えもある。

このような方法で徴収すれば昭和四十年の本県配置家庭薬の年産額は卸価格にして約四〇億であるから約二億円の宣伝費が得られる訳であるが、最近原料資材の騰貴と労働賃金の相つぐベースアップで卸価格が上昇をたどっている折柄、プラス宣伝費による累積上昇は他府県配置家庭薬との競争条件も考えて慎重な中にも前向きに考えられるべきである。

(塩井幸次郎「富山県配置家庭薬業の史的考察と現況及振興策について」富山県『経済月報』)

三七 昭和四十二年 家庭薬配置従業者の体験記

私は明治十八年十二月に生れ、同三十四年富山商業を卒業、それより直ちに配置販売業に従事し今日まで六十七年間この業をやっているが、この業こそ私の天職であると信じている。

次に実際の体験談のうち三つを簡単に紹介し、私の営業方針、信用を得るコツ、或るいは商略についてご推量を願いたい。

私は毎年三月に二十日間ほど滋賀県を廻商する。今年の三月十五日のこと、豊郷駅前の料理旅館山月が私の滋賀県での宿泊所で、そこをいつもの如く午前七時に十分ほど前に出て、豊郷から約一・五kmほどある下之郷村へ自転車で廻商にでた。するとその村の入り口に野良仕事をしている人が私を呼びとめたが一体誰なのか最初は見当がつかないので、たずねると「三井さん貴方は私の命の恩人だ」と言う、そう言われてやっと気がつき「ではあなたは川並勘次郎さんの末っ子じゃのう」「そうです」「いまいくつになった」四十三です。としばし懐旧談に花を咲かせた。話は四十年前にさかのぼってこの人が三才のときの事、川並家へ入れ替えに行ったところ家族ぐるみが座敷に集ってひきつけで死にかかっている子供の枕で悲嘆にくれていた。とても入れ替えに来た三井の応対なんかのひまがないとけんもほろろ、「医者はどういったのかね」とたづねると「もう

だめだと言った」と答える、そこで私は「医者がだめだと言っても助かることもある、病と寿命は別だ、私は二十年もの体験から申し上げるのである、私の言う通りに薬をやってみたらどうか、どっちみちだめなら同じことと思っでどうじゃね」と頑強に小児感応丸の服用をすすめた。私があまり熱心なので「それじゃどうしたらよいかね」とやると私の言うことに耳を傾け早速母親がひきつけで死にかかっていた子に薬を与えた。しばらくすると歯をくいしばっていたのがゆるみ、目をパチパチとしばいた。私はもう大丈夫という自信をもって川並家を辞した。三日たつてその村へ行つたところ、両親が畳に頭をつけて三回もお礼しそれは大変なもてなしかただった。当時死にかかっていた子供が先に話した下之郷の入口で出逢った四十三才になる立派な大人となっていたわけだ。

次にそれから十年後のことで、下之郷村を廻商中、川並勘次郎さんが私を呼びとめて「三井さん安養西村（下之郷から一・五km程離れた村）へ行って呉れないか。嫁いでいる娘がどうも具合が悪く、頭にクサがたくさんできて困っ

ているとのこと、早速行って、その娘さんに会い色々
体の具合、様子を聞いた。

どうもここしばらく体を相当酷使して働いていた様子、
しかも半年ほど前から月経不順とのこと。そこで私は「人
間の体には誰でも毒素があるもの、まして三十三才のヤク
年を過ぎた御婦人の体は衰退期だから、内からよくせねば
ならん」と言って実母散と六神丸の併用をすすめた。十日
後にその様子をきいたら「一週間でスッキリした」と感謝
していた。

もう一つは今から十年前の四月十五日のこと、自宅へ川
並勘次郎さんから、月経不順で困っている。冷え込みにい
い薬を大至急送ってくれと注文のハガキが来たので早速送
った。その次の廻りに川並家に入れ替えをやっていると私
の薬箱の中に送った運賃と薬代が入っているの、理由を
たずねると、春送ってもらった薬を売った代金でそこへま
た行って下さい。わけはともかく下之郷から一km離れた小
川原村にある北川惣次さん宅だから早く行ってくださいと川並
家の奥さんが言う。そこで私は皆目見当がつかぬまま翌日

北川家へ行った。ところが主人と奥さんが畳に頭をつけて
私を迎えてくれた。私はびっくりして「これは一体どう言
うわけですかその訳を聞かせてくれないか。まだくすり
ほしいとのことだが私はその訳を聞かなくては置かぬ主義
にしている」と言ったら主人は実はカクカクシカジカと次
のとおり説明してくれた。だいぶ前から妻が非常に体の具
合が悪く、頭が痛いやら腰が痛いという、さらに胸がむか
つく日まいがすると言うので彦根病院へ行って診断したと
ころ「子宮がんだからすぐ入院しろ」という。これをきい
た妻はびっくりして家へ帰り私と相談の結果とにかく豊郷
へ行き、もう一度別の医者にも診てもらうことにした。豊郷
の医者は「十日程きて調べてみないとはっきり言えない」
と言う。私達は全く困りはてた。ちょうど豊郷へ行く道す
がら下之郷の川並勘次郎さん宅へ寄った。川並家は妻の妹
がいるので、三井さんの薬は医者がだめだと言っている子
供や娘などを助けた。非常によく効くから服んでみたらと
奨められた、とにかくためしてみようと妻に実母散と六神
丸をすすめたら、おどろくなかれ真黒な血のかたまりが三

つも下り、現在はなんともなくすっきり元気になったと言
う。

このようなわけで深く感謝されたが、私はそこで平素か
ら予防薬として六神丸をのむことをすすめてきた。

こう言った体験談をすれば話にきりがなが、要は富山
薬業の発展は、原料本位、品質本位にあり、そして各自が
自分のもっていく、くすりに、自信と確信をもって業にあ
たるのが肝要だと思う。(三井清平)

私がこの業に従事したのは大正の中期で当時若輩ながら
も小さな夢を抱き、富山県薬業は永い歴史と伝統を持つ県
の重要産業であり富山県に育ち、この業に従事することは
大なる誇りと思い、かくて半世紀にわたって薬と共に取り
組んできた。従事以来東京と埼玉県を活動の地域としてい
るが、初めて行った当時の東京は人口二五〇万余で今日の
ように交通機関の発達していない時であったため、道の真
中で犬が昼寝をしていた悠長な情景も見られたが、しかし
半面東京は「生馬の目を抜く」と言われ商売にはとても敵

しいところであった。始めは殆ど新懸専門にやらされたが、
当初は相手の東京弁ではそれに応答する言葉が出てこず、
新米の売薬さんには仲々手ごわい勤務であったが日を積む
にしたがって言葉も新懸方法にも慣れてきて、新懸を専門
とする友と宿舎に帰っては、その方法を教わったり教えた
りして互いに励まし合って研究したものである。「石の上
にも三年」とか三年もたつとその道が一通りわかるよう
になり、薬業精神とその魂が三年後でないと思入らないも
のであることを意識した。当時東京では新懸のことを桃売
りと言っていたが、この言葉は桃の産地から桃売る人が戸
別に売り歩いたもので、新懸も戸別に勧誘して歩くのと共
通したところがあつたことから桃売りと言つたとか。諺に
「桃栗三年柿八年」と言うが、これを我が業界に当てはめ
て言うならば「桃売り三年、柿八年」とは懸場八年、要す
るにこれだけの年月を経なければ一人前の薬業人と言えな
いと解釈してよいと思う。例えば官庁或るいは会社に勤務
しても三年、五年、十年と経歴を積み重ねて係長、課長部
長といった順序があるのと同じであると言える。大正時代

の後半になって富山県薬業が急激に発展したのと併行して、また一亩それと同時に店舗売薬にその王者たらんとして売り出したのが星製薬KKで、資本金は二千万円と言う当時としては大きな資本でありこの大資本にものを言わせて店舗は勿論、配置の面まで進出して我が富山売薬に挑戦の体制にでてきた。それにはいささか脅威を感じたが、経験のない者のやり方は先人に打ち勝つことができず数年をまたずに同社の薬は配置面から完全にその姿が消えてしまったのである「富山の薬屋さん、あなたは強かった」と言いたい。

大正十二年の関東大震災は一瞬にして、東京の大半が灰燼となったが、復興は極めて早く家の建つのと同時にいち早く配置したことにより各家庭から大いに喜ばれ、また避難の最中に富山の薬で多くの人々が助かったと言うことを聞いた。この事実は高く評価されてよいと思う。大正の末期までは売薬には一割の印紙がはられたのであるが、社会政策上この印紙は不当であるとして、加藤内閣時代に廃止されたことも喜ばしい記録の一つである。

昭和七年業者の平和と幸福のために部会の前身である最

寄会が組織された。政府は国民健康保険に要する医療薬の給付を全購運を委嘱機関とする法案を企図したのである。この法案は我々配置業者を抹殺せんとするものであった。そこで全国の業者は決起して、県選出代議士の応援をもとめ、その法案の阻止に大運動を起こしたのである。団結の力は強かったことと、正しき与論の前にはその法案は撤回された。これは我が業界の史上に一页として残すに価するものであると言える。

戦争中に銃後の国民は戦地へ慰問袋を送るのが義務と心得ていたその頃、作家火野葦平氏の「麦と兵隊」の小説の中に、富山の薬を母がまごころをこめて持たせてくれたと一節があるように慰問袋には大概「富山のくすり」がはいっていた。お得意からはあれこれと種々求められたが、恵まれない家庭へは無料で提供し、富山の薬屋さんの親切奉仕の行為を遺憾なく発揮してきたのは、永遠に残る美談の一つであったと思うのである。

力の世界は力で減じるもので、道義の世界は無限のものであると思う。「富山のくすり」と各家庭は昔も今も堅く

結びついており、将来もそうであると確信している。(富山市今木町 岩瀬市男)

(「薬業通信講座」)

五 昭和四十三年 家庭薬配置業の経営動向

薬業連合会は先頃(四十三年一月)、配置販売業の損益計算事例という興味ある資料を明らかにした。これにより、その内容について触れば次のようになる。

懸場戸数一、五〇〇戸、一日廻商一五戸、掛取戸数一〇%、廻商実日数二二二日、滞在日数二五〇日、年二度廻り、自行商(一人親方)の例を取り上げているが、これによれば、値引きが〇から三割前後とし、商品仕入原価は二八%、副資材が五%前後、交換薬損が一・五~二%、これにより売上総利益は五二・三~六七・一%としている。また宿泊費を八〇〇円、昼食費一五〇円とした場合必要経費は二二・八~四〇・七五%、したがって差引純利益は一・二~二・二~四四・三%となっている。

上記数字より明らか如く、個人差が大きい事が明らかになる。参考までにさきに掲げた損益計算事例三六例のうち一例を掲げる。

科 目	摘 要	金 額	比 率
1 総収入額	(正価換算額)	1,200,000	100%
純売上高	定価×0.8(2割引)	960,000	80%
2 売上原価	定価×0.28	336,000	28%
イ商品仕入原価	箱250円×750丁÷5年償却=37,500	30,000	2.5%
ロ副資材	厚袋7円×750丁=5,250 定袋5円×1,500丁=7,500	12,750	1.1%
ハ交換薬損	仕入×0.1×0.5(半額損)	31,250	2.6%
3 売上総利益	1-2	711,000	59.3%
4 必要経費		435,000	36.3%
イ 宿 泊 費	800丁×250円	200,000	16.7%
ロ 中 食 費	150丁×250円	37,500	3.1%
ハ 荷 造 運 賃	含保存箱	16,000	1.3%
ニ 旅 費 交 通 費	次北原3,000円×4回 交通費1,000円×8ヶ月	19,000	1.6%
ホ 修 繕 消 耗 品 費	その他 茶弁当 單車三年償却、ガソリン代、自転車、靴、服装等	50,000	4.2%

へ文具通信費	七、〇〇〇	〇・五
ト広告宣伝費	一六、〇〇〇	一・三
チ交際費	三、〇〇〇	〇・九
リ支払利息	一、〇〇〇	〇・九
又公租公課	一七、〇〇〇	一・四
ル雑費	一三、〇〇〇	一
ヲ貸倒損	二六、〇〇〇	二
5 差引純利益	三六、五〇〇	二・七

(山崎佳夫「富山県配置家庭薬の現状とその課題」
富山大学北陸経済研究所「北研資料」)

五五 昭和四十六年 売薬行商雇用契約書様式

売薬行商ニ付雇傭契約証書

今般

ハ売薬懸場帳主

ノ為メニ同

人ノ薬品配置区域タル売薬懸場先ニ於テ売薬行商ノ勞務ニ

従事スルニ付契約ヲ締結スル事左ノ如シ

第壹条 勞務者

ニ於テ使用者

ノ

為メニ行商ヲ為スヘキ売薬懸場左ノ通り

一

町売薬營業人

ノ製造シタル

売薬ヲ配置シタル売薬懸場第 号 人脚

一場 所 県 郡 町

一 得意家 県

外 名

一 配置藥品 外 方

一 配置薬価格概算金

一 最近壹ケ年ノ取揚高金

(壹ケ年 度廻リ)

一 前記各号ノ詳細ハ此權利ヲ表明スヘキ懸場帳簿 冊

ニ記載ノ通り

此評価格金

ノ評価ニ依リタルモノ

第貳条 此契約ノ雇傭期間ヲ昭和 年 月 日ヨリ

同 年 月 日マテト定ム尚ホ満期後更新スルコ

トヲ得但シ勞務者ハ使用者ノ都合ニヨリ何時解雇セラ

ルモ毫モ異議ナシ而シテ若シ勞務者ヨリ自己ノ都合ニヨ

リ解雇ヲ求メントスルトキハ壹ケ年前ニ之ヲ予告スルコ

トヲ要スルモノトス

第參条 本契約ニ於ケル毎年度ノ行商期間ハ其年 月

日ヨリ 年 月 日マテト定ム

第四条 勞務者ハ本契約期間中毎年使用者ノ為メニ第壹条ノ懸場区域内ニ於テ総テ使用者ノ指揮ニ從ヒ誠実ヲ旨トシ至重ノ注意ヲ以テ売薬行商（薬品配置及代金取立ノ行為ヲ包含ス）ノ勞務ニ服スルモノトス

第五条 勞務者ハ使用者及懸場帳主ノ承認ヲ得ルニアラサレハ他人ヲシテ自己ニ代リ行商ノ勞務ニ服セシムルヲ得ス

第六条 勞務者ノ行商ノ為メニ要シタル費用ハ使用者ヨリ之ヲ支弁セラルヘキモノトス

但シ富山市ヨリ懸場先ニ到着スル迄ノ旅費ハ行商出發ノ際使用者ヨリ之カ支給ヲ受ケ其他ノ実費ハ得意家ヨリ取立タル薬品代金ノ内ヲ以テ之ヲ支弁シ使用者ニ対シ其計算ヲ明細ニ報告スヘキコト

第七条 勞務者ハ使用者ヨリ毎年報酬トシテ金 円ヲ給与セラルムモノトス

但右報酬金ノ内 円ハ行商出發ノ際ニ支払ヲ受ケ其

残額ハ行商終了ノ上帰国ト同時ニ其支払ヲ受クヘキコト

第八条 勞務者ハ売薬ニ関スル法律命令及行商仲間規約ヲ遵守シ總テ其實ニ任スヘキモノトス若シ勞務者犯則等ノ行為ニヨリ使用者ニ損害ヲ及ホシタルトキハ罰金料料ハ勿論其他一切ノ費用ヲ使用者ニ対シ弁償スヘキコト

第九条 勞務者カ故意ニ取揚金高ヲ減少シタルトキハ其減少額壹百円ニ付式百円ノ割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ予定賠償額トシテ使用者ニ賠償スヘキモノトス

第十條 勞務者カ故意ニ得意家ヲ減少セシメタル場合ニハ予定賠償額トシテ其減少シタル得意家ノ取揚金高參ヶ年分ニ相当スル金額ヲ使用者ニ賠償スヘキモノトス

第十壹条 勞務者ハ行商中誠実ヲ旨トシ得意家住所氏名配置薬個数売掛代金及取揚金高ヲ遺漏ナク且ツ明確ニ之ヲ帳簿ニ記載スヘシ若シ之ニ違ヒタルトキ又ハ帳簿上虚偽ノ記載ヲ為シタルトキハ其一口毎ニ前者ハ金參円後者ハ

金五円ヲ予定賠償額トシテ使用者ニ賠償スベキモノトス
第十貳条 勞務者ハ使用者ヨリ交付セラレタル売薬以外ノモノヲ得意家ニ配置又ハ販売スルコトヲ得ス若シ之ニ違

ヒタルトキハ何人ノ製造薬又ハ製品ニ係ルヲ問ハス使用者ヨリ之ヲ没収セラルトモ異議ヲ主張スルヲ得ス且ツ其製造薬又ハ製品一種毎ニ金百円宛ヲ予定賠償額トシテ使用者ニ賠償スヘキモノトス

第拾参条 労務者ハ毎年帰国ト同時ニ帳簿鑑札及残薬明細書其他付属品ハ総テ使用者ニ還付スヘキモノトス

第拾四条 労務者ハ契約ノ期間中第壹条記載ノ場所ノ範圍内ニ於テハ新ニ自己ノ懸場帳簿ヲ創定シ又ハ他ノ懸場帳簿ヲ買入レ薬品ヲ配置スルコトヲ得ス若シ之ニ違フトキハ何人ノ製薬ニ係ルヲ問ハス之ヲ没収スルモ異議ヲ主張スルヲ得ス且ツ其得意家ノ戸数ノ多少ニ拘ハラズ金五百円ヲ予定賠償額トシテ使用者ニ賠償スヘキモノトス

第拾五条 労務者ハ売薬懸場帳簿ヲ以テ自己ノ債務ノ為メ担保ニ供スルヲ得サルハ勿論該帳簿ハ至重ノ注意ヲ以テ保管スルノ責任アルモノトス

第拾六条 労務者ハ本契約ノ期間中第壹条記載ノ得意家以外ニ更ニ得意家ヲ増加シタルトキハ総テ使用者ノ利得ニ帰シ自己ノ權利トシテ主張スルコトヲ得サルモノトス

第拾七条 労務者ハ中途解約又ハ期間満了ノ後ト雖モ解約後満参ヶ年内ニ於テ本契約ニ違背ノ行為アルコトヲ発見セラレタルトキハ契約期間内ニ於ケルト等シク総テ本契約ノ規定ヲ適用セラルヘキ義務アルモノトス

第拾八条 労務者ハ解約ノ後ニ於テ満 年間ハ該懸場ヘ立入り自己若クハ他人ノ為メニ売薬ニ関スル営業ニ従事スルコトヲ得ス若シ之ニ違ヒタルトキハ何人ノ製薬ニ係ルヲ問ハス使用者ニ於テ其配置薬ヲ取上クルモ異議ナキノミナラス尚金七百円ヲ予定賠償額トシテ其度毎ニ使用者ニ賠償スヘキモノトス

第拾九条 労務者ハ解雇後ト雖モ其行商中行商先ニ於テ買掛リ等其他負債ヲ遺シ置キタル為メニ使用者ニ迷惑ヲ及シタル場合ニ於テハ即時之ヲ弁償スヘキモノトス

第貳拾条 使用者ニ於テ保証人ノ死亡又ハ資力減少ニ因リ更ニ保証人ヲ立テテ事ヲ要スルトキハ労務者ハ之ニ応シ相当保証人ヲ立ツル義務アルモノトス

第廿壹条 労務者病氣放蕩又ハ逃亡其他ノ事故ニ因リ予定ノ行商日数ヲ経過スルモ尚ホ帰国セサル時ハ保証人ハ使

用者ノ請求ニ依リ自己ノ費用ヲ以テ直チニ本人ヲ連レ来
ルヘキ義務アルモノトス

第廿貳条 勞務者行商先ニ於テ病氣又ハ死亡ノトキハ保証
人ニ於テ總テ之ヲ引受ケ其取扱及費用等ニ付一切使用者
ヘ迷惑ヲ相掛ケサルモノトス

住所

昭和 年 月 日 勞務者

住所

保証人

住所

保証人

使用者

殿

(石井家所蔵文書)

富山県薬業史資料集成上

昭和五八年三月二〇日 印刷
昭和五八年五月 九日 発行

編者 富山県
発行所 富山県

印刷 中村印刷工業株式会社

富山県東町三丁目三番二二号